

特許庁委託事業

中国ライセンスマニュアル

2019年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部

## 目 次

第一章	中国におけるライセンス取引のビジネス環境	1
第二章	技術ライセンス	3
第一節	中国における技術ライセンス取引のビジネス環境	3
一、	中国における技術流通の実情	3
二、	中国における技術ライセンスパートナーの発掘方法	21
第二節	専利ライセンス取引の法的環境	26
一、	一般的専利ライセンス	26
二、	強制的専利ライセンスの制度及び適用条件など	31
第三節	技術ライセンスの交渉の一般知識	34
第四節	中国企業との技術ライセンスの交渉術	37
一、	交渉前の調査実施	37
二、	交渉における留意点	39
第五節	ロイヤリティ金額の算定方法	43
一、	ロイヤリティの徴収方式	43
二、	ロイヤリティの設定時に考慮される要素	43
第六節	技術ライセンス契約書作成の留意点	46
一、	技術ライセンス契約の主要条項の内容	46
二、	契約作成時に要注意の内容	49
第七節	技術ライセンスの関連事件	53
一、	ライセンス契約の技術の不完全により損失を被った事件	53
二、	ライセンス契約のライセンサーの適格性に関する事件	53
三、	薬品譲渡技術が契約目的を達成できないことにより譲渡費用返還の事件	54
四、	標準特許のライセンスにより起した WAPI 特許侵害事件	55
第三章	商標ライセンス方法	57
第一節	商標ライセンス	57
一、	商標ライセンスの概念	57
二、	商標ライセンスの対象	57
三、	商標ライセンスの分類	58
四、	商標権者及び被許諾者の義務	59
第二節	商標ライセンスに関する法律規定	60
一、	商標ライセンス契約の締結および届出	60
二、	商標ライセンスの種類	60
三、	被許諾者の訴訟地位	61
四、	商標譲渡が商標ライセンス契約の効力に及ぼす影響	61
第三節	商標ロイヤリティの算定方法	62
第四節	商標ライセンスの事例	62
I	事件の概況	62
II	本事件の争点に関する判定	64
第五節	商標ライセンス契約	69
一、	契約の主要条項	69
二、	許諾契約の締結時の留意点	71

三、商標ライセンス契約の届出手続 .....	72
第四章 著作権ライセンス .....	74
第一節 著作権ライセンスの優位性.....	74
一、著作権ライセンスとは.....	74
二、著作権ライセンスの権利種類.....	74
三、著作権ライセンスの種類 .....	74
四、著作権ライセンス契約.....	76
五、著作権ライセンスの優位性.....	76
第二節 著作権登録とその方法、意義.....	78
一、著作権登録の方法 .....	78
二、著作権登録の意義 .....	80
第三節 中国における（外国特に日本の）著作権の立証方法と実態.....	82
一、著作権の立証方法についての法律規定 .....	82
二、中国における（外国特に日本の）著作権の立証実態 .....	82
第四節 キャラクター著作物ライセンスの実態 .....	84
第五節 画像やフォントの著作権を侵害した場合の対応や予防策について.....	86
一、画像やフォントの著作権の主張に関する法的根拠.....	86
二、画像やフォントの著作権者から警告書を受け取った際の対応方法.....	87
三、その他（社内で取れる留意点や予防策など） .....	89
第五章 営業秘密漏洩防止対策 .....	91
第一節 営業秘密の保護.....	91
一、営業秘密の定義.....	91
二、営業秘密の侵害行為.....	91
三、営業秘密侵害行為の法的責任 .....	92
第二節 営業秘密の認定と侵害行為の立証.....	95
一、    構成要件.....	95
二、    侵害行為の立証.....	97
第三節 営業秘密漏洩防止対策 .....	98
一、営業秘密漏洩ルート.....	98
二、営業秘密漏洩防止策.....	98
第六章    ライセンス契約締結後の手続き .....	103
第一節    中国政府機関への届出手続き、届出なかった場合の罰則や影響 .....	103
一、商標使用ライセンス契約届出に関して .....	103
二、技術ライセンス契約届出に関して.....	105
三、著作権利用ライセンス契約届出手続きに関して.....	118
四、「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」について .....	119
第二節 ロイヤリティの送金手続き .....	123
第三節 相手方がライセンス契約に違反した場合の対応.....	127
一、事前の防止 .....	127
二、証拠の収集 .....	127
三、専門家との相談.....	127
第七章    まとめ.....	128
付録 1  專利実施許諾契約書(CN) .....	131
付録 2  專利実施許諾契約書(JP) .....	137

付録 3	専利実施許諾契約書(EN)	144
付録 4	商標実施許諾契約書(CN)	153
付録 5	商標実施許諾契約書(CN)	157
付録 6	商標実施許諾契約書(EN)	161
付録 7	技術譲渡契約(CN)	166
付録 8	技術譲渡契約(JP)	172
付録 9	技術譲渡契約(EN)	179
付録 10	技術コンサルティング契約(CN)	188
付録 11	技術コンサルティング契約(JP)	192
付録 12	技術コンサルティング契約(EN)	196
付録 13	著作権実施許諾契約書(CN)	201
付録 14	著作権実施許諾契約書(JP)	205
付録 15	著作権実施許諾契約書(EN)	210
付録 16	技術開発契約(CN)	216
付録 17	技術開発契約(JP)	220
付録 18	技術開発契約(EN)	225
付録 19	N社とB社との間にWAPI 専利侵害事件	231
付録 20	H社とG大学との間の技術譲渡契約紛争	242
付録 21	T社とK社との間の技術譲渡契約紛争	251
付録 22	D研究所とY社との間の技術譲渡契約紛争	261

## 第一章 中国におけるライセンス取引のビジネス環境

中国経済の発展に伴い、知的財産ライセンス取引は今後ますます増えると考えられるが、中国の現行の法制度の下で、自社の権益を守るためにどのように工夫するかは大きな課題である。経済環境および法的環境の下、中国の現行の知的財産関連法律規定を十分理解したうえで、知的財産ライセンスによる投資や使用許諾などを行う際に、いかに知的財産の導入を必要とする適格な中国企業を発掘し、法的リスクを検証し、かつ、それを最大限に回避することを検討しながら、ライセンス契約を締結するかは、日本企業が知的財産を利用して中国市場に進出する際に非常に重要な作業である。

中国の国際社会での影響力が増すにつれて、知的財産権保護に関しても世界各国から新たな要望が殺到している。中国政府の指導者も重ねて呼びかけ、イノベーションの奨励、知的財産関連ビジネス環境の改善、知的財産権保護戦略の更なる強化、特に外資系企業の合法的権益の保護を承諾している。

2018年4月10日、中央委員会総書記、国家主席習氏が、ボアオ・フォーラム 2018 年年次総会開幕式に出席し、「開放で共同繁栄を創り出し、イノベーションで未来を先導」をテーマとする基調講演を行い、「知的財産権保護の強化は財産権保護制度の完備にとって最も重要な内容であり、中国の経済競争力を向上させる最も大きな激励でもある。これについて、外資系企業は要求があるが、中国企業は更に要求がある。法の執行力を完備し、法執行の力強さを増し、違法した者に多大な代価を支払わせ、法律の威厳を十分に発揮する。また、中国政府は中国企業および外資系企業が正常な技術の交流協力を行うことを奨励し、中国国内の外資系企業の合法的な知的財産権を積極的に保護する。」と強調した。

2018年8月28日、「一带一路」知的財産権ハイレベル会議に対し、習主席が書簡で祝辞を寄せ、「知的財産権制度は『一带一路』の共同建設の促進にとって重要な役割を持つ。中国は厳格な知的財産権保護を揺るぎなく実施し、全ての企業の知的財産権を法に則って保護し、良好なビジネス環境とイノベーション環境を築く。」と強調した。

国務院李総理が2018年9月19日に天津梅江エキシビジョンセンターで開かれた2018年夏季ダボス会議開幕式に出席して特別な挨拶を述べ、「われわれはさらに厳格な知的財産権保護制度を実施し、国内外の企業の知的財産権への侵害を断固として法に基づき取り締まり、処罰を強化する。権利侵害者に多大な代償を支払わせ、創造者に大胆に創造させる」と強調した。

2018年11月5日、第1回中国国際輸入博覧会が上海で開催された。習主席が開幕式に出席し、「創造的、かつ包括的な開放型の世界経済を共に創り出す」をテーマとする基調講演を行い、「中国で登録された企業であれば、中国資本でも海外資本でも、独資でも合弁でも、すべて同じものとみなして対応する。外資系企業の合法的権益を保護し、外資系企業の合法的権益、特に知的財産権への侵害行為を法に則り断固として処罰する。」と強調した。

2018年、立法および管轄機構面に新たな変化があるだけでなく、指導層からの知的財産権保護の重要性の呼び掛けが強まる中、実務上、知的財産権侵害事件の損害賠償金額も年々増えている傾向にある。特許権者が全力で立証し、合理的な損害賠償の計算方法を提供した場合、裁判所が特許権者の損害賠償請求を全額で受け入れる判例が多くなってきている。2019年1月に発表された特許法改正草案では懲罰的賠償を徹底するための条文が追加され、報道によると現在改訂中の著作権法においても同様である。様々な現象から、知的財産権保護を強化する姿勢がこれからも続くと思われる。知的財産権侵害行為への攻撃の強化は、実質上、イノベーションの保護、合法的なライセンスの促進という面において良いビジネス環境を構築している。

なお、本マニュアルは2019年2月時点の情報を基に執筆しており、特に2019年3月に改正された技術輸出入管理条例については反映していないため、実際のビジネスを進めるにあたっては、同条例含め、最新の法律・法規等をご確認いただきたい。

## 第二章 技術ライセンス

### 第一節 中国における技術ライセンス取引のビジネス環境

#### 一、中国における技術流通の実情

##### (一) 中国における技術契約の定義

中国契約法の規定によれば、技術契約とは、当事者が技術の開発、譲渡、コンサルティング、サービス等につき締結した、相互間の権利と義務を規定する契約をいう<sup>1</sup>。更に、技術契約を分類すれば、技術開発契約、技術譲渡契約、技術コンサルティング契約、および技術サービス契約があるが、中国契約法の第 330 条から第 363 条においては、詳細に関連技術契約の定義及び締結時の関連規定を記載している。

#### 1. 技術開発契約

技術開発契約は、当事者間で新技術、新製品、新プロセスおよび新材料ならびにそのシステムの研究開発について締結された契約である。技術開発契約には委託開発契約と共同開発契約が含まれる。また、当事者間で産業応用価値を有する科学技術成果の実施・転化につき締結される技術移転契約も、技術開発契約の規定を参照して取り扱われる<sup>2</sup>。

技術開発契約の履行中に、克服できない技術的な困難が出現して、研究開発が失敗或いは部分的な失敗に至った場合、このリスクの責任は当事者の約定による。約定がないか或いは約定が不明確で、本法第 61 条（補足協議を行なう）の規定によってもなお確定できない場合、リスクの責任は当事者によって合理的に分担する<sup>3</sup>。

#### 2. 技術譲渡契約

技術譲渡契約とは、合法的に技術を有する権利者は、現有の特定の専利、専利出願、技術秘密に関する権利を他人に譲渡、または他人に実施、使用を許諾することにつき締結した契約をいう。但し、研究開発予定の技術成果、または専利、専利出願もしくは技術秘密に関係しない知識、技術、経験および情報につき締結した契約は除かれる<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999 年 10 月 1 日より施行）第 322 条

<sup>2</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999 年 10 月 1 日より施行）第 330 条

<sup>3</sup> 「中華人民共和国契約法」（1999 年 10 月 1 日より施行）第 338 条

<sup>4</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」（2005 年 1 月 1 日より施行）第 22 条

技術譲渡契約には、専利権の譲渡契約、専利出願権の譲渡契約、技術秘密の譲渡契約、専利ライセンス契約が含まれる。技術譲渡契約は書面方式を採用しなければならない<sup>5</sup>。

技術譲渡契約は、譲渡人と譲受人で、専利の実施範囲や技術秘密の使用範囲を約定することができる。但し、技術競争と技術発展を制限してはならない<sup>6</sup>。

### 3. 技術コンサルティング契約技術

コンサルティング契約は、特定の技術プロジェクトにつき実行可能性の論証、技術予測、個別の技術に対する調査、分析・評価・報告等の契約を含む<sup>7</sup>。ここでいう「特定の技術プロジェクト」は、科学技術と経済社会の協調・発展に関するソフト面での科学研究プロジェクトと、科学技術の進歩と管理の現代化を促進し、経済的利益と社会的利益を向上させる等の科学知識と技術手段を用いて調査、分析、論証、評価、予測を行う専門的な技術プロジェクトを含む<sup>8</sup>。

### 4. 技術サービス契約

技術サービス契約は、当事者の一方が技術知識をもって他方のために特定の技術問題を解決するため締結される契約であり、建築工事契約と請負契約を含まない<sup>9</sup>。ここでいう「特定の技術問題」は、専門的技術知識、経験、情報を用いて解決する必要がある、製品構造の改良、プロセスフローの改良、製品の品質の向上、製品のコスト削減、資源やエネルギー消費削減、資源環境の保護、安全な操作の確保、経済的効果と社会的効果の向上等に関する専門的な技術問題を含む<sup>10</sup>。技術サービスの内容としては、例えば技術者の育成訓練や技術仲介等がよく見られる。

#### (二) 中国における技術契約の全体像

以下の図面で示したデータは、科学技術部火炬高技术産業開発センター<sup>11</sup>より発表され

<sup>5</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第342条

<sup>6</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第343条

<sup>7</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第356条

<sup>8</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」(2005年1月1日より施行)第30条

<sup>9</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第356条

<sup>10</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」(2005年1月1日より施行)第33条

<sup>11</sup> 中国科学技術部(中央部門の一つ)に直属する事業部門であり、主に全国の技術市場の協調と連絡、政府、科学研究機構および企業間の橋渡し、企業の創造能力と市場競争力の向上、技術市場の発展、知的財産権の保護、科学研究成果の製品化、産業化および国際化等を担当する。HP: <http://www.chinatorch.gov.cn/>



た「全国技術市場統計年度報告」に掲載されているデータに基づいてまとめたものである。このデータは、中国企業のみではなく、外国企業の技術関連契約も含めたものである。

## 1. 技術契約総件数の推移

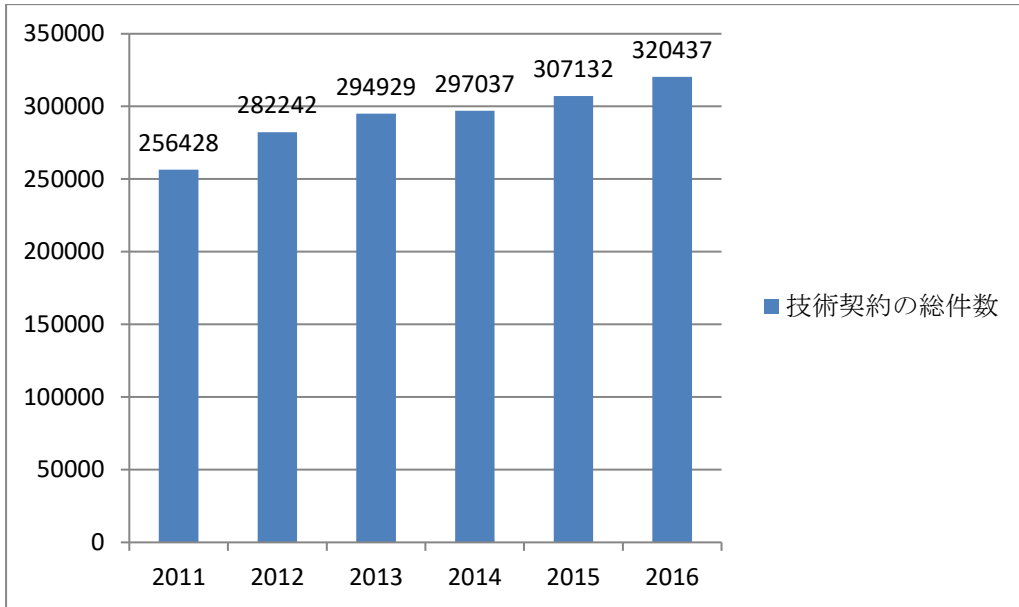


図 1-1 技術契約総件数の推移

中国における技術契約の総件数は、2011年より25万件を超えたが、その後、毎年徐々に増加する傾向で、2016年の時、既に32万件を超過した。

## 2. 技術契約の取引総額の推移

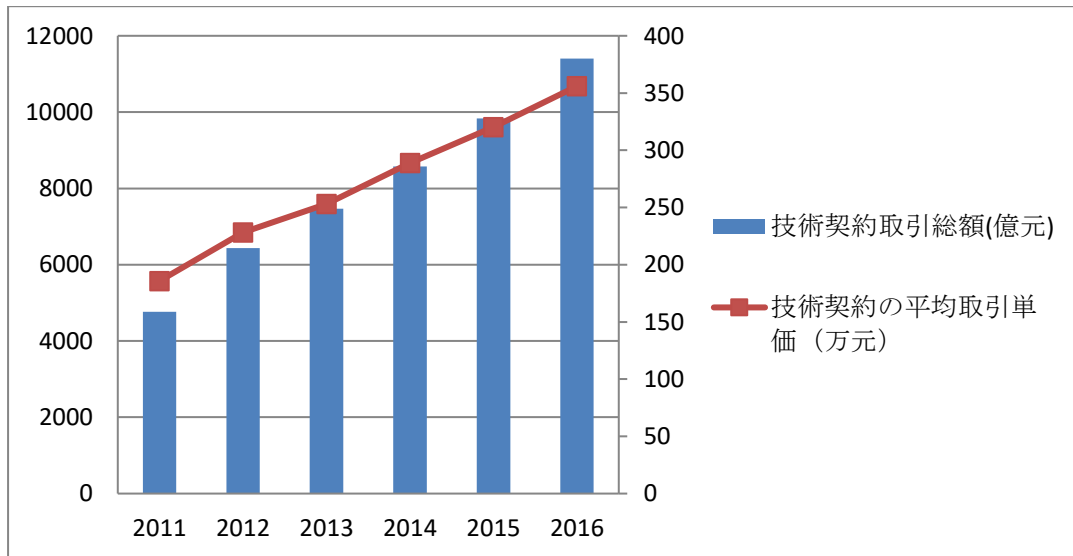


図 1-2 技術契約の取引総額の推移

技術契約の取引総額は、2011年から2017年までの僅か5年の統計データによれば、2011年の4764億元から2016年までの11407億元に倍増している。技術契約の平均取引単価も上昇している状況であり、表1-1に示したように技術契約の平均取引単価が毎年15%前後の伸び率を維持しており、それに伴い、技術契約の取引総額も、毎年12%前後の伸び率を示している。

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
技術契約 取引総額 (億元)	4764	6437	7469	8577	9836	11407
増割		35.1%	16.0%	14.8%	14.7%	16.0%
技術契約 の平均取 引単価 (万元)	185.8	228.1	253.2	288.8	320.3	356.0
増割		22.8%	11.0%	14.1%	10.9%	11.1%

表 1-1 技術契約の取引総額、平均取引単価およびその伸び率

### 3. 技術契約の内訳

#### (1) 技術契約の類型別内訳

##### ① 技術契約の類型別件数

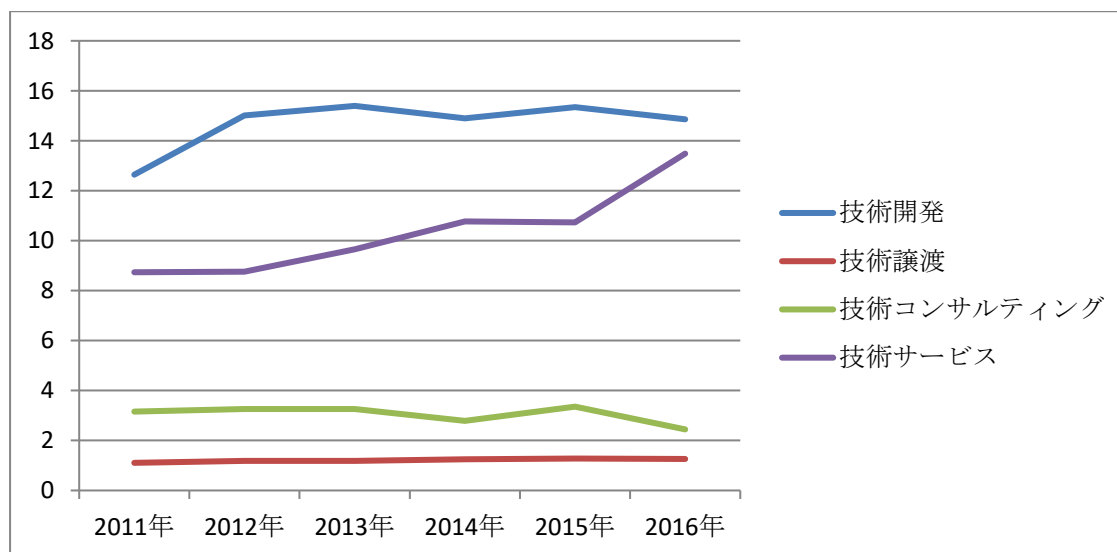


図 1-3 技術契約件数の類型別の推移 (単位：万件)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
技術開発契約	126420	150178	153959	148946	153433	148582
技術譲渡契約	11067	11858	11797	12499	12787	12556
技術コンサルティング契約	31581	32582	32564	27911	33559	24447
技術サービス契約	87360	87624	96609	107681	107353	134852
総計	256428	282242	294929	297037	307132	320437

表 1-2 技術契約の類型別件数

表 1-2 に示されたように、技術開発契約の件数は、2011 年から 2016 年まで年間 12 万件余りから 15 万件近くになり、技術契約の全体において第一位となる。技術譲渡契約の数量も年間平均 1.2 万件前後の規模で安定した状態を保っている。また、技術コンサルティング契約は 2011-2013 年は毎年 3 万件程度で安定している状態であるが、2014 年から減少したり増加したりして不安定な状態に入っているのである。それに対して、技術サービス契約は基本的に増加していく傾向があり、2016 年に 13 万件を超えた。

② 技術契約の類型別取引額の推移

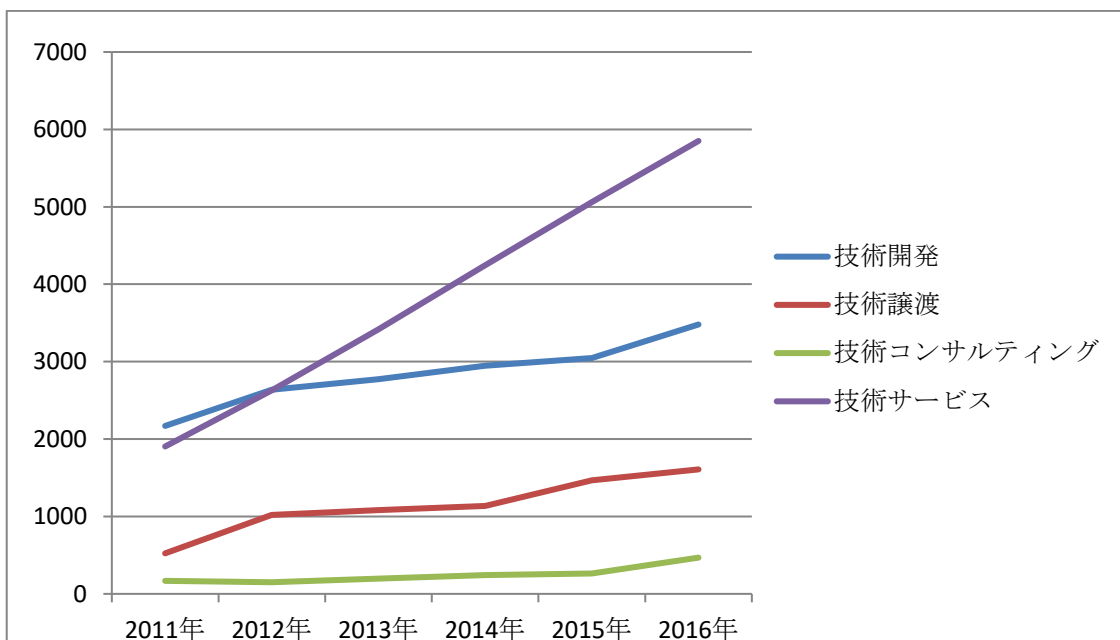


図 1-4 技術契約の類型別取引総額の推移 (単位：億円)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
技術開発契約	2169.8	2636.0	2773.4	2949.0	3047.2	3480.0
技術譲渡契約	523.4	1020.8	1083.8	1137.2	1466.5	1607.9
技術コンサルティング契約	166.2	150.2	195.1	244.3	263.1	468.3
技術サービス契約	1904.1	2630.1	3416.9	4246.7	5059.0	5851.1
総計	4763.6	6437.1	7469.1	8577.2	9835.8	11407.0

表 1-3 技術契約の類型別取引総額（単位：億円）

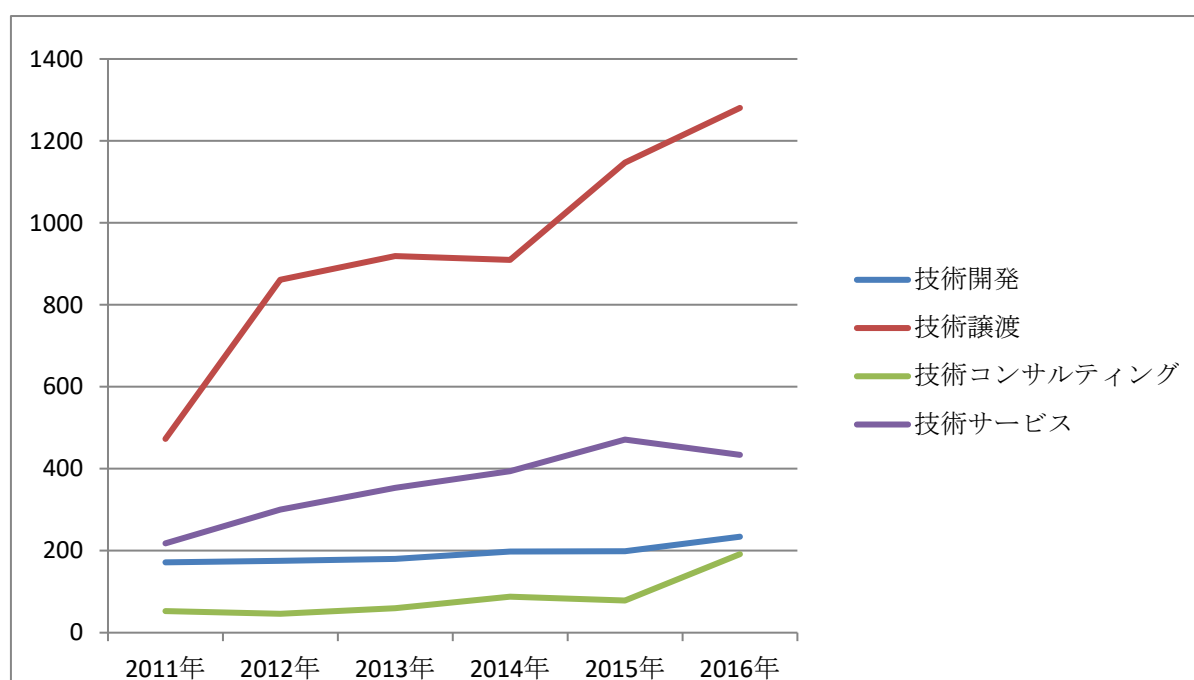


図 1-5 技術契約の類型別平均取引単価の推移（単位：万円）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
技術開発契約	171.6	175.5	180.1	198.0	198.6	234.2
技術譲渡契約	472.9	860.9	918.7	909.8	1146.9	1280.6
技術コンサルティング契約	52.6	46.1	59.9	87.5	78.4	191.6
技術サービス契約	218.0	300.2	353.7	394.4	471.2	433.9

表 1-4 技術契約の類型別平均取引単価（単位：万円）

上述図表に示したように、技術開発契約と技術コンサルティング契約の取引は、2011年から2016年までは、徐々に増える傾向であるが、技術譲渡契約は、2011年から2016年にかけては、3倍に増加し、技術サービス契約の取引額も2.5倍のスピードで増加していた。また、中国の技術譲渡と技術サービス市場は、急激に発展し、ハイテク技術の需要が多くなり、高品質、高金額の技術譲渡契約及び技術サービス契約が勢いよく増える傾向を見せた。

(2) 技術契約の技術分野別内訳（取引額ベース）

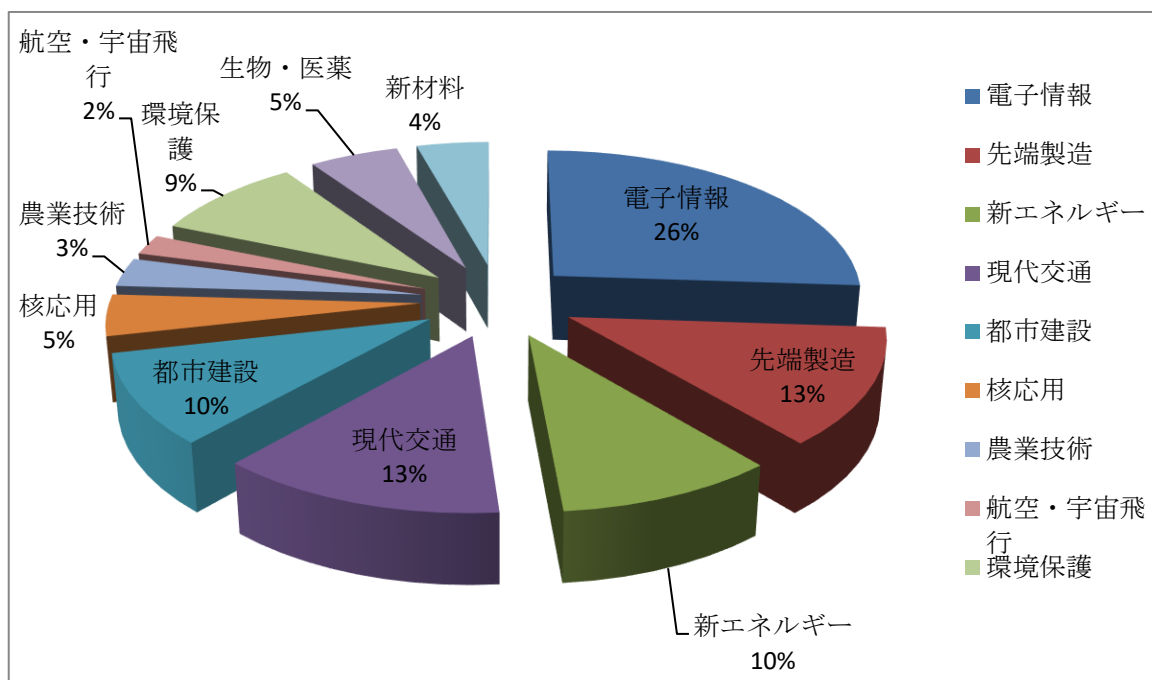


図 1-6 技術契約における各技術分野別割合（2013年）

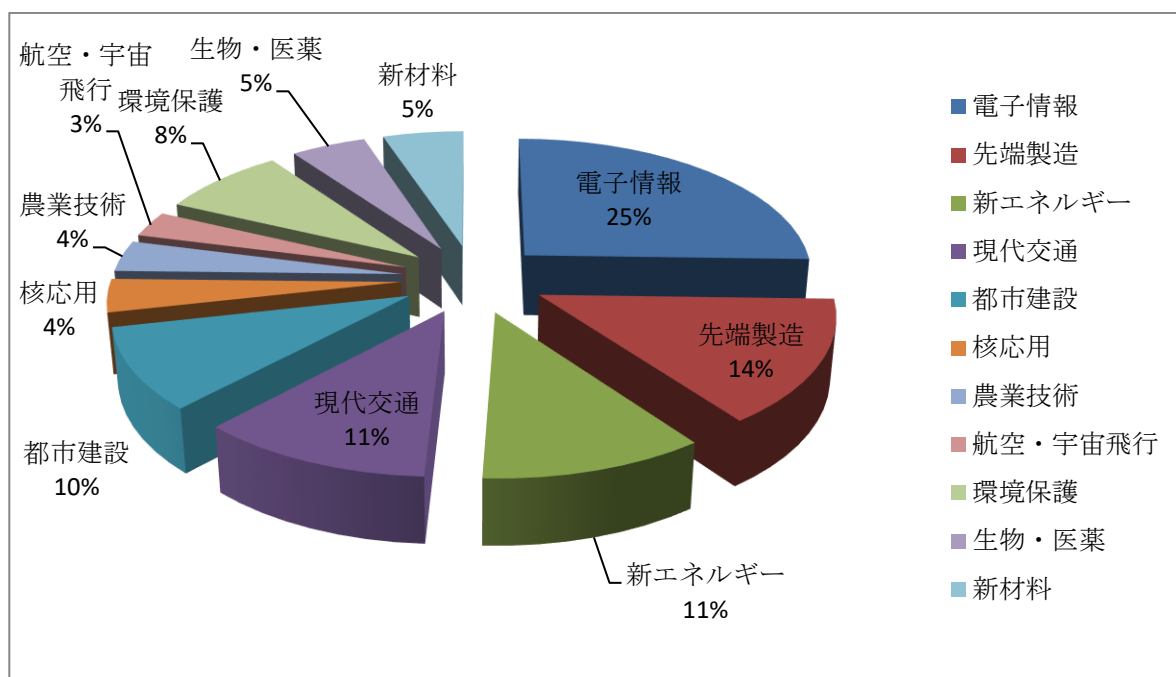


図 1-7 技術契約における各技術分野別割合（2014年）

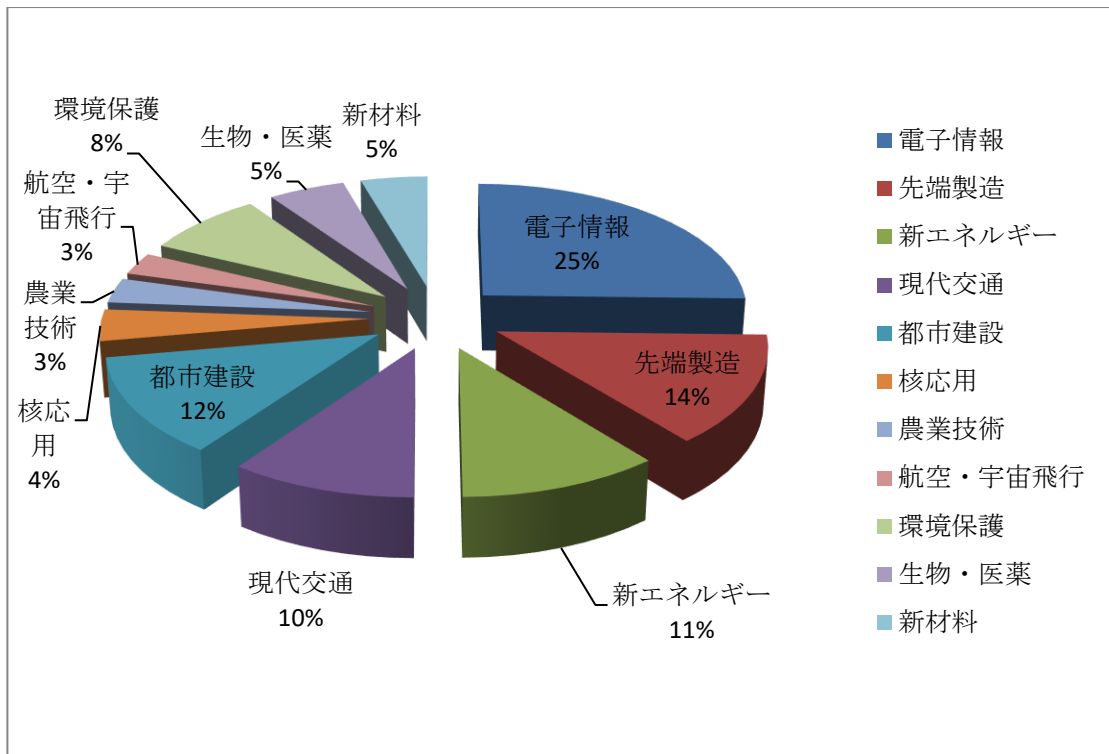


図 1-8 技術契約における各技術分野別割合 (2015 年)

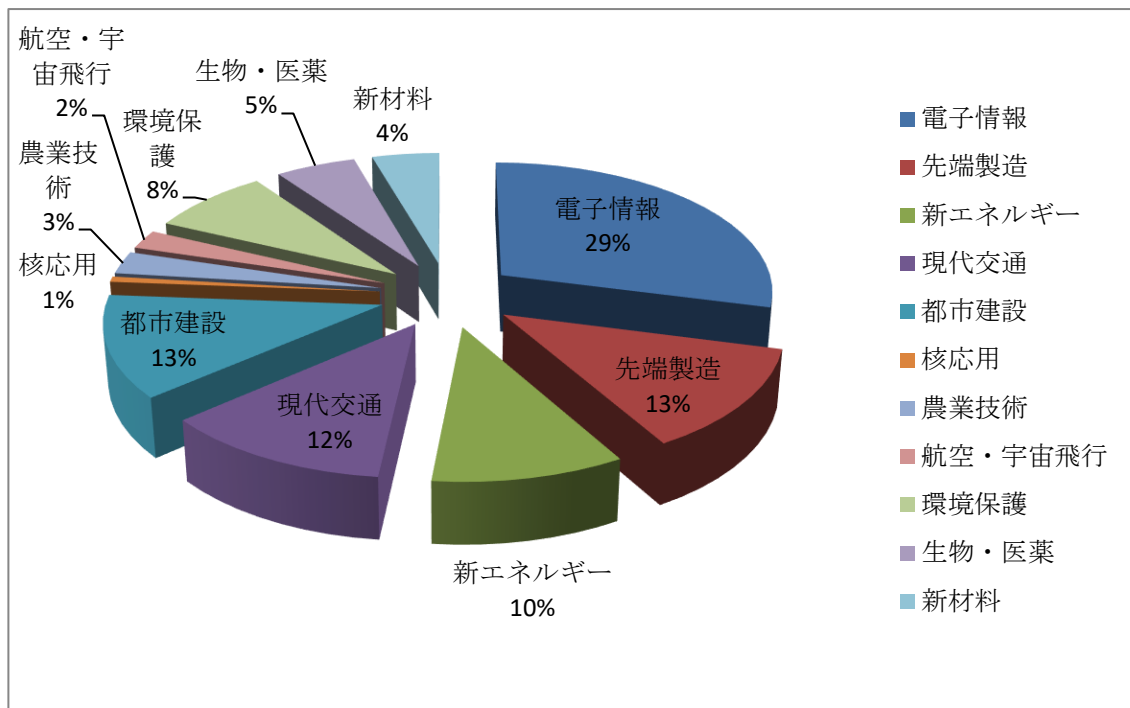


図 1-9 技術契約における各技術分野別割合 (2016 年)

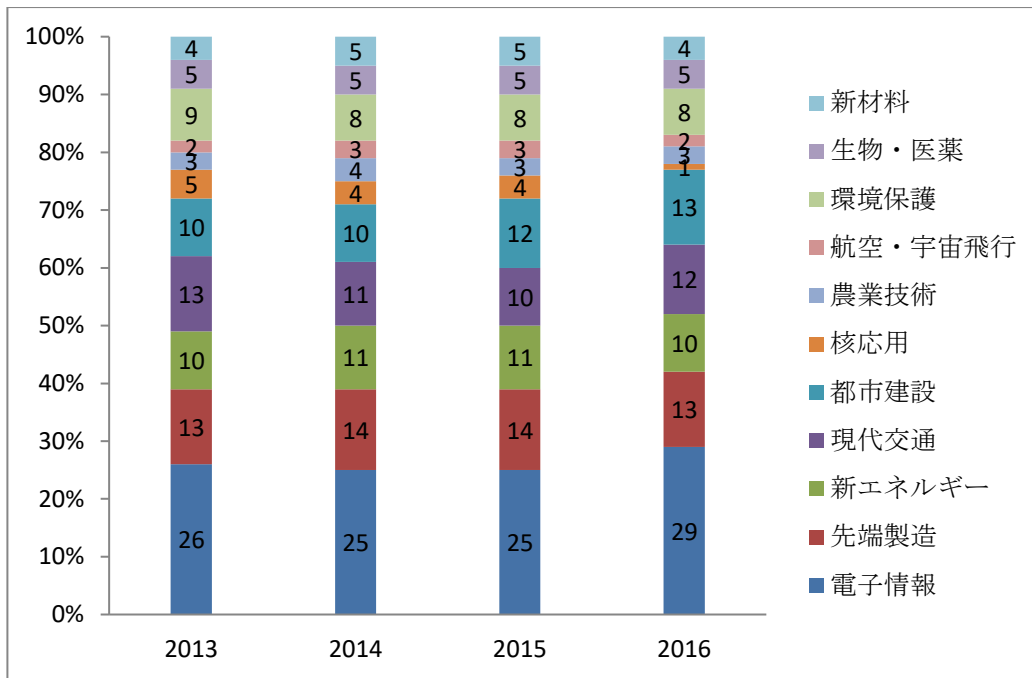


図 1-10 技術契約における各技術分野別割合の推移

上記推移図によれば、2013 年から 2016 年まで各技術分野が占める割合は変化が小さい。電子情報分野、先端製造、新エネルギー、現代交通、都市建設の五つの分野においては、技術契約の取引額が最も多く、全ての技術分野の 60%以上を占めている。

(3) 技術契約の当事者別内訳

① 技術供与側（取引額ベース）

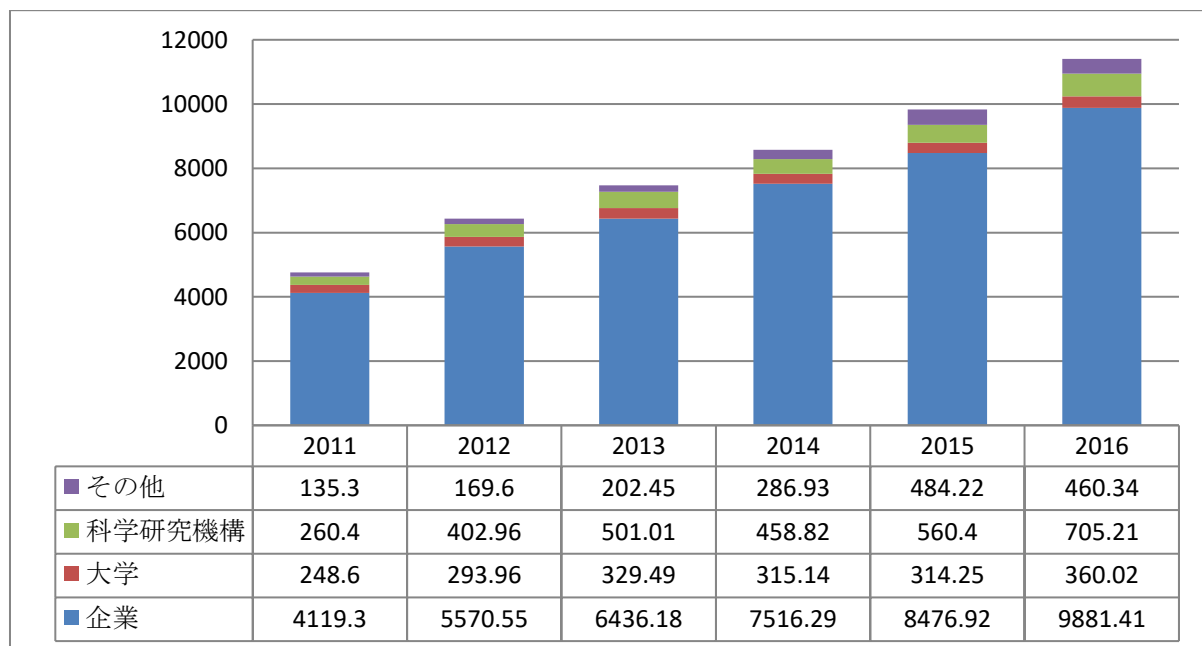


図 1-11 技術供与側の性質による内訳および推移（単位：億円）

上図によると、技術供与側としては、企業が最も多く、且つ全体における割合も年々上昇している。

以下の図表は、企業の資本関係による更なる分析である。

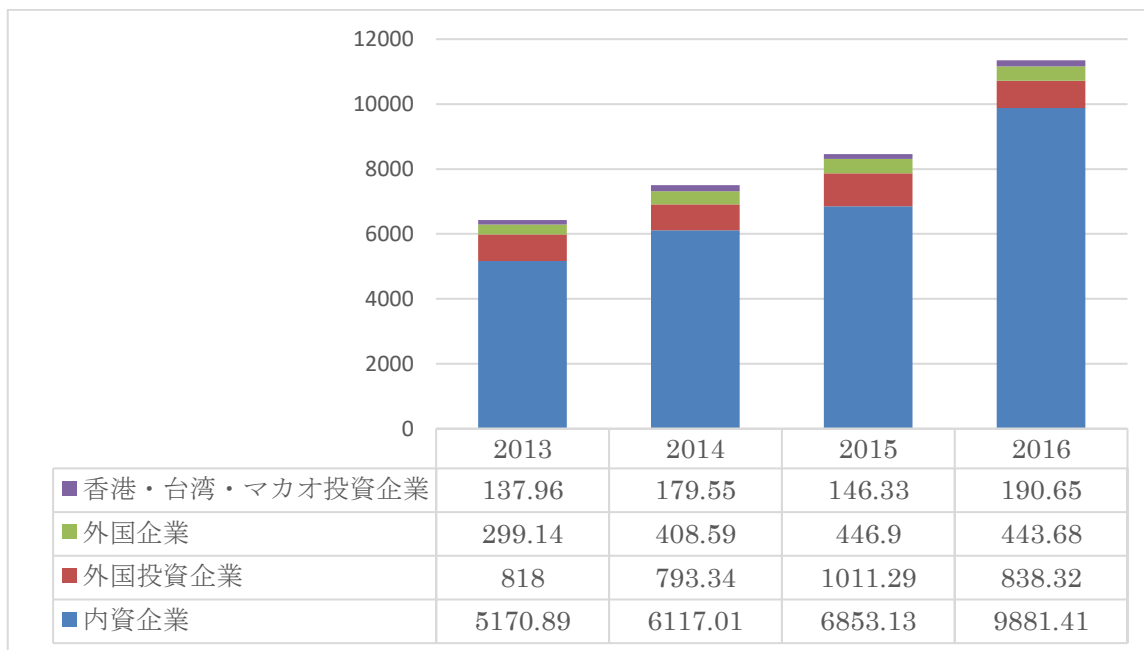


図 1-12 技術供与企業の資本関係による内訳および推移（単位：億元）

上記の図 1-12 技術供与企業の資本関係及び推移からみれば、4 種類の企業の取引額はここ数年で全て増加傾向にある。その中で、中国内資企業が技術供与側となる技術契約の取引額は、他の資本関係の企業を大幅に超えており、倍増しており、ここ数年はその主導的地位に変動はないだろう。しかし、以下の平均取引単価の推移図（図 1-13）によると、内資企業が技術供与側となる場合の取引単価は、4 種類の企業の中で最も低く、しかも増加幅も緩やかだ。技術供与の取引単価は、外国企業が他の企業を大幅にリードしており、これは中国内資企業と外国企業の提供した技術の品質や技術力の差を反映しているためだと考えられる。



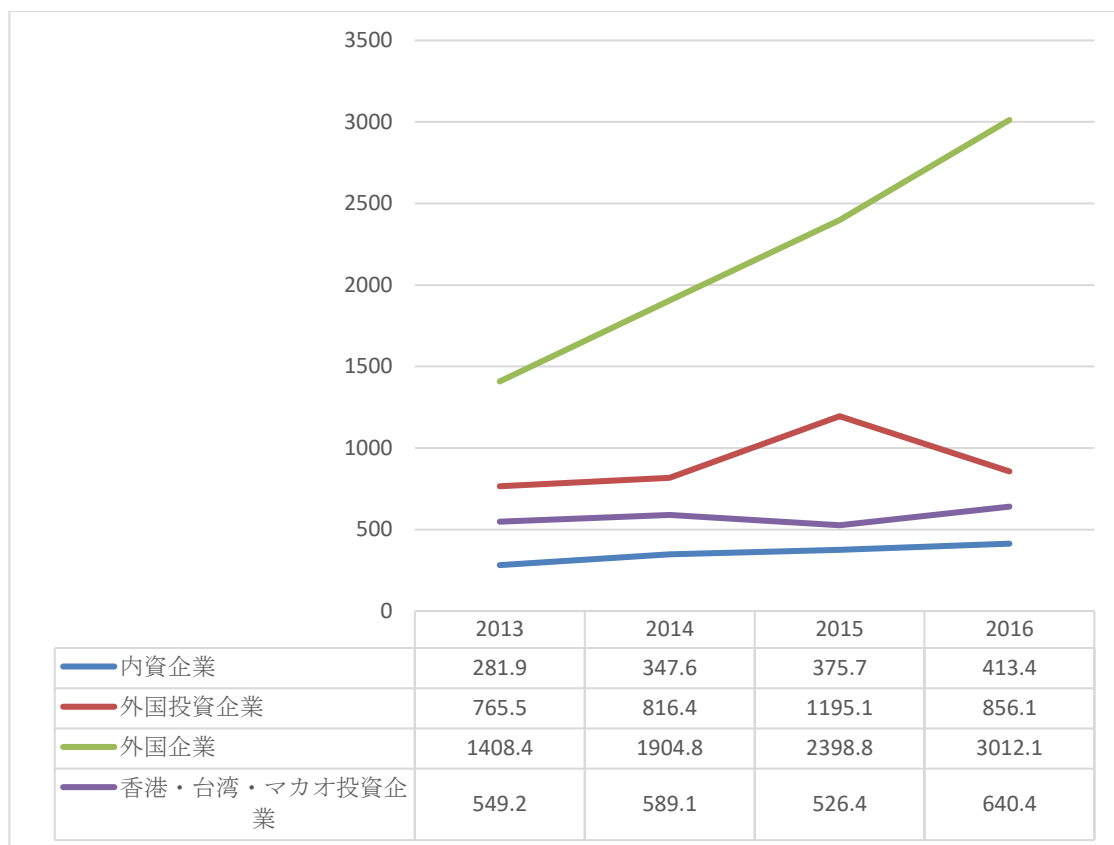


図 1-13 技術供与企業の資本関係別平均取引単価の推移（単位：万円）

② 技術供与先側（取引額ベース）

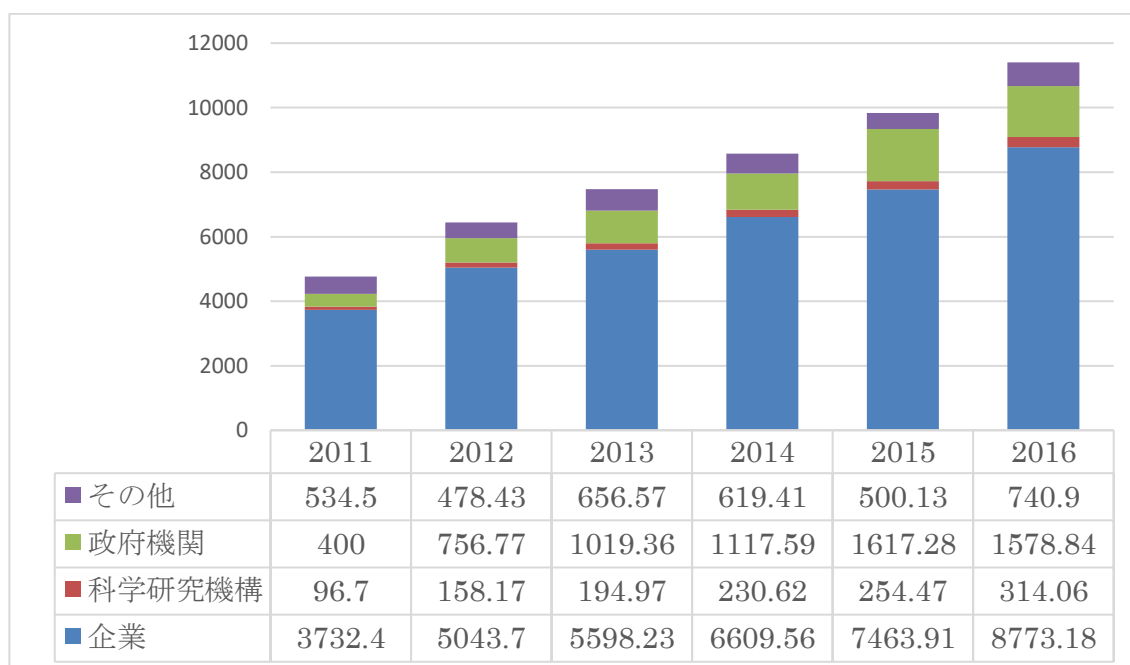


図 1-14 技術供与先側の性質別内訳および推移（単位：億円）

技術供与側の場合と同様に、技術供与先としても、企業が最も多く、且つその全体におけ

る割合も年々上昇している。また、企業の資本関係別内訳は下図のとおりである。

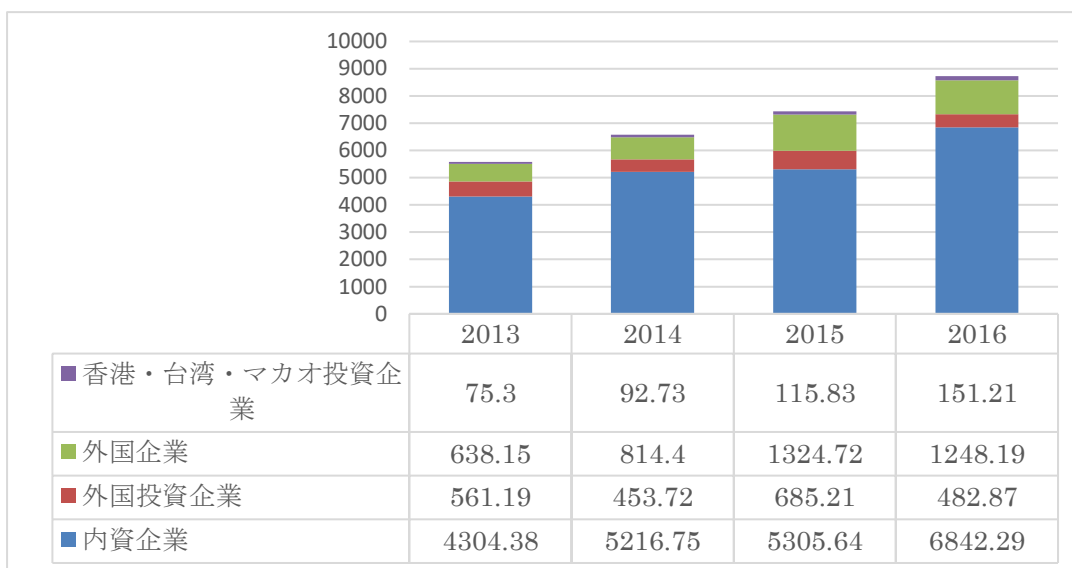


図 1-15 技術供与先企業の資本関係別内訳および推移（単位：億元）

中国内資企業が技術供与先となる技術契約の取引額が最も多く、近年も大幅な増加傾向にある。他方で、外国投資企業が低下しているのを除き、他の外国企業、香港・マカオ・台湾投資企業が技術供与先となる技術契約の取引額はここ数年で倍増するなど、勢いを増している。

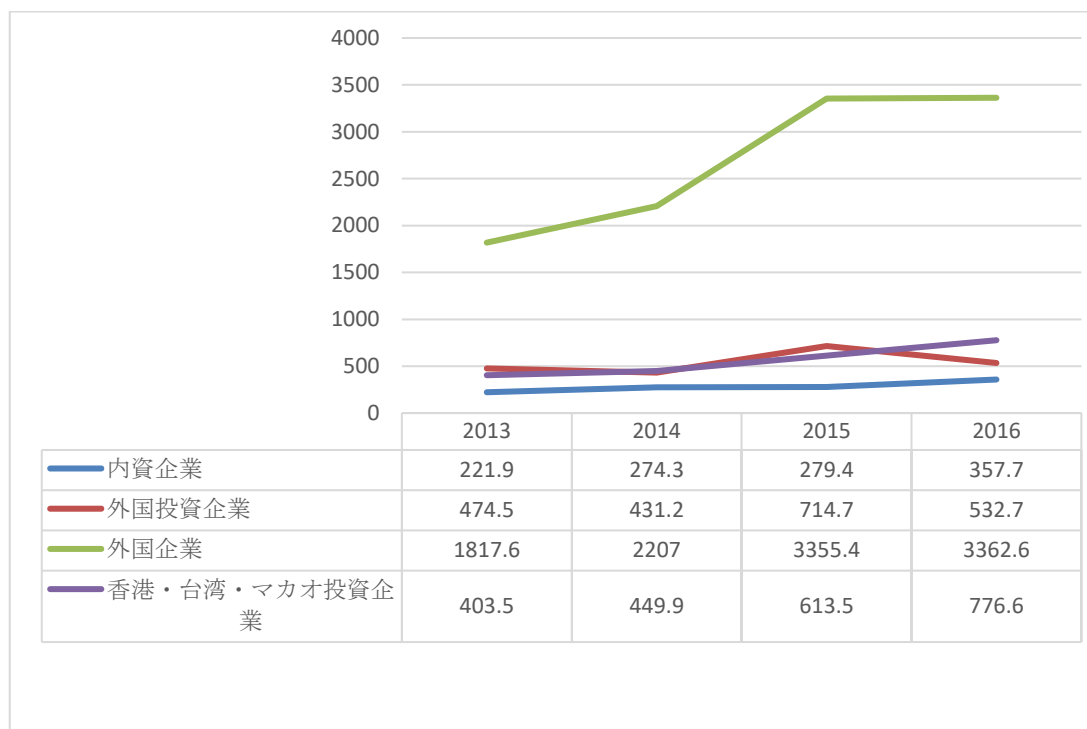


図 1-16 技術供与先企業の資本関係別平均取引単価の推移（単位：万元）

上記の技術供与先企業の平均取引単価の推移図 1-16 によると、中国内資企業が技術供与先となる技術契約の取引額が最も多いのに対し、内資企業が技術供与先となる場合の取引単価も 4 種類の企業の中で最も低い。

### (三) 知的財産権にかかる技術契約の実情

#### 1. 知的財産権に関わる技術契約の内訳

知的財産権にかかる技術契約は、2013 年から 2016 年までの 4 年間の知的財産権の類型別内訳によれば、2013 年から 2015 年までは技術秘密譲渡が一番高い比率を占めていたが、2016 年から 51%まで下がり、専利ライセンスの比率が増える傾向となった。

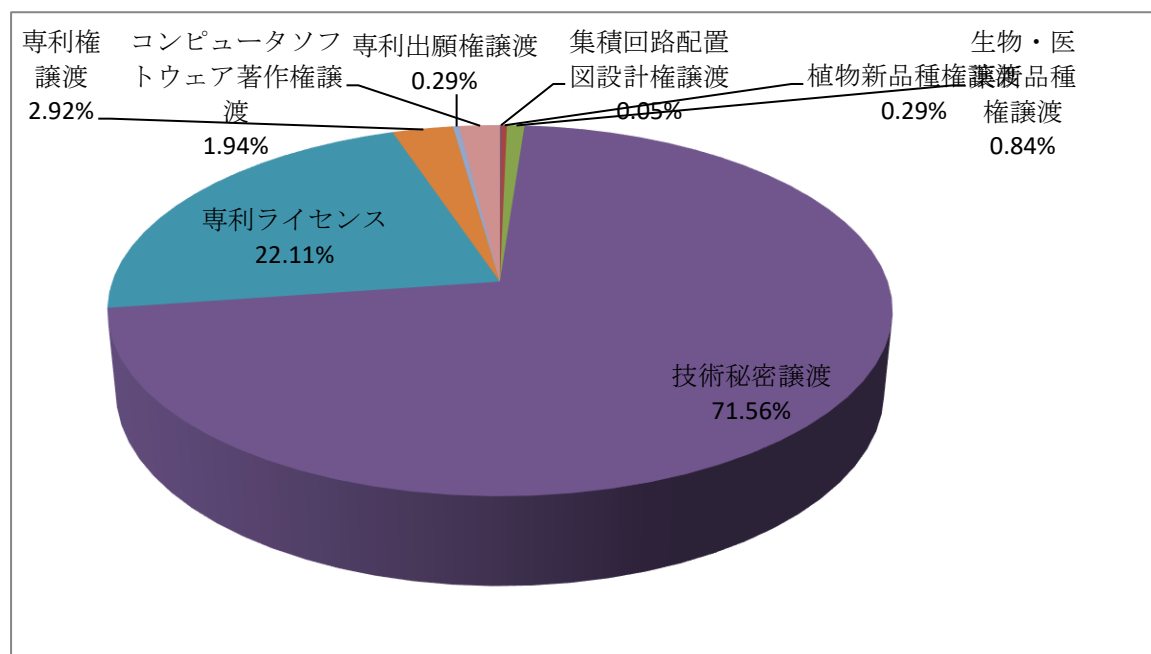


図 1-17 知的財産権の類型別内訳 (2013 年)

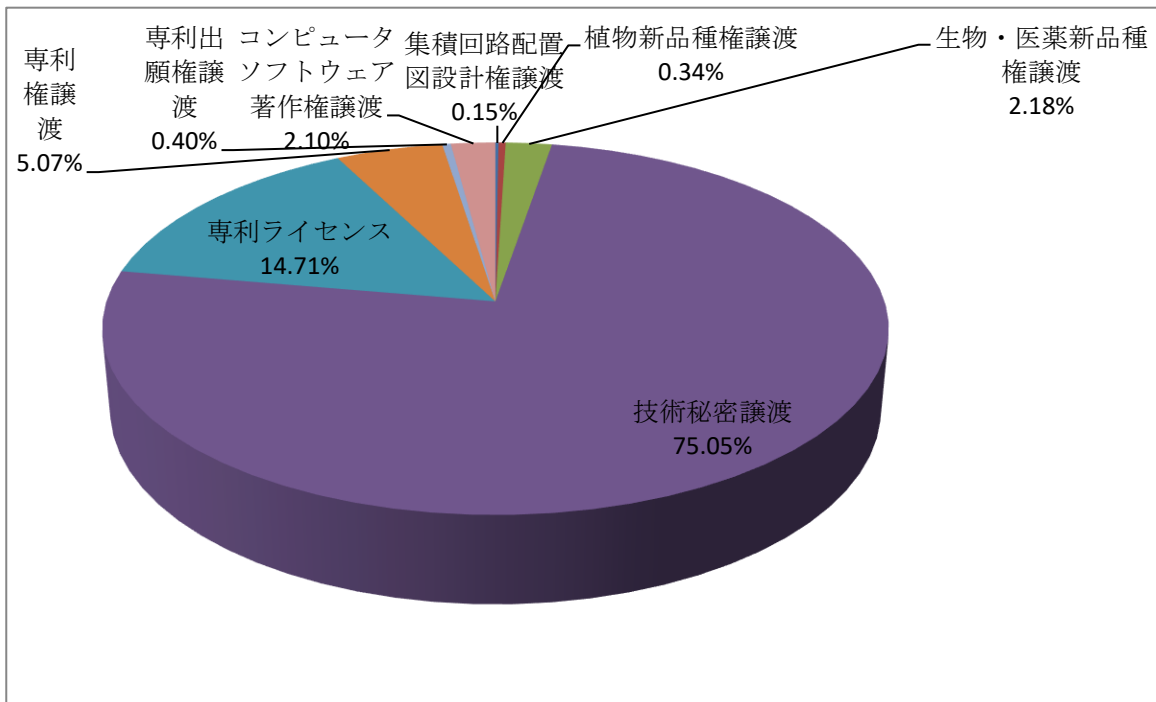


図 1-18 知的財産権の種類別内訳 (2014 年)

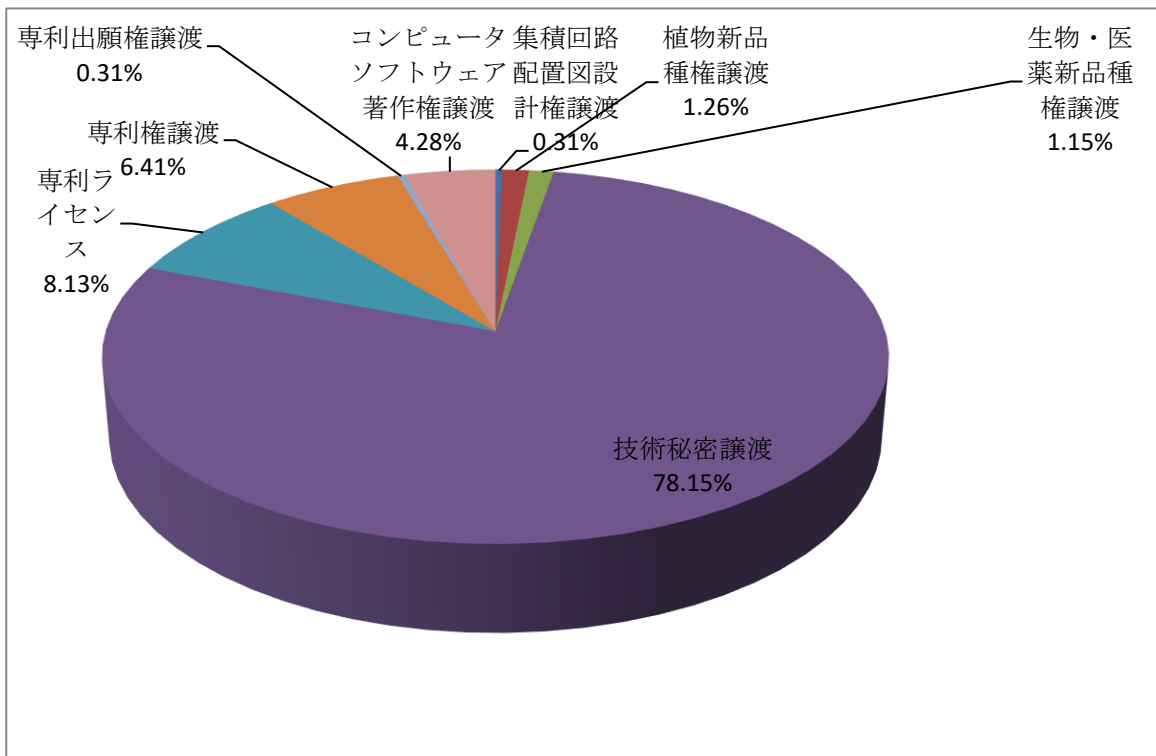


図 1-19 知的財産権の種類別内訳 (2015 年)

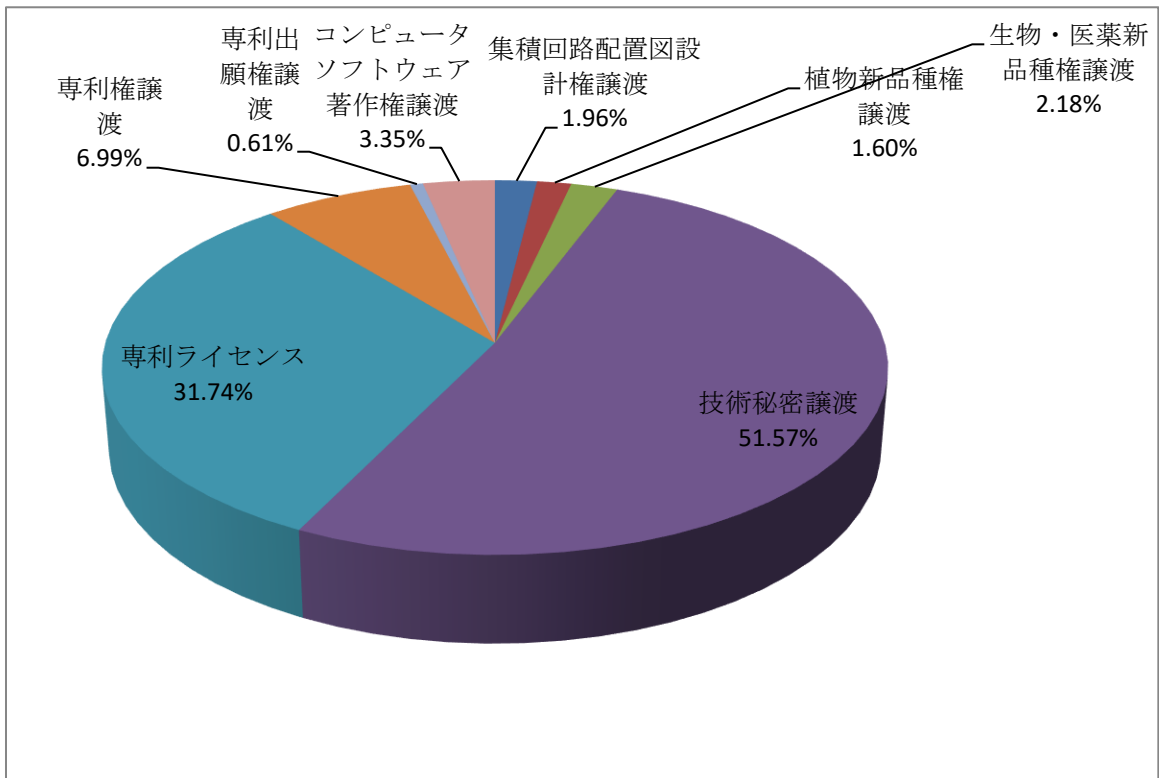


図 1-20 知的財産権の種類別内訳 (2016 年)

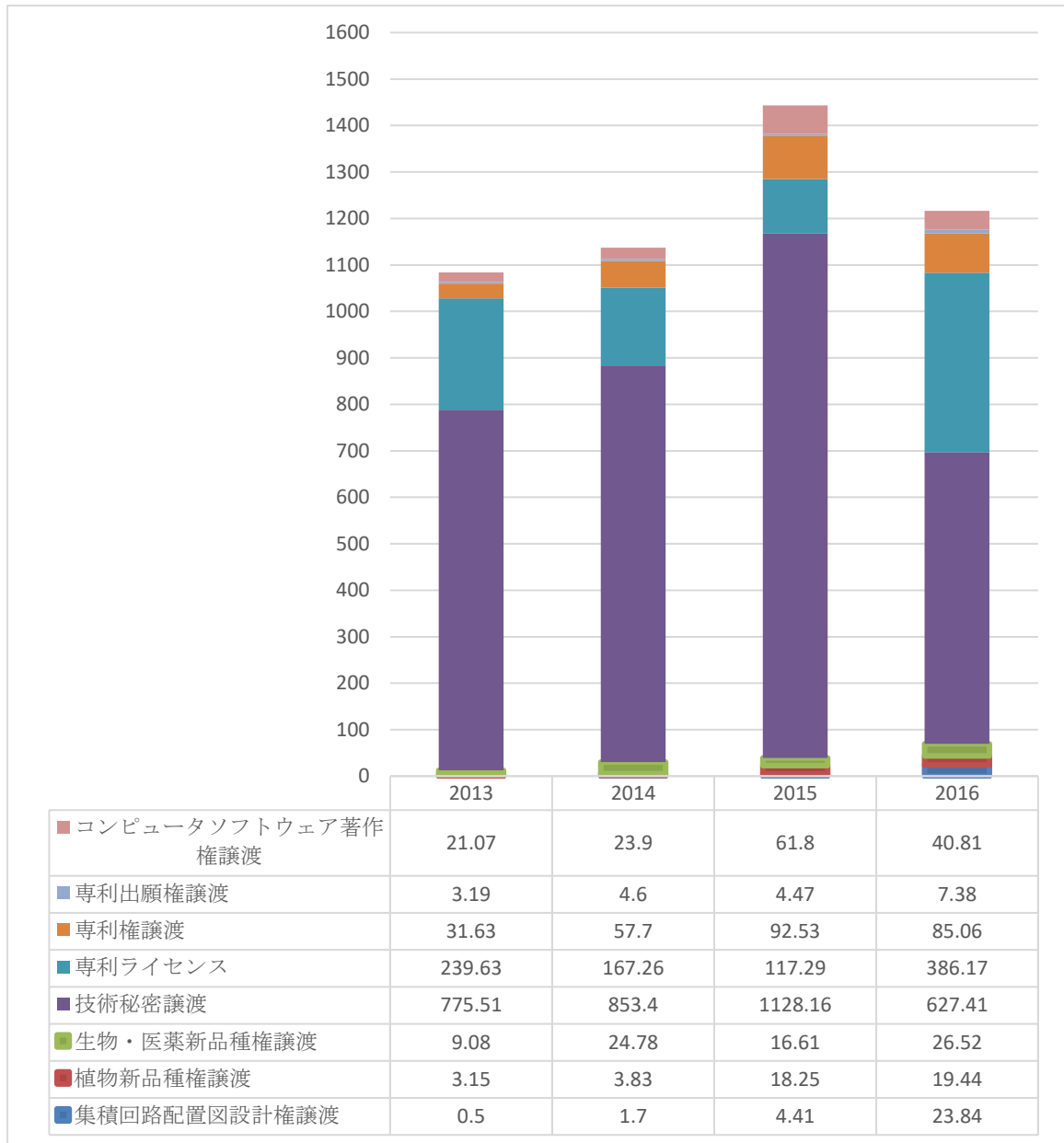


図 1-21 知的財産権の種類別内訳の推移（単位：億元）

以上の知的財産権の種類別内訳から明らかなように、技術秘密の譲渡が大体 7 割を占めており、技術契約の主力となっている。

## 2. 輸出入ライセンス関連の新聞記事

輸出入ライセンス関連の統計データが見つからないため、ネット上で商務部門の責任者が発表した新聞記事を調べた。これは、2017 年 10 月 12 日に、商務部服務貿易司の責任

者が 2017 年 1-8 月における中国の技術輸出入状況を発表した内容である<sup>12</sup>。1-8 月において、全国で登録された技術輸出入契約は計 9979 件になり、契約総金額は計 379.6 億ドルになり、前年比で 4.5%増加した。その内、技術輸出契約は計 5093 件になり、金額は 141 億ドルになり、9.3%減少した。技術輸入契約は計 4886 件になり、金額は 238.5 億ドルになり、14.7%増加した。2017 年 1-8 月における中国の技術輸出入について以下の特徴があると述べた。

(1) 技術移転の方式が比較的集中していること。技術輸入の 50%以上は専有技術のライセンス及び譲渡であった。技術輸出において、技術コンサルティング及びサービスは 63%以上を占めた。

(2) 関連分野が比較的集中していること。技術輸入は通信設備、コンピューター及びそのほかの電子設備製造業、交通運輸設備製造業と化学製品製造業に集中され、67%以上を占めた。技術輸出について、通信設備、コンピューター及びそのほかの電子設備製造業研究と試験発展業界とソフトウェア業界に集中し、50%以上を占めた。

(3) 市場が比較的集中していること。技術輸入の三大供与元はアメリカ、日本とドイツであり、65%以上を占めた。輸出の三大供与先はアメリカ、中国香港とシンガポールであり、43%以上を占めた。アメリカは最大の技術取引パートナーであり、中国技術輸出入総額の 31%を占めた。

また、2018 年 3 月 9 日に、商務部服務貿易司の責任者は、2018 年 1 月における中国の技術輸出入状況について紹介した。<sup>13</sup>2018 年 1 月の技術輸出入は大幅に成長し、全国で登録された技術輸出入契約は計 1341 件になり、契約総金額は計 311 億ドルになった。その内、技術輸入契約は計 642 件になり、金額は 176 億ドルになり、前年比で 22.3%増加したが、技術輸出契約は計 699 件になり、金額は 135 億ドルになり、前年比で 24.6%増加した。

技術取引の方式から見れば、専利技術、技術ノウハウ、ソフトウェア著作権などの知的財産ライセンス及び譲渡の形で行われた技術取引は益々活躍し、規模が速やかに成長した。1 月度、専利技術、技術ノウハウ、関連商標ライセンス及びコンピューターソフトウェアの輸入契約金額は 137.6 億元であり、前年比 61.4%増加し、技術輸入総額の 78.2%を占めたが、輸出契約金額は 33.5 億元であり、前年比 51.7%増加し、技術輸出総額の 24.8%を占めた。

技術取引について市場から見れば、フィンランド、日本、アメリカは技術輸入の三大供

<sup>12</sup> [http://www.gov.cn/xinwen/2017-10/12/content\\_5231311.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2017-10/12/content_5231311.htm)

<sup>13</sup> [http://www.gov.cn/shuju/2018-03/10/content\\_5272855.htm](http://www.gov.cn/shuju/2018-03/10/content_5272855.htm)

与元であり、輸入金額がそれぞれ 31.7 億元、30 億元、27.8 億元であり、合わせて技術輸入総額の 50%以上を占めたが、アメリカ、中国香港、フィンランドは技術の三大輸出先であり、輸入金額がそれぞれ 31.7 億元、30 億元、27.8 億元であり、合わせて技術輸入総額の 50%近くを占めた。

技術取引について関連分野から見れば、中国技術輸出入の最大の業界はいずれも通信設備、コンピューター及びそのほかの電子設備製造業であった。そのうち、輸入契約金額は 48.7 億元であり、前年比 71.4 増加し、技術輸入総額の 27.6%を占めたが、輸出契約金額は 28.8 億元であり、前年比 67.7%増加し、技術輸出総額の 21.3%を占めた<sup>14</sup>。

### 3. 日中間の専利ライセンス契約の実情

中国技術輸出入契約登録管理弁法によって、当事者間で専利譲渡・ライセンス契約を結んだ場合、ロイヤリティの支払方法により契約発効日から 60 日以内又はロイヤリティ形成後の 60 日以内に商務部に届出をしなければならず<sup>15</sup>、届出がない場合には、海外送金の手続き等の障害となる。以下は、国家商務部の技術貿易管理部門の統計したデータに基づいてまとめた、日本企業が関与した専利譲渡・ライセンス契約の件数と取引額である<sup>16</sup>。

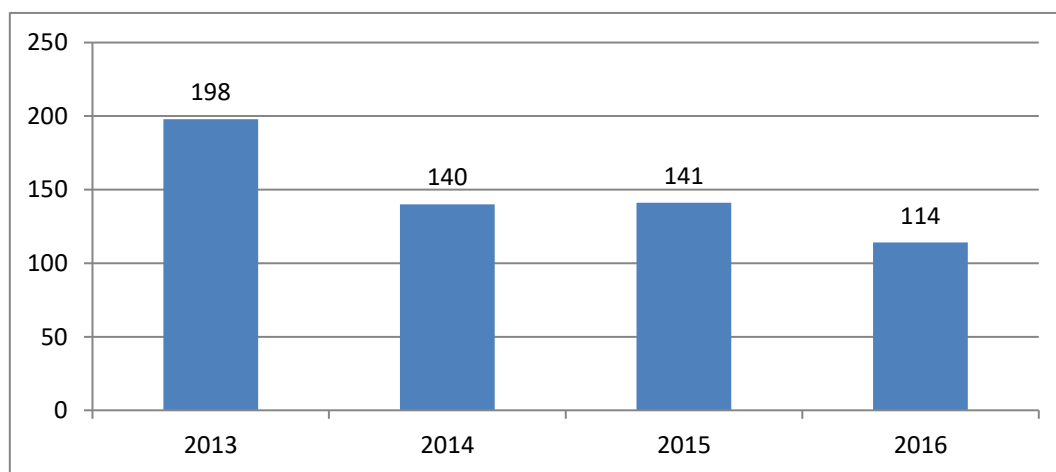


図 1-22 日本企業が関与した専利譲渡・ライセンス契約の件数

<sup>14</sup> <http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ag/201803/20180302718483.shtml>

<sup>15</sup> 「技術輸出入契約登録管理弁法」(2009 年 3 月 1 日施行) 第 6 条

<sup>16</sup> 商務局から取寄せたデータ情報



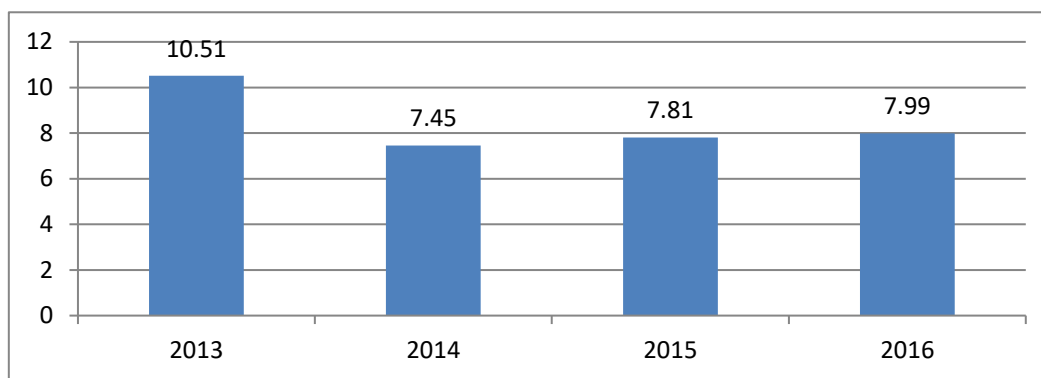


図 1-23 日本企業が関与した専利譲渡・ライセンス契約の取引額（単位：億ドル）

## 二、中国における技術ライセンスパートナーの発掘方法

中国で技術ライセンスのパートナーを探す場合、一般的には、技術移転機構や技術取引市場などの利用が考えられ、それ以外に専利競売会、業界協会、技術輸出入取引会、専利展示会、専利取引プラットフォーム、及び専門的な専利代理事務所の仲介などの方法も中国で利用されてきている。

### 1. 技術移転模範機構

中国では、技術移転市場の活躍に伴って、技術移転機構も次々と現れてきた。2007年に国家科学技術部、教育部、中国科学院が共同で配布した「国家技術移転促進行動方案」においては、「2007年から5年間に、10ヶ区域技術移転及びサービス連盟、40ヶ所の総合的技術移転機構、70ヶ所の業界又は専門分野技術移転機構、80ヶ所の大学及び研究機構における内部技術移転機構、30ヶ所の国際技術移転基地などの国家技術移転模範機構を引率・支持し、毎年、全国技術契約の成功取引額が15%のスピードで増え、2010年には3000億元を実現する」という目標を立てた後、2008年から、中国科学技術部は、「国家技術移転模範機構管理弁法」を發布し、優れた機構を段階的に国家技術移転模範機構として選出し始めた。2016年末まで全国には、大学、科学研究機関、仲介機関および企業を代表とする国家技術移転模範機構は453ヶ所<sup>17</sup>あり、その中で、大学内部に設立された技術移転センターは134ヶ所、科学研究所（院）の技術移転センターは121ヶ所、政府所属機関は83ヶ所、企業類の技術移転機構は81ヶ所、技術移転仲介機関は34ヶ所があった。453ヶ所の技術移転機構の中では、中国の有名な常設の技術取引機構も含ま

<sup>17</sup> その名簿は <http://www.chinatorch.gov.cn/jssc/yszysfjg/yjlist.shtml> をご参照ください。

れ、大学と研究機構及び企業法人により設立した有名な技術移転機構もある。これらの技術移転模範機構は、技術流通を促進する目的で技術供与側と技術供与先との間の橋渡しをするために成立した機構として、中国の技術移転市場の発展を促進させた。2016年度は、模範機構が技術移転プロジェクトを 131080 件成功させ、取引総額は 2625 億元にも達した。<sup>18</sup>

## 2. 常設技術（財産権）取引機構

常設の技術（産権）機構は、技術移転サービス体系の重要な組成部分として、企業と産業需要に着目し、新資源の総合利用により技術譲渡、技術コンサルティング、技術評価、技術投資融資、技術産権取引、知的財産の運営などの全過程に対してサービスを提供し、科学技術成果の移転に重要な役割を果たしている。中国では、常設の技術取引機構には、専門的な技術取引所があるほかに、一部分の財産権取引所では、技術取引の業務も取り扱うことができる。

### (1) 技術取引所

技術取引所は、情報提供、コンサルティング、育成訓練、展示会等の様々な技術取引サービスを提供することにより技術流通の促進を行っている。中国技術取引所<sup>19</sup>、北方技術取引市場<sup>20</sup>、シンセン市南方国際技術取引市場<sup>21</sup>、上海技術取引所<sup>22</sup>、河南科技市場（2010年より河南科技園区という名称に変更した）<sup>23</sup>などの技術取引所は、有名な常設の技術取引機構として重要な地位を占めている。中国技術取引所、北方技術取引市場、シンセン市南方国際技術取引市場、柳州技術取引センター等の 16ヶ所の技術取引所に関する統計によると、2016年には、技術契約を 23487 件完成させ、取引金額は 918.55 億元に上っている。

中国技術取引所<sup>24</sup>において成功した「龍加通絡カプセル」技術譲渡プロジェクトは、新たな取引金額の記録を突破した。2010年11月8日、中国技術取引所により主催した第4回（北京）専利ウィーク開幕式上に、Y 研究院と S 会社は、「龍加通絡カプセル」に関する技術譲渡及び専利ライセンス契約を締結した。関連情報によれば、今回の取引金額が

<sup>18</sup> <http://www.chinatorch.gov.cn/jssc/tjnb/list.shtml>

<sup>19</sup> <http://us.ctex.cn/>

<sup>20</sup> <http://www.ntem.com.cn/>

<sup>21</sup> <http://www.ttdak.com/>

<sup>22</sup> <http://www.stte.sh.cn/>

<sup>23</sup> <http://www.kjsc.com.cn/>

<sup>24</sup>出所：中国技術取引所 <http://us.ctex.cn/article/anli/201507/20150700005672.shtml>

5000 万人民币元になり、過去の何年間の 6 種類漢方薬プロジェクトの中で取引金額が一番高いとして、製薬企業の注目を集めた。

## (2) 財産権取引所

中国の財産権取引所は、2016 年まで既に 300 ヶ所があり、省レベル、都市レベル、県レベルの 3 ランクの市場を形成した。北京財産権取引所<sup>25</sup>、天津財産権取引中心<sup>26</sup>、上海聯合財産権取引所<sup>27</sup>、重慶聯合財産権取引所<sup>28</sup>が国務院により指定された中央企業資産権益取引場所であり、その他の省レベル、都市レベル、県レベルの財産権取引所は、主に所在区域においてサービスを提供している。かかる財産権取引所の中には、一部分の取引所は、技術関連取引の事件を取り扱う機能がある。

北京財産権取引所、上海連合財産権取引所、長春技術財産権取引センター等の 13 ヶ所の統計によると、2016 年には、10118 件のプロジェクトが完成し、取引金額は 668.10 億元に上った。

## 3. 技術競売会

技術競売会は、中国において新興の技術取引の場である。2008 年 11 月に「上海專利ウイーク」という知財イベントにおいて初めて専利の流通を競売の形で試した。

2010 年 12 月 16 日、北京では初めての競売会が開催された。2018 年 7 月 10 日、上海では初めての専利競売会が上海国拍競売ホールで開催された。最終的に 6 件の専利が中国国内の 5 社に落札され、競売成立率は 100%に達し、取引総金額は 142.8 万元に上った。

29

## 4. 中国（上海）国際技術輸出入交易会

中国（上海）国際技術輸出入交易会（China (ShangHai) International Technology Fair 略称、『上交会』という）は、国務院により許可され、商務部、科技部、国家知識産権局、及び上海市政府が共同して主催し、国際連合工業開発機関 UNIDO、国連開発計画 UNDP、世界知的所有権機関 WIPO の支持を受けて、上海市国際輸出入促進中心、中国機電製品輸出入商会、T 会社が共同で協力・主催する専門的な技術取引のため、設立され

<sup>25</sup> <http://www.cbex.com.cn/>

<sup>26</sup> <http://www.tprtc.com/>

<sup>27</sup> <http://www.suaee.com/>

<sup>28</sup> <http://www.cquae.com/>

<sup>29</sup> <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1605660492077226123&wfr=spider&for=pc>

た国家級の、国際的な専門展示会である。

初回の上交会は、「知的財産の保護、技術取引の促進など」をテーマとして2013年5月8日-11日に、上海国際展覽中心と上海世貿商城で盛大に開催された。その後は1年1回で毎年4月中旬前後、上海世博展覽館（上海市浦東新区国展路1099号）で開催され、2018年までに既に6回開催された。第7回目の上交会は2019年4月18-20日に開催される予定で、本レポート執筆時点では出展者を募集している。

上海世博展覽館に開催する上交会の展示面積は、3.5万平方メートルで、毎年の出展者は、平均900社、その中では、海外の出展者は25%を占めており、アメリカ、ドイツ、ロシア、日本、フランス、フィンランドなどの30ヶ所の国の会社が出展した<sup>30</sup>。

## 5. 専利取引プラットフォーム

近年、中国の電子商務の発展に伴い、国の政策の支持もあり、専利や商標などの取引を扱うオンラインプラットフォームも雨後の筍のように、次々と新設された。専利や商標などの知的財産の取引運営以外に、技術評価、市場予測などの付加価値サービスを提供するプラットフォームもある。しかし、始めてから日が浅いため、その発展はまだ未熟である。現在、利用率はまだ高くなく、市場は商標及び価値が比較的低い専利の取引に集中されている。高価の専利の取引はまだ少ない。

以下はいくつかの大手プラットフォームの公式サイトである。

名称	URL
全国知的財産運営公共サービス総プラットフォーム	<a href="http://ip.csip.org.cn/">http://ip.csip.org.cn/</a>
中国軍民融合プラットフォーム	<a href="http://www.jmrhip.com/">http://www.jmrhip.com/</a>
七弦琴国家知的財産運営プラットフォーム	<a href="https://www.7ipr.com/">https://www.7ipr.com/</a>
中関村知的財産運営公共サービスプラットフォーム	<a href="http://beijingip.com.cn/">http://beijingip.com.cn/</a>
高航網	<a href="http://www.gaohangip.com/">http://www.gaohangip.com/</a>
匯橋網	<a href="http://www.wtoip.com">www.wtoip.com</a>
7号網	<a href="http://www.qihaoip.com/">http://www.qihaoip.com/</a>

## 6. 国家専利技術展示交易中心

専利技術及び製品の現場又はインターネット上の展示、取引、促進活動などを組織する

<sup>30</sup> <http://www.csitf.com/cn/index.aspx>

ため、国家知識産権局の主導により、国家専利技術展示交易中心を設立し、2016年6月までは、全国で合計41箇所の専利技術展示交易中心を設立した。この41箇所の交易中心は、国家知識産権局の統一のマークを使用し、所在地の専利サービス機構又は技術取引所に依存し、展示交易活動を展開しており<sup>31</sup>、その中では、国家専利技術（シンセン）展示取引中心が比較的有名である。

## 7. その他

前記に紹介した専門機構のほか、一部の知的財産事務所又は法律事務所も部分的な仲介の役割を果たした。知的財産事務所は、通常クライアントの事件を代理する場合、クライアントの技術分野について詳しいので、取引先の推薦及び双方当事者間の交渉にも参加でき、クライアントのために、技術の取引を促成させた。

---

<sup>31</sup> <http://www.sipo.gov.cn/ztl/zldhsdgc/gjzljzsjvzx/1062391.htm>

## 第二節 専利ライセンス取引の法的環境

### 一、一般的専利ライセンス

#### (一) 専利ライセンス契約の注意事項

#### 1. 専利ライセンス契約書の締結と届出

他人の専利を実施しようとする場合、専利権者と書面によるライセンス契約を締結しなければならないが、専利ライセンス契約書を締結した後、契約発効日からの 3 ヶ月以内に国家知識産権局に届出をしなければならない<sup>32</sup>。また、ライセンス契約当事者の一方は、外国当事者であれば、ライセンシーは、所在地の商務部門へ届出手続きを行なう必要がある<sup>33</sup>。

#### 2. 専利ライセンスの種類

中国における法定の専利ライセンスの種類は、以下の三つに分かれる<sup>34</sup>。

##### (1) 独占的ライセンス

独占的ライセンスは、ライセンサーが、契約に定めたライセンス範囲内において、1社のライセンシーのみに実施権を与え、ライセンサー自身も当該専利を実施できないライセンスである。

##### (2) 排他的ライセンス

排他的ライセンスは、ライセンサーが、契約に定めたライセンス範囲内において、1社のライセンシーのみに実施権を与えるが、そのライセンシー以外にライセンサー自身も当該専利を実施することができるライセンスである。

##### (3) 通常ライセンス

通常ライセンスは、ライセンサーが、契約に定めたライセンス範囲内において、ライセンシーに実施権を与えるが、更に他の第三者に実施権を与えることもでき、自ら専利を実施することもできるライセンスである。

<sup>32</sup> 「中華人民共和国専利法実施細則」(2001年7月1日より施行、2010年1月9日改正)第14条

<sup>33</sup> 「中華人民共和国商務部令」(2009年第3号、2009年2月1日より実施)

<sup>34</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」(2005年1月1日より施行)第25条

当事者は専利ライセンスの類型につき未約定または約定不明の場合、通常ライセンスと認められる。また、専利ライセンス契約には、ライセンシーが他人に専利の実施をサブライセンスすることができることと約定されていたが、そのサブライセンスの類型につき未約定または約定不明の場合、通常ライセンスとしてのサブライセンス契約と認められる<sup>35</sup>。

### 3. 専利ライセンス契約書の主要項目

技術ライセンス契約書の主な内容は当事者間で約定すればよいが、中国契約法及び実務においては、主に、プロジェクトの名称、対象の内容と範囲、ライセンスの類型と範囲、ロイヤリティとその支払方法、特許権に瑕疵がないことの保証と有効性の維持、秘密保持義務、違約金或いは損失賠償の計算方法、改良技術の帰属、紛争解決の方法などが挙げられる。専利ライセンス契約の場合、発明の名称、特許出願人及び特許権者、出願日、出願番号、特許番号及び特許権の有効期限を明らかにしなければならない<sup>36</sup>。

### 4. 当事者の主要義務

#### (1) ライセンサーの主要な義務

専利ライセンスのライセンサーは、約定に従ってライセンシーに専利の実施を許可し、専利の実施に関する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供しなければならない<sup>37</sup>。

また、専利ライセンス契約はその専利権の存続期間内のみ有効であり、専利権が有効期間満了または無効宣告された場合、専利権者は当該専利につき他人と専利ライセンス契約を締結してはならない<sup>38</sup>と規定されているため、ライセンサーは、専利ライセンス契約の有効期間内に専利権の有効性を維持する義務（専利年金の支払い、他人による専利権無効宣告請求に対する積極的な対応を含む）も負う。なお、当事者間で別途約定がある場合はこの限りでない<sup>39</sup>。

また、ライセンサーは、自らが提供した技術の法的所有者であることを保証し、且つ提供したその技術が完全で、誤りなく、有効であり、約定した技術的目標を達成できること

<sup>35</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」(2005年1月1日より施行)第25条

<sup>36</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第324条

<sup>37</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第345条

<sup>38</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第344条

<sup>39</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」(2005年1月1日より施行)第26条

を保証しなければならない<sup>40</sup>。

## (2) ライセンシーの主要な義務

専利ライセンスのライセンシーは契約の約定に従って専利を実施しなければならず、約定がない限り、契約規定以外の第三者に当該専利の実施を許諾してはならない。また、約定どおりにロイヤリティを支払う義務を負う。<sup>41</sup>

## 5. ライセンシーへの制限事項の禁止

中国契約法の規定によって、技術契約は、科学技術の進歩、科学技術成果の転化、応用および普及の推進に有利なものでなければならず<sup>42</sup>、技術を違法に独占し、技術の進歩を妨害し、または他人の技術成果を侵害する技術契約は無効である<sup>43</sup>。そのため、技術契約においては技術を違法に独占し、技術の進歩を妨害し、または他人の技術成果を侵害する事項として許されない。

「技術違法の独占、技術の進歩の妨害」については、例えば、ライセンシーに対して、契約目的の技術に基づいて新たな研究開発を行うことを制限、又は改良された技術の使用を制限する又は、双方の改良技術交換の条件が不平等の約定や、技術供与側に類似した技術又はそれと競争関係にある技術の取得を制限するなどが挙げられる<sup>44</sup>。

### (二) 技術ライセンスが技術の輸出入にかかる場合の特別規定

中国では、技術ライセンスが技術の輸出入にかかる場合、中国の「技術輸出入管理条例」の調整範囲に入るので遵守しなければならない。この条例にいう技術輸出入とは、中華人民共和国外から国内に、又は中華人民共和国国内から国外に、取引、投資又は経済技術協力を通じ、技術を移転する行為のことをいう<sup>45</sup>。

また、この条例においては、明確に輸出入禁止の技術、輸出入制限の技術、輸出入自由の技術の三つの種類に分けられているが、国務院と科学技術部と連動して定期的に「中国

<sup>40</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第349条

<sup>41</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第346条、「中華人民共和国専利法」(1985年4月1日より施行、2008年12月27日改正)第12条

<sup>42</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第329条

<sup>43</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第323条

<sup>44</sup> 「最高人民法院による技術契約紛争事件の審理における法律の適用にかかる若干の問題に関する解釈」(2005年1月1日より施行)第10条

<sup>45</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」(2002年1月1日より施行)第2条



輸入禁止、輸入制限技術目録」と「中国輸出禁止、輸出制限技術目録」を制定・発布、更新し、輸出入禁止または制限される技術をリストアップしている。

輸出入禁止の技術に該当する場合、当該技術に対して輸出入契約を締結することはできない<sup>46</sup>。輸出入制限の技術に該当する場合、輸出入契約を締結する前に技術輸出入の許可証を申請して取得しなければならない<sup>47</sup>。輸出入自由の技術の場合、ライセンス契約を締結した後、商務部門へ届出手続きを行なう必要がある<sup>48</sup>。

そして、外国企業当事者は技術ライセンス契約を締結する時、契約法における一般的な規定に注意するほか、「技術輸出入管理条例」における強制的な保証責任などにも注意を払う必要がある。しかも「技術輸出入管理条例」の関連規定は、強制的な規定として中国契約法の規定より優先して適用されることは留意しなければならない。

## 1. 技術の法的権利者に関する保証責任

技術輸入契約のライセンサーは、自分が提供した技術の適法な所有者であり、又は譲渡、ライセンスをする権利を有する者であることを保証しなければならない。

技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人の技術を使用した結果、第三者に権利侵害で告訴された場合、直ちに譲渡人に通知しなければならない。譲渡人は通知を受けた後、譲受人と協力し、譲受人が受ける不利益を排除しなければならない。

技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害する場合、その責任は譲渡人が負う<sup>49</sup>。

中国契約法は、技術契約におけるライセンサーの第三者権利の非侵害に関する保証責任について、「譲受人が契約の約定に従って専利を実施し、技術ノウハウを使用した結果、他人の合法的な権益を侵害した場合、その責任は譲渡者が負う。但し当事者に別途取決めがある場合はこの限りではない」<sup>50</sup>と規定しており、その但し書きの存在により、当事者はこの第三者権利の非侵害に関する保証責任につき別途約定をすることができる。

それに対して、「技術輸出入管理条例」では、当事者の別途約定に関する但し書きが規定されていないため、第三者権利の非侵害に関する保証責任は強制的にライセンサーに帰する。但し、ライセンサーがその保証責任を負う前提は、ライセンサーが契約の約定に従ってライセンサーの技術を使用することである。言い換えれば、ライセンサーが技術輸入

<sup>46</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」(2002年1月1日より施行)第9条、第32条

<sup>47</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」(2002年1月1日より施行)第10条、第33条

<sup>48</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」(2002年1月1日より施行)第17条

<sup>49</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」(2002年1月1日より施行)第24条

<sup>50</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第353条

契約の約定通りに対象技術を使用していなければ、ライセンサーは上記保証義務を免責することができる。

## 2. 技術目標の達成に関する保証責任

技術的目標の達成に関する保証責任について、「技術輸出入管理条約」の第 25 条は、「技術輸入契約の譲渡者は、提供した技術が完全で、誤りなく、且つ有効であり、契約した技術目標を達成することができることを保証しなければならない」と規定しており、これは中国契約法の規定と一致しているため、中国の技術ライセンス契約は、国内契約であるか、涉外契約であるかを問わず、ライセンサーは提供技術の完全性、無誤謬性、有効性と目標達成を保証しなければならない。

## 3. 改良技術の帰属

技術譲渡契約における改良技術の帰属問題について、中国契約法における「当事者は互恵の原則に基づき、技術譲渡契約において、専利の実施と技術ノウハウの使用に当たり改良した技術成果の共有方法を取り決めることができる。取り決めがない、または取り決めの記載が不明確で本法第 61 条の規定によってもなお確定できない場合は、一方の当事者による改良の技術成果に対して、他の当事者はこれを共有する権利がない」と規定していることに対して、「技術輸出入管理条例」においては、技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術は改良した側に帰属する<sup>51</sup>と規定していた。このような強制的な規定として、ライセンサーが優勢地位を利用して改良技術を強要する可能性を否定している。

## 4. ライセンサーへの制限条項の禁止

中国の契約法におけるライセンサーへの制限条項の禁止規定と同様に、「技術輸出入管理条例」は更に以下の禁止条項を設けている<sup>52</sup>。

- (1) 譲受人に対して、技術の輸入に不可欠でない付帯条件（必須でない技術や原材料、製品、設備またはサービスの購買を含む）の受け入れを要求する条項
- (2) 譲受人に対して、専利権有効期間が満了したまたは専利権が無効と宣告された技術に対してロイヤリティの支払いまたは関連義務の負担を要求する条項

<sup>51</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」（2002 年 1 月 1 日より施行）第 27 条

<sup>52</sup> 「中華人民共和国技術輸出入管理条例」（2002 年 1 月 1 日より施行）第 29 条

- (3) 譲受人による譲渡者提供技術への改良または改良技術の使用を制限する条項
- (4) 譲受人に対して、他のソースから譲渡者提供技術と類似する技術または競合技術を購入することを制限する条項
- (5) 譲受人の原材料、部品、製品または設備の購入ルートまたは購入先を不合理に制限する条項
- (6) 譲受人の製品の生産数量、品種または販売価格を不合理に制限する条項
- (7) 譲受人が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを制限する条項

## 5. その他

外国企業は、技術譲渡契約又はライセンス契約を締結するに当たって、例えば、日本法を準拠法として約定すれば、中国の「技術輸出入管理条例」を回避できるかについては、当事者双方の自由意志により締結する契約の性質から見れば、理論上では日本法を準拠法として選択することができるが、「技術輸出入管理条例」が中国で強制的な規定であるので、最終的には技術輸出入管理条例を回避できない可能性が高い。その根拠は、2011年4月1日から施行された「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」第4条の「中華人民共和国法律が涉外民事関係について強制性規定がある場合、直接に該強制性規定を適用する」という規定である。そのため、技術契約の当事者間に紛争があった場合、当事者間に約定した準拠法が外国の法律であっても、中国の強制規定がある場合、中国裁判所は直接に強制規定を適用できる。しかも、紛争の管轄を日本の裁判所又は仲裁機構を選択しても、日本の裁判所または仲裁機構は日本法に基づき下した判決結果または仲裁結果について、中国では承認されず執行できない。

なお、「技術輸出入管理条例」における保証責任を回避するため、次の方法をとる外国企業もある。つまり、ライセンス契約を締結する場合、まず自社の子会社にライセンスをした後、中国における子会社より、更にほかの中国における会社にライセンスするという方法である。中国における外国の子会社が中国企業なので、子会社とほかの中国会社との契約は、技術輸出行為に該当せず、「技術輸出入管理条例」の拘束を受けないはずであり、理論上、外国企業の保証責任を回避できると考えるが、一旦紛争を生じた場合、不透明な部分がある。

## 二、強制的専利ライセンスの制度及び適用条件など

強制専利ライセンス制度とは、専利機関が法律規定に基づき、強制的に専利権者に他人に対する専利実施をライセンスさせることを指す。中国の現行「専利法」においては、次の各号の 1 つに該当するときは、国務院特許行政部門は実施条件を備えている機関、組織、又は個人の申請に基づき、その発明特許又は実用新案特許の実施について強制ライセンスを与えることができる。(1) 特許権者が特許権を付与された日から 3 年間、かつ特許出願をした日から 4 年間にわたって正当な理由なくその特許を実施していないか又はその特許の実施が不十分である場合。(2) 特許権を実施する特許権者の行為が法律により独占行為と認定され、当該行為により競争に不利な影響をもたらすことを取り除く又は軽減させる場合<sup>53</sup>。

国家の緊急事態又は非常事態が発生したとき、又は公共の利益のために、国務院特許行政部門は、発明特許又は実用新案特許の実施について強制ライセンスを与えることができる<sup>54</sup>。

公衆の健康を守るために、特許権が付与された薬品について、国務院特許行政部門はそれを製造し、また、それを中華人民共和国の加盟した関連国際条約の規定に合致した国または地区に輸出するという強制ライセンスを与えることができる<sup>55</sup>。

特許権を取得した発明又は実用新案が、先に特許権を取得した発明又は実用新案と比較して、顕著な経済的意義がある重要な技術的進歩があり、その実施が先の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院特許行政部門は、後の特許権者の請求に基づき、先の発明又は実用新案の実施について強制ライセンスを与えることができる。

前項の規定により強制ライセンスを与えた場合、国務院特許行政部門は、先の特許権者の請求に基づき、後の発明又は実用新案の実施についても強制ライセンスを与えることができる<sup>56</sup>。

また、中国の専利法における強制的な関連規定のほかに、国際上の強制ライセンスの実務を参照し、中国の現状と合わせて、2012 年 5 月 1 日に修正後の「専利実施強制許諾弁法」が発表された。この弁法においては、関連内容が新しい内容ではないが、下記の内容は依然として注目を浴びた。

国家の緊急事態又は非常事態が発生したとき、又は公共の利益のために、国務院関連部門は、専利法の第 49 条の関連規定に基づいて、国家知識産権局が指定された実施条件を

<sup>53</sup> 「中華人民共和国専利法」(1985 年 4 月 1 日より施行、2008 年 12 月 27 日改正) 第 48 条

<sup>54</sup> 「中華人民共和国専利法」(1985 年 4 月 1 日より施行、2008 年 12 月 27 日改正) 第 49 条

<sup>55</sup> 「中華人民共和国専利法」(1985 年 4 月 1 日より施行、2008 年 12 月 27 日改正) 第 50 条

<sup>56</sup> 「中華人民共和国専利法」(1985 年 4 月 1 日より施行、2008 年 12 月 27 日改正) 第 51 条

備えた団体に強制ライセンスするよう提案することができる<sup>57</sup>。

実施条件を具備する機構は、公共の健康の目的のために、専利法の第 50 条の規定に準拠して、専利権を取得した薬品を製造し、以下に掲げる国又は地域に対し輸出する強制許諾を付与するよう請求することができる。

(1) 最も発展が遅れている国又は地域

(2) 関連の国際条約に準拠して世界貿易機関に通知し、輸入意向があることを表明した同機関の先進メンバー又は発展途上メンバー<sup>58</sup>。

また、強制的専利ライセンスについては、国家知識産権局により受理し、国家知識産権局が審査を経て裁定する。中国では、現在まで強制的専利ライセンス制度を利用して実際に強制的ライセンスを取得したケースはまだ無いが、改正された「専利実施強制許諾弁法」の配布により、中国における専利強制ライセンスの実施は着実に実現すると期待している。

---

<sup>57</sup> 「専利実施強制許諾弁法」(2012年5月1日より実施)第6条

<sup>58</sup> 「専利実施強制許諾弁法」(2012年5月1日より実施)第7条

### 第三節 技術ライセンスの交渉の一般知識

ライセンス契約内容の確定及び交渉をする前に、自社は技術ライセンスを通じてどのような利益を得るかは重要であるため、取引双方は自己の会社、市場及び戦略などについて深く且つ全面的に理解したうえで、予想の目的に従いライセンス条項のフレームを起草し、最終的に取引を達成するものとする。

#### 1. ライセンス目的の明瞭化

専利ライセンスについて、ライセンス双方の利益が異なるが、一定の方法で調和しなければならないことに留意すべきである。双方ともお互いの共通利益について深く理解してこそ、専利ライセンスが成功できる。よって、専利ライセンスの目標は合理的な価格だけではなく、Win-Win を求めるという観念を立てるべきである。

実務で、侵害訴訟による専利ライセンスがあり、ビジネス提携による専利ライセンスもあるため、ライセンスの目的に基づいて異なる戦略を定めるのも極めて重要である。侵害訴訟による専利ライセンスの場合、ライセンスで勝訴の可能性、判定賠償額、その他の判決結果、訴訟費用及び敗訴による企業イメージへの影響などの要素を考える必要がある。純粋なビジネス提携の場合、ライセンサーにとってライセンス協議を通じてどのように最大の利益を得るか、ライセンス条項におけるリスクを避けるかを考える必要があるが、ライセンシーにとって専利技術を通じて、どのように協力、指導、技術のノウハウなどの資源を得るかを考える必要がある。

#### 2. 交渉前の秘密保持契約の締結

専利技術は、その実質的な内容が専利明細書とクレームに記載された範囲に限られておらず、発明者は多くの技術実施資料、技術ノウハウ、実施の注意事項などを公開していないことが多い。それらの内容は専利ライセンスの交渉にてライセンシーが注目する重点の一つになることも多い。

秘密保持契約が締結されていない状況で、技術ノウハウを明かした場合、交渉が進んでいるうちに、交渉に参加した潜在的なライセンシーは類似製品を製造し始める可能性がある。従って、ライセンサーにとって、ライセンス契約の締結を促成するために、多くの技術情報及び技術ノウハウを紹介する必要があるが、上述した状況を避けるために、ライセンス

交渉の前に、交渉で言及された関連情報を守秘しなければならない、且つ無断で使用してはならず、秘密保持契約の違反に相応する責任を約定するために、相手側と別途秘密保持契約を締結すべきである。

### 3. 取引条項フレームの立て

ライセンス類型について、独占ライセンスか、非独占ライセンスかは事前に準備し、類型によって取引双方の異なる権利義務を理解しなければならない。ライセンス内容、範囲もクレームに不可欠な一部である。権利制限と契約解除条項を明らかにするのも双方利益の必要な保証であり、双方権利の制限でもある。取引金額と支払方式はさらに契約における重点中の重点である。專利自身は無形資産であるため、取引の金額と支払は交渉におけるもっとも合意の難しい条項である。しかしながら、金額を確定する前に、まずは支払方式を考えなければならない。正式交渉する前に、全ての取引条項内容を十分に検討のうえ、契約の骨組を組み立てれば、目的を持って交渉することが出来る。

### 4. 交渉チームの結成

技術ライセンスの交渉は、ビジネス、技術、法律、戦略計画等の方面にかかる場合が多いため、これらの面に長けた者から構成されたほうがよい。ライセンス契約交渉のメンバーがどのぐらいの人数が適切なのかは、交渉内容の難易度、技術力の大小、専門的知識の必要性、自己の人員の交渉能力レベルの高低および相手側交渉人員の人数に応じて確定するのが一般的である。一般的には、小規模のライセンス契約交渉では、ネゴシエーターは2～3人で結成され、このような小規模の交渉は、人員に対して非常に高い業務素質および現場経験が要求される。大規模なライセンス契約交渉では、内容が広範囲に及び、専門性が高く、チームワーク量が多いため、交渉に当たる人員の数は小規模の交渉に比べ多少多くなり、多い時は十数名から数十名に及ぶこともある。

### 5. 外部の弁護士の重要性

契約条項について交渉を行う時、プロの内部チーム以外、外部の弁護士も極めて重要である。クライアントがビジネス決定をうまくできるように、リスクに対する判断及び条項に対する把握には、リスク要素、条項の法律意味及び発生し得る法律効果をクライアントに説明できるプロの弁護士が必要である。経験が豊富な弁護士は、プロの知識以外、交渉

で柔軟性があり、プロの知識と経験を活用し、前向きなプランを提出し、クライアントの利益を保護し、効果的なコミュニケーションができるのも基本条件である。弁護士の役割は双方の合意した取引内容を精確に表現し、クライアントのリスクを予測し且つ減少し、取引の完成を促成することである。



## 第四節 中国企業との技術ライセンスの交渉術

### 一、交渉前の調査実施

中国企業と交渉する前に、相手の主体その他の背景及び目的等を把握しなければならない。中国の企業はその設立ルートや資本関係によって性質が異なり、異なる性質の企業は、権力機構から管理体制にわたって大きな差異が存在している。これらの差異は技術ライセンスの交渉に影響を及ぼす場合がある。そのため、正式に交渉する前に、相手側に対する調査は、交渉準備作業の重要な部分である。調査内容についてその全てを調査することは困難であるが、リスクの少ないライセンス契約を達成するには、少なくとも相手の基本情報、与信状況、履行能力、業界分野の市場地位、知財保有状況、他社との紛争状況、交渉参加者の権限と背景などを調査・分析しておく必要がある。

#### 1. 相手側の主体その他の基本情報の調査

中国では、企業の性質によって、その権利決定機構、内部の管理制度、信用、契約の履行能力も異なる。中国の企業を大まかに分類すれば、国有企業（中央国有企業、地方国有企業）と民間企業に分かれている。中央企業は国有企業のうち、中央政府の管理監督を受ける企業、即ち国務院国有資産監督管理委員会が管理監督する企業であるが、地方国有企業は、地方政府が出資した企業（省、市政府）である。民間企業とは、明確な定義がないが、広い意味から見れば、国有企業以外は、全て民間企業と言える。しかし、中国の民営企業の中では、国有企業が部分資金を投資した企業もあるが、このような企業であれば、通常、国有持分を参与する民間企業と言える。

国有企業の場合、契約を締結する前に、政府の認可を貰う必要があり、交渉を経て基本条項に合意しても、正式に契約を締結する時、政府が派遣した権限を有する代表者により調印する可能性があるが、民間企業の場合、自由度が相当に大きく、会社のトップの管理者が同意すれば契約の締結手続きに入れる。このような経緯があるため、事前に中国企業の身分確認、その他の基本情報を調査して、異なる性質の企業に対して異なる交渉戦略を策定する必要がある。また、中国企業を調査する時、会社の基本状況のみではなく、株主の構成、実際経営者の背景に対する調査も重要である。

中国企業の身分その他の基本情報の調査は、例えば中国弁護士または調査会社を通じて、

企業登記地の市場監督局（元々の工商行政管理局）で企業の具体的な資料を調べることで、企業の基本情報、資本状況、年度検査報告書などを通じて当該企業の情報を把握することができる。また、国家企業信用情報公示システム<sup>59</sup>を通じて企業の基本状況を把握することもできる。

## 2. 中国における市場地位及び知財保有状況の調査

中国企業の状況を把握し、交渉中の主導権をコントロールし、ロイヤリティの金額交渉などを含め、相手側の生産経営状況、業界分野の市場地位、及び将来、国際市場へ進出する可能性を調査する必要がある。調査方法は、インターネット上で公開されているデータを収集、整理、分析といった入手ルートがあり、調査会社を通じて、調査することも可能である。例えば、調査することにより、相手側が将来、国際市場へ進出する可能性がある場合、他の国にある自社の利益に影響を与えるか否かを検討する必要がある。

また、相手側が保有する専利の保有量を調査することにより、相手側のライセンスの目的及び技術能力も分析することができる。

## 3. 相手側の与信状況と履行能力の調査

相手側の与信状況と履行能力について調査を行うことは、交渉準備作業の重要なステップである。必要な与信状況分析を怠り、ライセンス契約の相手側の主体資格が不合格または契約が要求する基本的な相応の履行能力を備えていなかった場合、その締結した契約は無効の契約または履行の保証を欠く契約となり、これまでの努力が無駄になり、巨額の損失を被ることになる。

ライセンス契約の相手側の与信状況の調査には、二つの内容が含まれる。一つは相手側の主体の合法的資格であり、例えば企業登録情報によって調べることができる。もう一つは、相手側の資本信用であり、例えば調査会社や金融機構を利用して調査することができる。

また、相手側の履行能力については、客観的な履行能力と主観的な履行能力が含まれる。客観的な履行能力は、相手側の資本信用を調査する時に把握した内容のほかに、調査会社を利用して相手側の実際の経営状況を調査するか、又は相手側の工場に行き見学をすることにより行うことができる。主観的な履行能力については、例えば相手側は信用がある

---

<sup>59</sup> <http://www.gsxt.gov.cn/>

か、悪意で違約行為があったか否かである。これは、相手側が取引関係のある関連企業などに問い合わせることができる。また、国家企業信用情報公示システムに登録し、今までの信用記録や訴訟事件や処罰記録も調べることが出来る。

#### 4. 交渉参加者の権限と背景の調査

交渉参加者の権限と背景に関して調査することにより、契約案の確定と成功に重要な影響を与える。交渉参加者の権限と背景の調査方法は、例えば、面談する前に、相手側に参加予定者の職位などを提供してもらい、企業の性質又は公開されている情報に従い、交渉参加者の権限を把握する。特にライセンス契約を締結する場合、その交渉参加者が署名権限を有するか否かを判断する必要がある。

また、交渉参加者の背景及びその性格などの情報を把握することは、交渉の成功に関わる。例えば、相手側の趣味、性格、能力などを把握し、交渉中に目的を持って相手側の嗜好に合わせれば、契約締結の促進に有利な場合がある。

## 二、交渉における留意点

### 1. 交渉のポリシー

技術取引の交渉は「義理」でできることではなく、「Win-Win」と「妥協」が取引達成のかなめである。双方は交渉により自分に有利な条件、結果を争うのが当然のことであるが、相手側の立場も重要視しなければならない。ライセンスの本質と目的を十分に認識し、妥協しても自身の根本的な利益に影響しない条項を把握し、相手側の期待を適切に満足させることは、Win-Winも保証でき、自己の最低限の要求も堅持できる。

そのため、ライセンスの交渉を行なうにあたり、自分の最大の利益を追求するため、協力と競争が結びつく策略を取り、Win-Winの理念を確立すれば、交渉を順調に進行させることができる。これは、臨機応変に対応できるよう、多種類の策略方案を交渉前に作成することが求められている。積極的に攻めるのか、それとも具体的な事情に対応してそれ相応の対策をとるのか、機先を制するのか、それとも下手に出て粘り強くいくのか、将来に着目して暫時小さな利益に目をつぶるのか、それとも現実を把握して目の前のわずかな利益も逃さないのか、いずれも戦略的なガイドラインと戦術的事前準備が必要である。

## 2. 交渉戦略の制定

正式交渉前に、交渉内容と交渉戦略を策定する必要がある。交渉内容と交渉戦略として、一般的には交渉テーマ、交渉範囲、交渉ゴールとミッション、折衷案等が含まれる。交渉案の制定は、全面、合法、科学などが要求される。

全面的な交渉案は、交渉すべき事項を全面的にリストアップし、幾つかの交渉対策を策定したほうがよい。また、交渉ゴールとミッションを設定する際には、その合法性を確保しておく必要がある。特に中国企業と技術ライセンスにつき交渉する場合、中国の契約法や専利法の他に、技術輸出入管理条例等の特別な規定に及ぶ場合があり、交渉のゴールとミッションの設定がこれらの規定に反する場合、交渉資源の無駄使いばかりか、契約事項の無効に至ることもある。

また、設定したゴール、ミッション、折衷案が説得力を有するように、調査研究と実情の基礎の上に一定の合理性と科学性を有する案を確立する必要があり、交渉すべき事項のそれぞれにつき、最高と最低目標のほか、幾つかの折衷案を設定したほうがよい。

交渉戦略を決定する際、できるかぎり、すべての細部と問題を考慮し、且つ自己の切実な実行可能目標と最低ラインを設定し、同時に相手側の期待と目標を予測する。相手側の要求および現状に基づき、交渉の方向性を設定し、交渉戦略を決定する。

## 3. 信頼関係確立の重要性

交渉を行なう時、自分の感情と態度を抑え、相手側を尊重し、相手側に相互協調、相互提携が成功の最高・最善策と認識させ、信頼関係を確立することは、交渉成功のポイントでもある。

交渉の進行に伴い、互いに相手の状況とニーズを理解し、最終的に契約の成立のためにある程度の譲歩をすることになるが、場合によって交渉において早期に誠意を示して、双方間の信頼関係を確立できれば、早期に合意を達成し、ひいては後で具体的に契約条項を検討する際にもスムーズになるだろう。また、技術ライセンスは一回で終わるものではなく、契約の更新や技術のリリース等によってまた交渉する必要があるため、最初の交渉でよい信頼関係を確立できれば、その後の交渉でもスムーズに進めることができるため、信頼関係の維持が必要である。

交渉はケースバイケースなものであるが、中国のビジネス慣習は全体としてはリスク回避型であり、安定した状態で発展を図るのが一般的であることに鑑み、交渉において

リスクを冒しがちな性格を表しすぎると、相手は不信感を生じ、本能的に抵抗を感じる恐れがある。そのため、中国の交渉においては、落ち着いて穏健なイメージを相手に示したほうが、信頼関係の確立、ひいては契約の成立に有利であろう。

経験によって、ネゴシエーターの個人的魅力も中国の交渉において大きな作用をもたらすが、ネゴシエーターの個人的魅力が大きければ、相手は協力の態度をとりやすくなり、交渉策略も積極的に問題を解決する方向に切り替えやすくなる。結局、交渉は友好かつ和やかな雰囲気の中で行うことになり、「Win-Win」の関係を構築しやすくなる。

#### 4. 相手に利益の余地を残す

各交渉にはそれぞれ特徴があり、特定の策略と対応する戦略が求められる。特に譲渡金額やロイヤリティを交渉する時、双方とも自分にとって最大の利益を追求するが、最高と最低の二つの目標しか設定しなければ、目標に大きな幅が生まれる場合があり、これだけをもって交渉すると、合意に達成できないことにより交渉の難航、ひいては決裂に至る恐れがある。そのため、最高と最低の目標の間に幾つかの折衷案を設定し、交渉難航時の譲歩オプションとする必要がある。

人間は、利益の前で、時として鋭く対立する意見を堅持してしまいがちだが、技術取引の目的は、双方にとって何れも技術取引の達成を通じて「Win-Win」の結果を得ることで、自分が利益を獲得すると同時に、相手側の期待と目標を予測し、一定の利益の余地を残せば、契約の成立に功を奏する。

#### 5. 通訳の正確性及び通訳者の対応能力の重要性

ビジネス交渉で通訳を担当する通訳者は交渉双方の架け橋であり、極めて重要な役割を果たしている。能力の高い交渉通訳者は交渉双方が順調に取引を達成するのを促成することができる。ビジネス交渉が順調に進行できるように、交渉通訳を担当する通訳者は交渉双方の言語、文化背景をマスターした上で、熟練する言語転換能力を有しなければならない。

交渉内容にかかる業界、例えば、専門用語、業界特徴、業界状況などについて把握することも極めて重要である。良い交渉通訳者になるためには、相応する業界知識を身につける必要がある。さもなければ、交渉双方が伝えたい内容と目的を正確に把握することができない。交渉双方が交渉を行う最終的な目的は Win-Win の効果を得ることである。従っ

て、交渉通訳者は通訳するとき、 事実に基づき真実を求めるという原則に従い、交渉双方の情報をありのままに相手側に伝え、主観的または個人的傾向を帯びず、交渉双方の目的達成を促成することを第一としなければならない。また、交渉において、緊張する、気まずい雰囲気が生まれることはよくあるが、そのとき、考慮の余地をなくし、言い切ることは禁物である。通訳者は双方の主な要求を精確に伝えると同時に、言語表現の柔軟性を強化し、言い切りを避けることで、交渉の順調な進行を促進するものである。

## 第五節 ロイヤリティ金額の算定方法

### 一、ロイヤリティの徴収方式

技術契約における代金、報酬或いはロイヤリティの支払方式是、当事者の約定によって、一括計算、一括払或いは一括計算による分割払いの形式を採用することができる。また控除金支払い、或いは控除金支払いイニシャルロイヤリティの附加を採用することもできる<sup>60</sup>。実務においては、主に下記の三つの方法がある。

#### 1. イニシャルロイヤリティ（頭金）とランニングロイヤリティの混合の方法

技術譲渡契約におけるイニシャルロイヤリティは、技術ライセンス契約を発効した後、ライセンシーからライセンサーに支払われる最初の費用である。一般的には、技術ライセンサーは収益を早期に獲得するために、ランニングロイヤリティの他に、ライセンシーにイニシャルロイヤリティを要求するが多い。

#### 2. ランニングロイヤリティの方法

ランニングロイヤリティは、技術ライセンサーがライセンシーの毎年の生産量に応じて、毎年、ライセンシーから徴収する収入である。年ロイヤリティは、一括払いに換算することも可能である。

#### 3. 一括払いの方法

一括払いは、ライセンス契約の金額を固定の金額に確定し、契約が発効した後の一定の時期に一回または一定の期間中ライセンシーからライセンサーに分割して支払うものである。この方法をとる場合、費用の割引を取得することができるが、ライセンス契約により獲得した利益がロイヤリティより低いリスクがある。

### 二、ロイヤリティの設定時に考慮される要素

---

<sup>60</sup> 「中華人民共和国契約法」(1999年10月1日より施行)第325条

ロイヤリティを設定する時、専利権者が専利開発の困難度及び開発所要費用の多少並びに専利の価値により判断するが、開発が難しく、開発費用が大きい場合、ロイヤリティが高い。また、ライセンシーにとってその専利を使用することにより獲得できる収益の多少も参考の基準となるが、収益が多ければロイヤリティの金額が高い。更に下記の問題も考慮する要素となる。

## 1. ライセンスの性質

ライセンスの性質、即ち独占的ライセンスか、排他的ライセンスか、通常ライセンスかはロイヤリティの算定に大きな影響を与える。

独占的ライセンスの場合、ライセンシーは許諾された地区において製品の生産・販売を独占することができるため、利益の獲得は他のライセンスの場合より優位である。そこで、独占的ライセンスのロイヤリティは他のライセンスより少し高めとなる。

## 2. 技術の寿命の長さ

技術の寿命は、例えば専利の場合にその専利権の残った有効期間、代替技術の開発進捗、技術の更新スピード等により反映される。ライセンスにかかる技術の寿命が短ければ、技術自身の不可欠性とニーズが少ないため、ロイヤリティの設定に大きく影響する。これはライセンシーが交渉においてロイヤリティを抑えるためによく利用される事項である。

## 3. 製品の販売範囲

技術ライセンサーは契約においてライセンシーのライセンス技術を利用して製造した製品の販売地域につき制限を加え、例えば国内販売に限定するか、アジア地区への販売に限定するか、グローバルでの販売まで許すか設定することができる。製品の販売地域は、ライセンサーの市場制御を反映し、ライセンシーの経済的利益を決定するため、ロイヤリティの設定時に考慮される要素である。

## 4. その他

ロイヤリティ設定の商業習慣は、長期の技術ライセンス実践において、各分野で「インシヤルロイヤリティとランニングロイヤリティの混合の方法」というモデルを形成した。



その中のイニシャルロイヤリティは、一括で支払うが、ランニングロイヤリティの金額は比率で評価する。联合国取引と発展組織の調査統計によれば、ランニングロイヤリティは、通常、製品の正味販売価格を基数として計算するが、それぞれの技術分野の比率差異が大きく、その範囲が0.5%～10%となるが、大部分は2%～6%の間である。発展途中の国の商業慣例によれば、多くの発展途上の国又は新興工業国は、ロイヤリティの比率が5%を超えないと規定した。例えば、フィリピンは、ノウハウのロイヤリティの比率が最高で5%を超えないと規定し、ブラジルは、製品の正味販売価格を基数として専利ライセンスとノウハウライセンスのロイヤリティの比率が1～5%と規定した。中国においては技術ロイヤリティは公平合理とすべきだとされており、一般的に5%を超えてはならない<sup>61</sup>。

---

<sup>61</sup> 電子知識産権：技術使用料の国際比較：流向、慣例と規制 芦進勇、郜志雄文  
<http://www.doc88.com/p-2781315690339.html>

## 第六節 技術ライセンス契約書作成の留意点

### 一、技術ライセンス契約の主要条項の内容

ライセンス契約の内容は当事者の約定による。一般的には主として序文と正文の二つの部分から構成される。序文は主として、プロジェクト又は専利の名称、当事者双方の名称、住所および連絡方法等、契約締結目的などが含まれるが、正文は一般的にビジネス条項、技術条項、法律条項に分け、具体的に用語定義、ライセンス方式、ライセンス内容、ライセンス範囲、技術資料の内容とその提出方法、秘密保持範囲と期限、検収基準及びその方法、ロイヤリティ及びその支払方法、技術サービス、後続改良の帰属、違約責任または損失賠償の計算方法、権利侵害責任、瑕疵担保、契約の発効、契約の変更及び契約の終了、不可抗力、紛争解決などの内容が含まれる。その中の重要条項については、下記のとおりである。

#### 1. ライセンスの方式と範囲

当事者双方は、自社の状況に従い、ライセンス契約に専利の実施権が独占ライセンス、排他的ライセンス、通常ライセンスなのかを明確に約定しなければならない。また、独占ライセンス又は排他的ライセンス契約を締結した場合、ライセンシーが他人に専利の実施をサブライセンスすることができるのと約定された条項があれば、そのライセンスの方式が通常ライセンス契約と認められる。

また、ライセンスの範囲も非常に重要な内容として、例えば、特定の区域で製造、使用し、又はその専利方法を使用し、専利製品を製造、使用し、或いはその専利製品を輸入する等の内容は明確にする必要がある。

#### 2. ロイヤリティ及びその支払方法

ライセンス契約の当事者双方は、ロイヤリティの支払い方法につき一括払いか、インシヤルロイヤリティとランニングロイヤリティの混合の方法か、またはランニングロイヤリティの方法を取るかについては、明確に約定しなければならない。

#### 3. 後続改良技術の帰属

専利をライセンスした後、ライセンシーは自己の実情に応じて専利技術を改良する可能性があり、これにより生じた改良技術の帰属権問題がよく生ずる。中国契約法において、「専利の実施と技術秘密の使用に当たり改良した技術成果の共有方法を取り決めることができる」と規定しているが、渉外ライセンス契約であれば、「技術輸出入管理条例」の特別の規定に遵守しなければならない。

#### 4. 技術サービス

技術ライセンス契約には、専利のみではなく、技術ノウハウなどを提供する技術サービスが含まれる。ライセンサーがライセンシーに技術指導、技術研修および技術サービスなどの内容に関わる条項がある場合、技術サービスの内容、提供方式などを明確に約定する必要がある。

#### 5. 検収条項

検収とは主にライセンシーがライセンス技術を利用して製造した製品に対して行い、ライセンサーが契約どおりに技術資料を交付し、技術指導及びサービスを提供し、契約義務を正しく有効に履行するか否かに対する最終検査であり、技術ライセンス契約履行における重要な点である。そのため、契約においては、検収される内容及び最終的な検収結果が不合格である場合の対応策などの問題を詳しく約定しなければならない。

#### 6. 権利瑕疵の責任

中国の契約法や「技術輸出入管理条例」では、ライセンサーに対する権利瑕疵の責任が義務付けられている。ライセンサーは、自らが提供した技術の法的所有者であることを保証し、且つその提供した技術が完全で、誤りなく、有効であり、約定した技術的目標を達成できることを保証しなければならない。

保証条項には、技術保証と権利保証という 2 つの部分があるが、権利保証は、ライセンサーにとっては、法律規定に従い、適格の権利者と権利の有効性を保証すれば問題がない。技術保証は、ライセンサーにとっては、非常に重要で、一旦承諾した技術指標などを達成できなければ、違約責任のリスクを負う。

#### 7. 権利侵害時の第三者への保護義務

中国の技術輸出入管理条例において、ライセンサーに対して、自分が提供した技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害する場合、その責任を負うという強制的な義務付けがされたので、この条項を設定する時、どのように免責の条件を記載するかという点は、ライセンサーにとって重要である。

また、第三者の権利侵害が生じた時に権利侵害者に対応する責任を負うことは、強制的な規定であるが、ライセンサーがどこまで責任を負担するか、ライセンサーが受けた損失に何か含まれるか、その損失の負担などについても、双方当事者が明確に約定したほうがよい。

## 8. 契約の変更と解除

契約において、新たな状況が生じた場合、又は当事者の一方が契約履行しない場合、双方はどのように契約を変更または解除するのか明確に約定することは、非常に重要である。

契約の変更の前提は、当事者双方が協議し合意すれば変更できるが、契約の解除については必ず一定の条件を満たさなければならない。契約法において契約解除の五つの情状を例挙げたが、この五つの情状は、二つの部分に分けると、一つは、客観的な原因で契約の目的を実現できないこと、もう一つは、当事者の一方の違約により契約の解除を招くことである。そのため、違約内容の部分については明確に約定することが重要なテーマになる。また、契約解除をした後、損害賠償も関わるので、この部分の内容も詳細に検討しなければならない。

## 9. 紛争の解決

契約の解釈や紛争の解決に中国法を準拠法として約定する場合、中国の法律規定に従わなければならない。当事者間で争議が生じた場合、仲裁機構に申請してもよいし、裁判所に訴訟を提起してもよいと約定すれば、仲裁協議が無効となるが、一方が仲裁機構に申請したが、もう一方が仲裁法が規定した期間内に異議を提出しない場合には除外となる<sup>62</sup>。

また、裁判所も仲裁機構もそれぞれの管轄区域もあるので、紛争解決の方法と管轄を約定する時、注意する必要がある。

なお、契約を締結する主体資格に問題がないかどうか、専利権の存続期間が契約期間より短くないかどうかなどに注意する必要がある。

---

<sup>62</sup> 「最高裁による『仲裁法』若干問題の解釈の適用」(法積〔2006〕7号)第7条

## 二、契約作成時に要注意の内容

### 1. ロイヤリティについて

ロイヤリティ条項は技術ライセンス契約のコア条項である。ライセンシーはなるべく低いロイヤリティで完全な技術実施権の取得を望んでいるのに対して、ライセンサーはなるべく高いロイヤリティで自己の技術をライセンスすることを望んでいる。よって、ロイヤリティを公平且つ合理的に設定するのは極めて重要である。

ロイヤリティ条項を設定する時、ロイヤリティの基準価格に留意すべきである。ロイヤリティの基準価格はロイヤリティを算出するときにベースとなる基本価格であり、主に総売上高や正味販売価格などが選ばれる。もっとも常用されるものは正味販売価格で、すなわち製品の総売上高から返品、運送にかかる費用、保険料及び消費税などライセンス技術と無関係の費用を控除した額とする。正味販売価格をベースとする場合、将来双方の解釈の不一致による紛争を避けるために、その正味販売価格について明確に定義しなければならない。

また、ランニングロイヤリティに関わる比率については当事者双方の交渉によるが、涉外ライセンス契約であれば、中国の「技術輸出入管理条例」の調整を受けるので、ライセンシー所在地の商務部門へ届出手続きを行なう場合、そのランニングロイヤリティの比率が認められなければ契約の履行が難しくなる。そのため、ランニングロイヤリティに関わる比率を設定する場合、当事者双方が交渉する際、実際の技術又は専利の価値の他に、商業慣例の要素も考慮しなければならない。

なお、支払方法につき支払方法がランニング・ロイヤリティである契約を除き、契約が効力を生じた後 60 日以内に契約の登記手続を行わなければならない。支払方法がランニング・ロイヤリティである契約の場合、初回においてランニング・ロイヤリティ基準額形成後 60 日以内に、契約の登記手続を履行し、かつ、以後各回のランニング・ロイヤリティ基準額形成後、契約の変更手続を行わなければならない。実務においては、各地方の商務部部門へ届出手続きをする時、ランニング・ロイヤリティを支払う回数が 1 年 1 回と要求される場合が多いので、ロイヤリティの支払う時期と頻度を設定する場合、所在地の商務部部門へ確認の上で、ロイヤリティ支払時期を確定したほうがよい。

### 2. 技術権利範囲条項について

前にも紹介したように、技術ライセンス契約にはいくつかの種類がある。実務上、具体的にどのライセンス方式をとるかは、主にライセンサーが潜在市場の予測、競争度、技術の性質及び双方利益に対する追求によるものである。ライセンス技術による収益に大した差がない場合、独占的ライセンスを選ぶのは大きな浪費をもたらす。実務上、通常ライセンスをとるのが主流である。

技術権利範囲の交渉に直接関わる焦点問題の一つは技術のライセンス地域である。技術ライセンスした後のライセンサー自身の製品同士での市場競争を避けるために、または技術をより多くの第三者にライセンスするために、ライセンサーは普通、ライセンス技術を利用して製品を製造・販売する地域を制限する。交渉において、実際の状況に基づき、双方は制限の度合をよく把握し、自己の利益とのバランスを求めるものとする。

### 3. 技術サービスと指導条項について

ライセンサーは技術資料だけで導入した技術を消化できず、従業員にライセンス技術をマスターさせるために、常にライセンサーの技術指導が必要とする。実践において、指導が足りないまたは指導に関する契約条項の不完全などによって履行の段階で紛争が起こることで、ライセンサーに余分の費用を支払わせ、または技術ライセンスの目的に達することができなくなってしまうことが多い。そのため、ライセンス契約で指導内容、指導目標及び指導費用の負担などを詳しく約定しなければならない。ライセンス技術が複雑である場合、ライセンス契約の別紙として単独の技術指導協議と技術サービス協議を締結することをお勧めする。

なお、単純な専利ライセンス契約である場合、その技術サービスと指導などの内容は、必要かどうかは、実務においてよくある問題である。契約法には、専利ライセンスのライセンサーは、約定に従ってライセンサーに専利の実施を許可し、専利の実施に関する技術資料を交付し、必要な技術指導を提供しなければならないと規定しているが、その必要な技術指導につき明確に規定していない。そのため、単純な専利ライセンス契約を締結する場合、その技術指導が必ず必要かどうか、更に技術指導があるかどうかは、当事者双方が協議により明確に約定したほうがよい。

### 4. 技術改良条項について

技術をライセンスするとき、双方は契約期間内で他方が技術を改良する可能性及びその

影響を考える。ライセンシーにとって、ライセンサーがライセンス技術を改良し、関連製品も製造・販売した場合、ライセンシーのライセンス技術にかかる製品は淘汰されるリスクが発生する。ライセンサーにとって、ライセンシーがライセンス技術を改良した場合、自己の競合になる可能性もある。したがって、交渉の段階で、当事者双方が技術改良の成果の帰属などについて相違する意見が出てくる可能性が高い。

中国の関連法律でライセンシーの技術改良を禁じるのは許されないことであるが、「改良」とは一体何かについて明文化されていない。よって、紛争を避けるために、改良の定義と範囲について協議したほうがよい。

それ以外にも、渉外ライセンス契約に関する成果の帰属について、「技術輸出入管理条例」の特別規定に基づいて改良した技術が改良した側に帰属すると規定したが、例えば、ライセンサーにとっては、自社に帰属するか、又は共同共有も許されない場合には無料で実施する、或いはライセンスによりその実施権を取得するといったような内容を十分に協議し、自社に有利な条件になればよい対策となる。

また、ライセンサーが後続の技術改良について技術指導などに参与する可能性がある場合、ライセンシーと交渉の上、事前に明確に約定したほうがよい。

## 5. 保証条項について

技術ライセンスの無形性のため、保証条項は特に重要な意味がある。交渉する時、専利年金の支払い、他人による専利権無効宣告請求に対する積極的な対応をするという内容は、殆ど問題ないが、技術的目標を達成する内容につき、関連条件を設定する場合、慎重に検討しなければならない。中国企業同士でも、技術的目標の達成につき紛争を生じた事件が多く、その技術的目標をどこまで達成でき、どこまで保証できるかは、双方は、十分に協議して契約に記載した方がよい。

例えば、ライセンス契約において、ライセンサーは、自分が提供した技術によりライセンシーの製造能力が具体的な目標を達成すると保証すれば、一旦ライセンシーの製造能力が具体的な目標を達成しない場合には、ライセンサーはその保証責任を負わなければならない。

## 6. 権利侵害条項について

実務上、ライセンサーが提供した技術は第三者の権利を侵害する可能性があり、ライセ

ンシーがライセンス技術を利用して契約製品を製造、販売または使用することが侵害行為となる可能性がある。交渉の焦点は第三者が提起した権利侵害クレームに対する対応をめぐって、抗弁の担当や費用の分担などになる。

通常、ライセンス契約を締結する前に、ライセンサーはライセンスの技術に関わる周辺技術又は第三者の専利への侵害可能性を調査し、分析することは多いが、絶対侵害しないと保証することはなかなか難しい。侵害責任の負担について第二節で紹介したように、ライセンサーが外国企業である場合、強制的にライセンサーに帰されるが、交渉において、免責条件や侵害責任を負担する条件や上限などについて詳しく約定することで、ある程度リスクを下げるができる。勿論、中国の技術輸出入管理条例が強制的な規定に属するので、裁判などで認められないこともあり得るが、約定不明と比べて、明確に約定すれば、裁判官は、具体的な事情と平等のバランスを考慮し、ライセンサーに有利な結果になる可能性もある。



## 第七節 技術ライセンスの関連事件

### 一、ライセンス契約の技術の不完全により損失を被った事件<sup>63</sup>

#### 事件の概要

再審請求人（一審原告、二審被上訴人）：H 社

被請求人（一審被告、二審上訴人）：G 大学

2006年12月11日に、G大学はH社と技術譲渡契約を締結した。同契約で以下の通りに約定した。「G大学は『高純度粉末大豆レシチン製造技術』をH社に譲渡し、且つ規格に合う製品が製造されるまで、プロジェクトの全体的なプランの作成、製造に必要な設備の選択・取付・テストを指導するために、専門の研究員をG大学に派遣する。製造する間に技術問題で製品の製造コストなどを達成できない場合、G大学は合理的な技術改良案を提供しなければならない。技術案の不完全による経済損失はG大学が負担するものとする」。

2008年から、H社は3回の試作品製造を行ったが、その間に起こった技術問題に対して、G大学の担当者は有効な技術改良案を提供できなかった。最後、製品の日産量は100キログラムしか達していなかったため、H社はG大学の譲渡技術に大きな欠点があることを理由とし、訴訟を提起し、契約の解除及び損害賠償を請求した。

再審裁判所は以下のように認定された。年産量が600トンに達していない原因について、G大学が本件にかかるプロジェクトの製造ラインに明確な、操作できるプランがないのは本件にかかる契約製造能力が実現できなかった主要原因となり、主要責任を負わなければならない。H社が実際に購入した設備が完全に契約の要求に満たさないのは本件にかかる契約製造能力が実現できなかった二次的な原因となり、二次的な責任を負わなければならない。本件にかかる契約が履行不能であることに鑑み、契約解除の請求を支持し、且つ約198万円の損害賠償額を判定した。

### 二、ライセンス契約のライセンサーの適格性に関する事件<sup>64</sup>

<sup>63</sup>附録3（2016）最高法民再252号（再審）

<sup>64</sup> 附録4（2016）黔民終402号（二審）

## 事件の概要

上訴人（原審被告）：T 社

被上訴人（原審原告）：K 社

2014 年 11 月 18 日に、K 社（乙）は T 社（甲）と技術提携契約を締結した。契約で、T 社はメタノールガソリンシリーズ、メタノールディーゼル、アルコール系燃料などの技術プロジェクトを K 社に譲渡し、技術コンサルティング、技術指導、技術スタッフの養成などを提供し、且つ関連技術に対して真の権利者であることを保証した。その後、K 社は T 社が契約通りに義務を履行していないことを理由とし、契約の解除及び頭金の 35.3296 万円の返還を請求した。

一審裁判所は、次の通り判定した。T 社は自己が関連技術の適法的権利者であることを証明するために、4 件の専利証書を提出したが、それらの証書に記載された権利者はみな個人 J、個人 K であり、T 社ではない。T 社は個人 J、個人 K から出された授權書も提出したが、その内容は、個人 J、個人 K が T 社の社員であり、彼らの全ての研究成果及び専利が T 社によって管理され、授權範囲には技術・専利の第三者へのライセンス、譲渡などが含まれるなどであった。しかし、同授權書における二人のサイン及び拇印が酷似し、他の佐証もないため、授權書の真実性は認められない。従って、T 社は関連技術の適法的権利者ではないと判定する。また、T 社は自己が契約義務を履行したことが証明できる他の有効な証拠も提出できなかったため、K 社の訴訟請求を支持した。T 社は上訴したが、二審裁判所は一審裁判所が認定した事実が明らかで、判決結果が正しいとし、上訴を棄却し、原審判決を維持した。

## 三、薬品譲渡技術が契約目的を達成できないことにより譲渡費用返還の事件<sup>65</sup>

### 事件の概要

再審申請人（一審被告、二審上訴人）D 研究所

再審被申請人（一審原告、二審被上訴人）Y 社

2003 年 12 月 16 日、D 研究所と Y 社は、「塩酸ロピバカイン原料と注射技術譲渡契約」

<sup>65</sup>附録 5 最高裁による民事裁定書（2013）民申字第 718 号

を締結した。譲渡契約においては、D 研究所は、自分が保有する全ての技術資料及び関連臨床許可書を Y 社に譲渡し、また、国家が批准した製造プロセスと品質基準に従い、Y 社に 3 ロットの合格完成品を製造するよう指導し、臨床研究、新薬許可書と製造許可の手続きなどを協力し、Y 社は、4 回に分けて 150 万元の技術譲渡費を支払うと約定した。

Y 社は、D 研究所と一緒に新薬証書と製造許可書を申請する時、国家薬監局に申請資料の真実性問題で新薬許可書を発行しないと知らされた。そして、Y 社は国家薬監局に更に確認し、臨床許可段階に提出した薬学研究資料が確かに真実性の問題で製造許可を貰えないとの回答を得たので、裁判所へ契約解除、技術譲渡費用の返還、及び損失賠償を請求した。

本事件は、一審、二審の審理を経て、最高人民法院は、本事件の争点は、①Y 社が新薬証書と生産許可を取得していない原因は、D 研究所の違約行為により招くか否か。②契約解除、技術譲渡費用の返還の判決が法律適用の間違いか否かを纏めた。

最高人民法院は審理の上、下記のとおり認定した。Y 社は、薬品製造企業として、技術譲渡を通じて薬品の製造技術を獲得し、且つ関連部門の許可を貰ってから、合法的に新薬を製造することで利益を得る。これは譲渡契約を締結する目的である。D 研究所は技術譲渡側として真実、安定性の技術データを提供する義務を有するのみではなく、契約の約定に従い、Y 社に合格完成品を製造するよう指導し、臨床研究、新薬許可書と製造許可の手続きなどに協力する義務がある。D 研究所が違約行為により譲渡契約の目的が実現できない結果となり、Y 社が契約解除を請求する権利がある。また、一審、二審に認定された契約解除と譲渡費用を返還する判決は妥当である。

#### 四、標準特許のライセンスにより起した WAPI 特許侵害事件<sup>66</sup>

##### 事件の概要

上訴人（一審被告）：B 社

被控訴人（一審原告）：N 社

2015 年 7 月、N 社は、自社の「無線 LAN への移動装置の安全なアクセス及びデータ暗号化通信の方法」という特許（特許番号：ZL02139508.X、以下、「本件特許という」）

---

<sup>66</sup>附録 6：林達劉による「WAPI 特許侵害事件に関する検討」論文

が侵害されたという理由に B 社を一審裁判所に提訴し、侵害の差し止め及び損害賠償を請求した。

N 社は、「自社が 2002 年 11 月 6 日本件特許を出願し、2005 年 3 月 2 日に特許権を取得した。かかる技術は、2003 年より中国の無線 LAN 産業が幅広く採用した標準として応用されていたが、B 社は、移動通信設備の製造メーカーとしてその製造・販売する製品が自社の特許を実施し、且つ製造・開発に多く利用した。2009 年から B 社に数回も相談すると要請したが、B 社は、実質的な相談に協力せず、悪意で時間を引き延ばし、ロイヤリティの支払いを断った」と主張した。

B 社は、いくつかの面で侵害しないと主張したが、結局、一審も二審も B 社に侵害行為を停止し、且つ N 社の「ライセンス料の 3 倍で賠償額を算定する」という主張を認め、N 社に賠償額が 8,629,173 元賠償せよと判決を下した。

## 第三章 商標ライセンス方法

### 第一節 商標ライセンス

#### 一、商標ライセンスの概念

商標は事業者が自己の生産経営する商品または提供する役務と他人の生産経営する商品または提供する役務を区別するために用いる標識の一つである。即ち、商標の最も基本的な機能は、事業者の商品・役務を他人の商品・役務と識別させる自他商品識別機能である。当該機能に基づき、商標の実際の使用を通じて、需要者に当該商標が付いた商品・役務と相応する事業者との関連性がある認識を形成させる。更に、品質の高い商品・役務に付いた商標は、需要者に商品・役務の品質に対する信頼を形成させる。よって、商標の所有者として、需要者からの信頼に含まれる経済的な価値を活用し、他人に許諾することができる、つまり、商標ライセンスである。これにより、商標権者にとって、ライセンスを通じて、実施料を得てブランドを拡大することができ、ライセンスを受ける側にとって、既存のブランド力をもとに事業展開ができ、需要者により良い商品・役務を提供するという Win-Win の結果になる。

#### 二、商標ライセンスの対象

1. 登録商標：商標ライセンスと言え、主に登録商標を対象とする。登録商標は、当局の公告を経て、有効期間内に法による保護を受けている。注意点としては、一部の登録商標は、無効申立、三年不使用取消、未更新等の事情によって、権利不安定の状態になるので、不要なリスクを避けるため、商標ライセンス契約を協議する前に、ちゃんと対象商標の状態を確認しておくことが得策である。

2. 未登録商標：現行の商標法体制において、未登録商標に関わるライセンスについて、特に制限されていないが、未登録商標自身における権利行使の不便性、権利範囲の不明確性等の特徴により、実務上、あまり活用されていないようである。また、未登録商標は、ただ商標分野の概念のみであるが、著作権、一定的な影響がある包装・装飾又はその他の権利に該当する可能性もあるので、具体的な状況によって、最も適当なライセンス形式を

選んだほうが宜しい。

### 三、商標ライセンスの分類

商標ライセンスは独占的使用許諾、排他的使用許諾、通常使用許諾の三種類に分けられる。

#### (1) 独占的使用許諾

独占的使用許諾は日本の「専用使用権許諾」に相当する。かかる場合、許諾者は、一定の地域又は期限内に商標権の使用権を被許諾者に許諾した後、自ら当該範囲と当該期限内において当該商標権を使用する権利を有せず、再度第三者に当該商標権の使用を許諾する権利を有しない。

独占的使用許諾における被許諾者は、権利侵害行為に対して、自ら差止請求と損害賠償請求をすることができる。

#### (2) 排他的使用許諾

排他的使用許諾は、日本の「独占的通常使用権許諾」に相当する。かかる場合、許諾者は、一定の地域又は期限内で商標権の使用権を被許諾者に許諾した後、自ら当該範囲と当該期限内において当該商標権を使用する権利を留保するものの、再度第三者に当該商標権の使用を許諾する権利を有しない。

排他的使用許諾における被許諾者は、権利侵害行為に対して、権利所有者と一緒に差止請求と損害賠償請求をすることができ、若しくは権利者が差止請求と損害賠償請求を主張しない場合は自ら請求をすることができる。

#### (3) 通常使用許諾

通常使用許諾は、日本の「通常実施権許諾」に相当する。かかる場合、許諾者は、一定の地域又は期限内において商標権の使用権を被許諾者に許諾した後、自ら当該範囲と当該期限内において使用する権利及び第三者に当該商標権の使用権を許諾する権利を留保する。

通常使用許諾における被許諾者は、権利侵害行為に対して、権利所有者と一緒に差止請求と損害賠償請求をすることができ、若しくは権利者から明確な授権を受けた場合は差止請求と損害賠償請求をすることができる。

独占、排他又は通常使用許諾は、それぞれのメリットとデメリットを有する。

独占的使用許諾は、排他又は通常使用許諾に比べて、その実施許諾料は高いものの、独

占使用権を有することができるので、市場における同類製品間の競争で有利となり、多大な利益が得られる。許諾者と被許諾者は、実際の状況に応じて、協議を経て適格な実施許諾種類を選択することができるが、独占又は排他的使用許諾を選択する場合、必ず契約書に明記しなければならない。仮に、契約書において実施許諾の種類を明記せず、かつ条項における当事者の義務から、実施許諾の種類を判明できない場合は、通常使用許諾としてみなされる。

しかも、通常、独占的使用許諾又は排他的使用許諾の許諾料が比較的高く、利益を少しでも得ようとして、権利者が数回にわたり独占的使用許諾又は排他的使用許諾契約を締結することもあるので、かかる状況は必然的に権利の抵触が発生することになる。したがって、『商標法』には、許諾契約の届出手続について規定していると同時に、届出手続を経していない許諾契約は善意の第三者に対抗できないことを明文化している。

#### 四、商標権者及び被許諾者の義務

前記商標法第 43 条の規定によって、権利者と被許諾者が商標の効能の実現および社会公衆に対して責任を負い、各自の法的義務も負う。主に以下の 3 項である。

1. 商標権者は被許諾者が使用するその登録商標の商品品質を監督しなければならない。登録商標を使用した商品の品質に対して監督を行うことは権利者の義務である。その目的は、登録商標を有する商品の品質を保証することにある。すなわち、商標権者はその商標の使用を他人に許諾後も商品の品質に対して責任を負わなければならない、被許諾者が商業的信用名声を損ない、社会公衆の利益を損なう不正行為を行うことを防止しなければならない。

2. 被許諾者は使用許諾された商標の商品品質を保証しなければならない。商標は商品の品質により信用名声を獲得するものであり、商標の信用名声を保持することは権利者の義務であるだけでなく被許諾者の義務でもある。

3. 被許諾者は使用許諾された商標の商品に各自の社名及び商品の産地を明記しなければならない。商標が使用許諾される場合、同一商標の商品であっても、生産者と産地が異なれば、商品の品質にも相違が生じる。消費者が識別でき、且つ商標使用者の責任感を強めるために、各自の商品に被許諾者の社名及び産地を明記する必要がある。

## 第二節 商標ライセンスに関する法律規定

### 一、商標ライセンス契約の締結および届出

「商標法」第 43 条 商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。

他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を商標局に届け出なければならない。これをもって商標局は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない。<sup>67</sup>

「商標法実施条例」第 69 条 他人にその登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は許諾契約の有効期間内に商標局に届け出、届出資料を送付しなければならない。届出資料は、登録商標使用許諾者、被許諾者、許諾期間、使用許諾商品又は役務の範囲等の事項を説明しなければならない。<sup>68</sup>

### 二、商標ライセンスの種類

「最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 3 条、商標法第 43 条に規定する商標ライセンスは以下の三種類を含む。

(一) 独占的使用許諾とは、商標登録者が約束した期間、地域で、約束した方法により、当該登録商標を一人の被許諾者だけに使用を許諾し、商標登録者は約束に従い、当該登録商標を使用してはならないこと。

(二) 排他的使用許諾とは、商標登録者が約束した期間、地域で、約束した方法により、当該登録商標を一人の被許諾者だけに使用を許諾し、商標登録者は約束に基づき当該登録商標を使用することができるが、別途他人に当該登録商標を許諾することはできないこと。

<sup>67</sup> 「商標法」(2014 年 5 月 1 日より施行) 第 43 条

<sup>68</sup> 「商標法実施条例」(2014 年 5 月 1 日より施行) 第 69 条



(三) 通常使用許諾とは、商標登録者が約束した期間、地域で、約束した方法により、他人に当該登録商標の使用を許諾し、商標登録者は自分で当該登録商標を使用または他人に当該登録商標の使用を許諾できること。<sup>69</sup>

### 三、被許諾者の訴訟地位

「最高裁判所による訴訟以前の登録商標専用権侵害行為の差止と証拠保全に適用する法律問題についての解釈」第1条 商標法第57条、第58条の規定に基づき、商標登録人あるいは利害関係者は裁判所に訴訟以前に、登録商標専用権侵害行為の差止あるいは証拠保全の申請を提出することができる。申請を提出する利害関係者は、商標使用許可契約の被許可者、登録商標財産権利の合法継承者を含む。登録商標使用許可契約の被許可者のうち、使用許可契約を独占する被許可者は、単独で裁判所に申請を提出する事ができる。排他使用許可契約の被許可者は、商標登録人が申請しない状況下では、申請を提出することができる。<sup>70</sup>

「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」第4条 商標法第53条に規定する利害関係人は、登録商標使用許諾契約の被許諾者、登録商標財産権利の合法的相続人を含む。

登録商標専用権が侵害された場合、独占的使用許諾契約の被許諾者は人民法院に訴訟を提起することができ、排他的使用許諾の被許諾者は商標登録者と共同で訴訟を提起することができ、かつ商標登録者が訴訟を提起しない場合、自ら訴訟を提起することもできる。一般的使用許諾契約の被許諾者は商標権者からの明確な授権を得た場合に訴訟を提起することができる。<sup>71</sup>

### 四、商標譲渡が商標ライセンス契約の効力に及ぼす影響

「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」第20条 登録商標の譲渡は、譲渡前にすでに発効している商標使用許諾契約の効力に影響

---

<sup>69</sup> 最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（2002年10月16日より施行）第3条

<sup>70</sup> 「最高裁判所による訴訟以前の登録商標専用権侵害行為の差止と証拠保全に適用する法律問題についての解釈」（2002年1月22日より施行）

<sup>71</sup> 「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」（2002年10月16日より施行）

しないものとする。ただし、商標の使用許諾契約において別途規定しているものはこの限りでない。<sup>72</sup>

### 第三節 商標ロイヤリティの算定方法

現行の商標法体系において、中国の現行法律法規には商標ロイヤリティの算定方法に関する明らかな規定はない。通常、権利者と被許諾者が協議により自由に設定する。

ロイヤリティの定め方には、一般的に、①固定額でのロイヤリティ（イニシャル・ロイヤリティ）と②製造・販売量・売上高等に応じて変える金額を一定期間ごとに徴収するロイヤリティ（ランニング・ロイヤリティ）、または①と②の組み合わせである。

また、外国当事者から中国当事者への特許ライセンスは技術輸入に該当し、関係ライセンス契約は、国家知識産権局への届け出のほか、現地商務部門に届出する必要があるが、それに対して、外国当事者から中国当事者への商標ライセンスは、商標局への届け出のみであり、現地商務部門での届け出は不要だ。しかも、商標局は、商標ライセンスの届け出を受ける際に、ロイヤリティの金額などについて、一切審査しない。よって、技術ライセンスのロイヤリティの設定と比べて、商標ライセンスのロイヤリティの設定はより自由であり、通常、当事者双方の合意があればそれで良い。

にもかかわらず、念のため、ロイヤリティを設定する際には、他社事例等との比較による方法、販売への貢献度からの方法などを用いながら、商標の知名度、商標のライセンス方法、商標の使用許諾期間・地域・商品範囲、業界利益率・バックグラウンドなどの要素を考慮した上、合理的に説明ができる金額を設定するほうが望ましい。

### 第四節 商標ライセンスの事例

#### I 事件の概況

##### 1. 基本情報

---


<sup>72</sup> 「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」（2002年10月16日より施行）

一審原告（二審上訴人 1）：U 社  
一審被告 1（二審上訴人 2）：G 社  
一審被告 2（二審被上訴人）：P 社

## 判決の情報

一審 上海市第一中等裁判所（2012）滬一中民五（知）初字第 250 号民事判決書  
二審 上海市高等裁判所（2014）滬高民三（知）終字第 117 号民事判決書

## 2. 事件の経緯

P 社、「」図形商標（以下「係争商標」という）の商標権者である。2008 年 9 月 8 日、P 社は、U 社に対し、中国大陸地区における筆記用具類別上の係争商標の独占使用を許諾したが、その期限は 2008 年 9 月 10 日から 2013 年 12 月 31 日であった。2009 年 3 月 12 日、当該商標の使用許諾契約の届出は、国家工商総局商標局の許可を取得した。2010 年 2 月 11 日、P 社と U 社は、商標の使用許諾期限について原契約を基にして 10 年間延長することを約定した。2012 年 1 月 1 日、P 社と U 社は、双方間の係争商標の使用許諾届出を終止することを約定したものの、当該商標のその他の約定に対しては影響を与えないものとした。2012 年 2 月 16 日、P 社と G 社とは、「商標使用許諾契約」（以下「係争契約」という）を締結し、G 社が 2012 年 1 月 15 日から 2017 年 8 月 31 日までの期間において独占的に係争商標を使用することを約定した。U 社は、P 社と G 社との間の行為が「契約法」に規定する「悪意による共謀を通じて、第三者の合法的利益を害し」、かつ、「法律、行政法規における強制性規定に違反する」と主張し、裁判所に訴訟を提起し、P 社と G 社との間で締結した「商標許諾使用契約」が無効であり、両者が共同で U 社の経済損失 100 万元を賠償することを命じるよう請求した。上海市第一中等裁判所は、係争商標の使用許諾契約は双方当事者の真実の意思表示に該当し、その目的は係争商標の独占使用権を取得するためであり、U 社の合法的利益を損害した主観的な悪意があると認定するのは難しく、『商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高裁判所の解釈』（以下「商標法司法解釈」という）第 3 条第 1 号の内容は、「商標法」に規定する商標使用許諾方法の定義に該当し、強制性の法律規範に該当せず、係争契約の締結は法律・行政法規の強制性の規定に違反しないと認定した。したがって、U 社の全ての訴訟上の請求を棄却する判決を言い渡した。U 社と G 社は、何れも当該判決を不服として、上訴を提起した。上海市高等裁判所は、P 社と G 社との間で係争商標の使

用許諾契約を締結したとき、何れも U 社と P 社との間にすでに係争商標の独占使用許諾関係が存在することを知っていたので、G 社は後に授権された善意の第三者には該当しないものの、G 社に U 社に害を与えようとした主観的な悪意があることを証明できる十分な証拠がなく、P 社と G 社との間で共謀しようとする行為が存在することを証明できる証拠もないので、かかる契約行為を悪意による共謀を通じて、第三者の利益を損なった行為として認定することができないと認定した。しかし、G 社が善意の第三者に該当せず、U 社が係争商標に対して有する独占使用権は、後の係争商標の使用許諾契約関係に対して対抗できるので、P 社は、事実上、係争商標の使用許諾契約の義務を履行しておらず、G 社も当該係争契約に基づいて係争商標の使用権を得ることができない。したがって、裁判所は、上訴を棄却し、一審判決を維持する判決を言い渡した。

## II 本事件の争点に関する判定

本事件は、主に次のような争点に及んでいる。

①本事件の係争契約は、悪意による共謀を通じて、第三者の合法的利益を害する無効事由を有するか否か。

②G 社は、自社と P 社との間で締結した係争契約により係争商標の使用権を取得することができるか否か。

では、以下のとおり、各裁判所の判示をまとめて紹介する。

**①本事件の係争契約は、悪意による共謀を通じて、第三者の合法的利益を害する無効事由を有するか否か。**

### 【一審裁判所】

まず、P 社と G 社との間で締結された商標使用許諾契約は、双方当事者の真の意思表示であり、当該2部の契約によって示される商標使用許諾関係は実際に存在し、G 社もその対価として、一部の商標使用料を支払っている。したがって、G 社が係争契約を締結した目的は、係争商標の独占使用権を取得することにある。G 社は、不正競争行為をかつて実施したことがあるものの、商標権者と商標使用許諾契約を締結することにより、係争商標の独占使用権の取得後、その製品に係争商標を使用したことは、商標詐称行為にも当たらず、U 社に対する不正競争にも当たらない。したがって、G 社が係争契約を締結した

目的は、U社の合法的権利を損なうためでもなく、不正競争を実施しようとする主観的な悪意もない。G社は、P社との間で契約関連の打ち合わせを行なった際、U社が独占使用権を有している事実を知っていたものの、P社に対して、U社との間の独占実施許諾契約の届出を取消すよう要求していたので、G社がU社が独占使用権を有する事実を明らかに知っていたことを理由に、同社にU社の利益に損害を与えるという主観的な悪意があったと認定することはできない。P社が商標権者として、係争商標がすでにU社による独占実施期間内において、G社との間で新たな独占実施使用契約を無断で締結したことは、U社に独占使用権者として、係争商標の正常な使用を不可能にさせているので、U社は、自社とP社との間の関連契約の約定に基づいて、その合法的な利益を保護することができる。

次に、「係争契約において、U社に対して一方的に勝手な和解を認めないという条項が特別に設けてある」ことは、G社が自社の契約利益を保護するために講じた措置であり、当該措置にU社の合法的な利益を損害しようという主観的な悪意があったことを証明することはできない。G社は、P社との間で独占実施使用契約を締結し、かつ、相応の独占使用料を支払った後、係争商標の独占使用権者として工商行政部門にクレームを提出したが、当該行為は、U社の合法的な利益を損なう行為に当たらない。P社とG社は、クレームの内容は類似し、両者に、U社の利益を損なおうとした事実があったことを証明することができない。「契約法」では、当事者は平等・自由意志の原則に基づいて、自由に契約を締結することができる」と規定している。当該契約の締結が法律と行政法規における強制的規定に反してこそ、契約当事者の意思自治を排除することができる。U社が主張した「商標法司法解釈」第3条第1号の内容は、中国「商標法」に規定する3種類の商標使用許諾方式の定義であり、強制的な法律規範ではない。したがって、係争契約の締結は、法律と行政法規における強制的規定に違反せず、U社が当該内容を理由に主張した係争契約の無効内容は、事実的根拠及び法的根拠も欠如している。

### 【二審裁判所】

まず、G社とU社とは、筆記用具に類似する製品を製造・販売しており、同一市場における競合他社である。また、P社は、裁判所に提出した書面による答弁意見において、自社とU社との間の商標使用許諾状況についてG社に告知している。

次に、G社とP社は、商標局の2012年3月13日の終了届出の公告前の2012年2月16日、係争商標使用許諾契約を締結した。商標使用許諾契約届出は、U社とP社との間の商標の独占使用許諾契約関係が2012年1月1日で終了していたものの、当該契約関係

が解除されていることを証明できる証拠がないので、終了届出だけで商標使用許諾契約の解除を推定することはできない。

しかも、G 社も、U 社と P 社との間で締結されていた係争商標使用許諾関係を知っていたと明らかにした。したがって、G 社は、P 社との間で係争商標使用許諾契約を締結したとき、U 社と P 社との間に係争商標の独占使用許諾関係が存在していたことを知っていたと認定できるので、権利許諾が重なっている状況下では、G 社が後で権利許諾された善意の第三者であるとはいえない。

しかし、G 社が善意の第三者に該当しないことは、同社が P 社と U 社との間における係争商標の独占使用許諾関係を知っていたことのみを意味し、同社と P 社との間に悪意による共謀を通じて第三者の利益を損害した行為があったことを意味するとは限らない。

「契約法」第 52 条に規定する「悪意による共謀を通じて」とは、契約形式を利用した財産の転移、債務逃避及び相手側の代理人との共謀を通じて、相手側の利益を害すること等により現わされているが、当該行為自体には違法性があるので、法律ではかかる契約の無効について規定している。悪意による共謀を通じた行為の構成要件からみれば、主観的に害を加える故意が存在することを証明したり、客観的に共謀による行為が存在したりすることについても証明する必要がある。本事件において、G 社と P 社が使用許諾契約を締結した目的は、係争商標を使用するためであり、その契約締結時に、P 社と U 社がそれ以前に締結していた商標の独占使用許諾契約を解除することを契約発効の前提としなかったことは妥当ではなかった。その結果、前後して締結された 2 つの商標独占使用許諾契約の許諾期間が重なってしまったが、G 社がその係争契約において、P 社に対して、U 社との間の届出契約等の条項を積極的に取消すことを要求したことを総合してみれば、本事件において G 社に U 社に対して害を加えようとする主観的な悪意があったことを証明できる十分な証拠も、G 社と P 社との間に共謀を通じた行為が存在していたことを証明できる証拠もない。したがって、当該契約行為が悪意による共謀を通じて、第三者の利益を害する行為に該当すると認定することはできない。G 社に詐称等の不正競争行為が存在するか否かについては、本事件の契約紛争とは無関係である。G 社と P 社によるクレーム、告発行為は、G 社が係争商標の独占使用権をすでに取得したと認識していたことに基づくものであり、かつ、相応の行政機関から U 社の違法に対する決定が下されていないので、双方が悪意による共謀を通じた行為であると認定しかねる。係争契約で特別に設けられた契約双方が第三者と和解することを制限する条項は、G 社がその契約利益を保護するための目的によるもので、市場競争においてよく見られる手段であるので、同様に悪意

による共謀を通じた行為に当たると認定するのは難しい。G社がP社とU社との間の係争商標の独占使用許諾関係に影響を及ぼそうとした動機は明らかであるものの、G社とU社とは競合他社であり、G社が係争商標権者であるP社と独占使用許諾契約を締結し、P社に同類製品において第三者に対する係争商標の使用許諾を制止する方法を採用することで、市場競争を展開したこと自体には違法性がない。係争契約は、契約無効を認定するための法定要件に合致せず、係争各当事者との間の紛争は、違約責任等を追究する方法を通じて解決することができる。

②G社は、自社とP社との間で締結した係争契約により係争商標の使用権を取得することができるか否か。

#### 【二審裁判所】

P社とU社とは2003年7月9日、「授権契約書」を締結し、2005年3月21日「授権契約補充合意書」を締結した。これらの契約書、合意書によって、U社は、大陸地区における係争商標の使用が許可された。2003年7月9日、P社は、「授権証明書」を発行し、U社に対して、2003年7月9日から2008年12月31日までの間、係争商標を使用することを許諾した。その後、2008年9月8日、P社は、再度「授権証明書」を発行し、U社に対して、2008年9月10日から2013年12月31日までの間、係争商標の独占使用権を許諾した。2010年2月11日、P社とU社は、「授権契約書」を締結し、係争商標の使用関係が原契約を基にして、さらに10年間更新すること、すなわち、2014年1月1日から2023年12月31日まで延長することを約定した。前述の契約は、何れも当事者の真の意思表示であり、合法的かつ有効であり、P社は、係争商標の商標権者として、合法的に他人に対して、係争商標の使用権を許諾した行為は法的効力を有する。前述の契約における約定に基づき、U社は、2008年9月10日から2023年12月31日までの間の大陸地区における係争商標の独占使用権を有する。いわゆる「独」とは、ただ1つ、唯一の意味であり、前述の契約における独占使用とは、係争商標について被許諾人であるU社のみが使用することで、商標権者であるP社を含める他の何れも使用してはならず、かかる使用方法は、「商標法司法解釈」第3条における独占使用許諾の定義を満たし、G社が称していた「独家」とは「独占」とは意味が違うという理由は成立しない。独占使用許諾の期間について、P社とU社との間の使用許諾契約に基づき、契約当事者が協議による変更をしていない状況下で、U社が2008年9月10日から2023年12月31日までの間、大陸地区における係争商標の独占使用権利を有すると認定すべきで、一審判決にお

いて、U社の係争商標の独占許諾使用权を有する期間を2008年9月10日から2013年12月31日までと認定したことは、全面的なものである。

本事件において、G社とP社との間の商標使用許諾契約はすでに成立し、かつ、その効力を発生しているが、契約の発効と契約の履行とは、全く別物である。契約で約定した内容がすでに契約当事者双方により履行されたか否かについては、双方当事者による実際の履行行為に準ずるべきである。本事件において、G社は、自社は係争商標の独占許諾使用权をすでに取得したものの、U社については当該権利をまだ取得していないと弁明したことに鑑み、U社とG社が係争商標の独占許諾使用权を有するか否か、及び許諾使用期間の問題については、更に明確にしなければならない。まず、前述したとおり、G社とP社の両社とも、U社とP社との間で係争商標について独占使用許諾関係が存在することを知っており、G社は、U社とP社との間の商標独占使用許諾契約関係に対して、善意の第三者に当たらない。次に、P社とU社との間では係争商標について、独占使用許諾契約関係が存在し、かつ、当該独占使用許諾契約は正常に履行され、P社とU社との間の係争商標使用許諾契約の届出は、2012年1月1日付で終了しているものの、U社とP社との間の商標独占使用許諾契約が、すでに解除されていることを証明できる証拠がない状況下で、当該独占使用許諾契約関係の存続を認定しなければならない。G社が善意の第三者に当たらないので、U社は、自社とP社との間の商標使用許諾契約に基づいて取得した係争商標の独占許諾使用权によって、G社とP社との間の商標使用許諾契約関係に対抗することができる。P社とG社との間の商標使用許諾契約はすでに成立し、かつ、その効力が発生しているものの、U社が係争商標について取得した独占許諾使用权が存続し続けているので、P社は、係争商標の使用权に対して処分することができない。P社が実際にG社との間で締結した商標使用許諾契約の義務を履行していないことに鑑み、G社もこれを理由にして、係争契約で係争商標の使用权を取得したとすることができない。つまり、G社とP社との間で締結された係争契約は、係争商標についてU社が有する独占許諾使用权を剥奪することができない。したがって、先に締結された独占使用許諾契約に基づき、すでに形成されたU社の商標使用状態が、後で締結された商標の独占使用許諾契約関係によって、打破されないと認定しなければならず、さもなければ公平・信義誠実の原則に違反し、商標使用秩序を乱してしまい、最終的には関連消費者の利益を害することになる。



## 第五節 商標ライセンス契約

### 一、契約の主要条項

#### 1. 前文及び定義

##### (1) 「許諾商標」

ここで、特定される登録商標（許諾商標の表示）を契約本文又は別紙にて明らかにしたほうが望ましい。

##### (2) 「許諾商品・役務」

ここで、特定される登録商標の指定区分（許諾商品の表示）を契約本文又は別紙にて明らかにしたほうが望ましい。

##### (3) 「商標の使用」

幾つの例を挙げても問題ないが、商標法 48 条の定義に参照すると記載しても良い。

##### (4) 「許諾地域」

具体的な許諾地域を明らかにしたほうが望ましい。

##### (5) 「発効日」

発効日とは、本契約の有効期間の開始日を意味するが、登録商標の有効期限と結びつけて、契約の有効期限を確定したほうが良い。

#### 2. 許諾内容に関する条項

一般に知的財産権のライセンスにおいては、許諾される権利の種類・性質として、独占的な権利なのか非独占的な権利なのか、独占的な権利の場合にはライセンサー自身の実施又は使用も禁止される所謂完全独占的権利なのか否か、サブライセンスや譲渡は可能なのか否か等を明確にしなければならない。

そのため、当該部分においては、ライセンスの種類（独占的使用許諾、排他的使用許諾、通常使用許諾）、ライセンスの期間、地域、商標使用を許諾された商品、契約満了後の当該商標を使用した在庫製品の処理、商標マークの提供方法、被許諾者の再許諾権利の有無などについて約定を行う。

#### 3. 双方の権利義務に関する条項

許諾商標が品質の劣る商品に使用されると許諾商標に付着された信用及び経済的価値が毀損される。又、許諾商品を紹介するパンフレット等（販売促進資料）においても商標が適切な態様で使用される必要もある。商標の品質保証機能は、今日商標の最も重要な機能となっているので、ライセンサーがかかる機能維持の為ライセンシーに品質維持に関する要求をするため、権利者による被許諾者の商標使用行為を監督する責任、ライセンス契約の有効期間内に当該商標の譲渡を許諾するか否か等についての約定、被許諾者による商品品質保証義務、商品上に自分の名前および商品の産地に対する標記、及びその他の信義誠実義務、侵害行為を発見した場合の通知義務などを明らかに約定することが望ましい。

#### **4. 商標ロイヤリティに関する条項**

使用料を販売額や販売数量ベースとする場合、被許諾者に一定期間毎に販売額又は販売数量及びそれらに応じた使用料を報告させる必要がある。この場合、通常、ライセンサーに報告の正確性を確認する為の監査権が与えられる。そして、ライセンス契約は商標ロイヤリティの金額、決算方法、支払方法、支払日時などを明記したほうが良い。

#### **5. 契約終了に関する条項**

どのような状況で権利者が契約を解除でき、またどのような場合、解除できないかなど終了条件をできる限り明確且つ詳細に明記する。

#### **6. 契約終了後の在庫製品の処理に関する条項**

実践では、約定が不明瞭であることが原因で契約が終了となり、被許諾者が在庫製品を販売し商標権侵害紛争を引き起こすケースが数多くある。よって、商標ライセンス契約終了後、ライセンス期間内に製造した在庫製品はどのように処理するかについて、明確に約定しなければならない。

#### **7. 違約責任および紛争解決方法に関する条項**

双方の違約責任を明確に約定し、且つ紛争発生に適用する法律及び紛争解決機関を契約の中で明記しなければならない。

## 二、許諾契約の締結時の留意点

知的財産権に係る経営者にとって、関連許諾契約を締結するときは、次のような点に留意する必要がある。

(1) 当事者の身分が適格であるか否かを審査しなければならない。

通常、許諾者は商標の所有者であり、商標権者から再許諾権を取得した場合、第三者に再許諾することができるものの、自己の権利を確保するためには再許諾権条項を定める契約又は再許諾権の授権資料を慎重に確認しなければならない。

また、被許諾者は必ず法により成立された企業、事業団体、社会団体、個人工商戸（個人事業者）、個人パートナー及び「商標法」第 9 条の規定に合致する外国人又は外国企業でなければならない。

もし、被許諾商標が人間用薬品又は煙草製品に用いる登録商標である場合、被許諾者は更に相応の資格を具備すべきである。契約の届出手続をする際に、衛生行政部門の証明又は国家煙草主管機関の製造許可証明書類などを提出しなければならない。

したがって、契約を締結する前に許諾者と被許諾者の身分を審査し、適格か否かを確認すべきである。

(2) 届出の可能な商標使用許諾契約において、被許諾商標は必ず登録商標に属すべきであり、許諾商品又は役務の範囲は登録商標の商品又は役務範囲を超えてはならない。

中国では、未登録の著名商標の場合を除き、登録商標であつてこそ、商標専用権を有し、使用許諾権は商標専用権の派生物に過ぎない。従って、商標局では存続期間内の登録商標に関する使用許諾契約のみを届け出ることができる。

未登録の商標又は出願中の商標について、双方当事者は自由意志で使用許諾契約を締結することはできるものの、届け出ることにはできないので、法律による保護は受けられない。

また、許諾使用する商品又は役務は、登録された商品の範囲又は役務を超えてはならない。商品又は役務範囲を超えた商標使用許諾契約について届け出た場合、状況に応じて却下され、又は契約に対する修正要求がされる場合がある。

(3) 実施許諾の種類と範囲を明記すること。

実施許諾の種類と範囲は、許諾者と被許諾者間における使用权の範囲を決めるので、非常に重要である。明記しない場合は紛争が生じることもある。

(4) 法律に基づき、契約には品質保証条項を規定し、商品には被許諾者の名称と産地

を明記しなければならない。

消費者の利益を守るために、許諾を経て他人の登録商標を使用する場合、必ず当該登録商標を使用する商標に被許諾者の名称と商品の産地を標記しなければならない。客観条件と技術レベルなどの制限の原因で、被許諾者の製造する製品又は提供する役務は、あくまでも許諾者の製品又は役務と一定の差別があるため、消費者の識別の便宜と買物の便宜を図るために、法律には被許諾者が許諾商標を使用する商品に自己の名称と住所を明示することは必要であると定めている。

被許諾者の名称と産地を表示しても、消費者は先にその商標を信用するため、具体的なメーカー又は産地には注意を払わずに、当該商標を使用した商品を購入することがある。したがって、被許諾者は絶対に商品の品質を保証しなければならない。また、許諾者は、商標の信用を守るために被許諾者の商品の品質に対し監督しなければならない。商品の品質瑕疵により消費者に損害をもたらした場合、商品のメーカーである被許諾者だけではなく、商標権者である許諾者もその責任を負わなければならない。

(5) 商標使用許諾契約は商標局に届け出るべきである。

前述のように、当事者が別途約定した場合を除き、届出をしなくても、商標使用許諾契約は発効することができる。被許諾者は合法的な商標使用权を得ることができる。しかし、契約の届出は善意の第三者に対抗できる要件である。

しかも、実施許諾に関するロイヤリティを海外に送金する場合、届出証明を銀行に提出する必要がある。

また、届出の証明は実施許諾契約が存在することを証明する有力な証拠で、当事者は契約届出の証明を示せば、被許諾者が差止請求及び損害賠償請求を行う際、すなわち訴訟又は行政摘発などの手続を行う場合に相当便利である。

届出には上記のメリットがあるため、使用許諾契約を締結した後、できれば法律に基づき届出手続をすることが望ましい。

### 三、商標ライセンス契約の届出手続

商標ライセンス届出申請を提出する場合、商標ごとに（1商標1区分）申請しなければならない。一つの契約において、複数の登録商標又は複数区分の商標を許諾する場合、商標と区分の数量によりそれぞれ資料を提出しなければならない。

◆ 主管機関 商標局

◆ 申請期日 商標使用許諾契約の有効期間以内

◆ 申請書類

(1) 届出申請書 許諾者及び被許諾者の署名・捺印要【外国企業の場合、署名or捺印の片方のみで対応できる。中国企業の場合、社印の捺印が必須。】

届出申請書の記入は下記の要求を満たさなければならない。

a.申請書上の許諾者名称、登録証番号、商品又は役務名称は「商標登録証」上の登録者名義、登録証番号、商品又は役務名称と完全に一致しなければならない。

b.使用許諾商品又は役務は「商標登録証」の審査・認定を得て使用する商品又は役務範囲を超えてはならない。

c.使用許諾期限は「商標登録証」上の有効期限を超えてはならない。

(2) 許諾者と被許諾者の営業許可書又は身分証明証の複写本

(3) 授權委任状 代理機構を委託する場合は、更に許諾者の捺印又は署名済みの商標代理委託書も必要とする。(外国当事者の場合は必ず代理機構に依頼しなければならない)

◆ 必要時間

実務上、商標局は、届け出申請を受けた後、関係書類を審査し、商標使用許諾契約届出に関する規定に合致することを承認した場合、3～6ヶ月以内に商標使用許諾契約の届出通知書を許諾者又はその代理人に発行し、かつ公告をする。

## 第四章 著作権ライセンス

### 第一節 著作権ライセンスの優位性

これから先ず著作権ライセンスの定義、種類やライセンス契約などについて紹介した上で、著作権ライセンスの優位性をまとめる。

#### 一、著作権ライセンスとは

著作権ライセンスとは、著作権者（ライセンサー）が他人（ライセンシー）に対して、一定の期間と地域範囲において特定の方式により、その著作物を使用することを許諾することを指す。著作権者とライセンシーの間では、著作権ライセンスを通じて、一定の権利義務関係を構築し、著作権者がライセンシーから一定の報酬（ロイヤリティ）を取得することに伴い、ライセンシーは著作物に対する使用権を取得することができる。

#### 二、著作権ライセンスの権利種類

中国「著作権法」第 10 条第 2 項では、「著作権者は、前項第（5）号乃至第（17）号に定める権利の行使を他人に許諾し、かつ約定又は本法の関連規定により報酬を取得することができる。」と定めている。上記の「第（5）号乃至第（17）号に定める権利」とは、複製権、発行権、貸与権、展示権、実演権、放映権、放送権、情報ネットワーク伝播権、撮影製作権、翻案権、翻訳権、編集権、著作権者が享有すべきその他の権利を指すが、これらをまとめて著作財産権という。すなわち、著作権者は著作権の中の財産権に係る使用権を他人に許諾することができる。

#### 三、著作権ライセンスの種類

中国「著作権法」第 24 条では、「他人の著作物を使用する場合、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限り

ではない。使用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。(1) 使用を許諾する権利の種類、(2) 使用を許諾する権利が専有使用権か非専有使用権かの区別...」と定めている。

中国「著作権法実施条例」第 24 条では、「著作権法第 24 条に定める専有使用権の内容は、契約により約定される。契約に約定がない、又はその約定が不明確である場合、被許諾人は、著作権者を含む全ての者が同様な方法をもって、当該著作物を使用することを排除することができるものと見なす。契約に別段の約定がある場合を除き、被許諾人が第三者に同一権利の行使を許諾する場合、著作権者の許諾を得なければならない。」と定めている。

以上の規定によれば、著作権ライセンスは専用許諾と非専用許諾の 2 種類に分けられ、ライセンシーはそれぞれ専有使用権と非専有使用権を取得する。

専有使用権は独占的かつ排他的な権利であり、著作権者がライセンシーに専有使用権を許諾した場合、同一権利について更に第三者に許諾してはならず、著作権者自身も使用してはならない。ただし、ライセンシーは専有使用権を取得したとしても、契約に約定していない、又は著作権者の許可を得ていない限り、許諾された権利を無断で他人に対して、二次許諾をしてはならない。

非専有使用権は、実務において普通許諾使用権又は一般許諾使用権とも呼ばれているが、著作権者が他人に対して、特定の方式による著作物の使用を許諾したか否かにかかわらず、更に第三者に対して、同一方法によりその著作物の使用を許諾できるということを指す。

著作権のライセンシーが著作権侵害訴訟において、その訴訟権を有するか否かについて、中国「著作権法」及びその他の司法解釈には明記されていない。しかし、特許権及び商標権の侵害訴訟において、独占許諾ライセンシーが独立的訴訟権を有することに鑑みれば、著作権の専有使用権を取得したライセンシーは、著作権者の許諾なしに無断でライセンシーの専有権利を使用した第三者に権利を侵害された場合、自身の名義をもって単独で侵害者を訴えることができる。その一方で非専有使用権を取得した場合、ライセンシーは自身の名義をもって単独で訴訟を提起することができず、自ら訴訟を提起するためには、ライセンサーから明確な授権を得る必要がある。

## 四、著作権ライセンス契約

中国「著作権法」第 24 条第 1 項では「他人の著作物を使用する場合、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りではない。」と定めている。

中国「著作権法実施条例」第 23 条では「他人の著作物を使用する場合、著作権者との間で使用許諾契約を締結しなければならない。使用を許諾する権利が専有使用权である場合は、書面形式を取らなければならない。ただし、新聞出版社、定期刊行物出版社が著作物を掲載する場合は、この限りではない。」と定めている。

上記の規定によれば、著作権ライセンスを行う場合、ライセンス契約を締結しなければならない。著作権ライセンス契約の内容については、中国「著作権法」第 24 条第 2 項の規定に基づき、下記の内容が含まなければならない。

- (1) 使用を許諾する権利の種類
- (2) 使用を許諾する権利は専有使用权であるかそれとも非専有使用权であるか
- (3) 使用を許諾する地域的範囲、期間
- (4) 報酬支払の基準及び方法
- (5) 違約責任
- (6) 当事者双方が約定を要すると考えるその他の内容

## 五、著作権ライセンスの優位性

### 1、経済的利益の取得

著作者は著作物の創作を通じて、法によりその著作権を享有することができるものの、本人に著作物の使用に対する主観的意図がない、又は著作権に係る財産権を行使できる客観的能力を持っていない場合、その創作行為による経済的利益を取得することができない。しかし、著作権ライセンスにより著作物の使用权を他人に許諾した場合、著作者は相応のロイヤリティを取得することができる。著作権ライセンスは作者に報酬をもたらすと同時に、創作に対する著作者の積極性を煽り、最終的には創作



活動と経済的利益を結びつけることができる。その一方で著作物が「遊休状態」になることを避け、著作権の価値を十分に生かすことができる。

## 2、文化伝播の促進

著作権ライセンスにおけるライセンシーは、通常、著作物を使用する主観的意図及び客観的能力を持っており、より広い地域範囲において、様々な方式による著作物の使用を通じて、著作物は国内又は外国、乃至世界範囲において幅広く伝達されるようになり、より多くの人に著作者の知的成果を鑑賞してもらうことができる。すなわち、著作権ライセンスは文化の繁栄と発展を促進することができる。

## 3、対外出版権取引の展開

経済のグローバル化に伴い、著作権ライセンスにより、ある国家の公民、法人又は団体は、他国の公民又は法人が創作した優秀な著作物を使用することができるようになっている。著作権ライセンスにより、ライセンシーは他人の著作物の価値や知名度を利用して、商業的利益を取得できるようになり、かつ、対外出版権取引も競争性と戦略性に富んだ貿易の形を呈し、各国間の経済・文化交流も深まりつつある。

## 第二節 著作権登録とその方法、意義

著作権登録とは、法律規定に基づいて著作権登録機関で著作物、著作物に係る授権事項又は著作権譲渡・ライセンス契約について、登録や届出の手続きを行い、登録証書を発行してもらうことを指す。

これから主に「著作物」の登録と「著作権譲渡・ライセンス契約」の登録について、それぞれの登録方法を紹介する。

### 一、著作権登録の方法

#### 1. 「著作物」に係る著作権登録の方法

登録機関：中国著作権保護センター（HP：<http://www.ccopyright.com.cn/>）

著作権登録が可能な著作物の種類には、文字著作物、美術著作物、撮影著作物などがある。著作物の著作権登録を申請する際、①著作物の著作権登録申請表、②権利帰属証明、③著作物の説明書、④著作物サンプル、⑤代理人への授権委任状、⑥（日本企業の場合）企業の履歴事項証明書のコピーとその中国語訳文などを含む必要資料を登録機関に提出する。申請表については、登録機関のホームページでオンライン申請を行なう必要がある。オンライン申請を提出した後、申請表をプリントアウトして、その他の資料とともに登録機関の受理窓口へ提出する。登録機関は審査を行った上、資料提出後の約 35 営業日以内に登録証書を発行する。中国国内の代理人を通す必要はない。ただし、実務上は中国語の書類なども必要になるため、実際は法律事務所等中国国内の代理人を通じて登録をしているケースが多いと思われる。下記の登録手順のフローチャートを参照することができる。



## 2. 「著作権譲渡・ライセンス契約」の登録の方法

著作物の著作権について、著作権者が他人に対する譲渡又は使用許諾を行い、譲受人又はライセンシーとの間で著作権譲渡契約又は著作権専有・非専有使用許諾契約を締結した場合、著作権登録機関にて契約届出を申請することができる。登録機関は申請人が提出した書類に基づき、契約における譲渡又は許諾に係る権利内容について登録手続を行う。

登録機関：中国著作権保護センター（HP：<http://www.ccopyright.com.cn/>）

著作権譲渡契約又はライセンス契約の登録手続を行う際、先ず譲渡又はライセンスに係る著作権の状況について、登録機関に事前検索申請を提出する必要がある。登録機関は当該申請を受理し、かつ検索を行なった後、受理日から約 10 営業日以内に検索報告書を発行する。その後、検索報告書を他の必要資料とともに登録機関に提出して、著作権譲渡・ライセンス契約の登録を申請する。必要資料には①検索報告書、②著作権契約の登録申請表、③著作権譲渡・ライセンス契約のコピー、④譲渡又はライセンスに係る著作物のサンプル、⑤（日本企業の場合）企業履歴事項証明書のコピーとその中国語訳文、⑥代理人への授權委任状などが含まれる。登録機関は登録申請を受理した後、審査を経て受理日から約 35 営業日以内に著作権契約の登録証書を発行する。実務において、著作物の登録と同じく、法律事務所等中国国内の代理人を通じ

て登録をしたほうが宜しいと思われる。

## 二、著作権登録の意義

中国「著作権法」第2条では、「中国公民、法人又はその他の組織の著作物は、発表の要否を問わずに、本法により著作権を享有する。」と定めている。「著作権法实施条例」第6条では、「著作権は著作物の創作完成日より発生する。」と定めている。当該規定によれば、中国における著作権は「自動発効」という原則に準ずる。すなわち、著作物が創作完成された時点で、如何なる手続も行うことなしに、自動的にその著作権を享有することができる。実務において、著作物が完成された場合は、遅滞なく著作権登録を行うことが一番安全であり、それは著作権登録に下記のような重要な意義があるからである。

### 1. 初歩的な権利帰属証明

著作権登録は著作権の帰属の確定において有利である。著作権侵害事件、又は著作権者が自己権利を証明しなければならない状況下で、著作権登録に係る内容は、著作権を享有することを証明できる初歩的証拠になり得る。相手側が反証を提供することができない状況下で、著作物に署名した公民、法人又は団体は、その著作者として見なされるため、行政救済又は訴訟において、著作権者の立証責任を減らすことができる。また、著作権者が著作権譲渡又はライセンスを行う場合、著作権登録証書を権利帰属証明として、自己が著作権を享有しているということを証明できるため、その他の権利帰属を証明できる証拠などを収集することなしに、相手側の権利帰属に対する疑惑を消去させ、かつ、取引を順調に完成させることができる。

### 2. コンピューターソフトウェアの著作権登録の福祉

コンピューターソフトウェアについて、その著作権登録を行なうことは、中国国内における当該ソフトウェア製品を合法的に経営し、又は販売するための重要な保障でもある。また、中国「ソフトウェア産業と集積回路産業の発展を激励する若干の政策」の規定によれば、ソフトウェア著作権の登録者は、登録証書を所有することにより、税金・知的財産・投資融資・産業技術・輸出・人材募集などにおいて、若干の福祉政

策を享有することができる。

### 3. 著作権契約の著作権登録の必要性

著作権の譲渡又はライセンスを行う場合、譲渡契約又はライセンス契約について、その著作権登録を行うことにより、当事者双方が契約に約定した内容を一層明確にし、契約をめぐる紛争を予防し、取引上のリスクを減らすことができる。また、行政機関としての登録関係機関が契約に約定された譲渡、又はライセンスの権利内容についての登録を行なった場合は、侵害紛争における著作権者の権利帰属を証明し、有効に権利行使を行い、侵害責任を追及するのに役に立たせることができる。

## 第三節 中国における（外国特に日本の）著作権の立証方法と実態

### 一、著作権の立証方法についての法律規定

「著作権民事紛争事件審理における法律適用の若干の問題に関する最高裁判所の解釈」第7条では、「当事者が提供する著作権に係る原稿、原本、合法的出版物、著作権登録証書、認証機構が発行した証明書、権利取得関連契約などは、証拠とすることができる。著作物又は製品上に署名した自然人、法人又はその他の組織は、著作権、著作権に係る権益の権利者として見なされる。ただし、反証がある場合はこの限りではない。」と定めている。

また、同解釈第8条では、「当事者が自ら又は他人に委託して、予約、現場取引などの方法により、侵害複製品を購入する際に取得した実物、領収書などは、証拠とすることができる。公証人が被疑侵害者に対し身分を表明しない状況下において、もう一方の当事者が前項の規定により取得した証拠、及び証拠取得過程についてありのまま発行した公証証書は、証拠として使用しなければならない。ただし、反証がある場合はこの限りではない。」と定めている。

### 二、中国における（外国特に日本の）著作権の立証実態

中国「著作権法」第2条第2項では「外国人、無国籍人の著作物はその著作者の所属国、又は通常の居住国と中国との間に締結された協議により、又は共に加盟している国際条約により享有される著作権は、本法の保護を受ける。」と定めている。日本と中国はいずれも「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の加盟国であるため、日本の個人又は法人が著作権を享有する著作物は、中国においても同様に著作権法の保護を受けており、上記の立証方法を適用することができる。

上記の法律規定によれば、著作権の原稿や原本などは、著作権の権利帰属を証明するための証拠として使用することができる。ただし、実務において、著作物が創作完成され、長い期間を経過し、元の資料や証拠を収集することが困難な場合、著作権の立証は難しくなる。そのため、将来的に権利を行使する際の立証上の便宜を図るために、外国特に日本の著作物について、中国で著作権登録を行うことを勧める。それは

その他の証拠保全方法に比べ、著作権登録の手続は簡単で、所要時間も短く、費用も低いからである。また、関連法律規定及び実践によれば、立証時に著作権登録証書のみ提供し、それ以外の証拠を提供しなくても、反証がなければ、当該登録内容が認められることができる。

例えば、著作権の権利帰属及び侵害に関する紛争事件「(2014) 高民終字第 2466 号」において、北京市高等裁判所は「本件において、A 会社は出版権管理局が発行した著作権登録証書及び検索報告書を提供した。当該証拠により A 会社が『様式案内』にある (イ) キャラクター、(ロ) キャラクター、(ハ) キャラクター、(ニ) キャラクター、(ホ) キャラクターなどのキャラクター、及び都市背景などの美術著作物に係る著作権を享有することを証明することができる。」という判決を言い渡した。すなわち、当該案件は日本の著作権者が中国でその著作物についての著作権登録を行い、発行された著作権登録証書のみで著作権の権利帰属が認められた案件である。

## 第四節 キャラクター著作物ライセンスの実態

キャラクター著作物ライセンスの実態について、関係部門の統計データなどは見付からなかった。裁判文書に係るデータベース<sup>73</sup>において、中国語の「著作権許可」と「形象」をキーワードとして検索したところ、ヒットされた関連裁判文書は約 800 件に達した。更に「日本」をキーワードとして検索したところ、ヒットされた裁判文書は約 70 件に達し、これらのキャラクターには日本の典型的かつ有名なキャラクターも多かった。当該データによれば、キャラクター著作物ライセンスは、実務においても多々にあり、かつ日本の典型的かつ有名なキャラクター著作物について、中国の会社にその使用を許諾したケースも少なくない。特に日本だけではなく、中国においても誰もが知っているアニメーションのキャラクターは、著作物の幅広い伝達を通じて、そのキャラクター自体が高い知名度を有するようになり、その著作権も莫大な程度で商業的価値を持つようになっている。その一方で著作権ライセンスにより、キャラクター著作物を他人乃至他国の個人や法人に対して、そのライセンスを与え、キャラクター著作物が多種の使用方式により幅広い範囲で使用され、知的財産としての価値を十分に生かし、ライセンシーが商業的利益を取得すると同時に、著作権者もその著作物により報酬を取得できるようになっている。著作権ライセンスは出版権取引の重要な方法として、将来的にも幅広く応用されるだろう。

しかし、データベースでの検索によりヒットされた過去の紛争事件の数量からみれば、キャラクター著作物のライセンスをめぐる発生した法的紛争も多々あることが分かる。かかる紛争の原因を追究してみたところ、主に著作権ライセンス契約に係る紛争、及び著作権の権利帰属・侵害紛争の二種類に分けることができた。そのうち、ライセンス契約紛争については、ほとんどロイヤリティの支払いをめぐる紛争であったが、このような紛争の発生からみれば、キャラクター著作物についての著作権ライセンスを行う際に、ライセンス契約を締結し、かつロイヤリティの詳細金額及び支払方式などを明確に約定することが必要であることが分かる。事前に書面形式の契約を締結し、ロイヤリティについても明確に約定すれば、紛争の発生を有効に防ぐことができるだろう。しかも、万が一紛争が生じて訴訟になったとしても、ライセンス契約は最も重要な証拠となり得る。

---

<sup>73</sup> <https://www.wkinfo.com.cn>



また、著作権の権利帰属・侵害紛争について、主には、著作権のライセンシーが、ライセンスを取得したキャラクター著作物が第三者に無断で使用され、自己の権利が侵害された際に当たって、侵害者に対して権利行使を行い、かつ侵害責任を追及するような案件であった。しかし、もし、ライセンシーが著作権者を介せず、自己の名義で単独で侵害訴訟を提起しようとする場合は、許諾された権利は本章第一節で述べた専有使用权に該当しなければならない。しかも、ライセンス契約においても、ライセンシーが自己の名義で単独で第三者に対する権利行使ができるという旨を明確に約定するほうが一層望ましいと思われる。さもないと、一旦訴訟になった場合、相手側にライセンシーとして起訴権を共有しているのかと指摘されるおそれがある。したがって、ライセンシーは今後の侵害行為に対し有効に対抗するために、キャラクター著作物のライセンス契約を締結すると同時に、単独で権利行使できるという内容についても、明確に約定することが重要である。なお、訴訟において著作権の権利帰属を証明する場合は、著作物の著作権登録証書及び著作権ライセンス契約を提供し、反証がなければ、その登録事項が認められる。この点からも、著作物及び著作権契約について登録を行うことが如何に重要であるかが分かる。

## 第五節 画像やフォントの著作権を侵害した場合の対応や予防策について

### 一、画像やフォントの著作権の主張に関する法的根拠

中国の「著作権法」第3条では、「本法にいう著作物には、次に掲げる形式で創作される文学、美術及び自然科学、社会科学、産業技術等の著作物が含まれる。(一)文字による著作物、(二)口述による著作物、(三)音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物、(四)美術と建築による著作物、(五)撮影による著作物、(六)映画著作物及び映画の撮影製作に類似する方法で創作された著作物、(七)工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物、(八)コンピューターソフトウェア、(九)法律、行政法規に規定されたその他の著作物」と規定している。

また、「著作権法実施条例」第4条では、「著作権法及び本条例において、次に掲げる著作物の定義は下記の通りである。……(八)美術による著作物とは、絵画、書道、彫塑などの線條、色彩又はその他の方法で構成される審美的意義を有する平面又は立体の造形芸術著作物をいう。…(十)撮影による著作物とは、器械を利用して感光材料又はその他の媒質物に客観的物体の形象を記録する芸術の著作物をいう。…」と規定している。

上記の規定に基づき、画像が美術著作物や撮影著作物などに該当する場合は、中国の「著作権法」の保護を受けるため、著作権者は画像の著作権を主張することができる。

フォントの著作権について、上記の規定における著作物の種類によれば、中国の「著作権法」ではフォントを一種の著作物として明確に規定したことがない。しかし、フォントライブラリについては、「コンピューターソフトウェア保護条例」の第3条第1号において、「コンピュータープログラムとは、ある結果を得るために、コンピューターなどの情報処理能力を持つ装置で執行するコード化された指令の組み合わせ、自動的に変換できるコード化される指令の組み合わせの符号化された指令の組み合わせ、又は符号化された語句の組み合わせをいう。同一のコンピュータープログラムのソースプログラムとオブジェクトプログラムは同一の著作物である。」という規定によれば、フォントライブラリのソフトウェアの開発が本条にいうコンピュータープログラムの特徴を備えるため、フォントライブラリのソフトウェアは、コンピュータープログラムに該当し、「コンピューターソフトウェア」の著作物として「著作権法」の保護を受けられる。この点について、先行判決においても認められており、フォントライブラリのソフトウェアの著作権に関する法的

根拠となる。

しかし、フォントライブラリにおける単一文字が著作物として「著作権法」に保護されるか否かについては、学术界や司法実務においても常に議論されており、フォントの著作権に関する訴訟の判定基準や先行判決が齟齬することもある。すなわち、フォントは「美術著作物として著作権法に保護されるべきである」という見方と「著作物といえるほどのものではない」という見方があるものの、「著作権法実施条例」第2条の「著作権法にいう著作物とは、文学、芸術及び科学分野における独創性を有し、かつある種の有形形式で複製できる知的成果を指す。」という規定によれば、単一文字が美術著作物に該当するか否かの判断に、単一文字自体に「独創性」があるか否かこそが、そのポイントであるだろう。言い換えれば、単一文字が著作権法にいう美術著作物に該当するか否かを判断するためには、ケースバイケースでそれが独創性を有するか否かを分析する必要がある。

例えば、特別に設計されたフォントの場合、単一文字に対しても著作物に該当すると判断する可能性があるため、このようなフォントに対する使用行為が著作権侵害になるリスクについて、十分に留意する必要があるだろう。

## 二、画像やフォントの著作権者から警告書を受け取った際の対応方法

もし、パンフレット、商品包装パッケージ、ウェブサイト等で利用された画像やフォントについて、著作権者などから警告書が届き、画像やフォントの著作権を主張されると同時に、ライセンス料の請求が生じた場合は、以下のような対応方法が考えられる。

### ステップ1 権利帰属についての確認

先ず、警告書において主張された権利について、その法的根拠を確認・記載する。上記の通り、法律には画像やフォントの著作権に係る根拠はあるものの、更にその権利主張主体の適法性についても確認する必要がある。例えば、相手が著作権者に該当するか、又はライセンシーに該当するか、ライセンシーに該当する場合は、権利侵害に対応するための権利も許諾されているか否かなどについても確認する必要がある。ただし、実務経験からみれば、警告書を送付するまでの権利を主張するには、それに相応するコストや時間が掛かるため、仮に正当な権利者ではない場合は、そのリスクも伴うため、通常、主張する権利には法的根拠があり、警告書の発送者も適法な主体に該当するケースが多い。

### ステップ2 自社の対応方向を検討

権利帰属について判断した上、更に自社の使用行為が侵害行為に該当するか否かについ

ても判断する必要がある。侵害になるか否かに対する判断結果により、その対応方向も異なるが、自社による判断が難しい場合は、早期に専門の知財関係弁護士に問い合わせることが望ましい。権利侵害に該当するか否かについての判断をはじめ、具体的な対応策に至るまで、いずれも専門弁護士にその法的意見を求めることができる。

仮に自社の専門家又は弁護士が権利侵害に該当すると判断した場合、その対応策としては、著作権者の合理的要求に応じることが考えられる。警告書においては、通常、相手側の要求事項が記載されており、使用差止めやライセンス料を請求する内容が記載されている。当該状況に臨み、自社の実際の使用状況により、画像やフォントに対する使用の緊急停止措置が可能であるか否か、すでに販売された侵害品の回収などにより、どの程度の損害をもたらすかなどについて、全面的に検討される必要がある。仮に使用差止めが無理である場合は、相手側からライセンスを取得することも、次善の策として考えられる。

たとえ自社の専門家又は弁護士が権利侵害に該当しないと判断した場合も、送達される警告書に対して書面にて回答し、自社の使用行為は権利侵害にならないことを主張すると同時に、関連警告を取り消すよう要求することが考えられる。

なお、パンフレット、商品包装パッケージ、ウェブサイト等で利用された画像やフォントが第三者の広告業者や専門設計会社に委託して作成している場合は、自社と関連広告会社などとの間で締結した委託契約などを確認する必要がある。通常、これらの委託契約において、侵害画像やフォントなどの使用により、他人の著作権などを侵害するおそれがある場合は、受託者が関連責任を取るべきであるとの内容が明記されているケースが多々あるものの、このような場合には被疑侵害事項について、広告会社などと共同で関連対策を取るべきである。しかも、警告書を送付した著作権者などに対しては、直接広告会社などと連絡を取り、ライセンス料について交渉するよう表明することもできる。

### ステップ3 相手側との交渉

権利侵害に該当すると判断し、かつ広告会社などの侵害責任の負担が可能な第三者もない場合は、直接、著作権者などと交渉するべきである。

使用差止めが可能な場合は、できる限り早く画像やフォントに対する使用を停止することが最善と思われる。ただし、今後、二度と同じ使用行為を取らないことを保証したとしても、相手側が過去の損害賠償を請求してくることもあり得る。勿論、具体的には相手側が確保した証拠やその権利行使の態度にも依るものの、かかる場合は相手側と冷静に話し合っ解決したほうが望ましい。

また、仮に今後引き続き使用する必要が生じる場合、通常、相手側からライセンシーの

資格取得を提案してくる。特にフォントの場合、使用差止めよりはそのライセンス料の支払が求められるため、自社に有利なライセンス条件を取得できるように相手と交渉することが考えられる。もし、ライセンスについて合意に達した場合は、本章で提案したとおり、ライセンス契約を締結したほうがよい。

### 三、その他（社内で取れる留意点や予防策など）

画像の場合は、できる限り自社が創作したもの、又は合法的にライセンスされた著作物を使用したほうが安心できる。ただし、仮に前者以外の画像を使用したい場合は、権利侵害となるリスクを避けるために、当該著作権の状態を確認すべきである。著作権者との連絡が取れる場合は、詳細に話し合った上、ライセンス料を支払うことによりそのライセンスを取得し、ライセンス契約も締結すべきである。

フォントの場合、実務経験によれば、中国のフォント会社は、大手会社の HP などを調査してから、被疑侵害行為を見付けたら、警告書を送付するケースが多々ある。その目的は、自社のフォントを販売することにより、ライセンス料をもらうことにあるため、そのまま訴訟まで運んでいくとは限らない。したがって、相応する予防策としては、先ず、フォント会社にも商業的な無償使用可能なフォントがあるため、このようなフォントを優先的に使用することが望ましい。例えば、あるフォント会社の HP では「〇〇黒体、〇〇書宋、〇〇俵宋、〇〇楷体という四種類のフォントは、商業的な無償使用が可能である」と明示されていることもある。仮に特殊なフォントを使用することを望む場合は、事前にその権利状態を確認した上、フォント会社からライセンスを取得することを提案する。通常、中国の大手フォント会社は、自社の HP において各種類のフォントに係る授権形式やそれぞれの費用などを掲載しているため、これらを確認した上、自社に最も相応しい授権形式を選択することができる。しかも、使用頻度が極めて高いフォントについては、一括払いで永久に授権を得る形もあるため、フォント会社と旨く交渉すれば、使用料の割引又は自社の関連会社による使用も可能だろう。そして、フォントの使用対象については、パンフレット、商品包装パッケージ、ウェブサイト、チラシ、広告、看板等における使用は、際立つ商業的な使用に該当するため、授権を得ていないフォントを使用する場合は、権利侵害に該当するリスクが一層高いため、十分な注意を払う必要がある。既に広く普及しているソフトウェアなどに元来より装着されているフォントの場合においても、必ずしも商業的な無料使用に該当するとは言い切れないため、権利侵害となるか否かに係るリスクにつ

いて、十分な注意を払うよう提案する。

なお、パンフレット、商品包装パッケージ、ウェブサイト等について、第三者の広告業者や専門設計会社に委託して作成する場合、委託契約において、他人の著作権に係る画像やフォントなどを使用することにより、他人に訴えられた場合は、受託者がすべての侵害責任を負う旨を明記することが望ましい。

## 第五章 営業秘密漏洩防止対策

### 第一節 営業秘密の保護

#### 一、営業秘密の定義

中国の「反不正競争法」第9条では「本法にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、商業的価値があり、かつ権利者が関連秘密保持措置を講じている技術情報及び経営情報をいう。」と定めている。

「中華人民共和国刑法」第219条では「本条にいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ権利者が秘密保持措置を講じた技術情報及び経営情報を指す。」と定めている。

元国家工商行政管理総局<sup>74</sup>の「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定」第2条では、「本規定にいう営業秘密とは、公衆に知られず、権利者に経済利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ権利者が秘密保持措置を講じた技術情報及び経営情報を指す。」と定めている

上記の法律又は部門規則によれば、営業秘密に対する定義、及び営業秘密の構成要件は、①非公知性、②価値性・実用性、③秘密保持性からなっている。

#### 二、営業秘密の侵害行為

中国の「反不正競争法」第9条、「中華人民共和国刑法」第219条及び元国家工商行政管理総局の「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干の規定」第3条の規定に基づき、営業秘密権利侵害行為の主たる表現方法、及びその侵害手段は主に下記の通りである。

##### (1) 不正手段により営業秘密を獲得する行為

事業者が窃盗、賄賂、詐欺、脅迫又はその他の不正手段により、権利者の営業秘密

---

<sup>74</sup> 同局は既に取り消されており、今は、国家市場監督管理総局が関連機能を果たしている。

を獲得することを指す。この種の権利侵害行為の特徴としてはその手段の不当性である。

(2) 前記不正手段を用いて獲得した営業秘密を披露、使用したり、又は他人に対してその使用を許諾したりする行為。

当該行為には不正手段を用いて獲得した営業秘密に対する披露・使用、及び他人に対する使用の許諾という二種類が含まれている。

(3) 約定に違反したり、又は権利者の営業秘密に対する守秘要求に違反したり、ひいては把握している営業秘密を披露・使用したり、若しくは他人に対してその使用を許諾する行為。

営業秘密について合法的に獲得したものの、権利者との間で交わした約定又は権利者の営業秘密の守秘要求に違反し、獲得した営業秘密を披露、使用したり、又は他人に対してその使用を許諾する二種類が含まれている。

(4) 第三者が、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織・個人が前記に該当する違法行為を行ったことを明らかに知る、又は知るはずであるにもかかわらず、当該営業秘密を獲得・披露・使用し、又は他人に対してその使用を許諾する行為。

第三者が他人の前記の違法行為を知っていながら、その侵害者から当該営業秘密を獲得・披露・使用し、又は他人に対してその使用を許諾する行為をいう。もし、第三者が、他人の行為が違法に該当することを知らず、又は知るはずではなかった場合、権利者の営業秘密を獲得・披露・使用する行為等は、善意の行為に属し、権利侵害に該当しない。

### 三、営業秘密侵害行為の法的責任

#### 1. 民事責任

「民法総則」、「反不正当竞争法」の規定に基づき、営業秘密侵害の民事責任を負う方法には、主に侵害の停止、妨害の排除、損害賠償、違約金の支払、名誉回復などが含まれている。そのうち、司法実務上、最もよく採用されているのは、侵害の停止、損害賠償と違約金の支払である。「反不正当竞争法」第17条によれば、損害賠償金は



被害者が受けた実際の損失に基づいて確定し、実際の損失が確認できない場合は、侵害者が侵害により獲得した利益に基づいて確定する。侵害賠償には被害者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的支出も含まれるべきである。もし、被害者が受けた実際の損失、侵害者が侵害により獲得した利益を確認しかねる場合、裁判所は権利侵害行為の情状に基づいて侵害者に対して、300万元以下の賠償金を支払うことを命じる判決を言い渡す。

## 2. 行政責任

「反不正当竞争法」第21条では営業秘密侵害者に対する行政責任を定めている。同法第9条に違反して営業秘密侵害に該当する場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じると同時に、10万元以上～50万元以下の罰金を科し、その情状が深刻な場合、50万元以上～300万元以下の罰金を科することができる。

## 3. 刑事責任

「刑法」第219条1項、2項では下記の内容を定めている。

次に掲げる営業秘密侵害行為のいずれかに該当し、営業秘密の権利者に対して、重大な損害をもたらした場合は、3年以下の有期徒刑又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する。特別重大な結果をもたらした場合は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫、その他の不正手段により権利者の営業秘密を取得する行為

(2) 前項の手段を用いて取得した権利者の営業秘密を披露・使用し、又は他人に対してその使用を許諾する行為

(3) 約定に違反し、又は営業秘密保持に関する権利者の要求に違反し、把握している営業秘密を披露・使用したり、又は他人に対してその使用を許諾する行為。

上記の行為に対して明らかに知る、又は知るはずであるにもかかわらず、他人の営業秘密を取得・使用し、又は披露した場合、営業秘密侵害として取り扱う。

「刑法」第220条によれば、営業秘密侵害罪の主体が企業・団体に該当する場合、

企業・団体に対して罰金を科し、かつ直接責任を負うべき主管担当者、及びその他の直接責任者に対し、関連条項の規定に基づいて処罰を科する。

営業秘密侵害罪に関する量刑基準は、最高裁判所、最高検察院の「知的財産権侵害刑事事件における具体的な法律応用の若干の問題に関する解釈」第7条、第15条に準ずる。

(1) 営業秘密の権利者に50万元以上の損害をもたらした場合、「営業秘密の権利者に重大な損害をもたらした」ことに該当し、営業秘密侵害罪として3年以下の有期懲役に処し、又は拘留し、かつ罰金を併科又は単科する。

営業秘密の権利者に250万元以上の損害をもたらした場合、「刑法」第219条規定の「特別嚴重な結果をもたらした」ことに該当し、営業秘密侵害罪として3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

(2) 企業・団体が罪を犯した場合、対応する個人が犯罪する場合の量刑基準の3倍に基づいてその罪を確定し、量刑を決める。

また、前記犯行の訴追基準について、「公安機関が管轄する刑事事件の立件・訴追に関する最高検察院・公安部の規定（二）」第73条では、下記の通り定めている。

営業秘密を侵害し、次の情状のいずれかに該当する場合、立件・訴追するものとする。

- (1) 営業秘密の権利者にもたらした損失額が50万元以上に達する場合
- (2) 営業秘密の侵害により得た違法所得が50万元以上に達する場合
- (3) 営業秘密の権利者を倒産させた場合
- (4) その他の営業秘密の権利者に重大な損失をもたらした情状。

## 第二節 営業秘密の認定と侵害行為の立証

### 一、 構成要件

前節の中国現行法における営業秘密に係る規範的定義によれば、営業秘密の構成要件には三点がある。すなわち、①非公知性、②価値性・実用性、③秘密保持性である。以下それぞれについて詳しく説明する。

#### 1. 非公知性

TRIPS 協定第 39 条第 2 項 (a) に規定する非公知性とは、「当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組合せとして、当該情報に類似する情報を通常取り扱う者に一般的に知られておらず、又は容易に知ることができないという意味において秘密であること」をいう。

また、「不正競争民事紛争案件審理における法律応用の若干の問題に関する最高裁判所の解釈」第9条には非公知性についての類似規定がある。すなわち、関係情報が当業者に広く知られておらず、かつ容易に取得できない場合は、「反不正当竞争法」第10条3項<sup>75</sup>に定める「公衆に知られていない」ものとして認定すべきである。しかも、非公知性がない場合も詳細に規定されている。

次の各号における情状のいずれに該当する場合、関係情報は「公衆に知られていない」ものとして認定することができない。

- ①当該情報は当業者又は経済分野における者の一般的常識又は業務慣例である。
- ②当該情報は製品の寸法、構造、材料、部品の簡単な組合せなどの内容のみに係り、市場において関連公衆は製品に対する観察を通じて、直接取得することができる。
- ③当該情報はすでに公開出版物又はその他の媒体に公開されている。
- ④当該情報はすでに公開報告会、展示などで公開されている。
- ⑤当該情報は別のルートで取得することができる。

<sup>75</sup>旧「不正競争防止法」(1993年12月1日より施行)第10条3項は、改正版「不正競争防止法」(2018年1月1日より施行)第9条3項に該当する。以下、同じである。

⑥当該情報はある程度の代価を支払えば容易に取得することができる。

実務上、最高裁判所の上記判断基準は、広く支持され、かつ使用されている。

## 2. 価値性・実用性

「不正競争民事紛争案件審理における法律応用の若干の問題に関する最高裁判所の解釈」第10条では、価値性・実用性について、下記の通り解釈している。関連情報が現実的又は潜在的な営業価値を有し、権利者が競争上の優位性を発揮する場合は、「反不正当竞争法」第10条3項に定める「権利者のために経済的利益をもたらし、実用性を有する」ものとして認定すべきである。

## 3. 秘密保持性

「秘密保持性」は「管理性」ともいうが、権利者が具体的な環境ニーズに応じて、営業秘密に対して講じる合理的な秘密保持措置のことを指す。権利者が講じる秘密保持措置には、秘密保持契約の締結、秘密保持制度の構築、及びその他の合理的な秘密保持措置を含む。

「不正競争民事紛争案件審理における法律応用の若干の問題に関する最高裁判所の解釈」第11条では、秘密保持措置について下記の通り解釈している。権利者が情報漏洩を防止し、かつ営業価値を守るために講じた具体的な合理的保護措置は、「反不正当竞争法」第10条3項に定める「秘密保持措置」として認定すべきである。

また、当該司法解釈では具体的な判断基準についても定めている。すなわち、裁判所は、関連情報の保管媒体の特性を基にして、権利者の秘密保持意思、秘密保持措置の識別可能程度、他人が正当な方法により取得する難易度などの要素を通じて、権利者が秘密保持措置を講じたか否かについて認定すべきである。

そして、秘密保持に係る具体的な措置についても挙げている。すなわち、次の各号に掲げるいずれかの行為に該当する場合、通常、関連情報の漏洩を十分に防止できる場合は、権利者が秘密保持措置を講じたものとして認定すべきである。

①関連秘密情報が知られる範囲を限定し、知るべき必要従業員のみに公開する。

②関連秘密情報の保管媒体に施錠するなどの防備措置を取る。

③関連秘密情報の保管媒体に秘密表示をする。

④関連秘密情報にパスワード又はコードを設けるなどの措置を施す。

⑤関連秘密情報にアクセスできる者と秘密保持契約を締結する。

⑥関連秘密情報に係る機器、工場、作業場などの場所に対する訪問者を制限し、又は訪問者に対して秘密保持を要求する。

⑦情報の秘密性を守るためのその他の合理的措置を確保する。

まとめると、上記の要件は営業秘密を構成する3要件であり、当該3構成要件を満たす技術情報及び経営情報こそ営業秘密に該当する。

## 二、 侵害行為の立証

営業秘密侵害行為に対する立証において、優先的に営業秘密に該当することを立証した上、相手側の行為が侵害行為に該当することを立証しなければならない。

営業秘密に該当することについては、営業秘密の3要件、すなわち、非公知性、価値性・実用性及び秘密保持性により立証しなければならない。そのうち、非公知性について、通常、被告に公開ルートから入手することができるという反論をされやすいが、被告は自己が使用した情報の合法的出所などに対しても、立証の責任を負うことになる。実用性について、通常、体現されやすいため、原告は重点的に秘密保持措置を取っていたことを立証しなければならない。秘密保持措置については、司法解釈の規定に基づいて立証することができる。秘密保持契約、社内秘密保持規定などが挙げられる。しかも、原告は営業秘密の内容を説明するために、主張する営業秘密の内容を記載した媒体を証拠として提出しなければならない。

侵害行為に該当するか否かについて、通常、「接触+類似-合理的ルート」ということをその判断基準とする。すなわち、原告は被告がかつて原告の営業秘密に接していたこと、被告の商品と原告の商品が同一又は類似であることを証明し、被告が関連技術を取得した合法的ルートを有することを証明できない場合、侵害行為の判定は成り立つ。しかしながら、原告の立証責任は決して軽いものではない。例えば、両者の商品が同一又は類似であることを証明するためには、通常、専門家による鑑定を必要とする。

## 第三節 営業秘密漏洩防止対策

### 一、営業秘密漏洩ルート

営業秘密は企業の重要な無形資産として、企業が市場競争に参加するための武器となるため、営業秘密の漏洩は企業の生存と発展に深刻な影響を与えている。大多数の権利者は保護措置を取っているものの、現実の中で企業の営業秘密が漏洩又は窃盗されることが多く発生している。営業秘密の漏洩や営業秘密に対する侵害は、主に企業内の従業員による漏洩、企業自らの不手際による漏洩、企業以外の提携者や取引先による漏洩、不法企業の不正手段による取得、企業中堅社員のライバル企業への転職による漏洩などを含む。企業が競争の中でその生存と発展を図ろうとする場合は、秘密保持制度を構築・改善することにより、中堅社員に対する管理、特に営業秘密保持における管理を強化しなければならない。

### 二、営業秘密漏洩防止策

営業秘密の保護において、最も重要なことは能動的な保護と事前の保護である。したがって、企業は法的手段を十分に利用し、特に労働契約法における関連規定に合わせることを通じて、自社の合法的権利を保護しなければならない。また、営業秘密漏洩事件が発生した場合は、遅滞なく適切な救済手段を取るべきである。

#### 1. 競業避止制度の設立

判例によれば、従業員の離職行為は、企業の営業秘密漏洩における主要な原因になっている。したがって、企業では中堅社員の離職管理を強化しなければならない。企業の中堅となる社員、例えば、技術責任者、製造技術主管、営業部長又は営業主管などが離職するときは、営業秘密の漏洩リスクが大きくなるため、特別防止措置を講じなければならない。

通常、企業は従業員との間で労働契約を締結すると同時に、秘密保持条項又は秘密保持契約の締結を求めているものの、これだけでは秘密保持義務だけに及ぶに過ぎない。企業は従業員との間で締結する労働契約、又は秘密保持契約において、企業の営

業秘密を知得する従業員に対して、就業期間又は離職後の一定の期間において、同類製品の生産、又は同類業務の経営をしないこと、又は競争関係を有するその他の企業・団体に就職しないことを約定することができる。ただし、企業は競業避止期限内において、労働者に対してそれに係る経済補償を与えなければならない。

## 2. 会社の営業秘密管理の改善

企業は実情に応じて、秘密保持制度を定めるべきである。営業秘密保持制度は営業秘密の発生、複製、保存、伝達、使用、保管などの運行ルートに応じて、接触範囲に対する有効な制御、及び漏洩危険の消去を主な旨として制定すべきである。

社内に対しては、会社の営業秘密の範囲と営業秘密と接触可能な職位、又は知得可能な職位を確定し、相応する従業員との間で具体的な秘密保持契約を締結し、秘密保持契約においては、秘密保持範囲、秘密保持期限、秘密保持義務、違約責任を詳細に記載し、秘密漏洩に係る従業員の一部の行為を規制し、かつ秘密保持期限については、契約の終了後に引き続き有効であることを約定する必要がある。

対外的には委託・加工過程における秘密保持作業を重視し、特に重要な図面、レシピなどに及んでいる場合は、必ず加工企業との間で秘密保持契約を締結し、具体的な秘密保持内容と違約責任を確定し、かつ図面などの書類の点検・引継作業を確実に行わなければならない。

営業秘密侵害案件又は訴訟中の立証困難などの問題について、企業は自ら保護措置を取っていたことを証明できる関連書類、特に秘密保持契約、秘密保持制度などに係る書面資料を確実に保存しなければならない。

## 3. 従業員の教育・トレーニングの強化

従業員の法的意識および職業道德の欠如は、営業秘密侵害をもたらす重要な主観的要素でもある。従業員の法的意識と職業道德を向上させることは、長期にわたる過程であり、企業経営者による重視・投入を必要としている。企業は政府職能部門が主催する各種の法律・法規勉強会を充分に利用したり、又は当該業務を熟知した職能部門・法律諮問機関の力を求めたりすることにより、教育・トレーニングを強化し、従業員のリテラシー全般を高めることができる。

#### 4. 情報披露範囲の縮小

従業員が知得した情報について、必須範囲内に規制し、できる限り従業員がその他の業務情報に接する機会を減少させる。企業技術、経営情報に係る資料に対する管理、特に営業秘密媒体の秘密保持管理を強化すると同時に、無断で放置するようなことを防止し、廃棄すべきものは徹底的に処分し、他人が不正使用することを避けなければならない。関連秘密書類のカバーには明確に「守秘」、「極秘」、「機密」などを記載することがより望ましい。企業内の隔離措置も徹底すべきである。例えば、秘密保持のための専用倉庫を設置し、監視カメラを設置し、見学者又は顧客が肝心のサンプル又は製造ツールに接触することを規制する方法などである。

従業員の離職前に2～3ヶ月の秘密解除期間を設置することにより、従業員を秘密職分からその他の職分に移動させ、本人が以前知得した営業秘密を徐々に忘れるようにさせると同時に、効果的に離職後の秘密漏洩率を減少させることができる。

#### 5. ライセンシーと秘密保持契約を締結する際の留意点

ライセンシーとライセンス契約を締結する場合は、事前に秘密保持契約を締結することが望ましい。もし、事前の契約締結が難しい場合は、ライセンス契約において、必ず秘密保持条項を記入することである。秘密保持契約又は秘密保持条項には、少なくとも下記の条項を含めるべきである。

- (1) 営業秘密の範囲及び営業秘密に接する人員範囲を明記すること。
- (2) ライセンシー及びその従業員、代理人も秘密保持制限を受けること。
- (3) 秘密保持義務者は許可を得ずに、営業秘密を如何なる第三者にも漏洩したり、又は契約目的以外の用途に用いたりしないこと。
- (4) ライセンシーは営業秘密を受取・伝達・輸送・保存・使用する際、必ず秘密保持措置を講じること。
- (5) ライセンシーは営業秘密に接する者との間で本契約の要求を満たす秘密保持契約を締結すること。
- (6) 必要に応じて営業秘密を引き継ぐ前、及び営業秘密を使用する前に、ライセンシーの営業秘密保持の能力、秘密保持措置の有効性などに対して、関連審査・



検証を行なうこと。

- (7) ライセンシーに対する営業秘密の返却、廃棄、ファイル保存などの要求を明記すること。
- (8) 秘密保持期間は契約終了後も、開示されていない限りその有効性を有すること。
- (9) 秘密保持義務に違反した場合に負うべき違約責任を明記すること。

ライセンス契約の締結過程において、ライセンシーに秘密保持情報を提供する際は、一定の方法で当該情報が秘密保持情報に該当するということをライセンシーに明示し、ライセンシーに秘密保持契約の関係条項に基づいて対処・処理することを要求すべきである。例えば、秘密保持情報の媒体に「秘密」、「極秘」などの表示を明記することなどである。

## 6. 侵害後の救済手段

営業秘密が侵害されることを避けるために、企業は通常、企業管理上で契約、制度などを規範化することにより、そのリスクを避けなければならない。もし、営業秘密侵害行為を見つけた場合、営業秘密に対する適法な所有権又は使用权を有する公民、法人又は組織は、下記のような法的救済手段を取ることができる。具体的な案件については、その実情に応じて、最適な手段又は複数の手段を合わせて対応することができる。

- (1) 行政機関に営業秘密侵害又は不正競争を理由に摘発請求を提出する。

行政機関とは現地の市場監督管理部門を指す。摘発を申請するとき、営業秘密を構成する証拠と侵害行為成立に係る証拠を提供しなければならない。申請内容には侵害行為の停止、関連情報の返却などの要求を含めることができ、和解・調停を申請することもできる。

行政機関の処理結果は侵害行為に対する行政処罰である。被害者の賠償については、調停することができる。

- (2) 刑事捜査機関の公安局に営業秘密侵害罪を理由に告発する。

刑事捜査機関は現地の公安局の経済犯罪捜査部門である。侵害行為が「刑法」第219条を満たす場合、刑事捜査機関に営業秘密侵害罪を理由に告発することができる。

刑事捜査機関が処理するのは侵害者の犯行であり、民事賠償などのような案件は取り扱っていない。

### (3) 訴訟の提起

訴訟は紛争解決を図るための最終的解決ルートである。時間、費用、精力は大量に費やされるものの、最大限にかつ有力に権利を保護することができる。

侵害行為について、権利者は侵害者（職員と企業）に対して、営業秘密侵害を主張することもできれば、侵害企業に対して、不正競争を主張することもできる。もし、侵害者と権利者との間で競業制限協議又は秘密保持協議を締結している場合、権利者は侵害者に対して、違約請求を提出することができる。このような場合において、侵害請求権と違約請求権と間の競合問題になってくるものの、権利者は自分の権利を最大限に保護できる権利を選んで権利を行使しなければならない。

## 第六章 ライセンス契約締結後の手続き

### 第一節 中国政府機関への届出手続き、届出なかった場合の罰則や影響

#### 一. 商標使用ライセンス契約届出に関して

##### 1. 法的根拠

(1) 「商標法实施条例」(施行日:2014年5月1日 公布機関:国务院)

(2) 「最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(施行日:2002年10月16日 公布機関:最高人民法院)

(3) 「商標使用許諾契約届出弁法」(施行日:1997年8月1日 公布機関:国家工商行政管理局)

##### 2. 契約内容

「商標使用許諾契約届出弁法」第6条の規定により、商標使用ライセンス契約において、下記の内容が必要である。

- (1) ライセンス商標及びその登録証番号
- (2) ライセンス商品の範囲
- (3) ライセンスの期限
- (4) ライセンス商標のマークの提供方法
- (5) 登録商標を使用する商品の品質に対してライセンサーが監督を行う条項
- (6) 登録商標の使用をライセンスする商品の上に、ライセンシーの名称と商品生産地を明記する条項

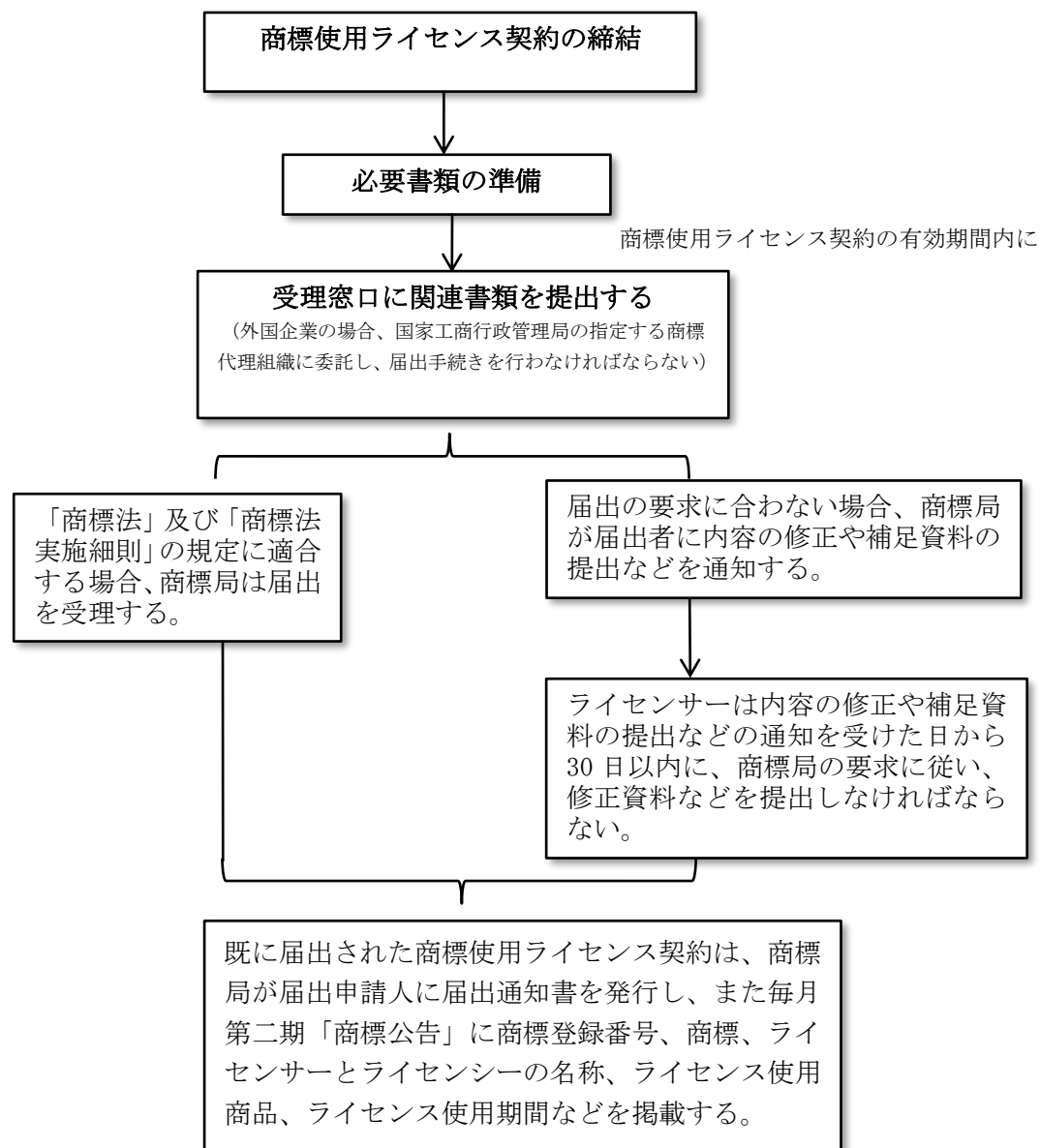
「商標使用許諾契約届出弁法」第8条の規定により、商標権者がライセンシーを通じて第三者に対してその登録商標の使用をライセンスする場合、その商標使用ライセンス契約にはライセンシーが第三者に使用を許可することを認める内容またはその旨の授權書が含まなければならない。

### 3. 届出手続き

商標使用ライセンス契約において、2017年より手続きが簡略し、商標使用ライセンス契約が不要になるが、下記の内容が必要である。

- (1) 商標使用ライセンス契約の届出表
- (2) ライセンサーとライセンシーの身分証明書類  
(個人の身分証明書、企業の営業許可書、全部事項証明書など)
- (3) 商標代理組織に依頼する場合の授権委任書

#### 手続きの流れ



## 4. 届出なかった場合の罰則と影響

現在の実務において、届出に関する双方当事者間の協議がない限り、届出手続きをしなくても特に罰則がないが、届出手続きを行う際に、下記のメリットを有する。

### ①海外にいるライセンサーへの送金手続きはスムーズになる

ライセンサーは日本などの外国企業である場合、ライセンス料を中国から海外に送金する場合に、常に銀行などの金融機関の厳格な審査を受けることになる。資金の不正流出や脱税の容疑がないことを証明するために、通常、当該送金の正当性や合法性などに関する証明書類を提出しなければならない。届出手続きを行った場合、銀行にとって比較的信用力の高い政府より発行された届出証明書を提出すれば、送金手続きは比較的スムーズに完了できる。

### ②ライセンシーの権利を証明できる

商標ライセンス契約書は、契約双方の合意で形成されたもので、第三者は契約の存在を把握するルートがあまりない状況である。また、ライセンシーは、関連商標の登録者ではないため、事業を展開している時、工商局や市場监督管理局などの政府部門及びクライアントに自分が関連商標を使用する正当な権利があることを証明しなければならない。

もし上記の者に権利証明書類の提出を要求された後、ライセンサーと連絡して、権利証明書類などを発行するよう要求しても、時間的には手遅れとなり、営業の支障となるリスクを有する。むしろ、事前に届出手続きを行い、自分が模倣者ではなく、正当な権利を有することを証明できる届出証明書を用意するほうが万全である。

③商標法に従い、商標権侵害の損害賠償額を判断する場合、権利者の損失又は侵害者の取得利益を確定することが困難な場合には、当該商標の使用許諾費用の倍数に基づき、合理的に判断できると規定しているので、届出手続きを行えば、商標侵害事件に損害賠償金額の参考になる。

## 二. 技術ライセンス契約届出に関して

### 1. 法的根拠

- (1)「専利法実施細則」(施行日：2001年7月1日 公布機関：国务院)
- (2)「技術輸出入管理条例」(施行日：2011年1月8日 公布機関：国务院)
- (3)「専利実施許諾契約届出管理弁法」(施行日：2011年8月1日 公布機関：国家知

的財産権局)

(4)「禁止輸出制限輸出技術管理弁法」(施行日:2009年5月20日 公布機関:科学技術部、商務部)

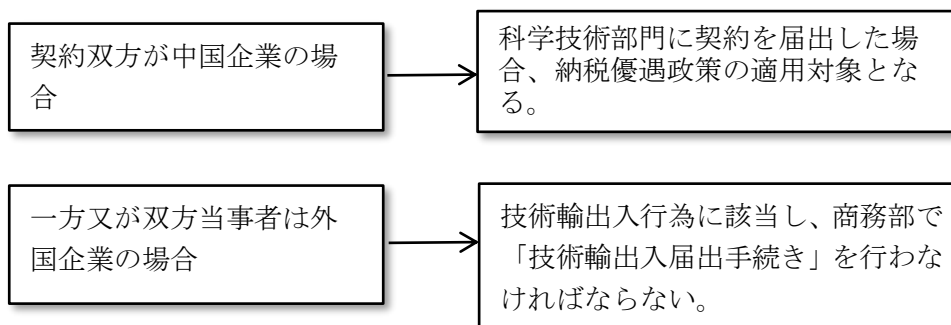
(5)「禁止輸入制限輸入技術管理弁法」(施行日:2009年3月1日 公布機関:商務部)

(6)「技術輸出入契約登録管理弁法」(施行日:2009年3月1日 公布機関:商務部)

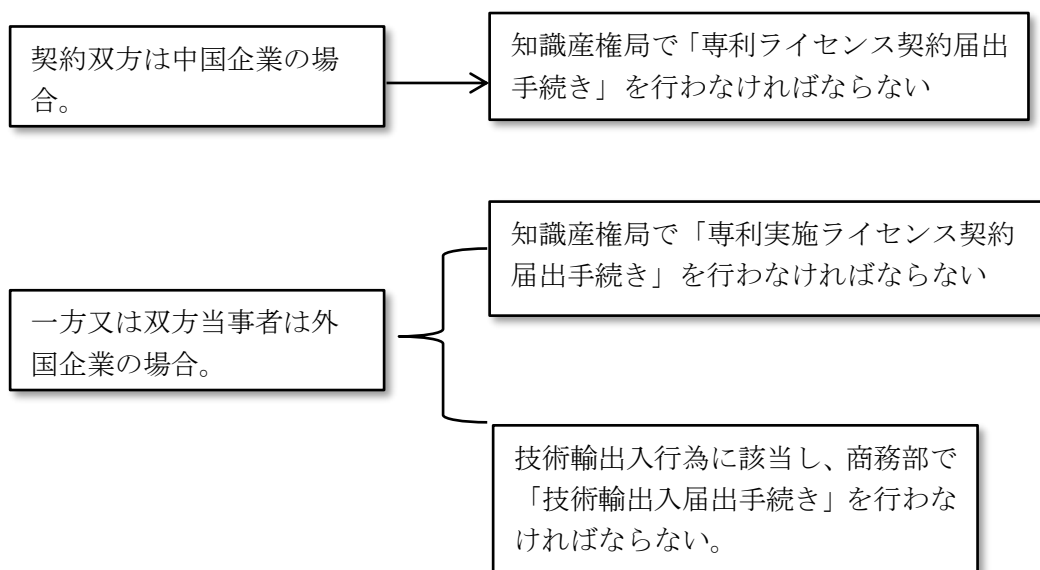
## 2. 各技術ライセンス契約の行政届出手続き

技術ライセンス契約には、ノウハウライセンスと専利ライセンス契約が分けられる。それぞれの契約により、届出手続きを行なう行政機関が違う。また、ライセンス契約当事者の一方が外国企業である場合、「技術輸出入管理条例」の調整範囲に属するので、ライセンス所在地の商務部門へ届出手続きを行なう必要がある。

### (1) 技術ライセンス契約 (ノウハウ)



### (2) 専利ライセンス契約

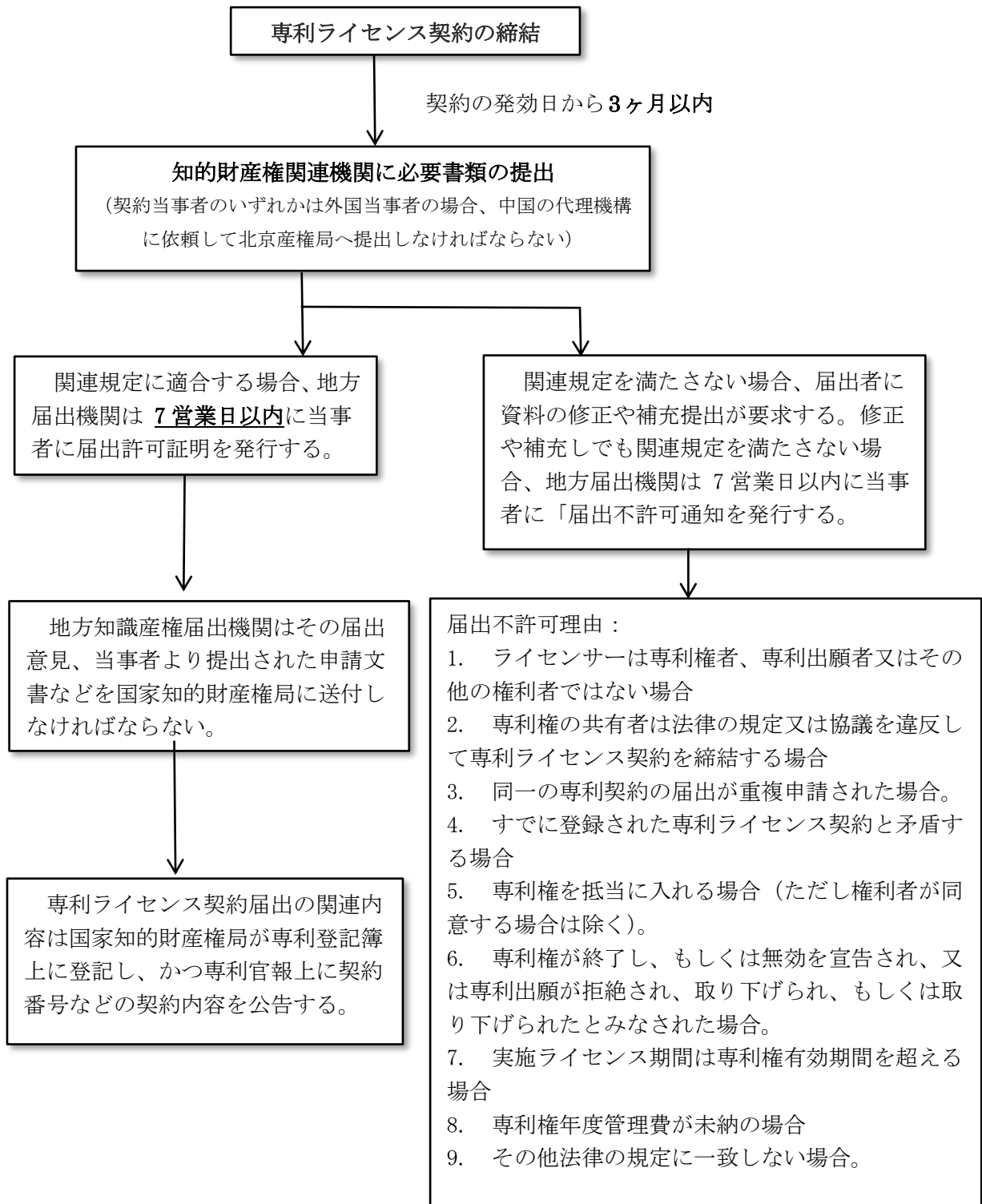


### 3. 知識産権局への専利ライセンス契約届出に関して

#### 必要書類

- ・ 専利ライセンス契約書原本（原文は日本語版の場合、その中文訳も提出する必要）
- ・ 専利ライセンス契約届出申請表
- ・ ライセンサーの全部事項証明書 及びその中文訳
- ・ ライセンシーの営業許可証のコピー
- ・ 授権委任状原本（知財代理機構などに依頼する場合）

## 届出手続きの流れ





#### 4. 専利ライセンス契約の届出後、関連状況に変化が生じた場合

(1) 専利権移転の効力

履行している専利契約に専利権の移転が生じたとしても、元の専利契約に対して効力を及ぼさない（約定を除く）。

(2) 専利出願の登録査定

専利出願が登録査定された場合、当事者は速やかに専利出願ライセンス契約の名称及び関連条項を変更する。

(3) 専利出願の拒絶

専利出願が却下され、又は取り下げられたとみなされた場合、当事者は専利ライセンス契約届出抹消手続きを行う。

(4) 専利ライセンス契約を中途解除した場合

解除協議書を締結した後 10 日以内に、協議書、届出証明及びその他関連文書を元の届出機関に持参し、届出抹消手続きを行わなければならない。

(5) 専利ライセンス契約の履行期間を延長する場合

当事者は原契約履行満了の 2 ヶ月前までに、変更協議書、届出証明及びその他の関連文書を元の届出機関に持参し、届出変更手続きを行わなければならない。

(6) 専利権の無効宣告

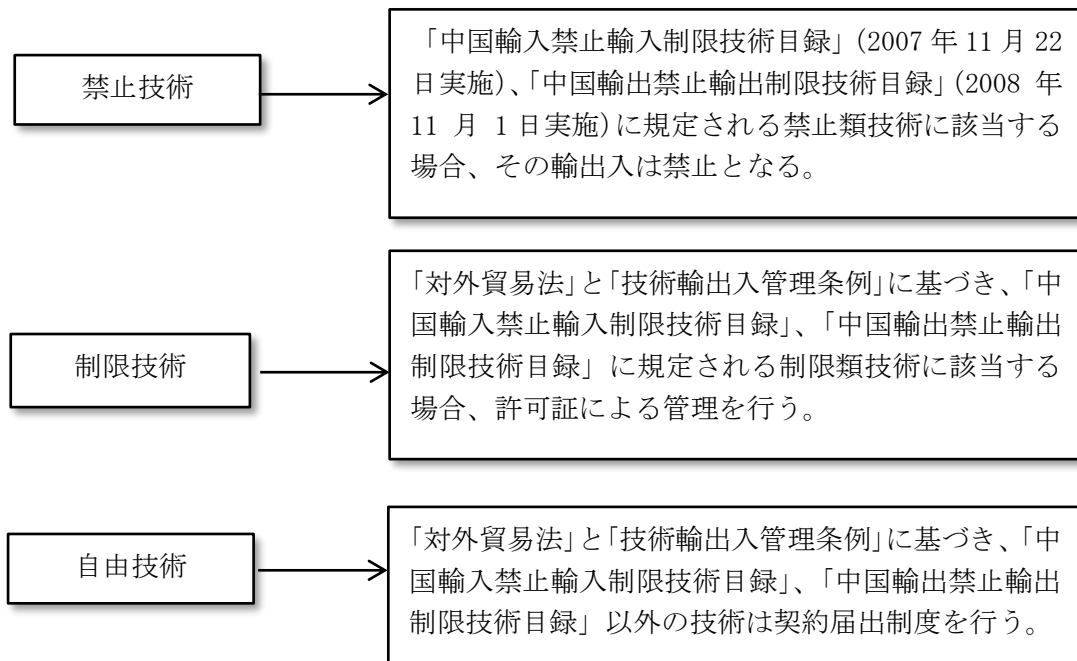
専利ライセンス契約の履行期間中に専利権が無効宣告された場合、当事者は速やかに届出抹消手続きを行う。

(7) 専利ライセンス契約届出証明の違法取得又は偽造した場合

地方届出機関が法によりそのライセンス契約の届出を抹消し、かつ調査・処分を行う。

#### 5. 商務部への技術輸出入届出手続きに関して

(1) 中国において技術輸出入に該当する場合、以下のとおり技術輸出入制度を遵守しなければならない。



(2) 届出の必要がある技術契約には以下の種類が含まれる。

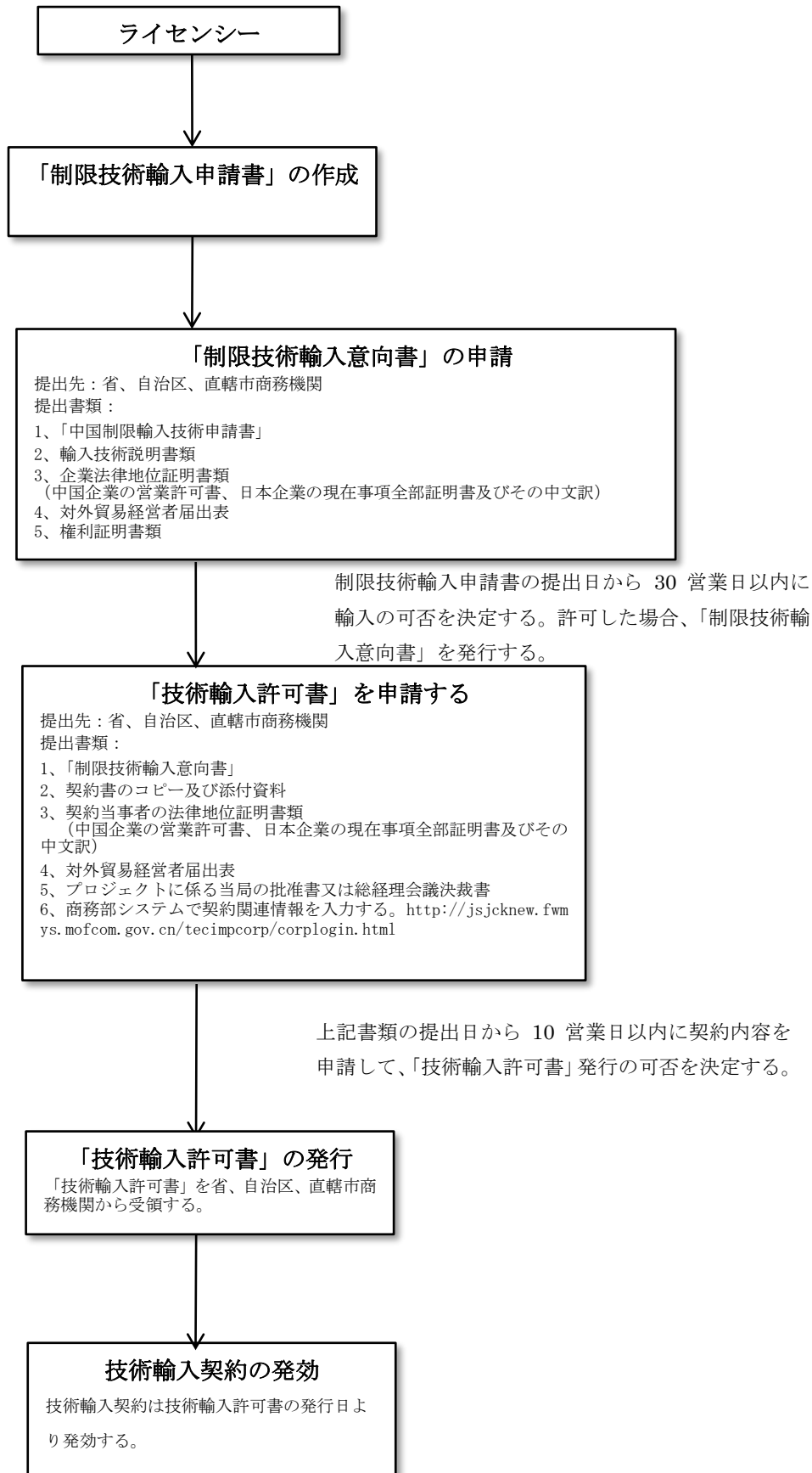
- ① 専利権譲渡契約
- ② 専利出願権譲渡契約
- ③ 専利ライセンス契約
- ④ 技術ノウハウライセンス契約
- ⑤ 技術サービス契約
- ⑥ その他の関連契約

(3) 制限技術輸出入契約に関する手続きは以下のとおりである。

- ① 制限技術輸入契約に関する手続き

必要書類

- ・ 「制限技術輸入申請書」
- ・ 「制限技術輸入意向書」
- ・ 契約のコピー及びその中文訳
- ・ 中国企業の営業許可書
- ・ 日本企業の現在事項全部証明書及びその中文訳
- ・ 対外貿易経営者備案登記表
- ・ プロジェクトに係る当局の批准書又は総経理会議決裁書



手続きの  
流れ

## ②制限技術輸出契約に関する手続き

### 必要書類

#### 制限技術輸出意向書

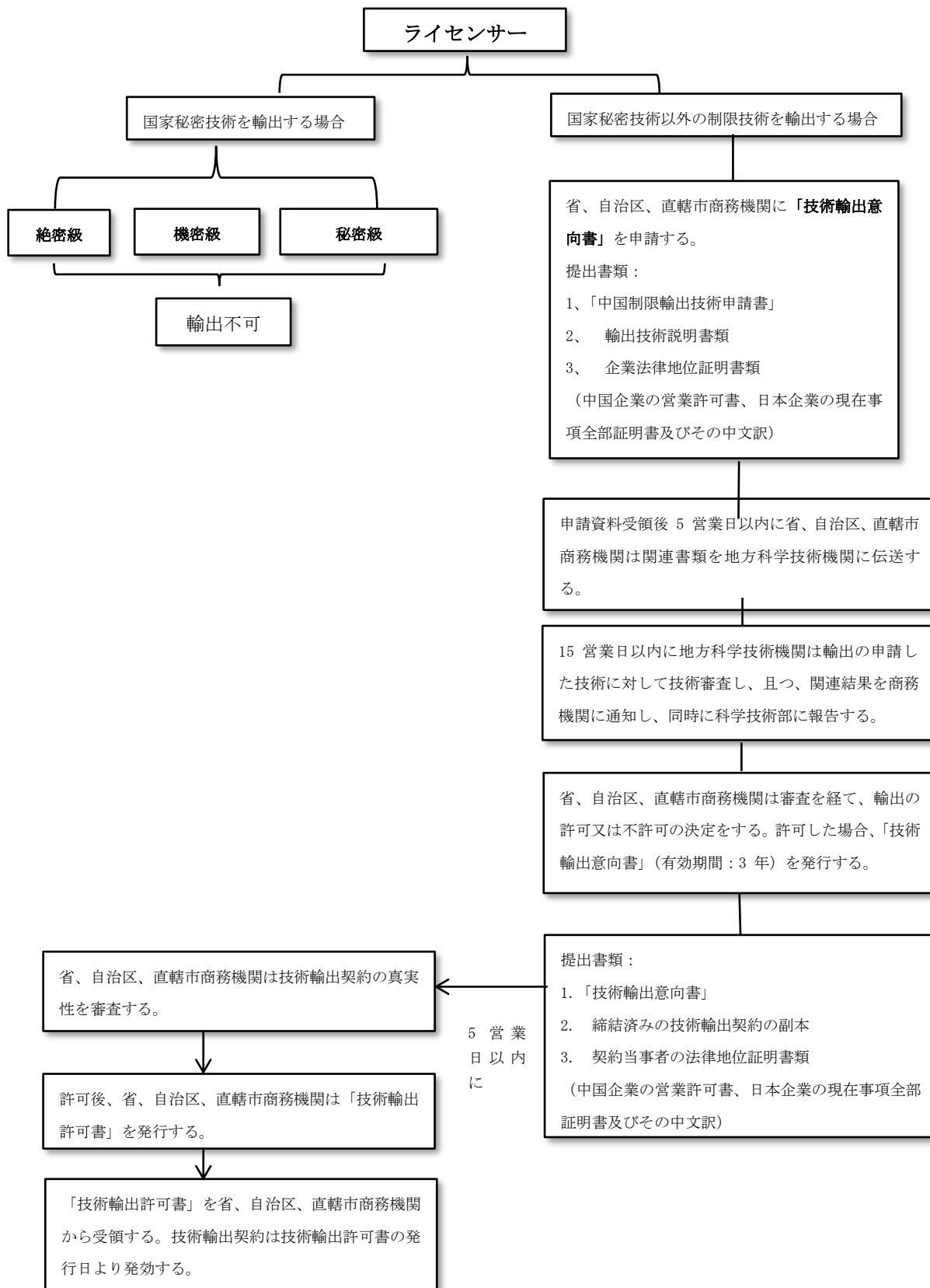
- ・ 制限技術輸出申請書
- ・ 技術委託開発協議書
- ・ 技術合同研究開発協議書
- ・ 輸出技術の使用に関する説明書
- ・ 知財権証明書類
- ・ 主要な技術指標に関する図表
- ・ 輸出予定がある技術資料のリスト
- ・ 申請書類リスト
- ・ 中国企業の営業許可書
- ・ 日本企業の現在事項全部証明書及びその中文訳
- ・ 輸出入資格証書

商務部門により上記の意向書を認めた後、技術輸出許可書の手続きを行なうことである。

#### 技術輸出許可書

- ・ 技術輸出契約申請表
- ・ 技術輸出契約データ表
- ・ 契約謄本及びその中文訳
- ・ 知財権証明書類
- ・ プロジェクトに係る当局の批准書又は総経理会議決裁書
- ・ 中国企業の営業許可書
- ・ 日本企業の現在事項全部証明書及びその中文訳
- ・ 輸出入資格証書
- ・ 申請書類リスト
- ・ その他の必要書類

手続きの流れ



#### (4) 自由類技術輸出入契約届出

##### 必要書類

- ①届出申請表（商務部門システムに入力する）
- ②届出データ表（商務部門システムに入力する）
- ③総経理会議決議（決裁書）（商務局によって提出する必要がある）
- ④譲渡契約原本のコピー（商務部門によって原本の提出する必要がある）
- ⑤外国会社の身分証明書類（現在事項全部証明書など）及びその中文訳
- ⑥中国企業の営業許可書
- ⑦対外貿易経営者備案登記表
- ⑧禁止技術・制限技術に該当しない旨の保証書
- ⑨権利証明書類
- ⑩その他の商務部門に要求される書類

##### 契約内容

下記の内容が必要である

##### ①契約番号

（17桁の番号：第1-2桁：年；第3-4桁：国家；第5-6桁：申請者所在地区；第7桁：契約種類（輸出 E；輸入 Y）；第8-9桁：輸出入技術業種；第10-17桁：企業が自由に設定した契約番号）

##### ②契約名称

##### ③ライセンサー

##### ④ライセンシー

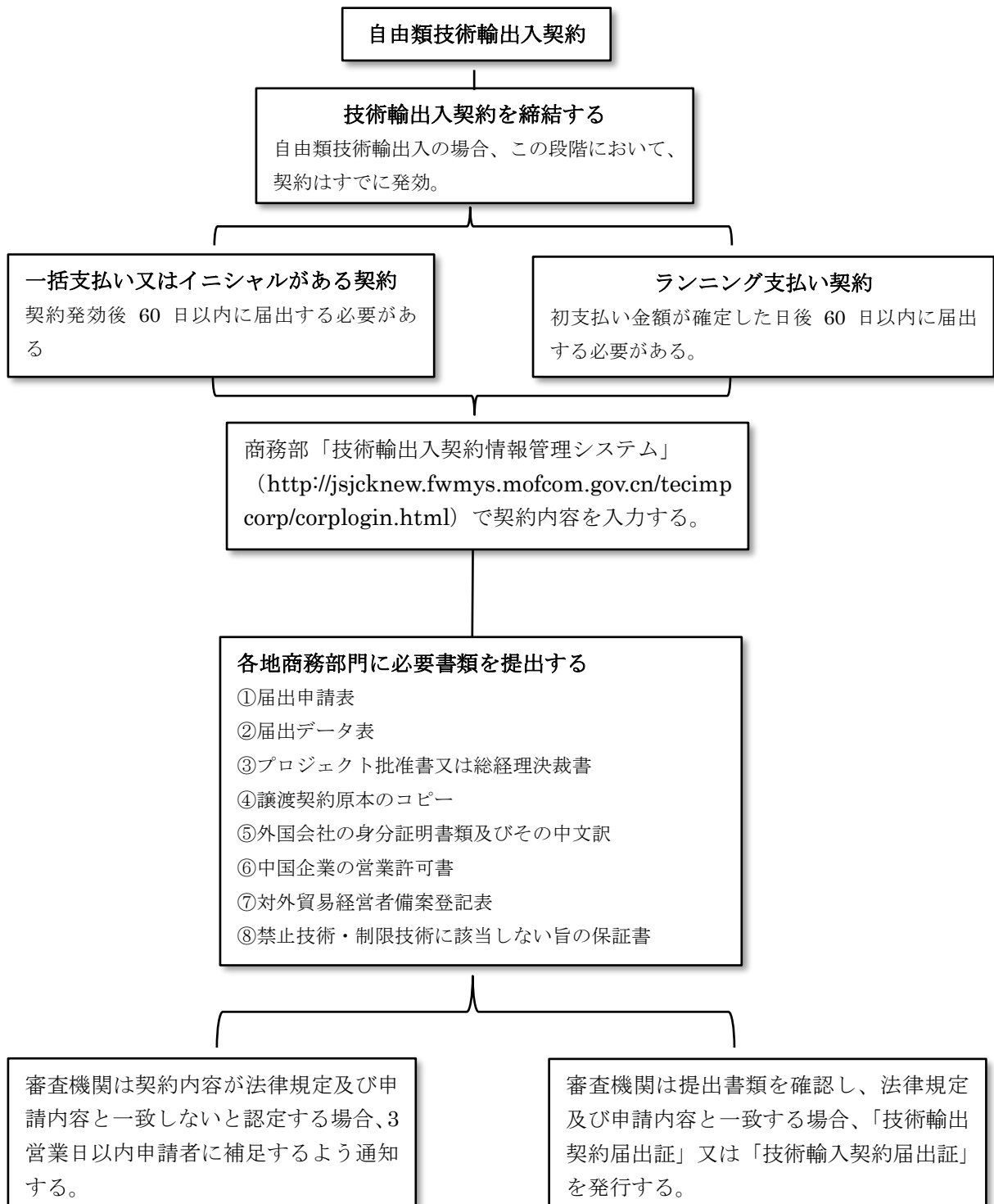
##### ⑤技術の使用者

##### ⑥契約概要

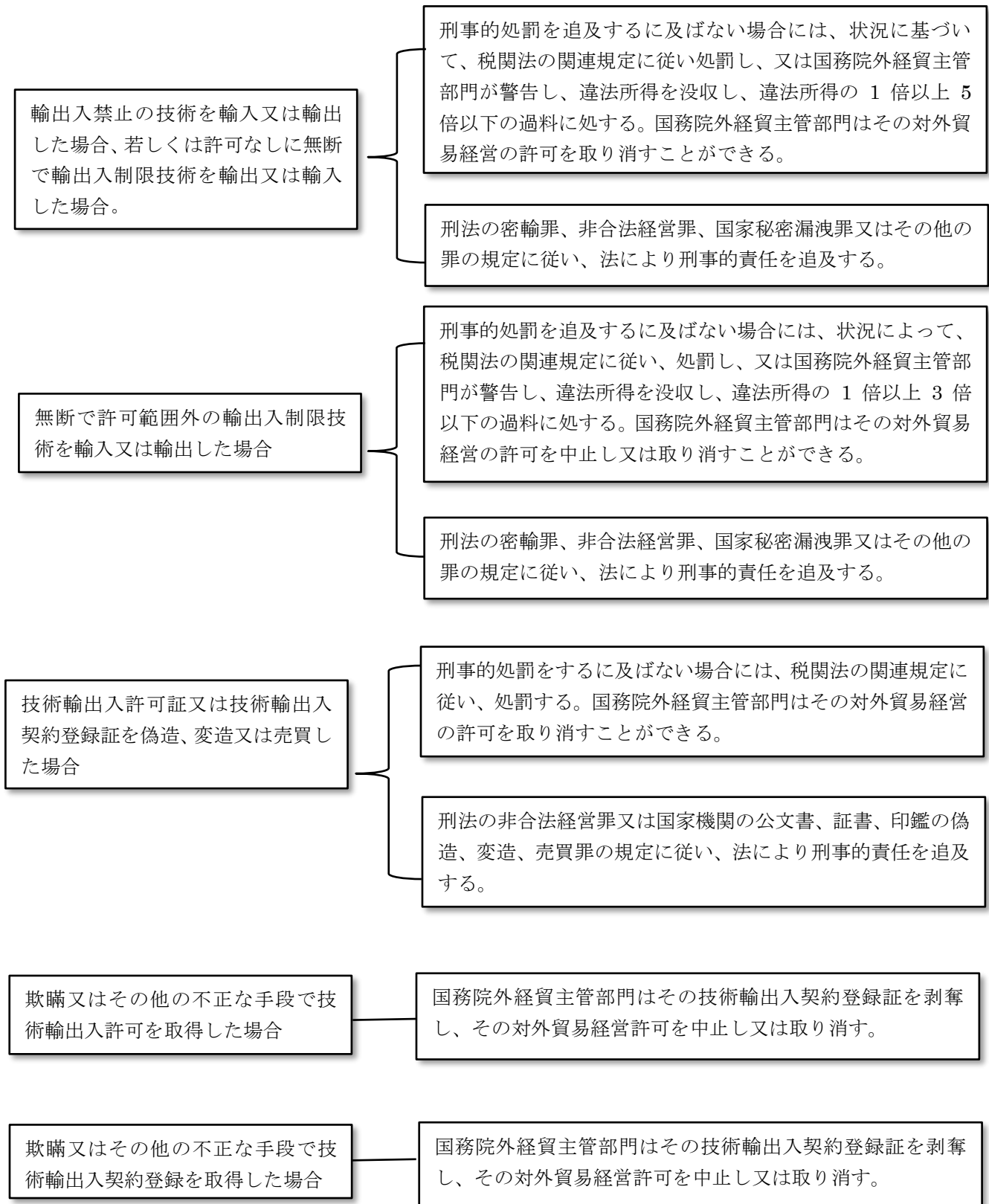
##### ⑦支払い方式

##### ⑧契約の有効期間

## 手続きの流れ



(5) 行政手続きに違反した場合の影響





## 6. 届出なかった場合の罰則や影響

### (1) 専利ライセンス契約届出手続きについて

中国「専利法実施細則」第 14 条、「専利実施許諾登録弁法」第 5 条の規定によると、専利ライセンス契約の発効日から 3 ヶ月以内に専利行政部門で届出手続きを行わなければならない。但し上記法律において、届出手続きを行わない罰則を規定していない。双方の合意があり、かつ、中国法律の強制的な規定に違反しない限り、例え専利ライセンス契約届出手続きをしなくても、契約は有効に成立できる。ただし、専利ライセンス契約届出手続きを行うほうが、メリットを有する。

#### ① 侵害賠償金を認定する時の参考になる

専利侵害紛争事件に関する最高人民法院の解釈<sup>76</sup>によると、権利者の損失又は侵害者の利益を確定し難い場合、裁判所は、専利ライセンス契約に記載されたライセンス料の倍数を参照して損害賠償金額を確定できる。その際に、不正に高額を請求するためにライセンス契約を偽造するなどのことを防ぐために、裁判所に専利ライセンス登録証明書類を提出する必要がある。実務において、業界の特徴や侵害者の警戒心などの原因で、権利者の損失又は侵害者の利益を確定し難い場合が多いため、事前に専利ライセンス契約届出手続きを行うほうが有利である。

#### ② ライセンシーの権利証明となる

ライセンシーにとって、専利ライセンス登録証明書類は、その専利を利用する正当な権利があることを証明できる公的機構に発行された書類であり、比較的信用性が高い。権利侵害が疑われるリスクを防ぐ上に、さらに、侵害者を発見する場合、契約書とその証明書類に基づき、侵害者に権利行使することができる。

#### ③ ライセンシーが正当の実施者であることを公開する

専利ライセンス契約届出手続きを行った 2 ヶ月後、知識産権局による専利公報に記載するので、ライセンシーが既に専利ライセンス契約により先進的な技術を取得したことを同業界の他社に公開することができる。

### (2) 技術輸出入届出手続きについて

専利ライセンス契約届出手続きと同様に、実務において技術輸出入届出手続きを行わな

<sup>76</sup> [http://www.legaldaily.com.cn/zt/content/2016-04/25/content\\_6600650.htm?node=81566](http://www.legaldaily.com.cn/zt/content/2016-04/25/content_6600650.htm?node=81566)

い場合の罰則が規定していないが、法的リスクはないとはいえない。

例えば、「技術輸出入管理条例」46条によれば、輸出入禁止の技術を輸入又は輸出した場合、若しくは許可なしに無断で輸出入制限技術を輸出又は輸入した場合には、刑法の密輸罪、非法経営罪、国家秘密漏洩罪又はその他の罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。

実務において、禁止技術、制限技術、自由技術のどちらに該当するかどうかは、一般的に国家が公布する、禁止技術・制限技術リストを参照して確認する。ただし、ライセンス契約を締結する企業などの判断は、必ずしも政府の判断と一致していない。もし、届出手続きをせず、禁止技術・制限技術を自由技術として誤って輸出入する場合、刑法違反になるリスクがあるため、事前に技術輸出入届出手続きを行い、一度公的機関からの審査を受けるほうが有利である。

なお、ロイヤリティを送金する時、技術輸出入届出手続証明書類を提出しなければならない。

### 三、著作権利用ライセンス契約届出手続きに関して

#### 1. 法律根拠

- (1) 「コンピューターソフトウェア保護条例」  
(施行日：2013年3月1日 公布機関：国務院)
- (2) 「コンピューターソフトウェア著作権届出管理弁法」  
(施行日：2002年2月20日 公布機関：国家版權局)
- (3) 「国家版權局が出版する外国図書の契約届出に関する通知」  
(施行日：1995年2月1日 公布機関：国家版權局)

#### 2. コンピューターソフトウェア著作権許可届出

- (1) 関連機関：中国版權センター
- (2) 提出主体：ソフトウェア著作権利用ライセンス契約当事者
- (3) 提出書類：
  - ① 関連機関の要求に基づき記入した契約届出表；
  - ② 契約コピー；

③申請者身分証明。

### 3. 電子出版物著作権利用ライセンス契約（略）

### 4. 海外授権の図書に関する著作権利用ライセンス契約（略）

### 5. オーディオおよびビデオ製品著作権利用ライセンス契約（略）

### 6. 各種契約を届出なかった場合の影響

日本企業に対して、各種契約を届出なかった場合、最も影響を受けるのは海外送金に関わる。届出をしないことにより、海外に送金することができないという最悪の不利益を受けることとなる。従って、以上の届出手続きおよび税金納付の手続きは確実に行わなければならない。

## 四、「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」について

### 1. 趣旨と背景

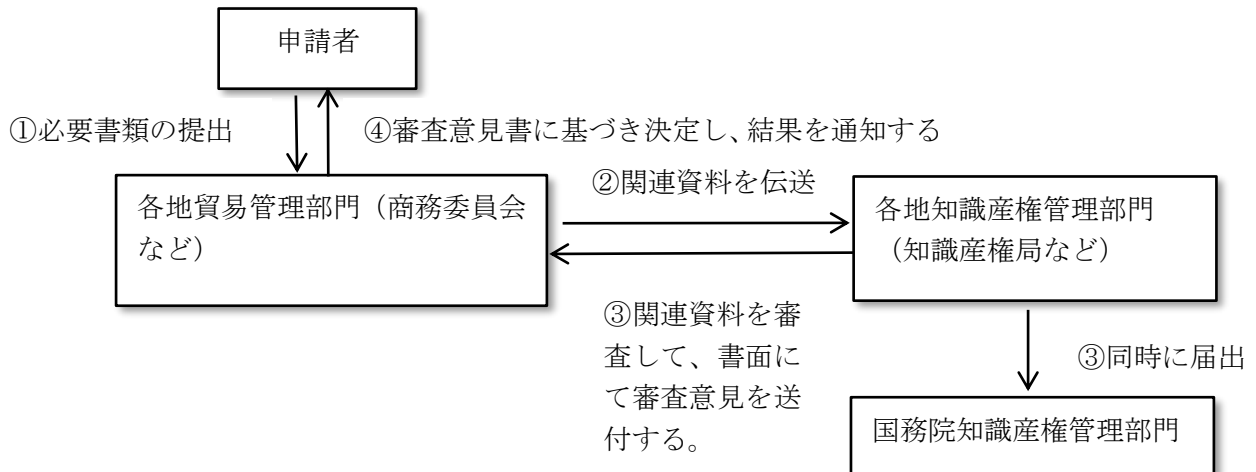
「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」（以下は、「本弁法」という）のはじめに、本弁法の立法目的として、「全体的な国家安全観を徹底実行し、国家安全制度体系を完備化し、国家安全と重大な公共利益を保護し、知的財産権の対外的な譲渡秩序を適正化するために、国家安全、対外貿易、知的財産権などの関連法律法規に基づき、本弁法を制定した」と説明している。この内容から見れば、本弁法は、知的財産権対外譲渡活動に関する新たな制度ではなく、国家安全のために、本来の知的財産権対外譲渡活動管理制度を更に強化し、国家安全に係る技術の不正流出を防止するという目的である。

2001年に公布された「技術輸出入管理条例」やその2011年修正版において、すでに技術輸出入に関する登録審査制度を規定した。ただし、「技術輸出入管理条例」の第9、10、32、33条などの規定は、国家安全を配慮するところがあるが、条例を制定する主たる目的は、技術輸出入への管理を規制し、経済や社会の発展を促進することである。

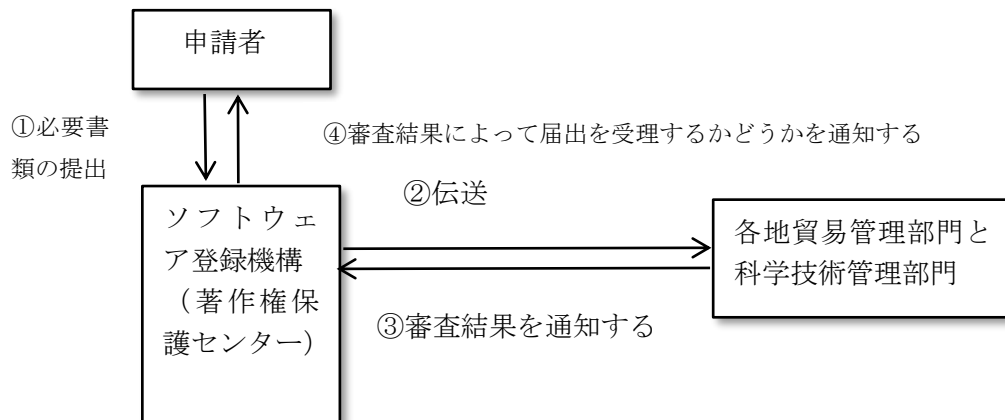
中国が保有している先端技術の件数の上昇や中米貿易戦の背景下で、自国の知的財産を保護し、国家安全に係る核心技術の不正流出を防止するために、本来の知的財産権対外譲渡管理制度を強化する緊急性と必要性があり、本弁法を制定した。

## 2. 審査の流れ

(1) 外国に輸出禁止、輸出制限の技術、専利、集積回路配置図を譲渡する場合、審査手続きの流れは下記の通りである。

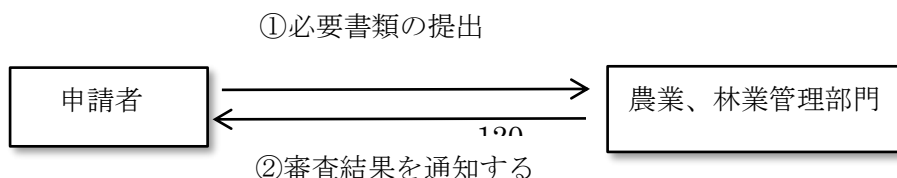


(2) 外国にソフトウェア著作権を譲渡する場合、手続きの流れは下記の通りである。



各地貿易管理部門と科学技術管理部門が出した審査結果は不可の場合、ソフトウェア登録機構は、申請者が提出した名義変更登録手続きを拒否する

(3) 動植物新種を譲渡する場合、手続きの流れは下記の通りである



### 3. ライセンス契約への影響

「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」の審査対象は、国家が公布された輸出禁止、輸出制限目録に該当する技術、専利、集積回路配置図、ソフトウェアなどの知的財産権である。そのため、中国で開発した技術、専利、集積回路配置図、及びソフトウェアなどをライセンス契約で外国に譲渡する場合、まずは、譲渡内容は、輸出禁止、輸出制限目録に該当するかどうかを自ら確認しなければならない。輸出禁止、輸出制限目録に該当しない場合、従来通り、第七章第一節の届出手続きを行えば宜しい。

「技術輸出入管理条例」において、禁止技術は輸出禁止、制限技術は許可証がある場合輸出できると規定しているが、実務において、制限技術の輸出も許可される可能性が低い。一旦輸出禁止、輸出制限目録に該当すると判断された場合、例え「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」がなくても、そもそも事実上、輸出できない状態のため、「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」がもたらす影響はそれ程高くないと考えられる。

「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」が公布されてから、実務において、技術や専利に関するライセンス契約について、従来のとおり、商務部門や知識産権局に届出が提出されている。一部の商務部門に「本契約の譲渡内容は輸出禁止、輸出制限目録に該当しない」旨の誓約書の提出が要求されるが、過去の手続きと基本的に変わらない。

ソフトウェア著作権に関するライセンス契約は状況が異なる。従来の著作権登録は、ソフトウェア登録機構（著作権保護センター）に必要書類を提出すれば登録できる。また、専利や技術の譲渡と異なり、著作権保護センター、著作権内容に対する実質審査を行わない。「知的財産権対外譲渡活動に関する業務処理弁法（試行）」が公布された後、著作権保護センターだけではなく、商務部門と科学技術管理部門による実質審査が必要となった。ただし、著作権保護センターは、過去、商務部門及び科学技術管理部門との共同作業はあまりなく、具体的には、どのように関連部門に伝送するかなど一連の内部行政手続きに関する詳細な規定が未だ出ないため、ソフトウェア著作権に関するライセンス契約の登録は

一時停止となっている。各行政部門の内部交渉により解決案が出るまでは、ソフトウェア著作権に関するライセンス契約は登録できない状態にある。

## 第二節 ロイヤリティの送金手続き

中国政府は海外への送金に対する規制が厳しいので、送金先である日本企業（ライセンサー）は、送金をスムーズに受領するために、事前に送金に関連する制度を把握して、送金企業に協力する必要がある。

### (1) 取引の真実性と合法性を証明する資料

「中国外貨管理条例」の規定により、国際貿易におけるサービス、荷物などのよくある貿易項目に基づき海外へ送金する場合、「真実かつ合法的取引基礎」を有しなければならない。銀行などの金融機関を通じて海外に送金する際に、関連金融機関は、当該取引の真実と合法性を審査し、取引の真実と合法性を証明できる資料（契約書、税務証憑など）の提出を要求する。ロイヤリティを送金する際に、一般的に下記の書類が必要である。

#### 商標使用ライセンス契約

- ①書面申請書
- ②契約書
- ③領収書または支払通知
- ④税務証憑
- ⑤商標主管部門発行の届出書

一部の銀行は、金額が少ない場合、上記の資料を提出せずに送金できるようになった。

#### 専利ライセンス契約について

- ①申請書
- ②契約書のコピー
- ③領収書または支払通知
- ④「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」
- ⑤「技術導入契約データ表」
- ⑥税務証憑
- ⑦専利主管部門発行の届出書
- ⑧会計事務所が発行する売上高の信憑性を証明する資料（支払金額が売上高に連動する場合）

合)

#### ノウハウライセンス契約について

- ①書面申請書
- ②契約書
- ③領収書または支払通知
- ④「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」
- ⑤「技術導入契約データ表」
- ⑥税務証憑
- ⑦会計事務所が発行する売上高の信憑性を証明する資料(支払金額が売上高に連動する場合)

#### 海外授権の図書に関する著作権利用ライセンス契約について

- ①書面申請書
- ②契約書
- ③「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用ライセンス契約または契約届出の批准
- ④税務証憑

#### オーディオおよびビデオ製品著作権利用ライセンス契約について

- ①書面申請書
- ②領収書または支払通知
- ③契約書
- ④領収書または支払通知
- ⑤「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用ライセンス契約または契約届出の批准
- ⑥オーディオおよびビデオ製品管理部門の発行した批准書類
- ⑦税務証憑

#### 電子出版物著作権利用ライセンス契約について

- ①書面申請書



②契約書

③領収書または支払通知

④「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用ライセンス契約または契約届出の批准

⑤税務証憑

#### ソフトウェア利用ライセンス契約について

①書面申請書

②契約書

③領収書または支払通知

④「著作権契約届出済み」という判が捺印されている著作権利用ライセンス契約または契約届出の批准

⑤「技術輸入および設備輸入の契約届出发行証書」または「技術輸入許可証」または「技術輸入契約登記証」

⑥「技術導入契約データ表」

⑦税務証憑

実務において、各地の外貨管理機構や金融機構の規定はかならずしも一致していないため、送金する前に対応する外貨管理機構や金融機構などに確認したほうがよい。

## **(2) 税務局への届出**

「国家税務総局、国家外貨管理局のサービス貿易等項目対外支払税務登録関連問題に関する公告」第1条より、国内組織又は個人は、海外に1回5万ドルを超えて送金する場合、第3条が規定した状況を除いて、いずれも所在地の国税管理機関に税務届出手続きを行わなければならない。税務届出手続を行う際に、下記の書類が必要である。

①捺印された契約書又は取引関連証憑のコピー（外文で作成された場合、その中文訳も提出する必要がある）

②サービス・貿易などの項目に関する対外支払い税務届出表

### (3) ライセンシーの源泉徴収義務

「非居住者企業所得税源泉徴収管理暫行弁法」により、初めて非居住者企業とライセンス契約を締結する際に、法律や行政法規の規定により源泉徴収義務を負い、かつ、源泉徴収届出を提出しなかった企業は、契約の締結日から 30 日以内に、税務署に源泉徴収届出を行わなければならない。源泉徴収届出手続を行う際に、下記の書類が必要である。

- ①「企業所得税源泉徴収契約登録届出表」
- ②契約書のコピー及び関連資料（外文で作成された場合、その中文訳も提出必要がある）

## 第三節 相手方がライセンス契約に違反した場合の対応

### 一、事前の防止

契約の事後防衛はどのようなものであれ、すべて当事者が自己の権利を保護する最後の手段にすぎない。従って、契約締結時にライセンス使用の範囲、ロイヤリティの支払い方法、秘密保持義務、違約責任、第三者に対する責任、契約の有効期間、紛争の解決などの各条項を明確に約定しておくことが重要である。

### 二、証拠の収集

契約を締結した後、相手方が契約内容に違反した時、違約者の違約証拠、自己の約定遵守に関する証拠、自己が受けた損失等の各種証拠の保護および収集に注意しなければならない。場合によって公証人の立会いで関連証拠を保全する手段もある。

### 三、専門家との相談

契約の相手方に契約違反または契約違反が生じる可能性があり、かつ、誠意を持って相手方と友好的な協議を経ても解決できない場合、出来る限り早期に関係専門家に相談し、法的手段によって問題を早急に解決するほうが良い。

## 第七章 まとめ

中国におけるライセンス、特に技術ライセンスに係る際の日本企業が注意すべき点は以下の通りである。

**1、 中国に輸出する技術が禁止または制限された技術に属するか否かを確認すること。**

現在中国では、外国から輸入する技術を輸入禁止類技術、輸入制限類技術、輸入自由類技術の 3 種類に分類している。中国商務部は輸入禁止または輸入制限した技術リストを制定し、そのリストに基づき技術輸入に対して管理を行う。よって中国に技術を輸入する際、当該技術が中国で禁止されている、または制限されている技術に属しているか否か確認しなければならない。

**2、 技術ライセンス契約締結の際、契約の中で技術の到達できる技術目標を明確に約定すること。**

中国の現行の「技術輸出入管理条例」は、技術提供側が提供技術の性能に対して担保義務を負うことを要求している。即ち、技術提供側の提供する技術が契約に約定した目標に達することを保証しなければならず、それが達成できなかった場合には技術提供側は違約責任を負うため、技術ライセンス契約締結の際、技術の到達できる目標に関する条項について、具体的実現性を明確に約定するべきである。

**3、 技術輸入の受諾者は契約に従い譲渡者の提供した技術を実施し、第三者の権利を侵害した場合、譲渡者より責任を負う。**

「技術輸出入管理条例」の本規定と「契約法」の双方協議で約定する規定の内容は一致しないが、特別法が一般法に優るため、技術輸入の受諾者は契約に従い譲渡者の提供した技術を実施し、第三者の権利を侵害した場合、侵害責任の負担について、双方の約定があっても、譲渡者より責任を負うと判断される可能性が高い。

**4、 技術輸入契約の有効期間内に、当事者双方が後続の改良技術成果の帰属について約定できない場合、法律規定に基づき改良技術の成果は改良者側に帰属する。**

「技術輸出入管理条例」の本規定と「契約法」の双方協議で約定する規定の内容は一致しないが、特別法が一般法に優るため、技術輸出契約有効期間に改良した技術成果についての問題では「技術輸出入管理条例」の規定が適用されることに注意する必要がある。

**5、 技術契約締結時、契約に含むことのできない以下の制限性条項に注意する**

こと。

- (1) 技術輸入にとって必要不可欠とはいえない付帯条件（必須ではない技術、原材料、製品、設備又は役務の購入を含む）の受入を技術受入側に要求するもの。
- (2) 特許権の有効期間が満了し、又は特許権の無効が宣告された技術について、使用費の支払又は関連する義務の負担を技術受入側に要求するもの。
- (3) 技術受入側が供与側の供与した技術を改良することを制限し、又は受入側がその改良した技術を使用することを制限するもの。
- (4) 技術供与側の供与した技術と類似の技術若しくはこれと競合する技術を、受入側が他の供給源から入手することを制限するもの。
- (5) 技術受入側が原材料、部品、製品又は設備を購入するルート又は供給源を不合理に制限するもの。
- (6) 技術受入側の製品の生産数量、品種又は販売価格を不合理に制限するもの。
- (7) 技術の受入側が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限するもの。

## 6、ライセンス契約届出の必要性

中国は自由輸入技術に対して契約届出登記管理を行っている。契約の登記は自由輸入に属する技術に対する審査認可手続きではなく、一種の形式上の管理だけである。当該管理過程で、法律は国务院外経貿主管部門の行為に対しても厳格な制限を行っており、関係書類を受領後 3 営業日以内に必ず技術輸出契約を登記し、技術輸出登記証を発行するよう要求している。申請人は技術輸出契約登記証により外貨為替、銀行、税務、税関などの関係手続きを行う。日本に送金する際に、ライセンス契約を商務部門で登記した証憑の提出を銀行から求められるため、ライセンス契約を登記しなければ、中国企業が技術使用料を日本企業に送金することはできない。

また、商標ライセンスについて、法律に基づき、商標局に届出しなければならないが、届出をしなくても、ライセンス契約の効力に影響を与えない。しかし、届出は善意の第三者に対抗できる要件である。しかも、実施許諾に関するロイヤリティを海外に送金する場合、届出証明を銀行に提出するよう要求される可能性がある。また、届出の証明は実施許諾契約が存在することを証明する有力な証拠で、当事者は契約届出の証明を示せば、被許諾者が差止請求及び損害賠償請求を行う際、すなわち訴訟又は行政摘発などの手続を行う場合に相当便利である。

今後、日中企業間のライセンス取引はますます増えるであろうと思われ、本報告書は技術・商標ライセンスを中心に、ライセンスの交渉技術、契約の締結、使用料の算定、契約届出の手続き、営業秘密の保持など方面の内容を紹介した。日本企業の中国での事業展開の際の一助となることを希望する。

## 付録1 專利實施許諾契約書(CN)

### 專利實施許可合同

許可方 \_\_\_\_\_ (以下簡稱“甲方”)

地址\_\_\_\_\_

被許可方 \_\_\_\_\_ (以下簡稱“乙方”)

地址\_\_\_\_\_

鑒於甲方擁有本合同第一條所述之專利；鑒於乙方對甲方的專利技術有一定程度的了解，並希望獲得許可而實施該專利技術；雙方當事人經友好協商達成一致，簽訂本合同。

#### 第一條 使用許可的專利概況

專利名稱： \_\_\_\_\_

專利類別： \_\_\_\_\_

發明人： \_\_\_\_\_

專利權人： \_\_\_\_\_

申請日： \_\_\_\_\_

申請號： \_\_\_\_\_

專利號： \_\_\_\_\_

專利有效期限： \_\_\_\_\_

#### 第二條 專利許可的方式與範圍

1. 本專利的許可方式是\_\_\_\_\_ (独占許可、排他許可、普通許可、交叉許可、再許可)。

2. 本專利的許可實施範圍(地域，實施方式，期限)如下：

\_\_\_\_\_

3. 乙方应在上述许可范围内实施本合同，且未经甲方同意，不得再许可任何第三方实施本专利。

### 第三条 技术资料的交付

#### 1. 技术资料的内容

甲方向乙方提供本专利的全部专利文件，同时提供为实施本专利而必须的工艺流程文件，提供制造该专利产品所使用的设备清单（或直接提供设备）。

#### 2. 技术资料的交付时间

甲方收到乙方支付的入门费（¥、\$ \_\_\_\_\_万元）后的\_\_\_\_\_日内，向乙方交付前款所述的全部资料。

#### 3. 技术资料的交付方式和地点

甲方将全部技术资料以当面交付、挂号邮寄或空运方式交付给乙方，并将资料清单以当面交付、邮寄或传真方式交付给乙方，将空运单以当面交付、邮寄方式交付给乙方。

技术资料的交付地点为乙方所在地或双方约定的地点。

### 第四条 使用费及支付方式

(列举了不同支付方式)

1. 本合同的使用费为（¥、\$）\_\_\_\_\_元，采用一次性结算方式，本合同生效日起\_\_\_\_\_日内，乙方应将所有使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

2. 本合同的专利权使用费为（¥、\$）\_\_\_\_\_元，采用分期付款方式，本合同生效后\_\_\_\_\_日内，乙方应迅速将使用费的\_\_\_\_%、即（¥、\$）\_\_\_\_\_元支付给甲方，等待甲方的指导，在乙方生产出\_\_\_\_\_个合格样本\_\_\_\_\_日后，支付\_\_\_\_%、即（¥、\$）\_\_\_\_\_元，直至支付完成。

乙方根据上述期限将使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

3. 使用费的总额为（¥、\$）\_\_\_\_\_元，采用分期付款方式。

合同生效日支付（¥、\$）\_\_\_\_\_元。

合同生效日起，\_\_\_\_\_个月内，支付（¥、\$）\_\_\_\_\_元。

\_\_\_\_\_个月内，再支付（¥、\$）\_\_\_\_\_元。

最后在\_\_\_\_\_日内完成（¥、\$）\_\_\_\_\_元的支付。



乙方根据上述期限将使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

4. 该专利的使用费由入门费和销售额提成费用二部分组成。

合同生效日支付入门费（¥、\$）\_\_\_\_\_元。

销售额提成费用为销售额的\_\_\_\_\_%（一般 3~5%），每\_\_\_\_\_个月（或每半年、每年底）结算一次。

乙方根据上述期限将使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

5. 该专利使用费由入门费和利润提成费用二部分组成。

乙方根据上述期限将使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

6. 该专利使用费是由利用专利技术出资的方式计算，乙方和甲方共同出资（¥、\$）\_\_\_\_\_万元，共同生产本合同产品，甲方根据专利技术的投资占总投资额的\_\_\_\_\_%（一般不超过 20%），以\_\_\_\_\_年的利润分配制进行利润分配。

支付方式为银行账户汇款或现金支付。现金一次性支付的，支付地点一般为合同签订地。

- 7.（4、5、6 的情况下）乙方有权以\_\_\_\_\_方式查阅乙方有关的会计帐目。

## 第五条 技术支持

1. 甲方在乙方实施该专利技术时，应乙方的要求，应在\_\_\_\_\_日内安排合格的技术人员到乙方现场进行技术支持，并负责培训乙方的具体工作人员。技术支持所发生的一切费用，如差旅费，伙食费等均由乙方承担。

2. 乙方可以派遣工作人员到甲处接受培训或技术指导。

## 第六条 甲方的保证以及专利维持义务

1. 甲方保证本专利的实用性、可靠性，实施本专利所生产的合同产品应能达到的标准规格为：\_\_\_\_\_。

2. 在本合同订立时，本专利权不存在如下缺陷：

- ① 本专利权受物权或抵押权的约束；
- ② 本专利权的实施受到现有的专利权的限制；
- ③ 本专利权项下的发明属非法所得。

3. 在合同有效期内，甲方应维持专利的有效性，承担支付专利年费的义务。如他人对本专利提出无效，甲方应负责处理。

#### 第七条 后续改进的提供与分享

1. 在合同有效期内，双方中的任何一方对合同技术做出改进的，应及时通知对方；
2. 有实质性的改进和发展的，申请专利的权利由双方当事人约定。没有约定的，其申请专利的权利归改进方，另一方有免费使用该技术的权利；
3. 属原有基础上的较小的改进，双方免费互相提供、使用；
4. 对改进的技术还未申请专利的，另一方对改进技术承担保密义务，未经许可不得向他人披露、许可或转让该改进技术。
5. 属双方共同作出的重大改进，申请专利的权利归双方共有，另有约定除外。

#### 第八条 技术秘密的保密事项

1. 乙方在本合同有效期内及有效期后的任何时间，都不得向本合同当事人双方以外的任何第三方披露技术秘密。
2. 乙方具体接触该技术秘密的工作人员，应当全部与乙方法人代表签订保密协议保证不违反上述要求。
3. 乙方应当妥善保管来自甲方的属于技术秘密的资料。
4. 乙方不得擅自复制来自甲方的技术秘密或擅自完成合同执行，有终止或变更的，乙方应将技术秘密归还甲方。

#### 第九条 违约责任

甲方：

1. 甲方拒不提供合同所规定的技术资料、技术支持的，乙方有权解除合同，要求甲方返还使用费，并支付违约金\_\_\_\_\_。
2. 甲方无正当理由逾期向乙方交付技术资料或提供技术支持的，应按照\_\_\_\_\_日\_\_\_\_\_的标准向乙方支付违约金，逾期超过\_\_\_\_\_日，乙方有权终止合同，并要求返还使用费。

3. 甲方向乙方以外的第三方许可该专利技术，乙方有权终止合同，并要求支付违约金\_\_\_\_\_。

4. 甲方违反本合同第六条约定的，乙方有权解除合同，要求甲方返还使用费，并支付违约金\_\_\_\_\_。

乙方：

1. 乙方拒绝支付使用费的，甲方有权解除合同，要求乙方返回全部技术资料，要求赔偿其实际损失，并要求支付违约金\_\_\_\_\_。

2. 乙方延期支付使用费的，应按照\_\_\_\_\_天\_\_\_\_\_的标准支付给甲方违约金\_\_\_\_\_；逾期超过\_\_\_\_\_日的，甲方有权终止合同，并要求乙方支付违约金\_\_\_\_\_。

3. 乙方违反合同规定，扩大对被许可技术的许可范围或擅自将许可技术许可第三人的，甲方有权要求乙方停止侵害行为，并赔偿损失，支付违约金\_\_\_\_\_；并有权终止合同。

#### 第十条 侵权的处理

1. 合同有效期内，如有第三方主张乙方实施的技术侵权的，甲方应负一切法律责任，并支付处理相关主张的费用。如第三方的主张成立的，甲方应赔偿乙方的一切损失。

2. 合同双方任何一方发现第三方侵犯甲方的专利权时，应及时通知对方，由甲方负责与侵权方进行交涉，或负责向专利管理机关提出请求或向人民法院提起诉讼，乙方应给予必要的协助。

#### 第十一条 专利权被宣告无效的处理

1. 在合同有效期内，甲方的专利权被宣告无效时，如无明显违反公平原则的情况，且甲方无恶意给乙方造成损失的情况下，则甲方不必向乙方返还专利使用费。

2. 在合同有效期内，甲方的专利权被宣告无效时，因甲方故意给乙方造成损失，或明显违反公平原则的，甲方应返还专利使用费，并终止合同。

#### 第十二条 税费

1. 甲乙双方的任何一方是中国公民或法人的，本合同的使用费的应纳税费根据中华人民共和国税法由甲方纳税。

2. 甲方是外国公民或组织的，根据中华人民共和国税法及《中华人民共和国外商投资企业和外国企业所得税法》由甲方纳税。

3. 甲方是中国公民或法人，乙方是外国公民或组织的，根据对方国家或地区的税法纳税。

### 第十三条 争议的解决方法

1. 双方在履行合同中发生争议的，应按合同条款，友好协商，自行解决。

2. 双方不能协商解决问题的，向人民法院起诉。

### 第十四条 合同的生效、期限

本合同一式\_\_\_\_\_份，甲方保留\_\_\_\_\_份，乙方保留\_\_\_\_\_份，经双方当事人签字、盖章后生效，合同的有效期为\_\_\_\_\_年。（不得超过专利得有效期）

甲方（签章）

乙方（签章）

法定代表人

法定代表人

签订日期： 年 月 日

签订日期： 年 月 日

## 付録 2 専利実施許諾契約書(JP)

### 専利実施権許諾契約

ライセンサー \_\_\_\_\_ (以下「甲」という)

住所地 \_\_\_\_\_

ライセンシー \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)

住所地 \_\_\_\_\_

甲が本契約第 1 条に掲げた専利に対し専利権を有し、乙が甲の専利技術に対しある程度理解し、かつ許諾を経て当該専利技術の実施を希望していることに鑑み、双方当事者は、友好的協議を経て合意を得たうえ、本契約を締結する。

#### 第 1 条 ライセンスの専利の概要

専利名称 \_\_\_\_\_

専利類別 \_\_\_\_\_

発明者 \_\_\_\_\_ ;

専利権者 \_\_\_\_\_ ;

出願日 \_\_\_\_\_ ;

出願番号 \_\_\_\_\_ ;

専利番号 \_\_\_\_\_ ;

専利存続期間 \_\_\_\_\_ ;

#### 第 2 条 専利ライセンスの方式及びその範囲

1. 本専利のライセンスの方式は \_\_\_\_\_ (独占許諾、排他的許諾、通常許諾、クロス許諾、再許諾) とする。

2. 本専利のライセンスの範囲（地域、実施方式、期限）は次の通りである。

\_\_\_\_\_

3. 乙は、上記のライセンスの範囲内で本契約を実施し、かつ甲による同意を得ずには如何なる第三者にも本契約の実施を再許諾してはならない。

### 第3条 技術資料の交付

#### 1. 技術資料の内容

甲は、乙に本専利の全部の専利文書を提供すると同時に、本専利の実施に係る必須プロセスフローチャート文書を提供し、当該専利製品の製造に用いる設備リスト（又は直接設備を提供する）を提供する。

#### 2. 技術資料の交付時間

甲は、乙が支払ったイニシャルフィー（¥、\$）\_\_\_\_\_万元を受け取った後、\_\_\_\_\_日以内に乙に前項における全部の資料を交付する。

#### 3. 技術資料の交付方式及び場所

甲は、直接、書留郵便又は空運方式により全部の技術資料を乙に交付し、かつ直接、郵送又はファックスにより資料リストを乙に交付し、直接、郵送により空運伝票を乙に交付する。

技術資料の交付場所は乙の所在地又は双方が約定した場所とする。

### 第4条 ロイヤリティ及び支払い方式

（異なる支払方式を挙げた。）

1. 本契約にかかるロイヤリティは（¥、\$）\_\_\_\_\_元、一括払い方式を採用し、契約発効日から\_\_\_\_\_日以内に乙は、ロイヤリティをすべて甲の口座に送金し、又は現金で甲に支払うものとする。

2. 本契約にかかる専利権のロイヤリティは（¥、\$）\_\_\_\_\_元であり、分割払い方式を採用し、契約発効後\_\_\_\_\_日以内に、乙は速やかにロイヤリティの\_\_\_\_\_ % 即ち（¥、\$）\_\_\_\_\_元を甲に支払い、甲の指導を待ち、乙が合格サンプル\_\_\_\_\_個を生産した\_\_\_\_\_日後、\_\_\_\_\_ % 即ち（¥、\$）\_\_\_\_\_元を支払う完了するまで支払う。

乙は、ロイヤリティを上述の期日に従って、甲の口座に送金し、又は現金により甲に支払う。

3. ロイヤリティ総額（¥、\$） \_\_\_\_元、分割支払い方式を採用する。

契約発効日に(¥、\$) \_\_\_\_元支払う。

契約発効日から、 \_\_\_\_ か月以内に（¥、\$） \_\_\_\_元を支払う。

\_\_\_\_か月以内に再び（¥、\$） \_\_\_\_元を支払う。

最終的に\_\_\_\_日以内に（¥、\$） \_\_\_\_元を完了するまで支払う。

乙は、ロイヤリティを上述の期日に従って、甲の口座に送金し、又は現金により甲に支払う。

4. 当該専利のロイヤリティは、イニシャルフィーと販売額ランニングロイヤリティの二つの部分から構成される。

契約発効日にイニシャルフィー（¥、\$） \_\_\_\_元を支払う。

販売額ランニングロイヤリティは販売額 \_\_\_\_ %（一般 3-5%）、 \_\_\_\_か月毎（又は半年毎、年度毎）に一回決算する。

乙は、ロイヤリティを上述の期日に従って、甲の口座に送金し、又は現金により甲に支払う。

5. 当該専利ロイヤリティは、イニシャルフィーと利潤ランニングロイヤリティの二つの部分から構成される。

乙は、ロイヤリティを上述の期日に従って、甲の口座に送金し、又は現金により甲に支払う。

6. 当該専利ロイヤリティは、専利技術による出資方式により算定し、乙と甲は（¥、\$） \_\_\_\_万元を共同出資し、当該契約製品を共同製造し、甲の専利技術による出資は総投資額の \_\_\_\_ %を占め、（一般的に 20%を超えない） \_\_\_\_年の利益分配制とし、利潤を分配する。

支払方法は、銀行口座振替又は現金送付とする。現金一括払いの場合、支払場所は一般的に契約締結地である。

7. （4、5、6 の状況下）乙は、 \_\_\_\_\_の方式により乙に関係勘定科目、係る会計帳簿を検査・閲読する権利を有する。

## 第5条 技術サポート

- 1.甲は、乙が当該専利技術を実施する際に当たって、乙の要求に応じて、  
\_\_\_\_\_日以内に適格な技術人員を手配して乙の現場にて技術サポートを行い、かつ乙の具体的作業員に対する教育を行うものとする。技術サポートにより生じる全ての費用、たとえば、出張費、食事代などは、何れも乙が負担する。
2. 乙は、作業員を甲のところに派遣して研修と技術指導を受けさせることができる。

## 第6条 甲による保証及び専利存続義務

- 1.甲は、本専利の実用性・信頼性を保証し、本専利の実施により生じる契約製品が達すべき標準仕様は、\_\_\_\_\_である。
- 2.本契約の締結時において、本専利には次の欠陥が無いものとする。
  - ①本専利権は物権又は質権による規制を受けている。
  - ②本専利権の実施は別の現有専利権による制限を受けている。
  - ③本専利権における発明は不法所得に該当する。
- 3.契約の有効期間内において、甲は専利の有効性を維持し、専利の年金を納付する義務を負担する。仮に他人が本専利について無効宣告を請求する場合は、甲が責任を持って処理する。

## 第7条 後続改良の提供及び共有

- 1.契約の有効期間内において、双方当事者の何れかが契約技術に対する改良を行う際には、適時に相手側に通知すべきである。
- 2.実質性の改良と発展を有する場合、専利を出願する権利については、双方当事者が約定する。約定が無い場合、専利を出願する権利は改良側に帰属し、相手側は無償で当該技術を使用する権利を有する。
- 3.既存の基礎に係る比較的小さい改良については、双方当事者が無償で交互提供・使用する。
- 4.改良により得た技術に関する専利出願がされていない場合、相手側は改良技術について、



秘密保持義務を負い、許諾を得ずには他人に対し当該技術を披露、許諾又は譲渡してはならない。

5.双方当事者が共同で行った重大な改良について、専利を出願する権利は双方当事者の共有に帰属するが、別途の約定がある場合はこの限りではない。

#### 第8条 技術秘密に対する秘密保持事項

1. 乙は、契約有効期間内だけでなく有効期間後のいかなるときも、技術秘密を本契約当事双方以外の如何なる第三者にも開示してはならない。
2. 乙の当該技術秘密に具体的に接触した者はすべて乙の法人代表と秘密保持契約を締結し、上記要求に違反しないことを保証する。
3. 乙は、甲からの技術秘密に該当する資料を適切に保存しなければならない。
4. 乙は、無断で甲からの技術秘密を複製し、契約執行を完了してはならず、又は終了、変更があった場合、乙は技術秘密を甲に返還しなければならない。

#### 第9条 違約責任

##### 甲の場合

- 1.甲が契約に約定する技術資料・技術サポートの提供を断る場合、乙は、契約を解除し、甲に対し、ロイヤリティの返済と違約金\_\_\_\_\_の支払いを求める権利を有する。
- 2.甲が正当な理由無しに期限を超えてから乙に技術資料を交付し、若しくは技術サポートを提供する場合、\_\_\_\_\_日\_\_\_\_\_の基準により乙に対しその違約金を支払い、期限満了日から\_\_\_\_\_日を超える場合、乙は、当該契約を終止し、ロイヤリティを返済するよう求める権利を有する。
- 3.甲が乙以外の第三者に本専利技術を許諾する場合、乙は、当該契約を終止し、違約金を支払うよう求める権利を有する。
- 4.甲が本契約第6条の約定に違反する場合、乙は、解約を解除し、甲に対し、ロイヤリティを返済し、違約金\_\_\_\_\_を支払うよう求める権利を有する。

##### 乙の場合

- 1.乙がロイヤリティの支払いを断る場合、甲は、契約を解除し、乙に対し、全部の技術資

料を返還し、かつ実際損害を賠償し、違約金\_\_\_\_\_を支払うよう求めることができる。

2.乙がロイヤリティを遅延納付する場合、\_\_\_\_\_日\_\_\_\_\_基準により甲に違約金を支払い、期限満了から\_\_\_\_\_日を経過する場合、甲は、契約を終止し、乙に対し、違約金\_\_\_\_\_を支払うよう求める権利を有する。

3.乙が契約における規定に違反し、ライセンスの技術の許諾範囲を拡大し、若しくは無断でライセンスの技術を第三者に許諾する場合、甲は、乙に対し侵害行為を停止し、かつ損害を賠償し、違約金\_\_\_\_\_を支払うよう求めると同時に、契約を終止する権利を有する。

#### 第 10 条 権利侵害の処理

1.契約の有効期間において、仮に第三者が乙の実施した技術は侵害になると主張した場合、甲は、一切の法的責任を負い、かつ自己の費用をもって関係主張を処理すべきである。仮に第三者による主張が成立する場合、甲は乙の一切の損害を賠償しなければならない。

2.双方当事者の何れかが第三者が甲の専利権を侵害したことを発見する際には、適時に相手側に通知し、甲は侵害者と交渉し、若しくは専利管理機関に請求をし、又は裁判所に訴訟を提起する責任を負い、乙は必要な支援を与えなければならない。

#### 第 11 条 専利権の取消及び無効宣告の処理

1.契約の有効期間内において、甲の専利権が無効宣告された際に、仮に公平原則に違反する情状が明らかではなく、かつ乙に対し悪意で損害をもたらす情状がない場合、甲は、乙に対し、ロイヤリティを返済しない。

2. 契約の有効期間内において、甲の専利権が無効宣告された際に、甲が故意に乙に損害をもたらし、又は明らかに公平原則に違反する場合、甲は、全部のロイヤリティを返済し、契約を終止しなければならない。

#### 第 12 条 税金

1. 甲又は乙のいずれも中国公民又は法人である場合、本契約にかかるロイヤリティの納税は、中華人民共和国税法に基づき、甲が納税する。

2. 甲が国外住民又は組織である場合、中華人民共和国税法及び「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法」に基づき、甲が納税する。

3. 甲が中国の公民又は法人であり、乙が国外組織又は個人である場合、相手方の国又は地区の税法に基づき納税する。

#### 第 13 条 紛争の解決方法

1. 双方当事者間において、契約の遂行中に紛争が生じる場合、契約の条項に基づき、友好的に協議し、自ら解決するものとする。

2. 双方当事者間において、協議を経ても紛争が解決できない場合、裁判所に訴訟を提起する。

#### 第 14 条 契約の発効・期限

本契約は 1 式\_\_\_\_\_部とし、甲は\_\_\_\_\_部を留保し、乙は\_\_\_\_\_部留保し、双方当事者による署名・押印を経て発効するが、契約の有効期間は\_\_\_\_\_年である。(専利の有効期間を超えてはならない)

甲 (押印)

乙 (押印)

法定代表者

法定代表者

期日 年 月 日

期日 年 月 日

### 付録3 専利実施許諾契約書(EN)

#### PATENT LICENSE CONTRACT

Licensor \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address \_\_\_\_\_

Licensee \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address \_\_\_\_\_

Whereas Party A owns the patent specified in Article 1 of this contract;

Whereas Party B has a reasonable understanding of Party A's patented technology and is interested in obtaining a license to exploit the patented technology;

Now therefore, both parties agree to enter into this contract through friendly negotiation.

#### Article 1 Overview of Licensed Patent

Patent Name: \_\_\_\_\_

Patent Type: \_\_\_\_\_

Inventor: \_\_\_\_\_

Patentee: \_\_\_\_\_

Filing Date: \_\_\_\_\_

Application Number: \_\_\_\_\_

Patent Number: \_\_\_\_\_

Duration of Patent: \_\_\_\_\_

#### Article 2 Manner and Scope of Patent License

1. The license of this patent is \_\_\_\_\_ (exclusive license, sole license, ordinary license, cross license, sublicense)

2. The scope of this patent license (territory, way of exploitation, duration) is as follows:

\_\_\_\_\_

3. Party B shall implement this contract within the scope of the above license, and shall not grant to any third party to exploit this patent without the consent of Party A.

### Article 3 Delivery of Technical Data

#### 1. Content of Technical Data

Party A shall provide Party B with all the documents regarding this patent, the process flow documents necessary for exploiting the patent and the list of equipment used in manufacturing the patented product (or directly provide the equipment).

#### 2. Delivery Time of Technical Data

Party A shall deliver all data specified in the preceding paragraph to Party B within \_\_\_\_\_ days after receiving the initial price (¥/\$\_\_\_\_\_yuan) paid by Party B.

#### 3. Method and Place of Delivery of Technical Data

Party A shall deliver all technical data to Party B in person, registered mail or airmail, and deliver the document list to Party B in person, by post or by fax, and deliver the airmail receipt to Party B in person or by post.

The place of delivery of technical data shall be the place where Party B is located or the place agreed by both parties.

#### Article 4 Royalties and Payment

(Different payment methods are listed)

1. The royalties for this contract are ¥/\$\_\_\_\_\_yuan, which shall be paid in a lump sum. Within \_\_\_\_\_days after the effective date hereof, Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A.

2. The royalties for this contract are ¥/\$\_\_\_\_\_yuan, which shall be paid by installment. Within\_\_\_\_\_days after the effective date hereof, Party B shall promptly pay \_\_\_% of the royalties, i.e., \_\_\_\_\_yuan, to Party A and wait for Party A's guidance. Within\_\_\_\_\_days after Party B manufactures \_\_\_\_\_qualified samples, Party B shall pay \_\_\_%, i.e., \_\_\_\_\_yuan until the payment is completed.

Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A within the above-mentioned period.

3. The total amount of the royalties is ¥/\$\_\_\_\_\_yuan, which shall be paid in installments;

¥/\$\_\_\_\_\_yuan shall be paid on the effective date of this contract;

Within\_\_\_\_\_months from the effective date of this contract, ¥/\$\_\_\_\_\_yuan shall be paid;

Within\_\_\_\_\_months, ¥/\$\_\_\_\_\_yuan shall be then paid;

Finally, within\_\_\_\_\_days, ¥/\$\_\_\_\_\_yuan shall be paid.

Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A within the above-mentioned period.

4. The royalties for this patent are composed of two parts: the initial price and the royalty fee.

The initial price \_\_\_\_\_yuan shall be paid on the effective date of the contract.

Royalties at the rate of \_\_\_\_% (generally 3~5%) shall be calculated in terms of the selling price, and the settlement shall be made\_\_\_\_\_months (or every half year, at the end of each year).

Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A within the above-mentioned period.

5. The royalties for this patent are composed of two parts: the initial price and the profit drawing fee.

Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A within the above-mentioned period.

6. The royalties shall be calculated by means of capital contribution of the patented technology, Party B and Party A jointly invest ¥/\$ \_\_\_\_ yuan to jointly manufacture the products hereof, Party A's investment in patented technology accounts for \_\_\_\_\_% of total investment (generally no more than 20%), and Party A's profit distribution is based on the profit distribution system of \_\_\_\_ years.

The method of payment is bank account remittance or cash payment. If cash is paid in a lump sum, normally, the place of payment is the place where the contract is signed.

7. (In the case of 4, 5, 6) Party B has the right to check the relevant account book of Party B by means of \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_.

#### Article 5 Technical Support

1. When Party B exploits the patented technology, Party A shall, upon the request of Party B, arrange qualified technical personnel to Party B's site for technical support within \_\_\_\_days and shall be responsible for training specific personnel of Party B. All expenses incurred in technical support, such as travel expenses and food expenses, shall be borne by Party B.

2. Party B may send staff to Party A for receiving training or technical guidance.

#### Article 6 Party A's Warranty and Patent Maintenance Obligations

1. Party A guarantees the practicability and reliability of this patent. The standard specifications that the patented product manufactured by implementing the contract should be met are:\_\_\_\_\_.

2. At the time of execution of this contract, the patent right does not have the following defects:

- ① The patent right is subject to the property right or mortgage;
- ② The exploitation of the patent right is subject to the existing patent rights;
- ③ The invention under this patent right is obtained by illegal way.

3. During the term of the contract, Party A shall maintain the validity of the patent and have the obligation to pay the annual patent fee.

If any other person files a invalidation procedure against this patent, Party A shall be responsible for handling it.

#### Article 7 Provision and Sharing of Subsequent Improvements

1. During the term of the contract, if one party improves the contract technology, it



shall promptly notify the other party;

2. If there is substantial improvement and development, the right for filing an application for patent shall be agreed by both parties. Where there is no agreement, the right for filing an application for patent belongs to the party who make the improvement and development, and the other party has the right to use the technology free of charge.

3. If there is a minor improvement based on this patent, both parties shall mutually provide and use such improvement free of charge.

4. If no patent application has been filed for the improved technology, the other party shall be obliged to keep the improved technology confidential and shall not disclose, license or transfer the improved technology to others without permission.

5. The rights for filing an application for patent shall belong to both parties if there is any major improvement jointly made by parties, unless otherwise agreed by the parties.

#### Article 8 Confidentiality of Technological Secret

1. Party B shall not disclose any technical secret to any third party other than the parties during and after the term hereof.

2. All employees who have access to the technical secrets shall sign a confidentiality agreement with the legal representative of party B to ensure that they will not violate the above requirements.

3. Party B shall properly keep the data belonging to Party A from technical secrets.

4. Party B shall not copy the technical secrets from Party A or complete the execution of the contract without authorization. If there is any termination or change, Party B

shall return the technical secrets to Party A.

#### Article 9 Liability for Breach of Contract

Party A:

1. If Party A refuses to provide the technical data and technical support as stipulated in the contract, Party B has the right to terminate the contract, request Party A to return the royalties and pay liquidated damages\_\_\_\_\_.

2. If Party A delays in delivering the technical data or providing technical support to Party B without justified reasons, Party A shall pay Party B a liquidated damages in accordance with the standard of\_\_\_on\_\_\_days. If the delay exceeds\_\_\_\_\_days, Party B shall have the right to terminate the contract and claim for refund of the royalties.

3. If Party A grants the patented technology to a third party other than Party B, Party B has the right to terminate the contract and demand payment of liquidated damages\_\_\_\_\_.

4. If Party A violates Article 6 of this contract, Party B has the right to terminate the contract and ask Party A to return the royalties and pay liquidated damages\_\_\_\_\_.

Party B:

1. If Party B refuses to pay the royalties, Party A has the right to terminate the contract and ask Party B to return all technical data, claim compensation for its actual losses, and request payment of liquidated damages\_\_\_\_\_.

2. If Party B delays in paying the royalties, Party B shall pay Party A the liquidated damages\_\_\_\_\_in accordance with the standard of\_\_\_on\_\_\_days. If the delay exceeds\_\_\_\_\_days, Party B shall have the right to terminate the contract and require Party B to pay liquidated damages\_\_\_\_\_.

3. If Party B violates the provisions of the contract by expanding the scope of the licensed technology or arbitrarily licenses the licensed technology to a third party, Party A has the right to request Party B to stop the infringement, compensate the loss, pay liquidated damages\_\_\_\_\_, and have the right to terminate contract.

#### Article 10 Solution of Infringement

1. During the term of the contract, if a third party claims the technology exploited by Party B constitute infringement, Party A shall bear all legal liabilities and pay the fees for handling the relevant claims. If the claim of a third party is established, Party A shall compensate Party B for all losses.

2. When either party discovers that a third party infringes Party A's patent right, it shall promptly notify the other party, and Party A shall be responsible for negotiating with the infringing party, or be responsible for making a request to the administrative authority for patent affairs or filing a lawsuit with the people's court. Party B shall provide necessary assistance.

#### Article 11 Solution of Invalidation of the Patent Right

1. During the term of the contract, if Party A's patent right is declared invalid and there is no obvious violation of the principle of fairness, and Party A has no malicious intention to cause losses to Party B, Party A shall not have to return the royalties to Party B.

2. During the term of the contract, if Party A's patent right is declared invalid and Party A intentionally causes losses to Party B or obviously violates the principle of fairness, Party A shall refund the royalties and terminate the contract.

#### Article 12 Taxes

1. If either Party A or Party B is a Chinese citizen or legal corporation, Party A shall pay the tax payable on the royalties hereof in accordance with the Tax Law of the People's Republic of China.

2. If Party A is a foreign citizen or organization, Party A shall pay tax in accordance with the Tax Law of the People's Republic of China and Income Tax Law of the People's Republic of China for Enterprises with Foreign Investment and Foreign

Enterprises.

3. If Party A is a Chinese citizen or legal corporation and Party B is a foreign citizen or organization, taxes shall be paid according to the tax laws of the other country or region.

#### Article 13 Dispute Resolution

1. Any dispute arising from the performance of the contract shall be settled by both parties through friendly negotiation in accordance with the terms of the contract.
2. Disputes may be filed the lawsuit with the people's court in case no settlement can be reached through negotiation between both parties.

#### Article 14 Effectiveness and Duration of the Contract

This contract is made in \_\_\_\_ copies, with Party A retaining \_\_\_\_ copies and Party B retaining \_\_\_\_ copies. The contract shall come into force upon being signed and sealed by both parties and shall remain valid for \_\_\_\_ years. (Do not exceed the validity period of the patent)

Part A (SEAL):

Part B(SEAL):

Legal Representative:

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

Date:    Year    Month    Day

## 付録4 商標實施許諾契約書(CN)

### 商標實施許可合同

許可方 \_\_\_\_\_ (以下简称“甲方”)

地址\_\_\_\_\_

被許可方 \_\_\_\_\_ (以下简称“乙方”)

地址\_\_\_\_\_

鉴于甲方对本合同第一条所述商标享有商标专用权，乙方希望获得该商标的使用权，双方当事人根据《中华人民共和国商标法》和《商标法实施条例》的规定，经过友好协商，签订本商标实施许可合同。

#### 第一条 使用许可的商标概况

1. 商标名称： \_\_\_\_\_

2. 商标图样（商标图样作为附件，并由甲方盖骑缝章） \_\_\_\_\_

3. 商标注册号： \_\_\_\_\_

4. 该商标取得注册所包括的商品或服务的类别及商品或服务的具体名称：

\_\_\_\_\_

5. 该商标的注册期限以及下次应续展的时间：

\_\_\_\_\_

#### 第二条 许可使用的范围

1. 商标使用许可的形式： \_\_\_\_\_

2. 许可使用的商品或服务的类别及商品或服务的具体名称： \_\_\_\_\_

3. 商标使用许可的商品的销售地区：\_\_\_\_\_

4. 许可使用期限：

许可使用期限为\_\_\_\_\_年。

即从\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日起至\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日止。

5. 乙方不得超越商标许可的商品范围使用甲方的注册商标。未经甲方书面授权，乙方不得以任何形式和理由将注册商标许可第三方使用。

### 第三条 许可使用费

许可使用费由入门费和销售额提成二部分组成。

合同生效日支付入门费（¥、\$）\_\_\_\_\_元。

销售额提成为\_\_\_\_\_%（一般3~5%），每\_\_\_\_\_个月（或每半年、每年底）结算一次。

乙方将使用费按上述期限汇至甲方银行账户。

乙方有权以\_\_\_\_\_方式查阅乙方有关的会计帐目。

### 第四条 质量保证

1. 乙方应当保证使用该注册商标的商品质量。甲方有权检查乙方使用注册商标的商品质量，具体措施如下。

甲方可对乙方生产或者销售的使用许可的商品进行不定期的检查或者抽样检查，对发现的不合格产品，有权要求乙方去除甲方商标后作价处理或者作销毁处理。甲方应按照相关许可产品的国家或者行业标准检查或者抽样检查质量标准。

2. 乙方必须在使用该注册商标的商品上标明自己的企业名称和商品产地。

### 第五条 侵权处理

1. 合同有效期内，如有第三方以乙方使用的商标侵权为由提起诉讼的，甲方应负一切法律责任，并支付解决相关纷争的费用。如第三方提起的诉讼成立的，甲方应赔偿乙方的一切损失。

2. 合同双方任何一方当事人，发现第三方侵犯甲方的商标权时，应及时通知对方，由甲方以自己的费用负责处理，包括与侵权方进行交涉，或负责向工商管理机关提出请求或向人民法院提起诉讼，乙方应给予必要的协助。

## 第六条 备案手续

甲方应在本合同签订之日起 3 个月内将本合同向工商局备案，备案费用由甲方承担。如需要乙方协助时，乙方应给予协助。

## 第七条 商标的使用

1. 乙方在使用商标标识时，应按照本合同第一条中甲方提供的商标图样进行使用，不得任意改变甲方注册商标的文字、图形或者其组合。
2. 乙方可按照甲方提供的商标图样，自行制作文字、图形商标、包装袋、吊牌、产品宣传品、防伪贴、合格证等辅助材料以及其他出厂销售所必须具备的标识，上述物品必须经甲方同意备案认可后方可使用。乙方不得擅自处置相关物品，包括但不限于对第三方再许可、转让、质押或者用于投资等。
3. 本合同终止时，乙方应该立即停止使用该商标，剩余的商标标识应该在\_\_\_\_日内归还甲方，并办理该类商标标识制作成本费的结算手续，并应在\_\_\_\_月内从市场回收市场上流通的带有该商标的商品。在此时间内，甲方允许乙方以以下方式处理库存产品。经甲方检验后，乙方合格产品可以在半年内继续销售（擅自生产或半年后继续销售的，视为侵权）。

## 第八条、违约责任：

1. 乙方延期支付使用费的，应按照\_\_\_\_元/日的标准向甲方支付违约金\_\_\_\_元；逾期超过\_\_\_\_日的，甲方有权终止合同，并要求乙方支付违约金\_\_\_\_元。
2. 乙方违反合同规定，扩大被许可商标的许可范围或擅自将许可商标许可第三方的，甲方有权要求乙方停止侵害行为，并赔偿损失，支付违约金\_\_\_\_元，并有权终止合同。
3. 如果乙方出现严重质量问题或者市场管理混乱（含指定区域以外的销售），给本合同所许可使用的商标的品牌形象带来影响时，甲方有权终止本合同，并要求支付违约金\_\_\_\_元。

## 第九条 合同终止

1. 本合同期限届满终止，双方当事人如需要延长合同期限，可另行签订使用许可合同。
2. 因不可抗力或者其他客观原因，导致本合同无法履行的，双方当事人经过协商，可以提前终止本合同。

3. 本合同因第八条原因提前终止时，乙方应该立即将甲方出具的各种授权或者证明资料返还甲方，并保证不留有任何复制文件，由其引发的责任或者损失均由乙方承担，与甲方无关。

#### 第十条 争议解决方式

本合同履行期间内如果发生争议，双方当事人应当经协商解决。经协商仍不能解决的，任何一方可向有管辖权的人民法院提起诉讼。

#### 第十一条 合同效力

本合同一式\_\_\_\_\_份，甲方保留\_\_\_\_\_份，乙方保留\_\_\_\_\_份，向有关部门备案份。本合同经双方当事人签字、盖章后生效之日起生效。

甲方（签章）

乙方（签章）

法定代表人

法定代表者

签订日期： 年 月 日

签订日期： 年 月 日



## 付録5 商標実施許諾契約書(JP)

### 商標実施許諾契約書

ライセンサー \_\_\_\_\_ (以下「甲」という)

住所地 \_\_\_\_\_

ライセンシー \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)

住所地 \_\_\_\_\_

甲が本契約の第1条に掲げた商標に対し商標専用権を有し、乙が当該商標の使用権の取得を希望することに鑑み、双方当事者は、「中華人民共和国商標法」及び「商標法実施条例」の規定に基づき、友好的な協議を経て、本商標実施許諾契約を締結する。

#### 第1条 ライセンスの商標の概要

1. 商標の名称 \_\_\_\_\_
2. 商標のサンプル (商標サンプルを添付し、かつ甲が割り印を押印する) \_\_\_\_\_
3. 商標登録番号 \_\_\_\_\_
4. 当該商標の登録に含まれる商品又は役務の類別及び商品又は役務の具体的名称 \_\_\_\_\_
5. 当該商標の登録期限及び次回の更新期日 \_\_\_\_\_

#### 第2条 ライセンスの範囲

1. 商標ライセンスの形式 \_\_\_\_\_
2. 商標ライセンスの商品又は役務の類別及び商品又は役務の具体的名称 \_\_\_\_\_
3. 商標ライセンスに係る商品の販売地区 \_\_\_\_\_

#### 4. ライセンスの期限

ライセンスの期限は\_\_\_\_\_年とする。

即ち\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までである。

5.乙は、商標ライセンスの商品範囲を超えて甲の登録商標を使用してはならない。甲による書面授權を得ずに、乙は、何れかの形式及び理由による登録商標の使用を第三者に許諾してはならない。

#### 第3条 ロイヤリティ

ロイヤリティは、イニシャル及び販売高のロイヤリティで構成する。

契約の発効日にイニシャル (¥、\$ \_\_\_\_\_元) を支払うものとする。

販売高のロイヤリティは\_\_\_\_\_ % (通常 3~5%) であり、\_\_\_\_\_月

(又は半年・年末ごと) ごとに1回決算する。

乙は、前記の期限に応じてロイヤリティを甲の口座に振り込むものとする。

乙は、\_\_\_\_\_の方式により乙に係る会計帳簿を検査・閲読する権利を有する。

#### 第4条 品質の保証

1.乙は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証するものとする。甲は、登録商標を使用する乙の商品の品質を検査する権利を有するが、具体的な措置は次の通りである。

甲は、乙が生産又は販売する商標ライセンスの商品に対し、不定期の検査又はランダム検査を行い、発見した不合格製品について、乙に対し、甲の商標を取り除いた後、値踏みして処理し、又は廃棄処分をするよう求める権利を有する。甲は、品質の基準を検査し、又はランダム検査を行うが、授權製品の国家又は業界の基準に基づくものとする。

2.乙は、当該登録商標を使用する商品に自己の企業名称及び商品の産地を明記しなければならない。

#### 第5条 権利侵害の処理

1.契約の有効期間内において、仮に第三者から乙の使用する商標について権利侵害を理由に訴えた場合、甲は一切の法律責任を負い、かつ自己の費用をもって関係紛争を解決するものとする。仮に第三者による起訴が成立した場合、甲は乙に対し一切の損害を賠償するものとする。

2.契約における双方当事者の何れかは、第三者が甲の商標権を侵害したことを発見した場合、適時に相手側に通知し、甲は自己の費用をもって処理すべきであるが、侵害者と交渉をし、又は工商管理機関に請求を提出し、若しくは裁判所に訴訟を提起することを含むが、乙は必要な協力をするものとする。

## 第6条 届出手続

甲は、本契約の締結日から3月以内に本契約について、工商局にて届出手続を行い、当該届出に係る費用は甲が負担する。仮に乙による協力を必要とする場合、乙は協力するものとする。

## 第7条 商標の使用

1.乙は、商標標章を使用する際に、本契約の第1条において、甲が提供する商標サンプルに基づいて使用し、甲の登録商標の文字、図形又はその結合に対する何れかの変更をしてはならない。

2.乙は、甲が提供した商標サンプルに基づき、自ら文字、図形商標、包装袋、下げ札、製品宣伝用品、偽造防止ステッカー、合格証など補助料及びその他の出荷・販売用の必須標章を製作するが、前記の物品は必ず甲による許可を経て届出認可されて初めて使用することができる。乙は、無断でかかる物品を処理してはならないが、第三者に対する再許諾、譲渡、質権の設定又は投資などを含むものの、この限りではない。

3.本契約が終了される際に、乙は直ちに当該商標の使用を停止し、かつ\_\_\_\_日以内に残りの商標標章を甲に返還し、当該類商標標章製作原価の決算手続きを行い、\_\_\_\_月以内に市場で流通している当該商標付商品を市場から回収すべきである。当該期間において、甲は、乙が次の方式により在庫の製品を処分することを許可する。甲による検証を経た上、乙の合格製品は半年以内に引き続き販売（無断で生産し、又は半年後に継続販売する場合は、権利侵害とみなす）することができる。

## 第8条 違約責任

1.乙がロイヤリティを納付遅延した場合、\_\_\_\_元/日の基準で甲に違約金\_\_\_\_元を支払うものとし、期限を\_\_\_\_日を超えた場合、甲は、契約を終止し、かつ違約金\_\_\_\_元を支払うよう求める権利を有する。

2.乙が契約の規定に違反し、ライセンス商標の許諾範囲を拡大し、若しくは無断で許諾商

標を第三者に許諾した場合、甲は、乙に対し、侵害行為を停止し、かつ損害を賠償し、違約金\_\_\_\_\_元を支払うよう求める権利を有すると同時に、契約を終止する権利も有する。

3.仮に乙に嚴重な品質の問題又は市場管理上の混乱（指定区域以外での販売）が存在し、かつ本契約に使用許諾されている商標ブランドのイメージに影響をもたらす場合、甲は、本契約を終止し、かつ違約金\_\_\_\_\_元を支払うよう求める権利を有する。

#### 第9条 契約の終止

1.本契約が期限満了により終止し、双方当事者が契約期限の延長を希望する場合、別途使用許諾契約を締結することができる。

2.不可抗力又はその他の客観的原因により、本契約が遂行できない場合、双方当事者は、協議を経て早期に本契約を終止することができる。

3.本契約が第8条の原因により早期終止する場合、乙は、直ちに甲が発行した各種の授權又は証明資料を返還し、かつ如何なる複製書類も保留していないことを保証し、それに応じて生じる責任又は損害について、何れも乙が負担し、甲とは無関係であるものとする。

#### 第10条 紛争の解決方法

本契約の遂行期間に紛争が生じた場合、双方当事者は協議を経て解決しなければならない。協議を経ても解決できない場合は、何れかの当事者は管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することができる。

#### 第11条 契約の効力

本契約は1式\_\_\_\_\_部であり、甲は\_\_\_\_\_部を留保し、乙は\_\_\_\_\_部留保し、関係部門に\_\_\_\_\_部を届出るものとするが、契約は双方当事者が署名・押印する日から発効する。

甲（押印）

乙（押印）

法定代表者

法定代表者

期日 年 月 日

期日 年 月 日

## 付録 6 商標実施許諾契約書(EN)

### TRADEMARK LICENSE CONTRACT

Licensor \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address \_\_\_\_\_

Licensee \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address \_\_\_\_\_

Whereas Party A has the right to exclusively use the registered trademark specified in Article 1 of this contract;

Whereas Party B is interested in obtaining the right to use the trademark;

Therefore, both parties agree to enter into this trademark license contract through friendly negotiation according to the provisions of Trademark Law of the People's Republic of China and Regulation on the Implementation of the Trademark Law of the People's Republic of China.

#### Article 1 Overview of Licensed Trademark

1. Trademark Name: \_\_\_\_\_
2. Trademark Design: (The trademark design is attached and is stamped by Party A)
3. Trademark Registration Number: \_\_\_\_\_
4. Class and name of designated goods or services of the licensed trademark: \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
5. Registration period of the trademark and the time of the next renewal: \_\_\_\_\_

#### Article 2 Scope of License

1. Form of Trademark License: \_\_\_\_\_
2. Licensed Class and name of designated goods or services: \_\_\_\_\_
3. Licensed Sales territory of commodities: \_\_\_\_\_
4. Term of License:

The term of license is \_\_\_\_\_ years.

From \_\_\_\_\_ (Year/Month/Date) to \_\_\_\_\_ (Year/Month/Date)

5. Party B shall not use the registered trademark of Party A on the commodities which don't belong to the license scope. Without the written authorization of Party A, Party B shall not grant the license of the registered trademark to any third party in any form and for any reason.

#### Article 3 Royalties

The royalties for the trademark is composed of two parts: the initial price and the royalty fee.

The initial price ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be paid on the effective date of the contract.

Royalties at the rate of \_\_\_\_% (generally 3~5%) shall be calculated, and the settlement shall be made every \_\_\_\_\_ months (or every half year, at the end of each year).

Party B shall remit all the royalties to Party A's account within the above-mentioned period.

Party B has the right to check the relevant account book of Party B by means of \_\_\_\_\_.

#### Article 4 Quality Guarantee

1. Party B shall guarantee the quality of the commodities using the registered trademark. Party A has the right to inspect the quality of the commodities on which Party B uses the registered trademark. The specific measures are as follows:

Party A may make irregular inspection or sample inspection of the licensed commodities manufactured or sold by Party B. For the unqualified products found,

Party A has the right to request Party B to remove the trademark of Party A and then deal with the commodities at a price or dispose them. Party A shall inspect the quality standards in accordance with the national or industrial standards or sampling standards of the relevant licensed products.

Party B must indicate the enterprise name and the origin on the commodities using the registered trademark.

#### Article 5 Solution of Infringement

1. During the term of the contract, if a third party files a lawsuit on the grounds of trademark infringement used by Party B, Party A shall bear all legal liabilities and pay the relevant expenses for resolving the dispute. If the lawsuit filed by a third party is established, Party A shall compensate Party B for all losses.

2. If either party hereof discovers that a third party infringes Party A's trademark rights, it shall promptly notify the other party and Party A shall be responsible for handling the matter at its own expense, including negotiating with the infringing party, making a request to the industrial and commercial administration authority or filing a lawsuit with the people's court. Party B shall provide necessary assistance.

#### Article 6 Recordation Procedures

Party A shall record the contract with Administration of Industry and Commerce within 3 months from the date of signing this contract, and the recordation fee shall be borne by Party A. Party B shall provide assistance if there is any need.

#### Article 7 Use of Trademarks

1. Party B shall use the trademark in accordance with the trademark sample provided by Party A in Article 1 hereof and shall not change the words, graphics or combination of the registered trademark of Party A without permission.

2. Party B may, in accordance with the trademark sample provided by Party A, make its own words, label of trademark, packaging bag, tag, product publicity materials, anti-counterfeiting stickers, certificate of qualification and other auxiliary materials as well as other necessary marks for selling products. The above items must be

approved by Party A before Party B's use. Party B shall not dispose of the relevant materials without authorization, including but not limited to the sublicense, assign, pledge or investment of a third party.

3. Upon the termination of this contract, Party B shall immediately stop using the trademark, return the remaining marks of the trademark to Party A within \_\_\_\_\_ days, handle the cost settlement procedures for the production of such marks regarding the trademark, and recycle the commodities bearing the trademark in circulation from the market within \_\_\_\_\_ months. During this period, Party A allows Party B to dispose of the inventory in the following ways. After Party A's inspection, Party B's qualified products can continue to be sold within six months (Any unauthorized production or continued sales after six months shall be deemed as infringement).

#### Article 8 Liability for Breach of Contract

1. If Party B delays in paying the royalties, Party B shall pay Party A liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan based on the standard of \_\_\_\_\_ yuan/day;

If the delay exceeds \_\_\_\_\_ days, Party A shall have the right to terminate the contract and require Party B to pay \_\_\_\_\_ yuan as liquidated damages.

2. If Party B violates the provisions of this contract by expanding the scope of the licensed trademark or granting the license of the trademark to a third party without authorization, Party A shall have the right to request Party B to stop the infringement, compensate for the loss, pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan and terminate this contract.

3. In case of any serious quality problem or market management disorder (including sales outside the designated region) of Party B, which affects the brand image of the licensed trademark hereunder, Party A shall have the right to terminate this contract and claim liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan.

#### Article 9 Termination of contract

1. Upon expiration and termination of the term hereof, both parties may sign a separate license contract if they need to extend the term of the contract.



2. If this contract cannot be performed due to force majeure or other objective reasons, the parties may terminate this contract in advance through negotiation.

3. If this contract is terminated in advance due to article 8 hereof, Party B shall immediately return to Party A all kinds of authorization or certification documents issued by Party A, and guarantee that no duplicated documents will be left, and Party B shall be responsible for any liabilities or losses arising therefrom and shall not be related to Party A.

#### Article 10 Dispute Resolution

Any dispute arising from the performance of the contract shall be settled by both parties through friendly negotiation. Each party could file the lawsuit before the people's court in case no settlement can be reached through negotiation.

#### Article 11 Effectiveness of the Contract

This contract is made in \_\_\_\_ copies, with Party A retaining \_\_\_\_ copies, Party B retaining \_\_\_\_ copies, and \_\_\_\_ copies shall be filed with relevant departments. The contract shall come into force upon being signed and sealed by both parties.

Part A (SEAL):

Part B(SEAL):

Legal Representative:

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

Date:    Year    Month    Day

## 付録7 技術讓渡契約(CN)

### 技术转让合同

转让方\_\_\_\_\_（以下简称“甲方”）

地址 \_\_\_\_\_

受让方\_\_\_\_\_（以下简称“乙方”）

地址 \_\_\_\_\_

鉴于甲方拥有本合同书中所述\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密），乙方对该（专利权/专利申请/技术秘密）有一定程度的了解并希望获得该\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）的所有权，双方经过平等协商，在真实、充分地表达各自意愿的基础上，根据《中华人民共和国合同法》之规定，达成如下协议，由签约各方共同恪守。

#### 第一条 （专利权/专利申请/技术秘密）的情况

##### 专利权

1. 专利权种类：\_\_\_\_\_（发明/实用新型/外观设计）
2. 专利权人：\_\_\_\_\_
3. 发明人/设计人：\_\_\_\_\_
4. 专利授权日：\_\_\_\_\_
5. 专利号：\_\_\_\_\_
6. 专利有效期限：\_\_\_\_\_
7. 专利年费已交至\_\_\_\_\_

##### 专利申请

1. 专利权种类：\_\_\_\_\_（发明/实用新型/外观设计）
2. 专利申请人：\_\_\_\_\_
3. 发明人/设计人：\_\_\_\_\_
4. 专利申请日：\_\_\_\_\_

5. 专利申请号：\_\_\_\_\_

技术秘密

1. 技术秘密内容要点：\_\_\_\_\_

2. 技术指标和参数：\_\_\_\_\_

3. 技术成果工业化程度：\_\_\_\_\_

## 第二条 资料的交付

1. 甲方向乙方交付以下资料：

（技术秘密根据技术秘密的实际情况记述，专利权/专利申请通常为下列内容）

(1) 向中国专利局递交的全部专利申请文件，包括说明书、权利要求书、附图、摘要及摘要附图、请求书、意见陈述书以及著录事项变更、权利丧失后恢复权利的审批决定，代理委托书等。（若申请的是 PCT，还要包括所有 PCT 申请文件）。

(2) 中国专利局发给转让方的所有文件，包括受理通知书，中间文件，授权决定等。

(3) 甲方已许可他人实施的专利申请实施许可合同书，包括合同书附件。

(4) 中国专利局出具的\_\_\_\_\_（专利权/专利申请权有效）的证明文件。最近一次专利年费缴费凭证（或专利局的专利登记簿）/专利申请维持费缴费凭证，专利局的专利法律状况登记簿，在专利权撤销或无效请求中，中国专利局或专利复审委员会或人民法院做出的维持专利权有效的决定等。

(5) \_\_\_\_\_

2. 本合同生效后，甲方收到乙方支付给甲方的转让费后\_\_\_\_\_日内，甲方向乙方交付前款所述的全部资料。

3. 甲方将上述全部资料以当面交付、挂号邮寄或空运等方式交付给乙方，并将资料清单以当面交付、邮寄或传真的方式递交给乙方，将空运单以当面交付、邮寄方式递交给乙方。

全部资料的交付地点为乙方所在地。

## 第三条 （专利权/专利申请/技术秘密）实施和实施许可的情况及处理办法

1. 在本合同签订前，甲方自行使用\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）的状况如下（时间，地点，方式）：\_\_\_\_\_。

本合同签订生效后，\_\_\_\_\_。

2. 在本合同签订前，甲方许可他人使用本\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）的状况如下（时间、地点、方式）：\_\_\_\_\_。

本合同签订生效之日起，该实施许可的权利义务转移给乙方。

#### 第四条 过渡期条款(专利权/专利申请)

1. 本合同签字生效后，由\_\_\_\_\_负责办理\_\_\_\_\_（专利权/专利申请权）

转让合同的登记和公告事宜。

2. 在本合同签字生效后，至专利局登记公告之日，甲方应维持专利申请的有效性，对专利局的有关通知进行答复。在这一期间，所要缴纳的维持费、申请、实质审查请求费，由甲方支付。

3. 本合同在专利局登记公告后，乙方负责维持专利申请的有效性，负责对专利局的有关通知进行答复，并缴纳有关费用。

4. 在过渡期内，因不可抗力，致使乙方或甲方不能遂行合同的，本合同即告解除。

#### 第五条 保证条款

1. 甲方保证为本合同涉及的\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）的合法所有者，并有权向乙方转让。对本合同涉及的\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）的实施或许可不侵害他人包括知识产权在内的任何权利。如果发生第三方就本合同涉及的\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）的实施或许可提出侵权指控，甲方负责处理并承担法律上和经济上的全部责任。如果第三方直接指控乙方，乙方应立即通知甲方，仍由甲方出面负责处理并承担法律上和经济上的全部责任。

2. 甲方保证本合同涉及的\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）具有实用性、可靠性。

#### 第六条 专利权被无效/专利申请被驳回时的处理

##### 专利权被无效

1. 在本合同成立后，甲方的专利权被宣告无效时，如无明显违反公平原则，且甲方无恶意给乙方造成损失，则甲方不向乙方返还转让费，乙方也不返还全部资料。

2. 如果本合同的签订明显违反公平原则，或甲方有意给乙方造成损失的，甲方应返还转让

费。

3. 第三方请求专利复审委员会对该专利权宣告无效或对复审委员会的决定（对发明专利）不服向人民法院起诉时，在本合同成立后，由乙方负责答辩，并承担由此发生的请求或诉讼费用。

专利申请被驳回

1. 对于甲方不是该专利申请的合法申请人、或侵害他人专利权或专利申请权的，专利申请被专利局驳回，甲方返还全部转让费，并支付违约金\_\_\_\_\_元；

2. 对甲方未充分公开自己的专利申请请求保护的申请主题，专利申请被专利局驳回，甲方返还转让费 \_\_\_\_\_% \_\_\_\_\_元；

3. 对其他情况，专利申请被驳回的，甲方不返还转让费；

第七条 对价及支付方式

1. 乙方向甲方支付本\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）转让的价款及支付方式如下：

(1)（专利权/专利申请/技术秘密）的转让价款总额为：\_\_\_\_\_；

(2)（专利权/专利申请/技术秘密）的转让价款由乙方\_\_\_\_\_（一次、分期或提成）支付甲方。

2. 前款对价的支付时间如下：\_\_\_\_\_

3. 乙方应于前款规定时间内，将本合同所规定对价汇款至甲方指定银行账户或当面交付给甲方。

第八条 税金

本合同所涉及的转让费需纳的税，由\_\_\_\_\_方缴纳。

第九条 改良技术

1. 乙方有权利利用甲方转让\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）涉及的发明创造/技术内容进行后续改进。由此产生的具有实质性或创造性技术进步特征的新的技术成果，归\_\_\_\_\_（乙方、双方）方所有。具体相关利益的分配办法如下：\_\_\_\_\_。

2. 甲方有权在已交付乙方该项\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）后，对该项\_\_\_\_\_（专利权/专利申请/技术秘密）涉及的发明创造/技术内容进行后续改进。由此产生的具有实

质性或创造性技术进步特征的新的技术成果，归\_\_\_\_\_（甲方、双方）方所有。具体相关利益的分配办法如下：\_\_\_\_\_。

#### 第十条 保密条款

甲乙双方对本合同涉及的包括甲方提供的与之相关的一切技术资料，图纸以及在本合同签订过程中所获取的对方的技术情报和企业经营信息等均负有保密义务。甲乙双方未经对方书面许可不得将上述技术秘密及有关信息泄密给任何第三方，同时还应保证采取措施防止任何泄露情况发生。

#### 第十一条 违约责任

甲方

1. 甲方拒不交付合同规定的全部资料，（或不办理专利权/专利申请权转让手续的），乙方有权解除合同，要求甲方返还转让费，并支付违约金\_\_\_\_\_元。
2. 甲方无正当理由，逾期向乙方交付资料（或逾期办理专利权/专利申请权转让手续的（包括向专利局做著录事项变更）），每逾期一周，支付违约金\_\_\_\_\_元，逾期两个月，乙方有权终止合同，并要求返还转让费。
3. 违反本合同第四条的，甲方应支付违约金\_\_\_\_\_元。

乙方

1. 乙方拒付转让费，甲方有权解除合同要求返回全部资料，并要求赔偿其损失或支付违约金\_\_\_\_\_元。
2. 乙方逾期支付转让费，每逾期\_\_\_\_\_（时间）支付违约金\_\_\_\_\_元；逾期两个月，甲方有权终止合同，并要求支付违约金\_\_\_\_\_元。
3. 违反本合同第四条的，乙方应支付违约金\_\_\_\_\_元。

#### 第十二条 合同解除

双方确定，出现下列情形，致使本合同的遂行成为不必要或不可能的，可以解除本合同：

1. 因发生不可抗力：
2. \_\_\_\_\_；

3. \_\_\_\_\_。

### 第十三条 争议处理

1. 本合同受\_\_\_\_\_国法律管辖并按其进行解释。
2. 本合同在遂行过程中发生的争议，由双方当事人协商解决，也可由有关部门调解；协商或调解不成的，按下列第\_\_\_\_\_种方式解决：
  - (1) 提交\_\_\_\_\_仲裁委员会仲裁；
  - (2) 依法向人民法院起诉。

### 第十四条 名词和术语解释

双方确定：本合同及相关附件中所涉及的有关名词和技术术语，其定义和解释如下：

\_\_\_\_\_

### 第十五条 合同效力

本合同自甲乙双方或双方法定代表人或其授权代表人签字并加盖公章之日起生效。本合同正本一式\_\_\_\_\_份，双方各执\_\_\_\_\_份，具有同等法律效力。

甲方（盖章）：\_\_\_\_\_

乙方（盖章）：\_\_\_\_\_

法定代表人（签字）：\_\_\_\_\_

法定代表人（签字）：\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

## 付録8 技術譲渡契約(JP)

### 技術譲渡契約

譲渡人 \_\_\_\_\_ (以下、「甲」という)

住所地 \_\_\_\_\_

譲受人 \_\_\_\_\_ (以下、「乙」とう)

住所地 \_\_\_\_\_

甲は本契約に記載される \_\_\_\_\_ (特許権/特許出願権/ノウハウ) を有し、乙は \_\_\_\_\_ (特許権/特許出願権/ノウハウ) 内容に対しある程度理解し、かつ当該 \_\_\_\_\_ (特許権/特許出願権/ノウハウ) の所有権の取得を希望することに鑑み、双方当事者は、平等な協議を経て真実かつ十分な意思表示をしたうえ、「中華人民共和国契約法」に基づき、次の協議を締結し、各当事者は共同して厳格に遵守するものとする。

#### 第1条 (特許権/特許出願権/ノウハウ) の状況

##### 特許権

- (1) 特許権の種類 \_\_\_\_\_ (発明、実用新案、意匠)
- (2) 特許権者 \_\_\_\_\_
- (3) 発明者/設計者 \_\_\_\_\_
- (4) 特許登録日 \_\_\_\_\_
- (5) 特許番号 \_\_\_\_\_
- (6) 特許存続期間 \_\_\_\_\_
- (7) 特許年金の納付 \_\_\_\_\_ までに。

##### 特許出願

- (1) 特許権の種類 \_\_\_\_\_ (発明、実用新案、意匠)
- (2) 特許出願者 \_\_\_\_\_



- (3) 発明者／設計者 \_\_\_\_\_
- (4) 特許出願日 \_\_\_\_\_
- (5) 特許出願番号 \_\_\_\_\_
- ノウハウ
- (1) ノウハウ内容の要点 \_\_\_\_\_
- (2) 技術指標とパラメーター \_\_\_\_\_
- (3) 技術成果の工業化程度 \_\_\_\_\_

## 第2条 資料の交付

1) 甲が乙に次の通りの資料を交付する。

(ノウハウについて、ノウハウの実際の状況に基づき記述するものとし、特許権/特許出願について、通常以下の内容とする。)

(1)中国特許庁に提出する全部の特許出願書類には、明細書、特許出願の範囲、図面、要約及び略図、願書、意見陳述書と書誌事項、変更・権利喪失後の権利回復に関する審決、代理委任状などを含む。(PCT出願の場合は、全てのPCT出願書類を含む)

(2)中国特許庁が乙に発行した全ての書類には、受理通知書、中間書類、授権決定などを含む。

(3) 甲がすでに他人に対しその実施を許諾した特許出願実施許諾契約書には契約書の添付資料を含む。

(4) 中国特許庁が発行した\_\_\_\_\_ (特許権/特許出願権/ノウハウ)に係る有効証明書類。最も近い特許年金納付伝票(又は特許庁の特許登録簿)/特許出願更新費用納付伝票、特許庁の特許法律情況登録簿、特許権の取消又は無効審判において、中国特許庁又は特許審判委員会、若しくは裁判所が言い渡した特許権有効維持審決などを指す。

(5) \_\_\_\_\_

2. 本契約が発効した後、甲は、乙が甲に支払う譲渡費用を受け取ってから、\_\_\_\_\_日以内に甲に対して前項に規定する全部の資料を交付する。

3. 甲は、上記の全部の資料を直接、書留郵送又は空運などの方式により乙に渡し、かつ資料リストは直接、郵送又はファックスの方式により乙に渡し、空運伝票は直接、郵送方式により乙に渡す。

全部資料の交付地点は乙の所在地である。

### 第3条（特許権/特許出願権/ノウハウ）の実施、許諾情况及び処置方法

1. 本契約の締結前に甲が本\_\_\_\_\_（特許権/特許出願権/ノウハウ）を実施した状況（時間、地点、方式）\_\_\_\_\_

本契約の発行以降に、\_\_\_\_\_

2. 本契約の締結前に、甲が他人による本\_\_\_\_\_（特許権/ノウハウ/特許出願権）の使用を許諾した状況（時間、地点、方式）

本契約が締結・発効する日から当該実施許諾に係る権利・義務は乙に移転される。

### 第4条 経過期間条項（特許権/特許出願権）

1. 本契約が署名・発効した後、\_\_\_\_\_が\_\_\_\_\_（特許権/特許出願権）譲渡契約に係る登録及び公告事項を進行する責任を負うものとする。

2. 本契約が署名・発効した以降、特許庁による登録公告の日までに、甲は特許出願の有効性を維持すべきであり、特許庁による関係通知に対して回答するものとする。当該期間において納付すべき更新費用、出願、実体審査請求費用は、甲が支払うものとする。

3. 本契約が特許庁により登録公告された後、乙は、特許出願の有効性を維持する責任を負うものとし、特許庁による関係通知に対して回答をし、かつ関係費用を納付するものとする。

4. 経過期間内において、不可抗力により乙又は甲が契約を遂行できない場合、本契約は直ちに解除されたものとする。

### 第5条 保証条項

1. 甲は本契約に及ぶ\_\_\_\_\_（特許権/特許出願権/ノウハウ）の合法的所有者であり、乙に譲渡する権利を有することを保証するものとする。しかも、本契約に及ぶ\_\_\_\_\_（特許権/特許出願権/ノウハウ）に関する実施又は許諾は他人の知的財産権を含めた如何なる権利も侵害しないことを保証するものとする。仮に第三者が本契約に及ぶ\_\_\_\_\_（特許権/特許出願権/ノウハウ）の実施又は許諾について、侵害訴訟を提起した場合、甲は、責任を持って処理し、かつ法律上及び経済上の全部の責任を負うものとする。

仮に第三者が直接乙を訴えた場合、乙は、直ちに甲に通知すべきであり、依然として甲が自ら処理の責任を負い、かつ法律上及び経済上の全部の責任を負うものとする。

2. 甲は、本契約に及ぶ\_\_\_\_\_（特許権/特許出願権/ノウハウ）が実用性及び信頼性を有することを保証する。

## 第6条 権利が無効にされた/特許出願が拒絶された場合の処理

### 権利が無効にされた場合

1. 本契約が成立された後、甲の特許権が無効にされた場合、仮に公平原則に違反したことが明確ではなく、かつ甲が乙に損害をもたらすための悪意を有しない場合、甲は乙に譲渡費用を返還せず、乙も全部の資料を返還しないものとする。
2. 仮に本契約の締結が明らかに公平原則に違反し、若しくは甲がわざと乙に損害をもたらした場合、甲は譲渡費用を返還するものとする。
3. 第三者が特許審判委員会に当該特許の無効審判を請求し、又は審判委員会による審決（発明特許に関する）を不服として裁判所に起訴した場合、本契約が成立した後で乙が答弁の責任を負い、かつこれにより生じる請求又は訴訟費用を負担するものとする。

### 特許出願が拒絶査定された場合

1. 甲は当該特許出願の合法的出願人ではなく、若しくは他人の特許権又は特許出願権を侵害した場合、特許出願は特許庁により拒絶査定され、甲は全部の譲渡費用を返済し、かつ違約金\_\_\_\_\_元を支払うものとする。
2. 甲が自己の特許出願において保護を求める出願主題を十分に公開せず、特許出願が特許庁により拒絶査定された場合、甲は譲渡費用の\_\_\_\_\_％の\_\_\_\_\_元を返済する。
3. その他の状況により特許出願が拒絶査定された場合、甲は譲渡費用を返済しない。

## 第7条 対価及び支払い方法

1. 乙が甲に支払うべき当該\_\_\_\_\_（特許権/特許出願権/ノウハウ）の対価及び支払方法は次の通りである。

- (1) (特許権/特許出願権/ノウハウ) の譲渡総額は、\_\_\_\_\_である。
  - (2) (特許権/特許出願権/ノウハウ) の譲渡対価は、乙から甲に\_\_\_\_\_ (一括または数回、ロイヤリティの方式で) を支払うものとする。
- 2.前項の対価の支払う時間は次の通りである。\_\_\_\_\_
3. 乙は前項の規定時間以内に、本契約書に規定されている対価を甲の指定した口座に振り込み、又は甲に直接支払うものとする。

## 第8条 税金

本契約に及ぶ譲渡費用により生じる税金は、\_\_\_\_\_が納付するものとする。

## 第9条 改良技術

1. 乙は、甲が譲渡する\_\_\_\_\_ (特許権/特許出願権/ノウハウ) 及ぶ発明創造/技術内容を利用して後続改良を行う権利を有する。当該改良により生じる実質性又は技術進歩特徴を有する技術成果は、\_\_\_\_\_ (甲、双方) の所有に属する。具体的な関係利益の分配方法は、次の通りである。\_\_\_\_\_
2. 甲は、すでに当該\_\_\_\_\_ (特許権/特許出願権/ノウハウ) を乙に譲渡した後、当該\_\_\_\_\_ (特許権/特許出願権/ノウハウ) に及ぶ発明創造/技術内容について後続改良を行う権利を有する。当該改良により生じる実質性又は技術進歩特徴を有する技術成果は、\_\_\_\_\_ (乙、双方) の所有に属する。具体的な関係利益の分配方法は、次の通りである。\_\_\_\_\_

## 第10条 秘密保持条項

甲乙双方は、本契約に及ぶ甲が提供する技術資料、図面及び本契約の締結において取得した相手側の技術情報と企業経営情報などの何れについても、秘密保持義務を負うものとする。甲乙双方は、相手側の書面にて許諾を得ずに上述技術秘密及び関連情報を如何なる第三者にも漏洩してはならず、しかも、何れかの漏洩事情の発生を防止する措置を取ることを保証するものとする。

## 第 11 条 違約責任

### 甲の場合

1. 甲が契約に定めた全部資料の交付、(又は特許権/特許出願権譲渡手続の進行を断る場合)、乙は契約を解除し、甲に対し譲渡費用を返還させ、違約金\_\_\_\_\_元を支払うよう求める権利を有する。
2. 甲が正当な理由無しに、期限を超えて乙に資料を交付し、(又は特許権/特許出願権譲渡手続の進行を断る場合(特許庁ににおける書記事項の変更を含む))、1 週間を超える都度、違約金\_\_\_\_\_元を支払、2 月を超えた場合、乙は契約を終止、譲渡費用を返還するよう求める権利を有する。
3. 本契約の第 4 条に違反した場合、甲は、違約金\_\_\_\_\_元を支払うものとする。

### 乙の場合

1. 乙が譲渡費用の支払を断った場合、甲は、契約を解除し、全部の資料の返還を要求し、損害賠償若しくは違約金\_\_\_\_\_元を支払うよう求める権利を有する。
2. 乙が期限を超えて譲渡費用を支払った場合、\_\_\_\_\_日(時間)を超える都度、違約金\_\_\_\_\_元を支払い、2 月を超えた場合、甲は契約を終止し、かつ違約金\_\_\_\_\_元を支払うよう求める権利を有する。
3. 本契約の第 4 条に違反した場合、乙は違約金\_\_\_\_\_元を支払うものとする。

## 第 12 条 契約解除

双方は、次に掲げる情状が生じることにより本契約の遂行が不必要又は不可能になった場合、本契約を解除できることを確定する。

1. 不可抗力の情状が生じた場合
2. \_\_\_\_\_；
3. \_\_\_\_\_。

## 第 13 条 紛争の処理

1. 本契約は、\_\_\_\_\_国の法律管轄を受けるものとし、かつ当該法律により解釈する。
2. 本契約の遂行中に紛争が生じた場合、双方当事者は、協議を経て解決し、関係部門に

よる調停を求められる。協議又は調停を経ても解決できない場合、次の何れかの方式により解決する。

(1) \_\_\_\_\_ 仲裁委員会に仲裁を申請する。

(2) 法により裁判所に起訴する。

#### 第 14 条 名詞及び専門用語の解釈

双方当事者は、本契約及び関係添付資料に及ぶ関係名詞と専門用語に関する定義及び解釈が次の通りであることを確定する。

\_\_\_\_\_

#### 第 15 条 契約の効力

本契約は、甲乙双方又は双方の法定代表者、若しくはその授権代表者による署名・押印を経てその効力を発生する。本契約正本は、1 式 \_\_\_\_\_ 部であり、双方当事者は各 \_\_\_\_\_ 部を留保するが、何れも同等な法的効力を有する。

甲（押印） \_\_\_\_\_

乙（押印） \_\_\_\_\_

法定代表者（署名） \_\_\_\_\_

法定代表者（署名） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

## 付録 9 技術譲渡契約(EN)

### TECHNOLOGY ASSIGNMENT CONTRACT

Assignor \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address \_\_\_\_\_

Assignee \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address \_\_\_\_\_

Whereas Party A owns \_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) specified in this contract;

Whereas Party B has a reasonable understanding of \_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) and is interested in obtaining the ownership of (Patent Right/ Patent Application/ Know-How);

Now therefore, both parties agree to enter into this contract in accordance with the provisions of Contract Law of the People's Republic of China through friendly negotiation based on the fair and full expression of each party's wills.

Article 1 Information of (Patent Right/ Patent Application/ Know-How)

Patent Right

1. Patent Type: \_\_\_\_\_ (Invention /Utility Model /Design Patent)

2. Patentee: \_\_\_\_\_

3. Inventor / Designer: \_\_\_\_\_

4. Patent Grant Date: \_\_\_\_\_

5. Patent Number: \_\_\_\_\_

6. Duration of Patent: \_\_\_\_\_

7. Annual fee of patent has been paid to \_\_\_\_\_

## Patent Application

1. Patent Type: \_\_\_\_\_ (Invention /Utility Model /Design Patent)
2. Patent Applicant: \_\_\_\_\_
3. Inventor / Designer: \_\_\_\_\_
4. Filing Date: \_\_\_\_\_
5. Patent Application Number: \_\_\_\_\_

## Know-How:

1. Key points of know-how: \_\_\_\_\_
2. Technical indicator and parameter: \_\_\_\_\_
3. Industrialization of technical achievements: \_\_\_\_\_

## Article 2 Delivery of Document

1. Party A delivers the following data to Party B:

(The information of Know-how is based on the actual situation, and the information of patent right/patent application is usually as follows)

- (1) All patent application documents are submitted to Chinese Patent Office, including the patent specification, claims, drawings, abstracts and abstract drawings, petitions, statements of opinion, and changes of the bibliographic data, approval decision to restore rights after loss of rights, power of attorney, etc. (If the application is a PCT, all PCT application documents are also included).
- (2) All documents issued by Chinese Patent Office to the assignor, including notification of acceptance, intermediate document, grant decision, etc.
- (3) Patent application license contract, including the annex to that contract, in which the assignor grants the license to the other party to exploit the patent.
- (4) Certification of \_\_\_\_\_ (valid patent right/patent application right) issued by Chinese Patent Office. The payment document of latest annual patent fee (or patent register issued by Chinese Patent Office) / certification of annual maintenance for a



patent application, patent registry which is issued by Chinese Patent Office, in the request to revoke or forfeit a patent, the decision made by Chinese Patent Office or Patent Reexamination Board or the decision made by the people's court to maintain the validity of the patent right, etc.

(5) \_\_\_\_\_

2. After the contract comes into effect, Party A shall, within \_\_\_\_\_ days deliver all the documents mentioned in the preceding paragraph to Party B after receiving the assignment fee paid by Party B.

3. Party A shall deliver all the documents mentioned in the preceding paragraph to Party B in person, registered mail or airmail, and deliver the document list to Party B in person, by post or by fax, and deliver the airmail receipt to Party B in person or by post.

The delivery of all the documents shall be at the place that assignee is located.

### Article 3 (Patent Right/ Patent Application/ Know-How Exploitation and Exploitation of Licenses and Resolution Measures

1. Before signing this contract, Party A's self-use of the patent application technology is as follows (duration, territory and way of exploitation): \_\_\_\_\_.

After this contract effects, \_\_\_\_\_.

2. Before signing this contract, Party A grants others to use the technology covered by the patent application is as follows (duration, territory and way of exploitation): \_\_\_\_\_.

The rights and obligations of the exploitation license shall be assigned to Party B from the date when this contract effects.

### Article 4 Provisions during the Transition Period (Patent Right/Patent Application)

1. After this contract effects upon signature, \_\_\_\_\_ shall be responsible for the registration and announcement of the contract of assigning patent application right.

2. After this contract effects upon signature, until the date of registration and

announcement of Patent Office, Party A shall maintain the validity of the patent application and respond to the relevant notice of Patent Office. During this period, the maintenance fee, application fee, and substantive review request fee shall be paid by Party A.

3. After the registration and announcement of this contract of Patent Office, Party B shall be responsible for maintaining the validity of the patent application. Party B shall be responsible for replying to the relevant notices of Patent Office and paying the relevant fees.

4. During the transitional period, if Party B or Party A is unable to perform the contract due to force majeure, the contract shall be terminated immediately.

#### Article 5 Warranty Term

1. Party A warrants that it is the legal owner of \_\_\_\_\_(Patent Right/ Patent Application/ Know-How) involved in this contract and has the right to assign it to Party B. The exploitation or license of \_\_\_(Patent Right/ Patent Application/ Know-How) involved in this contract does not infringe any rights of others, including intellectual property rights. In the event of a third party's allegation of infringement of the exploitation or license of\_\_(Patent Right/ Patent Application/ Know-How) involved in this contract, Party A shall be responsible for handling and bear all legal and economic responsibilities. If a third party directly accuses Party B, Party B shall immediately notify Party A, and Party A shall still be responsible for handling and bear all legal and economic responsibilities.

2. Party A warrants that \_\_\_\_\_(Patent Right/ Patent Application/Know-How) involved in this contract is practical and reliable.

#### Article 6 Handle of Invalidation of Patent Right/Rejection of Patent Application

##### Invalidation of Patent Right

1. After the establishment of this contract, if Party A's patent right is declared invalid, if there is no obvious violation of the principle of fairness, and if Party A has no

malicious intention to cause losses to Party A, Party A shall not return the assignment fee to Party B, and Party B shall not return all the documents.

2. If the signing of this contract is obviously in violation of the principle of fairness, or if Party A intends to cause losses to Party B, Party A shall return the assignment fee.

3. If a third party requests the Patent Reexamination Board to declare the patent right invalid or file a lawsuit with the people's court against the decision of the Patent Reexamination Board (for the invention patent), Party B shall, after the contract is established, be responsible for the defense and shall bear the claims or litigation costs arising therefrom.

#### Rejection of Patent Application

1. If Party A is not a legal applicant for the patent application or infringes another person's patent right or patent application right, and the patent application is rejected by Patent Office, Party A shall return all the assignment fee and pay the liquidated damages of \_\_\_\_\_yuan;

2. If Party A fails to fully disclose the subject of its patent application for protection, and the patent application is rejected by Patent Office, the assignor shall return the assignment fee of \_\_\_\_\_% \_\_\_\_\_yuan;

3. In other cases, if the patent application is rejected, the assignor shall not return the assignment fee;

#### Article 7 Consideration and Payment

1. Party B shall pay Party A the payment of the \_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) and the payment method is as follows:

(1) The total assignment price of (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) is: \_\_\_\_\_;

(2) The assignment price of (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) shall be paid to Party A by Party B \_\_\_\_\_ (in a lump sum, in installments or in royalties).

2. The payment time for the consideration in the preceding paragraph is as follows: \_\_\_\_\_

3. Party B shall, within the time specified in the preceding paragraph, remit the consideration stipulated in this contract to the bank account designated by Party A or deliver it to Party A in person.

#### Article 8 Taxes

The tax required for the assignment fee involved in this contract shall be paid by Party\_\_\_\_\_.

#### Article 9 Technology Improvement

1. Party B has the right to make subsequent improvements on the invention-creation/technical content related to the assignment of\_\_\_\_\_ (Patent Right/ Patent Application/ Know-How) by Party A. The resulting new technological achievements with the characteristics of substantive or creative technological progress shall be owned by \_\_\_\_\_ (Party B, Both Parties). The specific distribution method of relevant interests is as follows: \_\_\_\_\_.

2. Party A has the right to make subsequent improvements to the invention-creation related to the patent right after delivery of the patent right to Party B. The resulting new technological achievements with the characteristics of substantive or creative technological progress shall be owned by \_\_\_\_\_ (Party A, Both Parties). The specific distribution method of relevant interests is as follows: \_\_\_\_\_.

#### Article 10 Confidentiality

Both Party A and Party B shall have confidentiality obligations for all technical data, drawings and technical information and business operation information of the other party obtained during the execution of this contract, including those provided by Party A. Party A and Party B shall not disclose the above know-how and related information to any third party without the written permission of the other party, and shall also guarantee that measures shall be taken to prevent any disclosure.

## Article 11 Liability for Breach of Contract

### Party A:

1. If Party A refuses to deliver all the documents specified in the contract (or fails to handle the assignment procedures of patent right/patent application right), Party B shall have the right to terminate the contract, require Party A to return the assignment fee, and pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan.
2. If Party A delays in delivering the documents to Party B without any legitimate reasons (or fails to complete the procedures for assigning the patent right/patent application right (including changes of the bibliographic data to Patent Office)), it shall pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan for each week of delay, and if it has remained unpaid for a period of more than 2 months, Party B shall have the right to terminate the contract and request for the return of the assignment fee.
3. In case of violation of article 4 hereof, Party A shall pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan.

### Party B

1. If Party B refuses to pay the assignment fee, Party A shall have the right to terminate the contract and request to return all the documents, and request to compensate for the loss or pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan.
2. If Party B delays in paying the assignment fee, it shall pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan for each overdue \_\_\_\_\_ (time). If it has remained unpaid for a period of more than 2 months, Party A shall have the right to terminate the contract and demand liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan.
3. In case of violation of article 4 hereof, Party B shall pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan.

## Article 12 Dissolution of Contract

Both parties agree that this contract may be terminated if the following circumstances occur that make the performance of this contract unnecessary or impossible:

1. Due to force majeure:
2. \_\_\_\_\_;
3. \_\_\_\_\_.

#### Article 13 Dispute Resolution

1. This contract shall be governed by and construed in accordance with the laws of \_\_\_\_\_.
2. Disputes arising from the performance of this contract shall be settled by the parties through consultation or mediated by relevant departments; if no agreement can be reached through consultation or mediation, it shall be settled in accordance with item \_\_\_\_\_ below:
  - (1) Submit to \_\_\_\_\_ Arbitration Commission for arbitration;
  - (2) File the lawsuit with the people's court in accordance with the law.

#### Article 14 Explanation of Nouns and Terms

Both parties agree that the nouns and technical terms involved in this contract and the relevant annexes shall be defined and interpreted as follows: \_\_\_\_\_

#### Article 15 Effectiveness of the Contract

This contract shall effects upon being signed and sealed by both parties or legal representatives or authorized representatives of both parties. This contract is made in \_\_\_\_\_ originals, with each party retaining \_\_\_\_\_ copies and each copy having the same legal effect.

Assignor (Stamp):

Assignee (Stamp):

Legal Representative (Signature):

Legal Representative (Signature):

Year Month Day

Year Month Day

## 付録 10 技術コンサルティング契約(CN)

### 技术咨询合同

委托方\_\_\_\_\_（以下简称“甲方”）

地址\_\_\_\_\_

受托方\_\_\_\_\_（以下简称“乙方”）

地址\_\_\_\_\_

本合同为甲方为处理技术问题，委托乙方咨询业务。双方当事人经平等的协商、在表达各自真实且充分的自由意志的基础上，根据《中华人民共和国合同法》的规定，就以下条款达成一致。双方当事人应当严格遵守。

#### 第一条 咨询业务的委托

甲方根据第二条规定的概要将\_\_\_\_\_（委托业务名称）相关的咨询业务（以下简称“本业务”）委托给乙方，乙方接受该委托。

#### 第二条 本合同的内容、形式及要求

1. 本业务的内容如下。

\_\_\_\_\_

2. 本业务的咨询报告书的形式如下。

\_\_\_\_\_

3. 本业务的具体要求如下。

\_\_\_\_\_

#### 第三条 本业务的实施

1. 乙方应按照计划书，以好的管理者的审慎义务切实履行本业务。

2. 本合同自\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日起至\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日为止，在\_\_\_\_\_（地点）实施。



#### 第四条 出借和管理

1. 甲方应向乙方披露实施本业务的必要信息，应向乙方无偿出借实施本业务的必要物品、资料等。
2. 乙方应以好的管理者的审慎义务保管、管理前款披露信息及出借品，且不得在本业务实施以外的目的上使用。

#### 第五条 报告及验收

1. 乙方应按照计划书完成本业务。本业务的实施伴随成果物的制作的，以甲乙双方另行协商后制定的条件交付成果物。
2. 甲方应在前款规定的本业务完成后及成果物（以下简称“本业务的成果”）交付后的原则上二周内进行验收，并将验收结果通知乙方。二周内不进行验收的，视为乙方完成的本业务或本业务的成果验收合格。
3. 乙方被指出前项验收结果有缺陷时，应迅速修正本业务的成果后再次交付甲方。

#### 第六条 保密条款

1. 乙方未经甲方的书面同意，不得向第三方披露或泄露与甲方有关的信息，也不得披露、泄露、转让或借出本业务的成果，本业务期限结束后也应遵守本规定。但是，不包括公知内容及从第三方合法获得的内容。
2. 甲方未经乙方的书面同意，不得向第三方披露乙方的咨询方式或其他乙方业务上的一切技术秘密、资料及关于乙方的非公知的信息、资料。

#### 第七条 对价及支付方法

1. 甲方应向乙方支付本业务的费用（¥、\$）\_\_\_\_\_元。
2. 甲方应以如下方式向乙方支付合同金额。  
支付时间\_\_\_\_\_
- 支付次数（分期付款或一次性支付）\_\_\_\_\_
3. 甲方应在本业务及本业务的成果物验收合格月的下个月末为止，向乙方指定的银行账户汇款支付前款合同金额加上税金金额。
4. 甲方应在在合理范围的金额内负担实施本业务所需的差旅费、住宿费等各项开支。

## 第八条 成果的处理

1. 本业务成果的著作人格权归属于乙方所有。
2. 虽然有前款规定，甲方可以在甲方公司内自由使用本业务成果。但是，甲方在本业务成果上署乙方名称对外使用其全部或部分时，应事先取得乙方同意。
3. 乙方在实施本业务时应注意不侵犯第三方权利或以不正当手段取得商业秘密。

## 第九条 违约责任

1. 甲方未按照合同约定向乙方提供必要资料，影响本业务的，应支付本合同约定的对价。
2. 甲方未按照合同约定向乙方提供必要资料，逾期\_\_\_\_\_月提供必要资料或提供的资料有缺陷，给本业务的履行带来障碍的，应向乙方支付违约金\_\_\_\_\_元。
3. 甲方未按照合同约定支付对价的，应支付对价\_\_\_\_\_元，并支付违约金\_\_\_\_\_元。
4. 乙方未在本合同规定期限内交付本业务的成果，或者交付的本业务的成果不能满足本合同的约定的，应向甲方支付违约金\_\_\_\_\_元。
5. 乙方未能交付本业务的报告、意见或交付的报告、意见的质量低、没有参考价值的，应当向甲方支付违约金\_\_\_\_\_元。

## 第十条 合同的解除

1. 甲方或者乙方因归责于对方的事由不能履行本合同的任何条款的，应给予对方合理期间进行书面催告，对方仍不履行的情况下，可书面通知对方解除本合同。
2. 因不可归责于乙方的事由解除本合同时，乙方可以向甲方请求合同的全部或部分金额。应考虑合同金额、业务的进行状况、内容及乙方遭受的损失后在双方协商的基础上决定请求金额。

## 第十一条 争议的解决方法

本合同履行期间内如果发生争议，双方当事人应当经协商解决。经协商仍不能解决的，任何一方当事人可向有管辖权的人民法院提起诉讼。

## 第十二条 合同的效力

本合同一式\_\_\_\_\_份，甲方保留\_\_\_\_\_份，乙方保留\_\_\_\_\_份。经双方当事人签字、盖章之日起生效。

甲方（签章）

乙方（签章）

法定代表人

法定代表者

签订日期： 年 月 日

签订日期： 年 月 日

## 付録 11 技術コンサルティング契約(JP)

### 技術コンサルティング契約

委託者 \_\_\_\_\_ (以下、「甲」という)

住所地 \_\_\_\_\_

受託者 \_\_\_\_\_ (以下、「乙」とう)

住 所 地 \_\_\_\_\_

本契約は、甲が技術的課題に対処するために、乙にコンサルティング業務を委託するものとする。双方当事者は、平等な協議を経て、真実でかつ十分な各自の自由意志を表示したうえ、「中華人民共和国契約法」の規定に基づき、次の合意を得た。双方当事者は厳格に遵守しなければならない。

#### 第1条 コンサルティング業務の委託

甲は、\_\_\_\_\_「委託業務の概要」に関するコンサルティング業務(以下、「本業務」という)を第2条に定める概要により乙に委託し、乙はこれを受託する。

#### 第2条 本契約の内容、形式及び要求

1. 本業務の内容は次の通りである。

\_\_\_\_\_

2. 本業務に係るコンサルティング報告書の形式は次の通りである。

\_\_\_\_\_

3. 本業務の具体的な要求は次の通りである。

\_\_\_\_\_

#### 第3条 本業務の実施

1. 乙は、本業務を計画書に従い、善良なる管理者の注意義務をもって適切かつ誠実に実施するものとする。

2. 本契約は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで、  
\_\_\_\_\_ (場所) にて実施する。

#### 第4条 貸与と管理

1. 甲は、本業務の実施に必要な情報を乙に開示するものとし、本業務の実施に必要な物品、資料等を乙に無償で貸与するものとする。
2. 乙は善良なる管理者の注意をもって前項の開示情報および貸与品を保管管理し、本業務実施以外の目的に使用しないものとする。

#### 第5条 報告および検収

1. 乙は、本業務を計画書のとおり完了するものとする。また、本業務の実施が成果物の作成を伴う場合には、甲乙別途協議のうえ定める条件で成果物を納入する。
2. 甲は、前項に定める本業務完了後及び成果物（以下「本業務の成果」という）が納入されてから原則として2週間以内に検査を行い、その検査の結果を乙に通知するものとする。当該検査が2週間以内に行われない場合、乙による本業務または本業務の成果は甲の検査に合格したものとみなす。
3. 乙は、前項の検査の結果、不備の指摘を受けた場合、速やかに本業務の成果になるべき修正を施し改めて甲に納入するものとする。

#### 第6条 秘密保持

1. 乙は、甲の書面による承諾なしに、第三者に甲に関する情報の開示及び漏洩、並びに本業務の成果の開示、漏洩、譲渡または貸与を行わないものとし、本業務期間終了後も同様とする。但し、公知の事項および第三者から適法に取得した事項については、除くものとする。
2. 甲は、乙の書面による承諾なしに、乙のコンサルティングの手法その他乙の業務上の一切のノウハウ・資料および乙に関する未公知の情報・資料を第三者に開示してはならない。

#### 第7条 対価及び支払方法

1. 甲は、乙に対し本業務の費用（¥、\$） \_\_\_\_\_元 を支払うものとする。
2. 甲は、次のとおり契約金額を乙に支払うものとする。  
支払う時期 \_\_\_\_\_

支払う回数（分割又は一括） \_\_\_\_\_

3. 甲は、本業務及び本業務の成果の検査合格月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に前項の契約金額にその税金を加えた金額を振り込むことにより支払うものとする。
4. 本業務の実施のために乙において必要となる出張旅費、宿泊費等の諸経費は、合理的な範囲内の金額について、甲が負担する。

#### 第8条 成果の取り扱い

1. 本業務の成果に関する著作人格権は乙に帰属する。
2. 前項に関わらず、甲は本業務の成果を甲の社内で自由に使用できるものとする。但し、甲が本業務の成果について、乙の名を付して全部もしくはその一部を対外的に使用する場合は、事前に乙の了解を得るものとする。
3. 乙は、本業務の実施にあたって第三者の権利を侵害したり、営業秘密を不正に取得したりすることのないよう注意を払うものとする。

#### 第9条 違約責任

1. 甲は、本契約の約定に従い、必要な情報を乙に提供せず、本業務に影響を与える場合、本契約で約定される対価を支払うものとする。
2. 甲は、本契約の約定に従い、必要な情報を乙に提供せず、\_\_\_\_月を遅延して情報を提供、又は提供した情報には不備があり、本業務の遂行に支障を与える場合、乙に対し違約金\_\_\_\_元を支払わなければならない。
3. 甲は、本契約の約定に従い、対価を支払わない場合、対価\_\_\_\_元を支払った上、違約金\_\_\_\_元を支払わなければならない。
4. 乙は、本契約に規定される期限内に本業務の成果を納付せず、又は納付した本業務の成果は、本契約の約定に満たさない場合、甲に違約金\_\_\_\_元を支払わなければならない。
5. 乙は、本業務に係る報告、意見を納付せず又は納付した報告、意見の品質が低く、参考の価値がない場合、甲に違約金\_\_\_\_元を支払わなければならない。

#### 第10条 契約の解除

1. 甲または乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約の条項のいずれかを履行

しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がなされないときは、書面による通告をもって本契約を解除することができるものとする。

2. 乙の責に帰さない事由により本契約が解除されたときは、乙は甲に対して契約金額の全部または一部を請求することができるものとする。なお、請求金額は契約金額、業務の進捗状況・内容、乙の被った損害等を考慮しながら双方が協議のうえ決定するものとする。

#### 第11条 紛争の解決方法

本契約の遂行期間に紛争が生じた場合、双方当事者は協議を経て解決しなければならない。協議を経ても解決できない場合は、何れかの当事者は管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することができる。

#### 第12条 契約の効力

本契約は1式\_\_\_\_\_部であり、甲は\_\_\_\_\_部を留保し、乙は\_\_\_\_\_部留保するものとする。契約は双方当事者が署名・押印する日から発効する。

甲（押印）

乙（押印）

法定代表者

法定代表者

期日 年 月 日

期日 年 月 日

## 付録 12 技術コンサルティング契約(EN)

### TECHNICAL CONSULTANCY CONTRACT

Client: \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address \_\_\_\_\_

Agent: \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address \_\_\_\_\_

#### WITNESSETH

For the purpose of dealing with technical problems of Party A, this contract is signed to entrust Party B provide consultation service for Party A.

Now therefore, both parties agree to reach an agreement in accordance with the provisions of Contract Law of the People's Republic of China through equal negotiation on the basis of expressing their true and sufficient free will. Both parties should strictly abide by this contract.

#### Article 1 Entrustment of Consultation Service

Party A entrusts the relevant consultation service (hereinafter referred to as "the Service") regarding \_\_\_\_\_ (the name of the entrusted service) to Party B in accordance with the summary specified in Article 2, and Party B accepts the entrustment.

#### Article 2 Contents, Forms and Requirements of Contract

1. The content of the Service is as follows:

\_\_\_\_\_

2. The form of the consultancy report for the Service is as follows:

\_\_\_\_\_



3. The specific requirements of the Service are as follows:

\_\_\_\_\_

#### Article 3 Implementation of the Service

1. Party B shall, in accordance with the plan, earnestly perform the Service with the prudent obligation of a good manager.
2. The contract is implemented at \_\_\_\_\_ (place) from the date of year-month-date to year-month-date.

#### Article 4 Lend and Management

1. Party A shall disclose the necessary information for the implementation of the Service to Party B and lend the necessary materials and documents for the implementation of the Service to Party B free of charge.
2. Party B shall keep and manage the disclosed information and lent products mentioned in the preceding paragraph with the prudent obligation of a good manager, and shall not use them for any purpose other than the implementation of the Service.

#### Article 5 Report and Acceptance

1. Party B shall complete the Service in accordance with the plan. If the implementation of the Service is accompanied by the production of the deliverables, the deliverables shall be delivered under conditions separately negotiated by both parties.
2. Party A shall, within two weeks after the completion of the Service as specified in the preceding paragraph and after the delivery of the result (hereinafter referred to as "the Result of the Service"), conduct acceptance inspection and notify Party B to accept the result. If Party B fails to conduct acceptance inspection within two weeks, it shall be deemed that the Service is completed by Party B or the Result of the Service is accepted.
3. If Party B is pointed out that the results of the preceding paragraph are defective, it shall promptly revise the Result of the Service and deliver them to Party A again.

#### Article 6 Confidentiality Terms

1. Without the written consent of Party A, Party B shall not disclose or reveal the information related to Party A to any third party, or disclose, reveal, transfer or lend the Result of the Service, and shall abide by the provisions after the termination of the term of the Service. However, it does not include publicly known content or content that is legally obtained from third parties.
2. Without the written consent of Party B, Party A shall not disclose Party B's consultation methods or any other know-how, data and non-publicly known information and documents about Party B's Service to any third party.

#### Article 7 Consideration and Payment

1. Party A shall pay Party B the service fee of ¥/\$ \_\_\_\_ yuan.
2. Party A shall pay Party B the amount of the contract as follows.

Payment time \_\_\_\_\_

Times of Payment (installment or lump sum) \_\_\_\_\_

3. Party A shall remit to the bank account designated by Party B the amount of the contract in the preceding paragraph plus the amount of taxes at the end of the next month after the acceptance of the Service and the acceptance of the Result of the Service.
4. Party A shall bear the travel expenses, accommodation expenses and other expenses required for the implementation of the Service within a reasonable amount.

#### Article 8 Results Handle

1. The personality rights of copyright of the Result of the Service belongs to Party B.
2. Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, Party A may freely use the Result of the Service within the business of Party A's company. However, Party A shall obtain the prior consent of Party B before marking Party B's name on the Result of the Service for external use in whole or in part.
3. Party B shall, in the implementation of the Service, pay attention to not infringing the rights of any third party or obtaining commercial secrets by improper means.

#### Article 9 Liability for Breach of Contract

1. If Party A fails to provide Party B with the necessary documents as agreed herein, having an impact on the Service, Party A shall pay the consideration as agreed herein.
2. If Party A fails to provide Party B with the necessary documents as agreed herein, and Party A fails to provide Party B with the necessary documents \_\_\_\_\_ months behind schedule or the provided documents are defective, which cause obstacles to the performance of the Service, Party A shall pay Party B a liquidated damages of yuan.
3. If Party A fails to pay the consideration in accordance with the contract, it shall pay the consideration of \_\_\_\_\_ yuan and pay the liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan.
4. If Party B fails to deliver the Result of the Service within the period set forth herein, or if the Result of the Service delivered fail to meet the requirements hereof, Party B shall pay Party A liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan.
5. If Party B fails to deliver the report of the Service, the opinion of the Service or the quality of the delivered report of the Service or the opinion of the Service has low quality, and there is no reference value, Party B shall pay Party A liquidated damages of \_\_\_\_\_ yuan.

#### Article 10 Dissolution of Contract

1. If Party A or Party B is unable to perform any provision of the contract due to the cause of the other party, it shall give the other party a written notice in a reasonable period. If the other party still fails to perform, the party may notify the other party in writing to terminate the contract.

The amount of the request shall be determined on the basis of the negotiation between the two parties, taking into account the contract amount, the progress of The Service, the content and the losses suffered by Party B.

2. In case of termination of the contract due to reasons not attributable to Party B, Party B may request Party A for all or part of the amount of the contract. The requested amount shall be determined by both parties on the basis of negotiation after taking into account the contract amount, Service status, content and losses

suffered by Party B.

Article 11 Dispute Resolution

Any dispute arising from the performance of the contract shall be settled by both parties through negotiation. If no settlement can be reached through negotiation, either party may file a lawsuit with the people's court with jurisdiction.

Article 12 Effectiveness of the Contract

This contract is made in \_\_\_\_\_ copies, with Party A retaining \_\_\_\_\_ copies and Party B retaining \_\_\_\_\_ copies. The contract shall come into force upon being signed and sealed by both parties.

Part A (SEAL):

Part B (SEAL):

Legal Representative:

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

Date:    Year    Month    Day

## 付錄 13 著作權實施許諾契約書(CN)

### 著作權實施許可合同

許可方 \_\_\_\_\_（以下簡稱“甲方”）

地址\_\_\_\_\_

被許可方 \_\_\_\_\_（以下簡稱“乙方”）

地址\_\_\_\_\_

鑒於甲方對本合同第一條所述\_\_\_\_\_（作品/軟件）享有著作權，乙方希望獲得該（作品/軟件）的使用權，雙方當事人根據《中華人民共和國合同法》、《中華人民共和國著作權法》等法律的規定，經過友好協商，簽訂本著作權實施許可合同。

#### 第一條 使用許可的著作權概況

1. \_\_\_\_\_（作品/軟件）名稱：\_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_（作品/軟件）完成時間：\_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_（作品/軟件）首次發表日：\_\_\_\_\_（首次發表日期 or 未發表）
4. \_\_\_\_\_（作品/軟件）保護期限：\_\_\_\_\_
5. \_\_\_\_\_（作品/軟件）的權利人：\_\_\_\_\_
6. \_\_\_\_\_（作品/軟件）的其他信息：\_\_\_\_\_（是否進行著作權登記、登記時間、登記號等）
7. \_\_\_\_\_（作品/軟件）的取得方式為\_\_\_\_\_（原始取得、繼承取得、受讓取得、其他）

#### 第二條 許可使用的範圍

6. 著作权使用许可的权利种类：\_\_\_\_\_

((1)复制权；(2)发行权；(3)出租权；(4)展览权；(5)表演权；(6)放映权；(7)广播权；(8)信息网络传播权；(9)摄制权；(10)改编权；(11)翻译权；(12)汇编权；(13)其他权利，等)

7. 著作权使用许可的具体形式：\_\_\_\_\_

8. 著作权使用许可的方式：\_\_\_\_\_

9. 著作权使用许可的使用范围：\_\_\_\_\_

10. 许可使用期限：

许可使用期限为\_\_\_\_\_年。

即从\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日起至\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日止。

### 第三条 许可使用费及支付方式

(列举了不同支付方式)

1. 本合同的使用费为(¥、\$)\_\_\_\_\_元，采用一次性结算方式，本合同生效日起\_\_\_\_\_日内，乙方应将所有使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

2. 本合同的使用费的总额为(¥、\$)\_\_\_\_\_元，采用分期付款方式。

合同生效日支付(¥、\$))\_\_\_\_\_元。

合同生效日起，\_\_\_\_\_个月内，支付(¥、\$)\_\_\_\_\_元。

\_\_\_\_\_个月内，再支付(¥、\$)\_\_\_\_\_元。

最后在\_\_\_\_\_日内完成(¥、\$))\_\_\_\_\_元的支付。

乙方根据上述期限将使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

3. 本合同的使用费由入门费和利润提成费用二部分组成。

合同生效日支付入门费(¥、\$)\_\_\_\_\_元。

利润提成费用的结算方式为：\_\_\_\_\_，每\_\_\_\_\_个月(或每半年、每年底)结算一次。

乙方根据上述期限将使用费汇至甲方账户，或直接向甲方支付现金。

4. 本合同的使用费为利润提成方式，即利润收入的\_\_\_\_\_%。

收入分配的时间为：\_\_\_\_\_，结算方式为：\_\_\_\_\_。

### 第四条 (作品/软件)的交付

1. 甲方应于本合同鉴定之日起\_\_\_\_\_日内向乙方交付许可使用的(作品/软件)。

2. 甲方将许可使用的（作品/软件）以当面交付、挂号邮寄或传真、电子邮件等方式交付给乙方。

乙方收到（作品/软件）后应同时向甲方提供签收凭证，签收日为交付日。

（作品/软件）的交付地点为乙方所在地或双方约定的地点。

3. 甲乙双方均认可，甲方授权乙方使用（作品/软件）的著作权，并不转移该（作品/软件）原件的所有权。

#### 第五条 侵权处理

1. 合同有效期内，如有第三方以乙方使用的著作权为由提起诉讼的，甲方应负一切法律责任，并支付解决相关纷争的费用。如第三方提起的诉讼成立的，甲方应赔偿乙方的一切损失。

2. 合同双方任何一方当事人，发现第三方侵犯甲方的著作权时，应及时通知对方，由甲方以自己的费用负责处理，包括与侵权方进行交涉，或负责向行政管理机关提出请求或向人民法院提起诉讼，乙方应给予必要的协助。

#### 第六条 知识产权的约定

1. 乙方仅以本合同约定实施许可，不得再许可。

2. 乙方实施许可时需注明许可方为甲方，包括产品、包装、广告、宣传品等。

3. （作品/软件）的所有知识产权及依据（作品/软件）产生的知识产权皆归甲方所有。

#### 第七条 保密事项

1. 甲乙双方保证，对因签署本合同所获悉属于对方的，且无法自公开渠道获得的文件资料及信息，以及本合同内容等，予以保密。

2. 甲乙双方未经对方书面同意，任何一方均不得以任何方式利用或向任何第三方泄露对方的秘密信息的全部或部分内容。

3. 以上保密条款不因本合同的解除、终止而失效。

#### 第八条 违约责任：

1. 甲方应按合同约定向乙方交付（作品/软件），逾期交付的，应按照\_\_\_\_\_元/日的标准向乙方支付违约金\_\_\_\_\_元；逾期超过\_\_\_\_\_日的，乙方有权终止合同。

2. 乙方延期支付使用费的，应按照\_\_\_\_\_元/日的标准向甲方支付违约金\_\_\_\_\_元；逾期超过\_\_\_\_\_日的，甲方有权终止合同，并要求乙方支付违约金\_\_\_\_\_元。
3. 乙方未按照本合同约定使用甲方（作品/软件）的，甲方有权要求乙方承担相应的法律责任。

#### 第九条 合同终止

1. 本合同期限届满终止，双方当事人如需要延长合同期限，可另行签订使用许可合同。
2. 因不可抗力或者其他客观原因，导致本合同无法履行的，双方当事人经过协商，可以提前终止本合同。
3. 本合同因第八条原因提前终止时，乙方应该立即将甲方出具的各种授权或者证明资料返还甲方，并保证不留有任何复制文件，由其引发的责任或者损失均由乙方承担，与甲方无关。

#### 第十条 争议解决方式

本合同履行期间内如果发生争议，双方当事人应当经协商解决。经协商仍不能解决的，任何一方可向有管辖权的人民法院提起诉讼。

#### 第十一条 合同效力

本合同一式\_\_\_\_\_份，甲方保留\_\_\_\_\_份，乙方保留\_\_\_\_\_份，本合同经双方当事人签字、盖章后生效之日起生效。

甲方（签章）

乙方（签章）

法定代表人

法定代表人

签订日期： 年 月 日

签订日期： 年 月 日



## 付録 14 著作権実施許諾契約書(JP)

### 著作権実施許諾契約書

ライセンサー \_\_\_\_\_ (以下「甲」という)

住所地\_\_\_\_\_

ライセンシー \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)

住所地\_\_\_\_\_

甲が本契約の第 1 条に掲げた\_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) に対し著作権を有し、乙が当該\_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の使用权の取得を希望することに鑑み、双方当事者は、「中華人民共和国契約法」、「中華人民共和国著作権法」などの規定に基づき、友好的な協議を経て、本著作権実施許諾契約を締結する。

#### 第 1 条 ライセンスの著作権の概要

1. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の名称：\_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の創作完了日：\_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の初回発表日：\_\_\_\_\_ (初回発表日の期日 or 未発表)
4. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の保護期間：\_\_\_\_\_
5. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) の権利者：\_\_\_\_\_
6. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) のその他の情報：\_\_\_\_\_ (著作権登録を行っていたか、登記時間、登記番号など)
7. \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) は\_\_\_\_\_ (オリジナル、相続取得、受継ぎ、その他)

## 第二条 ライセンスの範囲

11. 著作権ライセンスの権利の種類\_\_\_\_\_

(1) 複製権、(2) 発行権、(3) 賃貸権、(4) 展覧権、(5) 実演権(6) 放映権、(7) 放送権、  
(8) 情報ネットワーク伝達権、(9) 撮影製作権、(10) 改編権、  
(11) 翻訳権、(12) 汇编権、(13) その他、等)

12. 著作権ライセンスの具体的な形式\_\_\_\_\_

13. 著作権ライセンスの方法\_\_\_\_\_

14. 著作権ライセンスの範囲\_\_\_\_\_

15. ライセンスの期限

ライセンスの期限は\_\_\_\_\_年とする。

即ち\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までである。

## 第3条 ロイヤリティ及び支払い方式

(異なる支払方式を挙げた。)

1. 本契約にかかるロイヤリティは(¥、\$) \_\_\_\_\_元、一括払い方式を採用し、契約発効日から\_\_\_\_\_日以内に乙は、ロイヤリティをすべて甲の口座に送金し、又は現金で甲に支払うものとする。

2. 本契約にかかるロイヤリティ総額(¥、\$) \_\_\_\_\_元、分割支払い方式を採用する。

契約発効日に(¥、\$) \_\_\_\_\_元支払う。

契約発効日から、\_\_\_\_\_か月以内に(¥、\$) \_\_\_\_\_元を支払う。

\_\_\_\_\_か月以内に再び(¥、\$) \_\_\_\_\_元を支払う。

最終的に\_\_\_\_\_日以内に(¥、\$) \_\_\_\_\_元を完了するまで支払う。

乙は、ロイヤリティを上述の期日に従って、甲の口座に送金し、又は現金により甲に支払う。

3. 本契約にかかるロイヤリティは、インシヤルフィーと利潤ランニングロイヤリティの二つの部分から構成される。

契約発効日にインシヤルフィー(¥、\$) \_\_\_\_\_元を支払う。

利潤ランニングロイヤリティの決算方式は\_\_\_\_\_であり、\_\_\_\_\_か月毎(又は半年毎、年度毎)に一回決算する。

乙は、ロイヤリティを上述の期日に従って、甲の口座に送金し、又は現金に

より甲に支払う。

4. 当該専利のロイヤリティは、利潤ランニングロイヤリティの方式を採用し、つまり利潤収入の \_\_\_\_\_%にするものとする。

収入の分配時間は \_\_\_\_\_、決算方式は \_\_\_\_\_。

#### 第四条 (作品/ソフトウェア) の交付

4. 甲は、乙に本契約の締結した日から \_\_\_\_\_日以内にライセンスの \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) を交付するものとする。

5. 甲は、乙にライセンスの \_\_\_\_\_ (作品/ソフトウェア) を直接、書留郵便又はファックス、電子メールなどにより交付するものとする。

乙は (作品/ソフトウェア) を受領したとともに、甲に受領の署名伝票を提供し、受領の署名をした日は、交付日とする。

(作品/ソフトウェア) の交付場所は乙の所在地又は双方が約定した場所とする。

6. 甲乙双方は、甲が乙に (作品/ソフトウェア) 著作権の使用を許諾するが、当該 (作品/ソフトウェア) の原本の所有権を譲渡しないことを確認する。

#### 第5条 権利侵害の処理

1. 契約の有効期間において、仮に第三者が乙の実施した著作権について、権利侵害を理由に訴えた場合、甲は、一切の法的責任を負い、かつ自己の費用をもって関係紛争を解決するものとする。仮に第三者による訴訟が成立する場合、甲は乙の一切の損害を賠償しなければならない。

2. 双方当事者の何れかが第三者が甲の専利権を侵害したことを発見する際には、適時に相手側に通知し、甲は自己の費用をもって処理すべき、侵害者と交渉し、若しくは行政機関に請求し、又は裁判所に訴訟を提起する責任を負い、乙は必要な支援を与えなければならない。

#### 第6条 知的財産権の約定

4. 乙は、本契約の約定に基づき、許諾を実施し、再許諾してはならない。

5. 乙は、製品、包装、広告、宣伝品などにおいて許諾を実施した際、ライセンサーは甲であることを明記しなければならない。

6. (作品/ソフトウェア)に係る全ての知的財産権及び(作品/ソフトウェア)によって発生した知的財産権は、全て甲に帰属するものとする。

#### 第7条 秘密保持事項

1. 甲乙双方は、本契約の締結によって獲得した相手側の且つ公開ルートで獲得できない書類、資料、情報、及び本契約の内容などについて、秘密保持することを保証する。
2. 甲乙双方は、相手側の書面にて同意を得ない場合、いずれも如何なる方式を利用して、第三者に相手側の秘密情報の全部又は部分内相を漏洩してはならない。
3. 上2項の秘密保持条項は、本契約の解除、終止によって、効力を失わないものとする。

#### 第8条 違約責任

1. 甲は、本契約の約定に基づき、(作品/ソフトウェア)を交付し、納付を遅延した場合、元/日の基準で乙に違約金\_\_\_\_\_元を支払うものとし、期限を\_\_\_\_\_日を超えた場合、乙は、契約を終止するよう求める権利を有する。
2. 乙は、ロイヤリティの支払いを遅延した場合、\_\_\_\_\_元/日の基準で甲に違約金\_\_\_\_\_元を支払うものとし、期限を\_\_\_\_\_日を超えた場合、甲は、契約を終止し、違約金\_\_\_\_\_元を支払うよう求める権利を有する
3. 乙は、本契約の約定に従わず、甲の(作品/ソフトウェア)を使用した場合、するよう求める権利を有する。甲の(作品/ソフトウェア) 甲は、乙に対し、相応する法的責任を負うよう求める権利を有する。

#### 第9条 契約の終止

1. 本契約が期限満了により終止し、双方当事者が契約期限の延長を希望する場合、別途使用許諾契約を締結することができる。
2. 不可抗力又はその他の客観的原因により、本契約が遂行できない場合、双方当事者は、協議を経て早期に本契約を終止することができる。
3. 本契約が第8条の原因により早期終止する場合、乙は、直ちに甲が発行した各種の授權又は証明資料を返還し、かつ如何なる複製書類も保留していないことを保証し、それに応じて生じる責任又は損害について、何れも乙が負担し、甲とは無関係であるものとする。

第 10 条 紛争の解決方法

本契約の遂行期間に紛争が生じた場合、双方当事者は協議を経て解決しなければならない。協議を経ても解決できない場合は、何れかの当事者は管轄権を有する裁判所に訴訟を提起することができる。

第 11 条 契約の効力

本契約は 1 式\_\_\_\_\_部であり、甲は\_\_\_\_\_部を留保し、契約は双方当事者が署名・押印する日から発効する。

甲（押印）

乙（押印）

法定代表者

法定代表者

期日 年 月 日

期日 年 月 日

## 付録 15 著作権実施許諾契約書(EN)

### COPYRIGHT LICENSE CONTRACT

Licensor \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address \_\_\_\_\_

Licensee \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address \_\_\_\_\_

Whereas Party A owns the copyright of \_\_\_\_\_ (Works/Software) specified in Article 1 of this contract;

Whereas Party B is interested in obtaining the right to use \_\_\_\_\_ (Works/Software);

Now therefore, through friendly negotiation, both parties agree to enter into this copyright license contract in accordance with the provisions of Contract Law of the People's Republic of China and Copyright Law of the People's Republic of China, etc.

#### Article 1 Overview of Licensed Copyright

1. \_\_\_\_\_ (Works/Software) Name: \_\_\_\_\_
2. \_\_\_\_\_ (Works/Software) Date on completion: \_\_\_\_\_
3. \_\_\_\_\_ (Works/Software) Date on First Publication: \_\_\_\_\_ (Date on which the works was firstly published or not publish)
4. \_\_\_\_\_ (Works/Software) Term of Protection: \_\_\_\_\_
5. Copyright Owner of \_\_\_\_\_ (Works/Software): \_\_\_\_\_
6. Other information regarding \_\_\_\_\_ (Works/Software): \_\_\_\_\_ (Whether to register copyright, registration time, registration number, etc.)
7. \_\_\_\_\_ (Works/Software) is obtained through \_\_\_\_\_ (original creation,

inheritance, assignment, etc.)

## Article 2 Scope of License

1. Type of copyright covered by the license:

\_\_\_\_\_

((1) the right of reproduction; (2) the right of distribution; (3) the right of lease; (4) the right of exhibition; (5) the right of performance; (6) the right of projection; (7) the right of broadcasting; (8) the right of information network dissemination; (9) the right of production; (10) the right of adaptation; (11) the right of translation; (12) the right of compilation; (13) other rights, etc.)

2. Specific way of exploitation of the works covered by the license:

\_\_\_\_\_

3. Manner of exploitation of the works covered by the license: \_\_\_\_\_

4. Scope of exploitation of the works covered by the license: \_\_\_\_\_

5. Duration of exploitation of the works covered by the license: \_\_\_\_\_

Duration of exploitation of the works covered by the license is \_\_\_\_\_ years.

That is, from the date of \_\_\_\_\_ year \_\_\_\_\_ month \_\_\_\_\_ date to \_\_\_\_\_ year \_\_\_\_\_ month date.

## Article 3 Royalties and Payment

(Different payment methods are listed)

1. The royalties for this contract are ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan, which shall be paid in a lump sum. Within \_\_\_\_\_ days after the effective date hereof, Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A.

2. The total amount of the royalties for this contract is ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan, which shall be paid in installments;

¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be paid on the effective date of this contract;

Within \_\_\_\_\_ months from the effective date of this contract, ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be paid;

Within \_\_\_\_\_ months, ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be then paid;

Finally, within \_\_\_\_\_ days, ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be paid.

Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A within the above-mentioned period.

3. The royalties for this contract are composed of two parts: the initial price and the royalty fee.

The initial price ¥/\$ \_\_\_\_\_ yuan shall be paid on the effective date of the contract.

The settlement method of the royalties is as follows: \_\_\_\_\_ and the settlement shall be made \_\_\_\_\_ months (or every half year, at the end of each year).

Party B shall remit all the royalties to Party A's account or directly pay cash to Party A within the above-mentioned period.

4. The royalties hereunder shall be calculated based on the profits, i.e. it shall be calculated at the rate of \_\_\_\_\_ % of the profits earned.

The time of income distribution is \_\_\_\_\_ and the settlement method is \_\_\_\_\_.

### Article 3 Delivery of (Works/Software)

1. Party A shall deliver the licensed \_\_\_\_\_ (Works/Software) to Party B within \_\_\_\_\_ days after signing this contract.

2. Party A shall deliver the licensed \_\_\_\_\_ (Works/Software) to Party B in person, registered mail, fax or E-mail, etc.

Upon receipt of (Works/Software), Party B shall provide Party A with the receipt certificate at the same time, and the date of receipt shall be the date of delivery.

The delivery place of (Works/Software) shall be the place where Party B is located or the place where is agreed upon by both parties.

3. Both Party A and Party B agree that Party A grants Party B to use the copyright of (Works/Software) without assigning the ownership of the original (Works/Software).

### Article 5 Solution of Infringement

1. During the term of the contract, if a third party files a lawsuit on the grounds of



copyright used by Party B, Party A shall bear all legal liabilities and pay the fees for resolving the disputes. If the lawsuit filed by the third party is established, Party A shall compensate Party B for all losses.

2. If either party hereto discovers that a third party infringes upon the copyright of Party A, it shall promptly notify the other party and Party A shall be responsible for handling such infringement at its own expense, including negotiating with the infringing party, making a request to the administrative authority or filing a lawsuit with the people's court, and Party B shall provide necessary assistance.

#### Article 6 Agreement on Intellectual Property Rights

1. Party B shall only exploit the Works/Software as agreed herein and shall not sublicense any others.

2. When Party B exploits the license, it must indicate that the licensor is Party A, including products, packages, advertisements, promotional materials, etc.

3. All Intellectual Property rights of (Works/Software) and the Intellectual Property rights generated based on (Works/Software) shall be owned by Party A.

#### Article 7 Confidentiality

1. Party A and Party B guarantee that they shall keep confidential the documents, information and contents hereof which belong to the other party and cannot be obtained from the public channels due to the signing hereof.

2. Without the written consent of the other party, neither Party A nor Party B shall use or disclose the other party's confidential information in whole or in part to any third party in any way.

3. The above confidentiality terms shall not become invalid due to the rescission or termination of this contract.

#### Article 8 Liability for Breach of Contract

1. Party A shall deliver the (Works/Software) to Party B in accordance with the terms of this contract. In case of late delivery, Party A shall pay Party B a liquidated

damages of \_\_\_\_yuan according to the standard of \_\_\_\_\_yuan/day. If the delay exceeds\_\_\_\_days, Party B shall have the right to terminate the contract.

2. If Party B delays in paying the royalties, it shall pay Party A a liquidated damages of \_\_\_\_yuan according to the standard of \_\_\_\_yuan/day; If the delay exceeds \_\_\_\_days, Party A shall have the right to terminate the contract and require Party B to pay a liquidated damages of \_\_\_\_yuan.

3. If Party B fails to use Party A's (Works/Software) as agreed herein, Party A shall have the right to require Party B to bear corresponding legal liabilities.

#### Article 9 Termination of Contract

1. Upon expiration and termination of this contract, if both parties need to extend the contract term, they may sign a separate license contract.

2. If this contract cannot be performed due to force majeure or other objective reasons, both parties may terminate this contract in advance through negotiation.

3. Upon the early termination of this contract due to article 8 hereof, Party B shall immediately return to Party A all kinds of grant or certification documents issued by Party A, and guarantee that no duplicated documents will be left, and Party B shall be liable for any liabilities or losses arising therefrom and it has nothing to do with Party A.

#### Article 10 Dispute Resolution

Any dispute arising from the performance of the contract shall be settled by both parties through consultation. If no settlement can be reached through consultation, either party may file a lawsuit with the people's court with jurisdiction.

#### Article 11 Effectiveness of the Contract

This contract is made in\_\_\_\_copies, with Party A retaining\_\_\_\_copies, and Party B retaining\_\_\_\_copies. The contract shall come into force upon being signed and sealed by both parties.

Part A (SEAL):

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

Part B (SEAL):

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

## 付録 16 技術開発契約(CN)

### 技术开发合同

委托方\_\_\_\_\_（以下简称“甲方”）

地址\_\_\_\_\_

受托方\_\_\_\_\_（以下简称“乙方”）

地址\_\_\_\_\_

甲方委托乙方研究开发\_\_\_\_\_项目，乙方接受委托并进行此项研究开发工作。根据《中华人民共和国合同法》的规定，经双方当事人协商一致，签订本合同。

#### 第一条 项目概要

1. 项目名称：\_\_\_\_\_。

2. 项目概要：\_\_\_\_\_。

#### 第二条 开发成果

1. 本技术开发项目在国内外的现状、水平及发展趋势：\_\_\_\_\_。

2. 本研究开发成果应达到的技术水平：\_\_\_\_\_。

#### 第三条 甲方的主要义务

1. 向乙方支付约定的项目投资

项目投资总额为\_\_\_\_\_。

其中：设备费\_\_\_\_\_；材料费\_\_\_\_\_；

能源费\_\_\_\_\_；试验费\_\_\_\_\_；

试制费\_\_\_\_\_；安装费\_\_\_\_\_；

调式费\_\_\_\_\_；文件编制费\_\_\_\_\_；

2. 按照如下方式分期支付上述项目投资：\_\_\_\_\_。
3. 在合同生效后\_\_\_\_\_日内向乙方提供下列技术背景资料和原始数据：
4. 甲方应向乙方提供如下的协助事项\_\_\_\_\_。
5. 甲方应当及时进行如下事项接受研究开发成果\_\_\_\_\_。

#### 第四条 乙方的主要义务

1. 认真制定和实施研究开发计划。

本研究开发项目的计划和速度,如下：\_\_\_\_\_。本研究开发项目所采用的主研究、试验方法和技术路线（包括工艺流程）如下：

\_\_\_\_\_。

2. 合理使用研究开发经费。乙方对研究开发经费的使用，应专款专用，不得挪作他用。
3. \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日前在\_\_\_\_\_地向甲方交付约定的研究开发成果。

#### 第五条 违约责任

##### 甲方的违约责任

1. 甲方迟延支付研究开发经费，造成研究开发工作停滞、延误的，乙方不承担责任。甲方应当支付数额为投资总额\_\_\_\_\_%的违约金。逾期\_\_\_\_\_天不支付研究开发经费或者报酬的，乙方有权解除合同，甲方应当返还技术资料或者有关技术成果并补交应付的报酬，支付数额为项目投资总额\_\_\_\_\_%的违约金。
2. 甲方未按照合同约定提供技术资料、原始数据和协作事项或者所提供的技术资料、原始数据和协作事项有重大缺陷，导致研究开发工作停滞、延迟、失败的，甲方应当承担责任，但乙方发现甲方所提供的资料和数据有明显错误而没有通知甲方复核更正和补充的，应当承担相应的责任。甲方逾期\_\_\_\_\_天不提供技术资料、原始数据和协作事项的，乙方有权解除合同，甲方应当支付数额为项目投资总额\_\_\_\_\_%的违约金。
3. 甲方逾期\_\_\_\_\_天不接受工作成果的，乙方有权向合同外第三方转让或变卖工作成果。

##### 乙方的违约责任

1. 乙方未按计划实施研究开发工作的，甲方有权要求其实施研究开发计划并采取补救措施。乙方逾期\_\_\_\_\_天不实施研究开发计划的，甲方有权解除合同。乙方应当支付数额为项目

投资总额\_\_\_\_\_%的违约金。

2. 乙方将研究开发经费用于履行合同以外的目的，甲方有权制止并要求其退还相应的经费用于研究开发工作。因此造成研究开发工作停滞、延误或者失败的，乙方应当支付数额为项目投资总额\_\_\_\_\_%的违约金并赔偿损失。经甲方催告后\_\_\_\_\_天内，乙方仍未退还经费用于研究开发工作的，甲方有权解除合同。

3. 研究开发成果部分或者全部不符合合同约定条件的，乙方应当返还部分或者全部研究开发经费，支付数额为项目投资总额\_\_\_\_\_%的违约金。

第六条 利用研究开发经费购置的设备、器材、资料的财产归属

1.属于甲方的设备、器材、资料：\_\_\_\_\_

2.属于乙方的设备、器材、资料：\_\_\_\_\_

第七条 研究开发成果的归属和分享：

遂行本合同所完成的研究开发成果的专利权归\_\_\_\_\_方所有。

第八条 保密条款

本合同有效期内以及合同期满后\_\_\_\_\_年内，双方当事人应对下列技术资料承担保密义务。

第九条 技术风险的责任分担

在遂行本合同中，因出现无法克服的技术困难，导致研究开发失败或部分失败的，由此造成的风险损失由\_\_\_\_\_方负担。

当事人一方发现前款所列可能导致研究开发失败或部分失败的情形时，应当及时通知另一方并采取措施减少损失。没有及时通知并采取适当措施，致使损失扩大的，应就扩大的损失承担责任。

第十条 验收的标准和方法

1. 本合同所规定技术开发成果的验收标准为:

---

2. 本合同所规定技术开发成果的验收方法为

---

#### 第十一条 争议的解决方法

1. 双方在履行合同中发生争议的, 应按合同条款, 友好协商, 自行解决。
2. 双方不能协商解决争议的, 向人民法院起诉。

#### 第十二条 名词和术语的解释

本合同中涉及名词及术语解释如下:

---

#### 第十三条 合同的效力

本合同一式\_\_\_\_\_份, 甲方保留\_\_\_\_\_份, 乙方保留\_\_\_\_\_份。经双方当事人签字、盖章之日起生效。

甲方(签章)

乙方(签章)

法定代表人

法定代表人

签订日期: 年 月 日

签订日期: 年 月 日

## 付録 17 技術開発契約(JP)

### 技術開発契約書

委託者 \_\_\_\_\_ (以下、「甲」という)

住所 \_\_\_\_\_

受託者 \_\_\_\_\_ (以下、「乙」という)

住所 \_\_\_\_\_

甲は乙に研究開発プロジェクト \_\_\_\_\_ を委託し、乙は当該研究開発作業を受託した。「中華人民共和国契約法」の関係規定に基づき、双方当事者は、協議を経て合意を得たうえ、本契約を締結する。

#### 第1条 プロジェクトの概要

1. プロジェクト名称 \_\_\_\_\_

2. プロジェクトの概要 \_\_\_\_\_

#### 第2条 開発の成果

1. 中国国内外における本技術開発プロジェクトの現状、レベル及び発展趨勢 \_\_\_\_\_。

2. 本研究開発の成果が達すべき技術レベル \_\_\_\_\_。

#### 第3条 甲の主要義務

1. 乙に支払う約定したプロジェクト投資

プロジェクト投資総額 \_\_\_\_\_

そのうち、設備費用は \_\_\_\_\_ で、原材料費用は \_\_\_\_\_ である。

エネルギーコストは \_\_\_\_\_ で、試験費用は \_\_\_\_\_ である。



試作費用は\_\_\_\_\_で、据付費用は\_\_\_\_\_である。

試験調整費用は\_\_\_\_\_で、文書編成費用は\_\_\_\_\_である。

2. 次の方法により上記のプロジェクトの出資を分割払いにする。

\_\_\_\_\_

3. 契約が発効した後、\_\_\_\_\_日以内に乙に対し、次の技術背景資料とオリジナルデータを提供する。

4. 甲は乙に対し次の協力事項を提供すべきである。

\_\_\_\_\_

5. 甲は、適時に次の事項を実施し、研究開発成果を受け入れる。

\_\_\_\_\_

#### 第4条 乙の主要義務

1. 真面目に研究開発計画を制定し、実施する。

本研究開発プロジェクトの計画と速度は次の通りである。\_\_\_\_\_。本研究開発プロジェクトに採用される主な研究、試験方法と技術方針（プロセスを含む）は次の通りである。\_\_\_\_\_。

2. 合理的に研究開発経費を使用する。乙は、研究開発経費について、専門資金を専門的に使用し、その他のために流用してはならない。

3. \_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日前に\_\_\_\_\_（場所）で甲に約定した研究開発成果を交付する。

#### 第5条 違約責任

##### 甲の違約責任

1. 甲が研究開発費用を納付遅滞したため、研究開発作業が停滞・遅延された場合、乙はその責任を負わない。甲は、投資総額の\_\_\_\_\_％を違約金として支払うべきである。

甲が期限から\_\_\_\_\_日を経過しても研究開発費用又は報酬を支払わない場合、乙は契約を解除する権利を有し、甲は技術資料又は関係技術成果を返還し、支払うべき報酬を補

充納付すべきであり、プロジェクト投資総額の\_\_\_\_\_ %の違約金を支払う。

2. 甲が契約における約定に基づく技術資料、オリジナルデータと提携事項を提供せず、若しくは提供した技術資料、オリジナルデータと提携事項に重大な不備があつて、研究開発作業が停滞・遅延・失敗される場合、甲は相応の責任を負うべきであるものとする。乙は甲が提供した資料とデータに明らかな誤りが有ることを発見したにもかかわらず、甲に対し更正及び補充に関する通知をしない場合、相応の責任を負うものとする。甲が期限から\_\_\_\_\_日を経過しても技術資料、オリジナルデータと提携事項を提供しない場合、乙は契約を解除する権利を有し、甲は投資総額の\_\_\_\_\_ %を違約金として支払うべきである。

3. 甲が期限から\_\_\_\_\_日を経過しても開発成果を受け取らない場合、乙は開発成果を契約以外の第三者に譲渡若しくは販売する権利を有する。

#### 乙の違約責任

1. 乙が契約による研究開発作業を実施しない場合、甲は、乙に対し研究開発計画を実施し、かつ救済措置を取るよう求める権利を有する。乙が期限から\_\_\_\_\_日を経過しても研究開発を実施しない場合、甲は、契約を解除する権利を有する。乙は、投資総額の\_\_\_\_\_ %を違約金として支払うべきである。

2. 乙が研究開発費用を契約に定めた目的の以外に使用する場合、甲は、乙の行為を制止させ、かつ乙に対し相応の費用を返還し、又は当該費用を研究開発に使用するよう要求する権利を有する。前記の原因により研究開発作業の停滞・遅延又は失敗をもたらした場合、乙は投資総額の\_\_\_\_\_ %を違約金として支払い、かつ損害を賠償すべきである。甲による催告を経てから、\_\_\_\_\_日以内に乙が依然として研究開発に使用する費用を返還しない場合、甲は契約を解除する権利を有する。

3. 研究開発成果の一部又は全部が契約に約定した条件に合致しない場合、乙は一部分又はその全部の研究開発費用を返還すべきであり、投資総額の\_\_\_\_\_ %を違約金として支払うものとする。

第6条 研究開発費用を利用して購入する設備、機材、資料に係る財産の帰属

1. 甲に帰属する設備、機材、資料 \_\_\_\_\_。
2. 乙に帰属する設備、機材、資料 \_\_\_\_\_。

第7条 研究開発成果の帰属と享有

本契約の遂行につれて完成された研究開発成果の特許権は\_\_\_\_\_に帰属する。

第8条 秘密保持条項

本契約の有効期間内及び契約期間満了後の\_\_\_\_\_年以内に、双方当事者は次に掲げる技術資料に対し秘密保持義務を負うものとする。

技術資料\_\_\_\_\_。

第9条 技術リスクに対する責任分担

本契約の遂行の過程において、克服しかねる技術問題が生じることにより、研究開発が失敗し、又は部分的に失敗した場合、当該失敗によるリスク損害は、\_\_\_\_\_が負担するものとする。

何れかの当事者が前項に掲げた研究開発の失敗又は部分的失敗をもたらし得る情状を発見した場合は、適時に相手側の当事者に通知し、かつ損害を減少するための措置を取るべきである。通知せず又は適当な措置と取らないため、損失を拡大させた場合、拡大の損失に対し、責任を負うものとする。

第10条 検収の基準と方法

1. 本契約に規定される技術開発成果の検収の基準は次の通りである。

\_\_\_\_\_。

2. 本契約に規定される技術開発成果の検収の方法は次の通りである。

\_\_\_\_\_。

第 11 条 契約紛争と解決方法

1. 双方当事者間において、契約の遂行中に紛争が生じる場合、契約の条項に基づき、友好的に協議し、自ら解決するものとする。
2. 双方当事者間において、協議を経ても紛争が解決できない場合、裁判所に訴訟を提起する。

第 12 条 名詞及び専門用語の解釈

本契約に及ぶ関係名詞と専門用語の解釈は次の通りである。

-----

第 14 条 契約の効力

本契約は 1 式 \_\_\_\_\_ 部とし、甲は \_\_\_\_\_ 部を留保し、乙は \_\_\_\_\_ 部留保し、双方当事者が署名・押印する日から発効する。

甲（押印）

乙（押印）

法定代表者

法定代表者

期日 年 月 日

期日 年 月 日

## 付録 18 技術開発契約(EN)

### TECHNOLOGICAL DEVELOPMENT CONTRACT

Commissioning Party \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party A")

Address\_\_\_\_\_

Commissioned Party \_\_\_\_\_ (Hereinafter referred to as "Party B")

Address\_\_\_\_\_

#### WITNESSETH

Party A commissions Party B with the research and development of \_\_\_\_\_ project, and Party B accepts the commission and conducts the research and development work.

Now therefore, both parties agree to enter into this contract in accordance with the provisions of Contract Law of the People's Republic of China through negotiation

#### Article 1 Project Overview

1. Project Name: \_\_\_\_\_.
2. Project Overview: \_\_\_\_\_.

#### Article 2 Development Achievement

1. Current status, level and development trend of this technology development project at home and abroad: \_\_\_\_\_.
2. Technical level that should be reached in the development of this research: \_\_\_\_\_.

#### Article 3 Party A's Main Obligation

1. Pay Party B the agreed investment of the project

The total amount of investment for the project is \_\_\_\_\_.

Wherein: Equipment Fee \_\_\_\_\_; Material Fee \_\_\_\_\_;

Energy Fee \_\_\_\_\_; Test Fee \_\_\_\_\_;

Trial Production Fee \_\_\_\_\_; Installation Fee \_\_\_\_\_;

Modulation Fee \_\_\_\_\_; Documentation Fee \_\_\_\_\_;

2. The above project investment shall be paid in installments as follows: \_\_\_\_\_.

3. Party A shall provide Party B with the following technical background information and original data within \_\_\_\_\_ days after the contract effects:

4. Party A shall offer the following assistance to Party B: \_\_\_\_\_.

5. Party A shall promptly accept the following research and development achievement \_\_\_\_\_.

#### Article 4 Party B's Main Obligation

1. Carefully Formulate and Implement Research and Development Plans.

The plan and speed of this research and development project are as follows: \_\_\_\_\_.

The main research, test methods and technical lines (including technological process) used in this research and development project are as follows: \_\_\_\_\_.

2. Reasonable use of research and development funds. Party B shall use the funds only for the research and development and shall not use them for other purposes.

3. The agreed research and development achievement shall be delivered to Party A before \_\_\_\_\_ year \_\_\_\_\_ month \_\_\_\_\_ day in \_\_\_\_\_.

#### Article 5 Liability for Breach of Contract

##### Party A's Liability for Breach of Contract

1. Party B shall not be liable for any delay in payment of research and development funds by Party A, which results in standstill or delay of research and development

work. Party A shall pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total investment amount of the project. If the research and development funds or remuneration are not paid \_\_\_\_\_ days, Party B shall have the right to terminate the contract. Party A shall return the technical documents or relevant technical achievement and repay the remuneration, and pay the liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total investment amount of the project.

2. If Party A fails to provide technical documents, original data and cooperation items in accordance with the contract, or the technical documents, original data and cooperation items provided are seriously flawed, resulting in standstill, delay or fail of research and development work, it shall bear the responsibility. However, if Party B finds that there are obvious errors in the documents and data provided by Party A and fails to notify Party A to review, revise and supplement, it shall bear the corresponding responsibilities. If Party A fails to provide technical documents, original data and cooperation items within \_\_\_\_\_ days, Party B shall have the right to terminate the contract, and Party A shall pay the liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total investment amount of the project.

3. If Party A fails to accept the achievement of the work within \_\_\_\_\_ days, Party B shall have the right to assign or sell the work achievement to a third party.

#### Party B's Liability for Breach of Contract

1. If Party B fails to implement the research and development work as planned, Party A shall have the right to require Party B to implement the research and development plan and take remedial measures. If Party B fails to implement the research and development plan \_\_\_\_\_ days within the time limit, Party A shall have the right to terminate the contract. Party B shall pay the liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total investment amount of the project.

2. If Party B uses the research and development funds for purposes other than performance hereof, Party A shall have the right to stop and require Party B to return the corresponding funds for the research and development work. As the result of work standstill, delay or failure caused thereby, Party B shall pay liquidated damages of

\_\_\_\_\_ % of the total project investment and compensate for the losses. Party A shall have the right to terminate the contract if Party B fails to return the funds for research and development within \_\_\_\_\_ days after receiving demand for performance from Party A.

3. If part or all of the research and development achievement fail to meet the conditions stipulated in the contract, Party B shall return part or all of the research and development funds and pay liquidated damages of \_\_\_\_\_ % of the total investment of the project.

#### Article 6 Property Ownership of Equipment, Apparatus and Document Purchased with Research and Development Funds

1. Equipment, Apparatus and Document belonging to Party A: \_\_\_\_\_

2. Equipment, Apparatus and Document belonging to Party B: \_\_\_\_\_

#### Article 7 Attribution and Share of Research and Development Achievement:

The patent right of the research and development achievement completed in the performance of this contract shall be owned by \_\_\_\_\_.

#### Article 8 Confidentiality

During the term of this contract and within \_\_\_\_\_ years after the expiration of the contract, both parties shall bear the confidentiality obligations for the following technical data.

\_\_\_\_\_

#### Article 9 Risk-Bearing on Technique

In the performance of this contract, if the research and development fails or partially fails due to insurmountable technical difficulties, the risk and loss caused thereby shall be borne by Party \_\_\_\_\_.



If one party discovers that the circumstances listed in the preceding paragraph may lead to failure or partial failure of research and development, it shall promptly notify the other party and take measures to reduce the loss. Those who fail to give timely notice and take appropriate measures, thus causing the losses to expand, shall be liable for the expanded losses.

#### Article 10 Acceptance Standard and Method

1. The acceptance standard for the technical development achievement specified in this contract is:

---

2. The acceptance method for the technical development achievement specified in this contract is:

---

#### Article 11 Dispute Resolution

1. Any dispute arising from the performance of the contract shall be settled by both parties through friendly negotiation in accordance with the terms of the contract.

2. If no settlement can be reached through negotiation, either party may file a lawsuit with the people's court.

#### Article 12 Interpretation of Nouns and Terms

Nouns and Terms involved in this contract shall be interpreted as follows:

---

#### Article 13 Effectiveness of the Contract

This contract is made in \_\_\_\_ copies, with Party A retaining \_\_\_\_ copies and Party B retaining \_\_\_\_ copies. The contract shall come into force upon being signed and sealed by both parties.

Part A (SEAL):

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

Part B (SEAL):

Legal Representative:

Date:    Year    Month    Day

## 付録 19 N社とB社との間にWAPI専利侵害事件

### N社 VS B社のWAPI特許侵害事件に関する検討

#### 前書き

近日、N社がB社を提訴した発明特許権侵害事件の二審の結果が出た。北京市高等裁判所（以下、「二審裁判所」という。）はB社の控訴を棄却し、北京知的財産裁判所（以下、「一審裁判所」という。）の一審判決を維持する旨の二審判決を言い渡した。本件は標準特許、間接侵害、侵害責任の負担等に関係するため、業界において中国初の標準特許侵害事件、または中国標準特許第一事件と呼ばれている。また、本件のクレームは、複数の実行主体を含む方法クレームであるため、侵害判定を如何に行うかについても広く注目されている。

#### I 基本情報

##### 当事者情報

一審原告、二審被控訴人：N社

一審被告、二審控訴人：B社

##### 判決情報

一審：北京知的財産裁判所（判決番号：（2015）京知民初字第1194号、判決日：2017年3月22日）

二審：北京市高等裁判所（判決番号：（2017）京民終454号、判決日：2018年3月28日）

#### II 経緯

2015年7月、N社は、自社の「無線LANへの移動装置の安全なアクセス及びデータ暗号化通信の方法」という特許（特許番号：ZL02139508.X。以下、本件特許という。）が侵害されたとして、B社を一審裁判所に提訴し、侵害の差し止め及び損害賠償を請求した。本件特許は、GB15629.11-2003/XG1-2006標準の標準必須特許である。2009年前後から、スマートフォンはWAPI検査に合格しない限り、工信部に承認される通信機器型式及びネットワークライセンスを取得できないので、本件標準は現実に強制実施されている。

原告は、被告が本件特許の請求項1、2、5、6を侵害していると主張したが、本稿では簡潔さのために請求項1のみ記す。

#### 【請求項1】

アクセス認証プロセスは、

移動端末MTは、移動端末MTの証明書を無線アクセスポイントAPに送信し、アクセス

認証を要求するステップ1と、

無線アクセスポイントAPは、移動端末MTの証明書及び無線アクセスポイントAPの証明書を認証サーバASに送信し、証明書認証を要求するステップ2と、

認証サーバASは、無線アクセスポイントAP及び移動端末MTの証明書を認証するステップ3と、

認証サーバASは、無線アクセスポイントAPへの認証結果及び移動端末MTへの認証結果を証明書認証応答により無線アクセスポイントAPに送信し、ステップ5を実行し；移動端末MTの認証が失敗した場合、無線アクセスポイントAPは移動端末MTのアクセスを拒否するステップ4と、

無線アクセスポイントAPは、無線アクセスポイントAPの証明書認証結果及び移動端末MTの証明書認証結果をアクセス認証応答により移動端末MTに送信するステップ5と、

移動端末MTは、受信した無線アクセスポイントAPの証明書認証結果を判断し；無線アクセスポイントAPの認証に成功した場合、ステップ7を実行し；そうでない場合、移動端末MTは無線アクセスポイントAPへのログインを拒否するステップ6と、

移動端末MTと無線アクセスポイントAPとの間のアクセス認証プロセスが完了し、双方が通信を開始するステップ7とを含む、

ことを特徴とする無線LANへの移動装置の安全なアクセス及びデータ暗号化通信の方法。

請求項1は移動装置のLANアクセス時のセキュリティ認証方法に関するものである。この特許方法は、移動端末、無線アクセスポイント及び認証サーバという複数の実行主体に関係し、クレームにはこの3つの主体がそれぞれ特定の動作及びやり取りを行うことが規定されている。

一審裁判所は審理を経て以下のように判断した。

B社は許諾なしにイ号製品の設計開発、生産製造、出荷検査等においてWAPI機能測定を行い、本件特許方法を実施し、N社の特許権を侵害した。本件特許は、端末MT、アクセスポイントAP及び認証サーバASという3つの物理的実体を通じて実施するものである。MT側であるイ号製品、およびAP、AS各側の行為はいずれも、本件特許権への独立侵害にならない。そのため、B社が「中華人民共和国侵害責任法」(以下、「侵害責任法」という。)第十二条に掲げる共同侵害行為に該当するとしたN社の主張は成立しない。しかし、B社がイ号製品にWAPI機能モジュールセットが内蔵されていること、このセットが

本件特許を実施するための専用装置であることを知りながら、N社の許諾を得ずに業としてこの製品を他者に供給して本件特許を実施させる行為は、侵害幫助行為に該当する。また、双方の当事者がなかなか正式の特許許諾交渉を進められなかったのは、特許実施者の過ちのためである。

以上の認定を踏まえ、一審裁判所は以下の一審判決をした。

(1) B社は、N社の「無線LANへの移動装置の安全なアクセス及びデータ暗号化通信の方法」という第ZL02139508.X号特許への侵害行為を直ちに停止する。

(2) B社はN社の経済損失への賠償として8,629,173人民元を支払う。

(3) B社はN社の合理的な訴訟費用への賠償として474,194人民元を支払う。

(4) N社の他の請求を棄却する。

B社は一審判決を不服として、二審裁判所に控訴した。

二審裁判所は、B社の行為が侵害幫助行為に該当するとして一審判決の認定を是正したが、他の認定を認めた。したがって、二審判決は控訴を棄却し、原判決を維持する旨のものであった。

### III 争点

本件において、最も注目された争点は下記の4点にある。

(1) B社の行為が中国特許法第十一条に規定する直接侵害行為に該当するか。

(2) B社の行為が侵害責任法第九条第一項に規定する侵害幫助に該当するか。

(3) B社の抗弁事由が成立するか。

(4) B社がどのような侵害民事責任を負担すべきか。

上記争点について、当事者の主張、裁判所の判断及び筆者のコメントを以下に記す。

#### 1. 争点1について

##### 1.1 当事者の主張

N社は、「品質マネジメントシステム要件」の規定に基づき、被告が本件スマホの設計開発、生産製造、出荷検査等においてWAPI機能が正常であるか否かを確認する必要があると合理的に推測できる、と主張した。

B社は、「品質マネジメントシステム要件」は推奨標準であり、被告が必ず採用するわけではなく、採用するとしても実際の状況に応じてこの標準を部分的に省略してもよいと主張するとともに、被告はスマホメーカーであり、被告が提出した検査報告書に示すように、イ号スマホに内蔵されたワイヤレスネットワークアダプターMACチップとそれに使用されるWAPIソフトウェアはいずれもU社又はM社からのものであり、被告がWAPI技

術製品を組み立てればよく、出荷検査を行う必要はないと説明した。さらに、B社は控訴時に、製造、販売したイ号製品が本件特許の構成を「すべて充足する」ものではないと主張した。

## 1.2 一審裁判所の判断

原告の証拠調査申請に基づき、一審裁判所は、被告に本件スマホの開発、製造、テスト等においてWAPI機能を実現するために使用したすべての技術文書、テスト基準、使用した装置、テストデータ及びテストレポート等の証拠を提出するよう命令した。被告は、開発段階のWAPIテストのデータセット、製品型式及びプラットフォーム対応説明表、生産段階のテストデータ等の証拠6件を提出し、開発段階において一部の型式のイ号製品に対してWAPI機能測定を行ったことを明確に認めた。

一審裁判所は以下のように認定した。

「品質マネジメントシステム要件」は、国家質検総局及び国家標準委員会が共同で発表した国家標準であり、製品の設計、開発及び納品又は実施前の検査標準を明確に定めている。被告はこの標準を実行していないと主張するなら、裁判所の要望に従って社内用のテスト基準等の品質管理基準文書を提出して証明しなければならない。

裁判所が、WAPI機能を実現するために使用したテスト基準を提出するよう被告に要望したものの、被告が提出を拒否したことに鑑み、一審裁判所は、開発段階において一部の型式のイ号製品に対してWAPI機能測定を行ったという、被告が自ら認めた事実を認定した他、被告が本件スマホの製造、出荷検査等において「品質マネジメントシステム要件」という標準を実行しており、WAPI機能測定も行ったと推定している。

## 1.3 二審裁判所の判断

二審裁判所は、設計開発、生産製造、出荷検査等の段階についてそれぞれ認定すべきであるとした。

設計開発段階について、二審裁判所は原審判決を認め、以下のとおり認定した。

「まず、B社は、イ号製品が本件特許を実施できるものであり、イ号製品がGB15629.11-2003/XG1-2006標準に適合していることを認めた。上述のとおり、本件標準における関係発明は、本件特許の請求項1の構成をすべて充足したものである。そのため、B社が製造、販売したイ号製品は、AP、ASとともに動作する際に、N社の本件特許への侵害となる。また、移動通信機器メーカーにおける共通の慣行によれば、WAPI機能測定は型式確認のテスト項目であり、型式確認、認証前の検査段階において行い、しかも一定のサンプルを抽出してテストするのが一般的である。B社は、2009年前後から、スマ

ートフォンがWAPI検査に合格しない限り、工信部に承認される通信機器型式及びネットワークライセンスを取得できないことを自認し、開発段階において一部の型式のイ号製品に対してWAPI機能測定を行ったことも認めた。このように、少なくとも設計開発又はサンプル検査段階において、B社が許諾なしに本件特許の発明を完全に実施したと判断できる。これにより、B社がイ号製品の製造において、本件特許を許諾なしに実施し、N社の本件特許を侵害したことも認定できる。B社が、本件に係る35機種スマートフォンがいずれもWAPI機能を有すると認めていることから、B社が本件に係る35機種スマホテストのテストにおいて本件特許の方法を実施したと合理的に推定される。」

一方、生産製造及び出荷検査の段階については、二審裁判所は原審判決の認定を採用していない。理由は下記のとおりである。

「WAPI発明の実施は、移動端末MTに証明書を予めダウンロードし、複雑なインストールの操作を行う必要があり、これらの操作手順は時間がかかる。移動端末の出荷検査段階において、すべての移動端末に対してWAPI機能測定を行うことは、工業生産ラインの稼働効率の要求に適合しない。WAPI機能測定は、型式確認、認証前の検査段階において行い、しかも一定のサンプルを抽出してテストするのが一般的であり、出荷検査等の段階でテストするわけではない。また、「品質マネジメントシステム要件」は推奨標準であり、B社は必ず採用するわけではなく、採用するとしても実際の状況に応じてこの標準を部分的に省略してもよいと明確に主張した。」

二審裁判所は最終的に、現時点の証拠はB社が生産製造、出荷検査の段階において本件特許を実施したことを証明できないものの、スマホ製造業界では、製品の設計開発、製品型式決定後の生産製造及び出荷検査のいずれの段階において本件特許を実施したかを問わず、特許法上の本件特許の実施行為に該当するため、B社がイ号製品の製造において本件特許を実施しており、N社の本件特許を侵害している、と判断した。

## 2. 争点2について

### 2.1 当事者の主張

N社は、被告が製造した本件スマホは、必須の道具として、他者による本件特許の実施を幫助したと主張した。

B社は、「本件特許を直接実施できるのはユーザーのみであり、ユーザーが本件特許を実施したことを証明する証拠はない。ユーザーが本件特許を実施したとしても、ユーザーの直接侵害が存在しないため、被告も共同侵害にならない。イ号製品は実質的非侵害用途を有する。被告に過ちがあるとは推定できない。よって、被告は他者による本件特許の実

施を幫助していない。」と主張した。

## 2.2 一審裁判所の判断

一審裁判所は、「通常、間接侵害行為は直接侵害行為の存在を前提とする。しかし、これは、特許権者は別の主体が直接侵害行為を実際に実施したことを証明しなければならないことを意味していない。特許権者は、イ号製品のユーザーが製品の設計形態どおりに製品を使用すれば、特許の構成要件をすべて充足することさえ証明すればよい。ユーザーが侵害責任を負担するかしないかは、間接侵害行為の成立とは無関係である。このように解釈する理由は、使用方法特許では、請求項に規定する構成要件をすべて充足する主体がユーザーである場合が多い。一方、ユーザーは「業として」ではないため、特許侵害にならない。このような場合には、「間接侵害行為は直接侵害行為の存在を前提とする」という基準を機械的に適用すると、ユーザーに関わる使用方法特許は、法律により保護されなくなってしまい、このような使用方法にも特許を付与する特許制度の趣旨に反することとなる。」「被告は、イ号製品にWAPI機能モジュールセットが内蔵されていること、このセットが本件特許を実施するための専用装置であることを知りながら、N社の許諾を得ずに業としてこの製品を他者に供給して本件特許を実施させる行為は、侵害幫助行為に該当する。」と認定した。

## 2.3 二審裁判所の判断

二審裁判所は、直接実施者が特許侵害にならないゆえに「間接侵害」行為者が民事責任を負担することは例外であり、下記要件を満足する必要があるとした。

①行為者は、かかる製品が、特許の実施のために専用の材料、中間物、部品、機器などであることを知りながら、特許権者の許諾を得ずに、当該専用品を業として直接実施者に供給すること。

②当該専用品は本件特許発明には「実質的」役割があること。すなわち、材料、中間物、部品又は機器などのかかる製品は、些細なもの、副次的な位置づけのものではなく、本件特許発明の実施に必要不可欠で、しかも重要な位置づけにあること。

③当該専用品は「実質的非侵害用途」を有しないこと。すなわち、材料、中間物、部品又は機器などのかかる製品は、共通製品又は汎用製品ではなく、本件特許発明への使用以外の合理的な経済・商業的用途を有しないこと。

④直接実施者の存在を証明する証拠があり、かつ当該実施者は「業としない」個人又は特許法第六十九条第三、四、五号に該当すること。

また、二審裁判所も、B社のイ号製品におけるハードウェアとソフトウェアとからなる



WAPI機能モジュールセットは、本件特許の実施以外の実質的用途を有しないため、本件特許を実施するための専用装置であると認定している。

しかし、二審裁判所は最終的に、B社の行為が侵害幫助に該当しないと判断した。理由は「本件特許は方法特許であり、移動端末に内蔵されたWAPI機能モジュールの他、AP及びASの装置もともに動作する必要がある。つまり、本件特許は典型的な「複数の主体により実施される」方法特許であり、この発明は実施時に複数の主体の関与が必要で、複数の主体が共同又は相互に動作してこそ初めて完全に実施できる特許発明である。本件において、B社は、AP及びASの装置を供給しておらず、WAPI機能モジュールを内蔵した移動端末のみ供給している。移動端末MT、無線アクセスポイントAP及び認証サーバASは、三者対等セキュリティアーキテクチャであり、移動端末MT、無線アクセスポイントAP及び認証サーバASは相互のやり取りがないと、本件特許を実施できない。したがって、本件において、個人ユーザーを含むいずれの実施者も、独自で本件特許を完全に実施することができない。また、単一の行為者が他の行為者の実施行為を指導・制御したり、複数の行為者が共同で協力し合って本件特許を実施したりするような事情もない。直接実施者が存在しないことを背景に、その要素の一つだけ供給した者が侵害幫助に該当すると認定すると、上記侵害幫助の要件を満足せず、また、権利者への保護を過度に拡大し、社会公衆の利益を不当に損なうこととなる。」

### 3. 争点3について

B社の抗弁事由は、①B社がWAPIテストに使用したAP及びAS装置（IWNA2410）は本件特許を実施するための専用装置であり、N社によって適法に販売されたものであるため、本件特許の権利は消尽した点、②イ号製品のWAPI機能を実現するチップは、チップメーカーが供給したものであるため、N社の特許は権利消尽した点、③本件特許は国家強制標準に含まれ、N社は、「公正・合理的・無差別」のライセンス供与宣言をしているため、B社が侵害にならない点、という3点にある。

その抗弁事由②について、B社にチップを供給したチップメーカーであるU社は、一審裁判所の「証拠調査協力通知」への返答において、U社及びその子会社が本件特許のライセンスを取得していないことを明かしているため、権利の消尽に関するB社の抗弁事由②の主張は事実の根拠が欠如する。したがって、抗弁事由②に関しては詳細を省略し、抗弁事由①、③に関しては裁判所の判断及び筆者のコメントを以下に記す。

#### 3.1 専用装置の販売が権利の消尽をもたらすかについて

##### (1) 一審裁判所の判断

一審裁判所は、下記2点の理由により、単なる「使用方法特許」では権利の消尽は存在しないと判断している。

(i) 中国特許法第六十九条第一項第(一)号によれば、特許製品、又は特許方法により直接得た製品が、特許権者又はその許諾を取得した者により販売された後に、当該製品の使用、販売の申し出、販売、輸入を行う場合は、特許権侵害とみなさない。そのため、中国の現行法律において、方法特許の権利の消尽は、「特許方法により直接得た製品」の場合、つまり「製造方法特許」のみに適用される。単なる「使用方法特許」の場合には、権利の消尽は存在しない。

(ii) 中国特許法第十一条には、「発明特許権及び実用新案特許権が付与された後、本法に別段に定めがある場合を除き、いかなる法人又は個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施してはならない。すなわち、業としてその特許製品の製造、使用、販売の申し出、販売、輸入、又はその特許方法の使用、及びその特許方法により直接得られた製品の使用、販売の申し出、販売、輸入はしてはならない。」と定められている。このように、中国特許法第十一条では、方法特許の権利範囲に関して、「その特許方法の使用、及びその特許方法により直接得られた製品の使用、販売の申し出、販売、輸入」と明確に記載されているのに対して、「その特許方法の使用」という文言は第六十九条第一項第(一)号には記載がない。つまり、立法者の考えでは、「使用方法特許」の場合に権利の消尽は存在しないか又は権利の消尽を定める必要はないと考えられる。よって、「使用方法特許」は中国特許法に定める権利の消尽の範疇に属しない。

したがって、一審裁判所は、N社が検査装置を販売する行為は、この装置の使用方法特許の権利消尽をもたらさないと判断している。

## (2) 二審裁判所の判断

二審裁判所は、N社が販売した装置は、本件特許方法を実施するための専用装置であることを認めているが、「特許法第六十九条第一項第(一)号に規定する特許権の消尽原則は、適法に販売される製品自体の特許権のみ消尽させる。適法に販売される特許方法の実施又は特許製品の製造のための専用装置又は専用部品・部材が、製品又は方法特許の権利まで消尽させるというわけではない。特許製品又は特許方法により直接得た製品の場合のみ、特許権の消尽が存在する。単なる使用方法特許は、製品に及ばないので、権利の消尽は通常存在しない。」として、権利の消尽に関するB社の主張が成立しないと判断した。

**3.2 本件特許が国家強制標準に組み込まれ、N社がFRANDライセンス供与宣言を行ったことを理由とするB社の非侵害抗弁が成立するかについて**

## (1) 一審裁判所の判断

一審裁判所は以下のとおり判断した。

①本件標準は強制的な国家標準であり、本件特許は強制的な国家標準に組み込まれた必須特許である。

②現行法律では、特許侵害になるかどうかの判断において、法律上の根拠は中国特許法第十一条であり、具体的なルールは「特許権紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高裁判所の解釈」第七条に規定する「オール・エレメント・ルール」である。上記法律の条文及び司法解釈のルールでは、一般特許と標準必須特許は区別されていない。許諾なしに実施したものが標準必須特許である場合でも、特許侵害の問題はある。

③FRANDライセンス供与宣言は、特許権者の承諾にすぎず、一方的な民事法律行為である。この承諾は、すでにライセンスを行ったことを意味しない。つまり、本件のFRAND供与宣言だけでは、双方の間に特許ライセンス契約が締結されていると考えることができない。したがって、本件特許が国家強制標準に組み込まれており、原告がFRANDライセンス供与宣言を行ったことは、被告の非侵害抗弁の理由にはならない。

## (2) 二審裁判所の判断

二審裁判所は以下のとおり判断した。

①本件の上記国家強制標準は実施が延期されているため、効力からすれば、この技術標準は推奨的な国家標準とみなすべきである。

②中国最高裁の特許法律適用に関する司法解釈二第二十四条第一項には、「国家、業界又は地方の推奨標準に関連必須特許の情報が明示されており、被疑侵害者は、当該標準の実施には特許権者の許諾が必要でないことを理由に、当該特許権に対して非侵害である旨の抗弁を行う場合、裁判所は通常、その抗弁を認めない。」と規定されている。上述した司法解釈の規定によれば、本件特許が国家標準に組み込まれていることは、B社の非侵害抗弁の理由にはならない。

## 4. 争点4について

通常、特許侵害事件において、侵害の民事責任は、侵害停止及び損害賠償を含む。通常、賠償額は当事者間の争点になる。一方、本件は標準必須特許に関係するため、侵害停止の民事責任を適用すべきかについても争点となった。

### 4.1 侵害停止について

#### (1) 当事者の主張

N社は、2009年からB社に特許ライセンスを提案し、リスト及び見積もりを提示したが、

B社は取引を成立させる意欲がなかったとして、「B社が侵害行為を停止する」と判決すべきであると主張した。

B社は、N社が侵害対比表を提示しておらず、B社が侵害になるかについて不明であり、明らかな過ちはないため、侵害行為の停止を判決すべきではないと主張した。

## (2) 裁判所の判断

本件において、双方の当事者は2009年3月から2015年3月にかけて、本件特許のライセンスについて協議した。N社はB社に特許ライセンスリストを提示し、B社は、イ号製品となるスマートフォンが侵害になるかについて疑問を示し、N社に詳細なクレーム対比表の提示を求めた。双方の協議において、B社は「クレーム対比表を提示すべき」との主張を、2015年3月13日の交渉終結時まで持ち続けていた。その間に、N社は、秘密保持契約の締結又は2009年の秘密保持契約を前提にクレーム対比表をB社に提示できると明かしたが、B社はN社に秘密情報なしのクレーム対比表の提示を要望し続けていた。

一審裁判所は以下のとおり判断した。

①本件特許は標準必須特許である。被告は、原告によるクレーム対比表の提示に頼らずに、イ号製品におけるWAPI機能ソフトが本件特許の権利範囲に属するかを判断できると考えられる。したがって、被告が原告にクレーム対比表の提示を要望することは合理的であるとはいえない。

②クレーム対比表は、特許権者の見解や主張を含む可能性がある。そのため、特許権者が秘密保持契約の締結を求めることは合理的である。

以上より、一審裁判所は、双方の当事者がなかなか正式の特許許諾交渉を進められなかったのは、B社の過ちのためであると判断し、N社の侵害差し止め請求を認めた。

二審裁判所は一審裁判所の判断を実質的に認め、双方の交渉においてB社には明らかな過ちがあったと認定し、二審判決において「訴訟段階でも、B社は明確なライセンス条件を提案しておらず、自身が主張するライセンス料又はその金額以上の担保も適時に裁判所に提出しておらず、ライセンス交渉の誠意を示していない。」と明確に指摘している。

## 4.2 損害賠償について

### (1) 当事者の主張

N社は、1元/台の基準でライセンス料を算定し、ライセンス料の3倍で賠償額を算定すると主張した。自社の主張を証明するために、N社は、当事者以外の者と結んだ特許実施許諾契約4件を裁判所に提出した。その契約ではロイヤリティが1元/台であると約定されている。

B社は、上記契約の対象が特許群であり、本件特許が特許群のうちの1つにすぎないため、1元/台のライセンス料基準が不合理であると主張した。B社は、Wi-Fiロイヤリティ料率に関する認定を示した米国裁判所の判決を提出するとともに、端末で計算しても、特許毎に計算しても、原告が主張した1元/台のライセンス基準はFRAND原則に適合しないと指摘した。

また、二審において、本件特許を含むN社とA社との特許ライセンス契約において算定された料率が1人民元/端末より遥かに低いことを証明するために、B社は、N社とA社との本件特許に係るライセンス契約の伝票文書、公証認証文書及びその翻訳文（秘密保持証拠）を追加の証拠として提出した。

## (2) 裁判所の判断

本件において、原告の損失又は被告の所得について、双方の当事者はいずれも証拠を提出していない。したがって、一審裁判所は本件特許のライセンス料の倍数を参酌して被告の本件特許侵害に係る賠償額を合理的に算定した。具体的には、N社が提出した当事者以外の者との特許実施許諾契約4件に基づき、ロイヤリティが1元/台であると認定し、このロイヤリティとB社製スマートフォン製品の数（2,876,391台）との乗算により、ライセンス料が2,876,391元となると算定した。さらに、本件特許が無線LANセキュリティ分野の基本発明であり、技術賞に入賞したものであること、国家標準に組み込まれたこと、及び双方の協議において被告に過ちがあったことなどを勘案した上で、一審裁判所は、「ライセンス料の3倍で賠償額を算定する」としたN社の主張を認め、賠償額が8,629,173元であると算定した。

二審裁判所は、二審判決において、B社が提出したN社とA社との特許ライセンス契約である追加証拠を認め、この証拠に基づいて、「2010年7月8日、N社とA社は、N社の本件特許を含む特許35件及び特許出願16件に関する特許ライセンス契約を締結し、ライセンス料については、初期費用と、毎年の具体的な製品種別に応じる包括費用とを支払うと約定している」ことを明らかにした。にもかかわらず、賠償額の算定について、二審裁判所は「一審裁判所が本件特許のタイプ、侵害行為の性質及び情状、特許ライセンスの性質、範囲、時間等を勘案し、本件特許のライセンス料の倍数を参酌して合理的に算定したB社の本件特許侵害に係る賠償額は、事実及び法律の根拠がある」と簡単に述べただけで、一審判決の賠償額を認めた。

## 付録 20 H 社と G 大学との間の技術譲渡契約紛争

### H 社と G 大学との間の技術譲渡契約紛争

#### 控訴・民事請求判決書

審理法院 最高人民法院

案件番号 (2016) 最高法民再 252 号

判決期日 2016 年 9 月 21 日

再審請求人（一審原告、二審被上訴人） H 社

被請求人（一審被告、二審上訴人） G 大学

再審請求人 H 社は、被請求人 G 大学との間の技術譲渡契約紛争案件について、山東省高級法院（2013）魯民三終字第 30 号民事判決を不服とし、当法院に再審を請求した。当法院は 2015 年 11 月 20 日付で（2014）民申字第 972 号民事裁定書を下し、本案件を審理した。当法院は法により合議体を構成し、公開で本案件の開廷・審理を行なった。再審請求人 H 社の訴訟代理人個人 H、被請求人 G 大学の訴訟代理人個人 X、個人 S は、法廷に出頭し、訴訟に参加した。本案件は現在すでに審理終結されている。

H 社は再審請求において、次のとおり主張した。二審判決で認定した事実には、証拠による証明が欠如し、適用法律も誤っているため、二審判決を取消し、一審判決を維持すると同時に、判決の中の不公正な部分を正すよう請求する。全ての設備は G 大学に帰し、経済的価値に換算して補償すること。H 社の既得利益を賠償し、H 社の投資利息に対して、商業銀行貸出利息に基づいて賠償すること。訴訟費用、鑑定費用、休業損害補償金については、G 大学が負担すること。その主な理由は、次のとおりである。

1、本案件のプロジェクトの粉末大豆レシチンの年間生産量が 600 トンに達していない原因は、H 社が購入した遠心分離機と無関係である。H 社が実際に購入した鯨ブランド遠心分離機は、G 大学の教授個人 R の同意を得ているが、同ブランドの遠心分離機は、牡丹ブランド遠心分離機との間でその馬力が若干異なるほかに、その他の技術パラメータは、いずれも一致するため、その製造に影響を与えない。当該設備の検査、取付、試運転などにおいて、個人 R はずっと立会い、かつ如何なる異議も申し立てなかった。

2、本案件のプロジェクトの粉末大豆レシチンが 600 トンに達していない原因は、H 社が購入した乾燥機と無関係である。H 社が購入した 1000L 型の乾燥機は、個人 R の同意を得ており、個人 R は如何なる異議も申し立てなかった。

3、「準備説明」と「資産評価報告書」に列挙された設備のその他差異について、本案件のプロジェクトは、3 回の試作を経たものの、いずれも失敗し、個人 R も改善案を提出することができず、個人 R は当該 3 回改善のいずれにも立会っていたが、同プロジェクトの設計全体が不合理であった。製造ラインは 3 回の大きな技術的改善を経ていたため、設置される設備にも比較的大きい変化が生じている。

4、二審法院は H 社が G 大学の指導に基づいて完全に自社の義務を履行したことを立証できなかつたため、本案件のプロジェクトの産量が目標に達せなかつた原因が技術の未熟であることを認定できないと判定したが、当該判定は客観的な事実を満たさない。本案件のプロジェクトは、徹底的に失敗したプロジェクトである。一審法院は設備の定位、設置、取付などについて、2 回にわたって現場踏査を行い、現場で問題の解決を図るために、G 大学の個人 R に改善案を提出することを求めたものの、個人 R は如何なる建設的な意見も提出することができなかつた。

被請求人 G 大学は、二審判決で認定した事実がはっきりし、適用した法律も正しいため、H 社の再審理由は成り立たなく、棄却すべきであると弁解した。その主な理由は下記のとおりである。

1、「準備説明」は専利実施許諾契約の構成部分に該当せず、技術的指標の保証にも該当しないため、H 社が生産能力の不達成を理由に、G 大学に対して賠償責任を負うよう求めたことには、契約上の根拠がない。

2、契約の約定によれば、G 大学の義務は H 社に対して専利技術の使用を許諾し、かつ合格な製品の製造を指導することであり、G 大学はすでに全面的に契約上の義務を履行している。

3、H 社は完全に G 大学の指導に基づく重要な設備型番を選定することができず、かつ数多い設備の購入もできなければ、製造プロセスも完全に成し遂げることができなかつたため、製造ラインの構築により年間生産量 600 トンを達成することはできなかつた。

4、H 社による契約の履行過程には、違約行為が存在し、違法による事業行為も存在していたため、合格製品を製造する状況下で、一方的な製造の停止によりもたらした損失について、自らその責任を負うべきである。

5、G 大学と H 社が 2006 年 12 月 11 付で締結した「技術譲渡契約」は、解約要件を有

しない。

6、「会計検査報告」、「評価報告」には、重大な瑕疵が存在するだけでなく、確定された損失はG大学による技術譲渡行為との間の因果関係を持たないため、二審法院が下した(2013)魯民三終字第30号民事判決により、H社の訴訟上の請求を棄却したことは正しいのである。

H社は山東省棗庄市中级人民法院に訴訟を提起し、下記のとおり請求した。

- 1、本案件の技術譲渡契約を解除すること。
- 2、G大学がH社に対して、技術譲渡料8万元を返済すること。
- 3、G大学はH社に対して、その投資及び取得可能な利益などを含む経済損失10997730.18元を賠償すること。
- 4、訴訟費用については、G大学が負担すること。

一審法院は調査を経て下記の事実を明らかにした。2006年8月から2007年4月までの間、G大学の粉末レシチンに係る製造方法、プロセスは、前後して国家知的産権局から複数の発明専利権が授与された。G大学の専利技術は、更に山東省科学技術委員会が鑑定した「粉末大豆レシチン試験調査新プロセスに関する研究」の科学技術成果鑑定証書も取得している。

2006年12月11日、G大学はH社と技術譲渡契約を締結し、同契約では下記のとおり約定した。G大学は「高純度粉末大豆レシチン製造技術」をH社に譲渡し、かつ合格製品を製造できるまでに、専門研究員をH社に派遣して、譲渡プロジェクトに係る総体企画の制定、その製造に必要な設備型番の選定、設備の取付・テストに係る指導を行なうものとする。譲渡プロジェクトが製造投入過程において、技術的問題により既存設計製品の製造コストに達せず、かつ製造過程において、三廃(廃水・廃棄・固定廃物)が国家環境保護要求を満たさない場合、G大学はH社に合理的な技術改善案を提供しなければならず、技術案の非合理により経済損失をもたらした場合は、G大学がその責任を負うものとし、H社がG大学の技術改善案を執行する際の不利によりもたらす経済損失については、H社がその責任を負うものとする。技術譲渡料は13万元とし、第1回は8万元で、契約の締結日にその全額を支払うものとし、第2回は5万元で、国家基準を満たす合格な製品を製造した後でその全額を支払うものとする。

2007年1月、G大学の代表者である生命科学院教授個人Rは、H社に「準備説明」1部を提供したが、当該説明では「当該プロジェクトはすでに一括で成功裏に東営A社に譲渡したことがある。その製造規模は0.5トン/日であり、今回の譲渡規模は元来の基礎



から適切に拡大し、設備型番の選定及び工場建物の建設は、いずれも元来の0.5トン/日から2トン/日の規模に拡大されている。……年間生産量600トンは、2トン/日に基づき、年度営業日を300日の目処に算出したものである。」と記載されている。

技術譲渡契約を締結した後、当事者は契約を履行し始めた。本案件の技術の主な発明者個人Rは、契約の約定に基づき、H社に「製造プロセスフローチャート」を含む関連技術資料を提供し、かつ製造プロジェクトの総体企画、設備の購入・取付・テストなどの作業を指導し、H社は個人Rの指導の下で、製造プロジェクトへの投資を行い、前後して遠心分離機、抽出タンク、ボイラーなどの設備を購入し、設備の取付も行なった。遠心分離機を購入する際に、個人RはH社に対して、自己が指定した「牡丹」ブランド設備を購入することを求めたものの、H社は同一型番のその他のブランド製品を購入した。取付、テスト調整過程において、G大学がかつて異議を申し立てたことを証明できる証拠はなかった。

2009年1月10日、H社は科学技術借金を申請するために、棗庄市科学技術局と棗庄市財政局に専門家を組織してプロジェクトに対する検収を行ってもらった。個人Rが専門家グループの主任委員を担っていたが、検収意見表に記載されたプロジェクト名称は、「年間生産量600トン大豆粉末レシチン」であり、割引利子金額は11.8万元であった。

H社は2008年8月から前後して3回の試作を行なった。製造ラインでの3回の試作において、G大学の個人Rは、当該技術の主な発明者として製造に影響を与える技術問題について、有効な技術改善案を提供できなかった。したがって、H社の技術者は、独自に同業界のその他のメーカーと相談することを通じて、製造を改善することができた。当該製造ラインは2008年10月から製造を行なうことができたものの、双方当事者とも認めた製品の日量は100キロ強しか達せなかった。2009年4月8日、H社はG大学から譲渡された技術に深刻な瑕疵が存在し、投資プロジェクトでは製造ができないという理由で、訴訟を提起し、法院に本案件の技術譲渡契約を解除し、G大学に対して自社の経済損失を賠償することを命じるよう請求した。

一審において、法院はH社の申請に応じて、会計検査と評価機関にH社の全ての投入資金及び銀行の同期借金利子に対する会計検査を委託し、H社の設備、在庫品、不動産などの現在価値を評価した。今回の再審において、G大学は一審の会計審査報告と評価報告に対して異議を申し立てたものの、改めて仲介機関に会計検査・評価を委託する申請を提出しなかった。一審法院は関連法律規定に基づき、元来の会計検査報告と評価報告に対する補充証拠調べを経た上、補充鑑定を行なった。補充鑑定を経て、M会計士事務所は、

魯揚会審字「2012」37号「会計検査報告」を発行したが、会計検査によれば、H社は本プロジェクトのために投入した全ての資金は、計5484274.58元（技術譲渡料8万元を含む）であり、相応する投資資金の銀行同期借金利子は、1877367.51元であった。N評価会社は、魯揚信衡資評字「2012」44号「資産評価報告書」（固定資産及び在庫品）を発行した。当該評価によれば、H社が投入した資産（設備、在庫品、不動産）の現在価値は、計2679004.14元であった。

一審法院は下記のとおり判決を言い渡した。

1、H社とG大学が2006年12月11日付で締結した粉末大豆レシチン製造技術譲渡契約を解除すること。

2、G大学はH社に技術譲渡料8万元を返済し、判決の発効後10日以内に全額を支払うこと。

3、G大学はH社の経済損失4602637.95元を賠償し、判決の発効後10日以内に全額を支払うこと。一審事件の受理费87786元について、H社が50390元を負担し、G大学が37396元を負担すること。鑑定料18万元については、G大学が負担すること。

G大学は一審判決を不服とし、山東省高級法院に上訴を提起し、一審判決を取り消し、法のより改めて判決を言い渡し、H社に本案件の一審、二審に係る訴訟費用を負担することを命じるよう請求した。

二審法院が調査を経て明らかにした事実は、一審法院が調査を経て明らかにした内容と基本的に一致した。なお、二審法院は調査を経て、下記の事実も明らかにした。

#### 1、重要な設備である遠心分離機の差異

H社が自ら購入した「鯨」ブランドSG800遠心分離機は、「準備説明」におけるG大学が購入しようとした「牡丹」ブランドSG800遠心分離機と比べると、回転速度が一致する（1200 r/min）ことを除き、下記の差異がある。投入する原料の重量が異なり（「鯨」ブランド140kg、「牡丹」ブランド135kg）、馬力が異なり（「鯨」ブランド5.5 kw、「牡丹」ブランド7.5 kw）、外形サイズが異なる（「鯨」ブランド1900×1370×100 mm、「牡丹」ブランド2000×1400×170 mm）。

2、「準備説明」に列挙された設備とH社が提出した「資産評価報告書」（固定資産及び在庫品）に列挙された設備との間には、比較的多い差異がある。本案件の「準備説明」には、計44種類の設備と32種類のメーターバルブ、両者計76種類の機械設備があるものの、H社の「資産評価報告書」（固定資産及び在庫品）には、計64種類の機械設備があり、「準備説明」より少ない。

主な差異は下記のとおりである。「資産評価報告書」（固定資産及び在庫品）には漂白用タンクがなく、乾燥機 1 台しかないものに対し、「準備説明」で 4 台を求めており、「資産評価報告書」（固定資産及び在庫）には、炭素鋼湯沸タンク 1 台しかないに対し、「準備説明」には 2 台を求めている。予熱タンク、緩衝タンク、重油貯蔵タンク、溶剤貯蔵タンクなどについては、「資産評価報告書」（固定資産及び在庫品）にはいずれもない。H 社は上記の差異が存在することを認めた。

3、基本プロセスについて、双方の当事者が認めた証拠「粉末大豆レシチン試験調査新プロセスに関する研究」によれば、粉状大豆レシチンを整備するプロセスは、抽出、遠心分離、乾燥、すなわち抽出機、遠心分離機、乾燥機は重要な設備である。しかし、当該 3 つの重要な設備において、遠心分離機の馬力が一致せず、乾燥機の台数も一致しないため、H 社は上記の設備のいずれも購入していたものの、「準備説明」の要求に基づく配置はしていない。

二審法院は下記のとおり判定した。

1、「準備説明」は本案件の契約における構成部分に該当すべきであり、年間生産量 600 トンは双方当事者が約定した内容である。

2、G 大学が技術及び製造プロセスの要求に基づき、ワンセット機械設備を確定した後、H 社は厳格に G 大学の要求に基づき、設備を購入し、かつ取り付けなければならなかった。しかし、本案件において、H 社は完全に G 大学の要求に基づいて設備を購入したのではない。すなわち、「準備説明」における約束内容を実際に履行しておらず、完全に「準備説明」の要求に基づく設備の取付やテストを行なっていた事実も存在しない。H 社は自社が G 大学の指導に基づき、完全に自社の義務を履行したことを立証できないため、生産量の目標を達成できなかった原因が技術の未熟から生じると言う結論を導き出すことができない。したがって、一審判決で G 大学が提供した本案件の技術が未熟で、違約行為が存在すると認定したことは不適切であり、是正すべきである。

3、本案件において、H 社が G 大学の提供した本案件の技術が未熟であることを証明できなかったため、H 社が G 大学に違約行為が存在していたことを理由に、本案件の契約の解除を請求した主張は成り立たないため、H 社の訴訟上の請求は支持されるべきではない。一審判決では G 大学に違約行為が存在することを理由に、本案件の契約を解除し、かつ G 大学に対して違約責任を負うことを命じる判決を言い渡したが、当該判定は不当であり、是正すべきである。二審法院は下記のとおり判決を言い渡す。

1、山東省棗庄市中等法院（2011）棗知重初字第 1 号民事判決を取り消すこと。

2、H社の訴訟上の請求を棄却すること。

一審案件受理费 87786 元、鑑定費 18 万元、二審案件受理费 87786 元について、いずれも H 社が負担すること。

当事者の再審請求をめぐって、当法院は争議がある証拠と事実について、下記のとおり認定する。

係争設備では合格製品を製造したか否かの問題について、G 大学は一審段階に Y センターが発行した検査報告を提出した。当該報告によれば、検査申請人は C 社で、検査用サンプルの名称は大豆粉末レシチンで、検査結果は各指標を満たしている。H 社は証拠調べを経て、当該報告書に記載されたサンプルが係争設備により製造された製品であることを証明できる証拠がないと主張した。一審法院は当該証拠を採用しなかった。再審の審理時において、H 社は C 社が本案件のプロジェクトのために特別に設立された会社であることを承認した。したがって、当該報告書におけるサンプルは、本案件の設備で製造した製品であり、かつ係争設備により合格な製品が製造されていたことを認めなければならない。

実際に H 社の購入した製造設備が約定を満たさないことについて、G 大学の認可を得たか否かについて、本案件の証拠には、施工日誌と H 社のエンジニアである個人 W の一審審理における証言が含まれている。しかし、G 大学は証拠調べにおいて、当該施工日誌が偽造されたものであると主張した。当法院は再審において、当該施工日誌における検査用サンプルの提出期日と鑑定報告書の発行期日が前後矛盾することを調査により明らかにしたため、当該施工日誌を採用することができない。しかも、個人 W と H 社との間には利害関係を存在し、個人 W の証言についてその他の証拠による証明ができないため、本案件の根拠にすることができない。

再審において、当法院は本案件の争点について下記のとおりであると判定した。

- 1、「準備説明」は「技術譲渡契約」の構成部分に該当するか否か？
- 2、契約プロジェクトの生産能力が 600 トン/年を達成できない原因は何だろうか？
- 3、双方当事者がそれぞれ負うべき違約責任は何だろうか？

争点 1 について、「準備説明」は本案件の契約の一部に該当すべきであり、年間生産量 600 トンは双方当事者が契約で約定した内容である。主な理由は下記のとおりである。

双方当事者が締結した「技術譲渡契約」によれば、G 大学はプロジェクト全体企画の制定及び必要設備型番の選定、取付・テストの指導、並びに合格製品の製造までに至る義務を負うべきである。しかし、同契約において、設備の具体的な名称、仕様、数量及び係争

プロジェクトの年間生産量については、明確に約定していない。ところで「準備説明」では、上記の「技術譲渡契約」を締結した後、必要設備の名称、仕様及び数量について明確に約定すると同時に、関連設備の選定が年間生産量 600 トンを基にして確定したことを明確にしている。「準備説明」の内容は、「技術譲渡契約」と完全に対応し、かつ双方当事者が認めた G 大学の技術代表者個人 R が発行したものであるため、係争契約の構成部分に該当すると認定すべきである。

争点 2 について、「準備説明」は契約の構成部分に該当し、生産能力が 600 トン/年を達成できない原因は、主に下記のとおりである。

1、二審法院が調査を経て明らかにした事実によれば、「準備説明」と「粉状大豆レシチン製造プロセスフローチャート」に列挙された設備との間には若干異なり、G 大学は H 社の製造ラインに生産能力に影響する冷却器が欠如すると主張したものの、「準備説明」では当該設備が言及されていない。しかも、G 大学は濱州 U 社との間で締結した試験調査契約及び試験調査成功に係る証拠、又は係争技術がかつて成功裏に工業生産へ転化された先例もずっと提供しなかった。したがって、G 大学が係争プロジェクトの製造ラインに関する具体的かつ実行可能な設計プランを有しないことこそ、本案件の契約における生産能力を達成することができなかった主な原因である。

第 2、「準備説明」と「資産評価報告書」、及び「会計検査報告」に列挙された項目に対する確認によれば、H 社は歯車ポンプと原料槽を購入しておらず、かつ購入した重要な製造設備である遠心分離機と乾燥機すらそのブランド、パラメーター及び数量が「準備説明」と一致していない。したがって、H 社が実際に購入した製造設備が「準備説明」の要件に完全に満たせなかったことは、本案件の契約における生産能力を達成できなかった二次的原因である。

争点 3 について、1、G 大学の契約上の義務には、H 社に対する係争技術の提供、製造設備型番の選定、取付、テスト、技術指導サービスの提供が含まれている。これは合格製品の製造を確保するためであり、製造過程に技術的問題が生じる際に、合理的な改善案を提出するためでもある。G 大学は自社の係争技術の試験調査の成功及び成功裏に工業生産へ転化されたことを証明できる証拠を提出しなかった。係争設備により合格製品を製造したものの、3 回の試作過程において、G 大学は技術問題について、有効な改善案を提出できておらず、係争プロジェクトの工業生産についても、明確かつ具体的かつ実行可能な企画が欠如していたため、契約目的を達成できなかったことに対して、主な責任を負うべきである。

2、「中華人民共和國民事訴訟証拠に関する若干の規定」第2条第2項では、「当事者の事実的な主張について証明できる証拠がなかったり、又は証拠が不足したりする場合、立証責任を負うべき当事者がその不利な結果に対する責任を負うものとする。」と規定している。H社が実際に購入した製造設備と「準備説明」における約定が一致せず、かつ本案件の証拠では、H社がG大学の許可を得た上、約定を満たさない製造設備を購入したことを証明することができないため、H社としては契約義務を完全に履行しておらず、製造設備上の相異により、契約目的が実現できなかったことについて、二次的責任を負うべきであると判定する。

3、係争契約はすでに継続的に履行すべき可能性を有しないため、H社が提出した解約の請求について、当法院は認める。

4、H社が一審判決の維持を主張し、かつ一審法院が認定した損害額を認めたことに鑑み、魯揚会審字[2012]37号「会計検査報告」によれば、H社が本案件のプロジェクトのために投入した資金は、計5484274.58元(技術譲渡料8万元と設備減価償却費を含む)である。本案件の具体的な経緯を総合的に考慮した上、当法院は、係争製造設備はH社の所有に帰属し、G大学に対してH社に1982629.25元を賠償することを命じる。

上記をまとめると、二審判決で認定した事実は誤っているため、是正すべきである。「中華人民共和國契約法」第94条第4号、第97条、第113条第1項、第349条、及び「中華人民共和國民事訴訟法」第207条第1項、第170条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり判決を言い渡す。

- 1、山東省高級法院の(2013)魯民三終字第30号民事判決を取り消すこと。
- 2、山東省棗庄市中等人民法院の(2011)棗知重初字第1号民事判決を取り消すこと。
- 3、H社とG大学との間で締結した「技術譲渡契約」と「準備説明」を解除すること。
- 4、係争製造設備はH社の所有に帰属すること。
- 5、G大学は本判決の発効後10日以内にH社に1982629.25元を支払うこと。
- 6、H社によるその他の訴訟上の請求を棄却すること。

本判決に指定された期間内に金員義務を履行しない場合は、「中華人民共和國民事訴訟法」第253条の規定に基づき、履行遅延期間の債務利息の2倍を支払うこと。

一審事件の受理費用87786元、鑑定費用18万元、二審事件の受理費用87,786元、計355572元について、G大学が302236.2元を負担し、H社が53335.8元を負担すること。

本判決は終審判決である。

## 付録 21 T 社と K 社との間の技術譲渡契約紛争

### T 社と K 社との間の 技術譲渡契約紛争二審民事判決書

審理法院 貴州省高級法院

事件番号 (2016) 黔民終 402 号

裁判期日 2016.10.08

上訴人 (原審被告) T 社

被上訴人 (原審原告) K 社

上訴人 T 社は、被上訴人 K 社との間の技術譲渡契約紛争の事件について、貴州省貴陽市中級法院が下した (2016) 黔 01 民初 133 号民事判決を不服とし、当法院に上訴を提起した。当法院は受理した後、法により合議体を構成し、公開的な開廷・審理を行った。上訴人 T 社の訴訟代理人、被上訴人 K 社の代理人が出頭し、訴訟に参加した。本事件の審理がすでに終結している。

上訴人 T 社は、次のとおり上訴請求を提出した。1、貴陽市中級法院が下した黔 01 民初 133 号民事判決を取り消し、事件を一审法院に差し戻して改めて審理をするか、又は法により改めて判決を言い渡すこと。2、二審事件の訴訟費用について、被上訴人が負担すること。

事実と理由は次のとおりである。

1、一审法院が認定した事実は誤っている。①一审法院が、上訴人は本事件の関連専利の合法的な所有者ではないと認めたことは、誤っており、法的根拠もない。先ず、「中華人民共和國民事訴訟法」第 64 条では、「当事者は自ら提出する主張について、証拠を提供する責任を負う。」と規定している。本事件において、被上訴人は自社の主張を証明できる如何なる証拠も提出せず、一审法院は被上訴人が提出した質疑だけにより、断然と当該権利化の真実性・適法性を否定したが、当該認定は誤っている。次に、個人 K、個人 J は自社の専利と研究結果に対する権利化は、真実で適法なことであり、中国法律には専利の譲渡と権利化に対する強制的な規定がないため、本事件の「授權書」に対して、その他

の証拠による証明は不必要である。②一審法院が被上訴人側の解約権の要件がすでに成り立たと認定したことは誤っている。本事件において、上訴人が提出した証拠は、次のことを証明することができる。上訴人は係争契約を締結した後、積極的に1セットの技術コンサルティングサービス、会社の宣伝資料、技術者の関連教育、製品の調合分析、燃料検査報告の無償提供、製品項目報告を発行することにより、被上訴人を貴陽経信委が推薦したアルコール系燃料企業にならせ、技術者を派遣して被上訴人の実験室の構築に協力させることなどを含む契約義務を履行していたものの、被上訴人の原因により、製造と研究に欠かせない実験室は、未だに構築されておらず、製品の製造ができなくなった。契約の締結後、双方当事者の提携があつてこそ、契約を有効に履行することができるという理由で、一審法院は解約要件が成り立つと認定したが、当該認定は誤っている。

2、一審法院が適用法律は誤っている。一審法院は上訴人が契約を締結したときに、契約に約定した技術譲渡要件を備えず、契約の履行基礎が存在しないと認定したが、これに適用した法律は誤っている。係争契約に約定した専利技術について、上訴人に対して、すでに専利証書を取得した専利技術であることを求めるべからず、係争契約の真意をまとめた上、双方当事者の真実な意図を察すべきである。これは係争契約を締結した際に、被上訴人は上訴人が未だ専利証書における専利技術を取得せず、当該製品のデザイン、製造に係る技術ノウハウのみ掌握し、かつ関連専利が出願中にあることを知っていたため、機械的に理解し、かつ上訴人に対して、必ず専利証書を取得した専利技術を提供することを求めるべきではないからである。したがって、一審法院が上訴人には譲渡契約に約定した要件がないと認定したことは、法律の適用は誤っている。

被上訴人 K 社は、次のとおり反論した。一審の手続は適法で、認定した事実もはっきりし、証拠も十分であるものの、上訴人の上訴理由は不十分である。①上訴人は係争契約を締結した際に、技術譲渡における基本要件を有しなかったため、契約を履行することができない。②履行過程からみれば、上訴人も関連義務を履行していなかった。上記をまとめた上、上訴人の上訴請求を却下し、原判決を維持するよう請求する。

一審法院が認定した事実は、次のとおりである。原告 K 社は 2012 年 5 月 31 に設立されたが、その事業範囲には新型の車用、工業用、民用のアルコール系燃料の研究・開発、加工、貯蔵、販売などが含まれている。被告 T 社は 2012 年 10 月 15 日に設立されているが、その事業範囲には環境保全燃料技術の開発及び譲渡などが含まれている。2014 年 11 月 18 日、原告 K 社（乙）と被告 T 社（甲）は「技術提携協議」を締結し、次のとおり約定した。1、甲が提供する技術譲渡項目には、①動力型 メタノールガソリンシリー



ズ、メタノールディーゼル、メチルディーゼル、高炭素ディーゼル、メチルエステルディーゼルなど、国家標準調合オイルシリーズ、②熱エネルギー型 アルコール系燃料、③技術提携地域は貴州地域で、乙が1社を経営し、甲は貴州地域内で本契約に約定した技術を譲渡したり、又は関連技術コンサルティングサービスをその他の会社に提供したりしてはならない。

2、費用 乙は、貴陽で年間生産量が30万～60万トンに達するメタノールガソリンシリーズ、メタノールディーゼル、メチルディーゼル、高炭素型ディーゼル、メチルエステルディーゼル、国家標準オイルブレンドシリーズ及びアルコール系燃料などの基地を建設し、甲に対して年間35万元の技術提携費用を支払う。当該費用には、プロジェクトレポート、製品技術調合法の指導、省・市級技術センターへの申請、産業検査センターへの申請、検査センターからの授権、技術者の教育などに係る費用が含まれている。

3、甲の権利・義務 乙に対して1セットの技術コンサルティングサービスを提供すること。乙に対してすべてのプロジェクトに係る製品調合プロセスの指導を提供すること。乙のために技術者、製品調合、製品分析・検査人員を教育すること。乙のために技術部門を創建し、乙は甲から派遣された人員の給料とコミッション、保険料、ボーナスなどの費用を負担すること。乙は派遣される技術者の生活費用を払うこと。甲は技術者を派遣し、乙の実験室の構築に協力すること。甲は乙の技術者に対する評価の責任を負うこと。甲は省・市級技術センターへの申請書類を作成すること。甲はその技術について合法的な所有権を有することを保証し、かつ当該技術の科学的な進歩性を保証し、乙のために専利の権利化に係る連絡をすること。

4、乙の権利・義務 技術部門の設備創建を担当し、甲が列挙した仕入リストに基づいて仕入れること。提携実験室の全ての事務費用と交際費用を負担すること。

5、提携期限と支払方法 技術譲渡サービス期限は、2014年11月18日から2016年11月17日までであり、契約締結後、契約の約定に基づき、第一年度技術サービス料35万元を支払った後、甲の技術者とプロジェクト参加者は、乙の現場に入居し、共同で作業展開モデルに係る企画・設計・制定を行なうこと。第二年度提携費用は、10万元で、第二年第1四半期内に残額を支払うこと。

6、違約条項 契約期間内において、仮に甲が本契約に基づく責任と義務を履行せず、乙に名誉の損害、経済的損失などの損害をもたらした場合、乙は一方的に契約を解約し、かつ甲に対して全ての損害賠償を求める権利を有する。上記の契約を締結した後、原告K社はそれぞれ2014年12月29日、2015年2月8日付で被告T社に計35.3296万元を支

払った。

法廷審理において、被告 T 社は自社が「技術提携協議」に約定した技術に係る権利を所有することを証明するために、4 部の專利証書、1 部の發明專利出願初歩的審査合格通知書及び專利權者の權利付与証書を提出した。そのうち、「メタノールガソリン」の發明專利權者は、個人 J、個人 K であり、專利番号は ZL20141009X X X X.1 で、出願日は 2014 年 3 月 19 日で、專利權付与公報日は 2015 年 12 月 30 日であった。「メチルディーゼル」の發明專利權者は個人 J、個人 K で、專利番号は ZL20141010X X X X.9 で、出願日は 2014 年 3 月 19 日で、專利權付与公報日は 2015 年 7 月 29 日であった。「液体燃料靜態調合装置」の實用新案の專利權者（考案者）は、個人 J、個人 K で、專利番号は ZL20142012X X X X.4 で、出願日は 2014 年 3 月 20 日で、專利權付与公報日は 2015 年 7 月 30 日で、「アルコールエーテル燃料合成装置」の實用新案の專利權者は、個人 J、個人 K で、專利番号は ZL20152002X X X X.X で、出願日は 2015 年 1 月 15 日で、專利權付与公報日は 2015 年 6 月 10 日であった。被告 T 社は自社の提出した「技術提携協議」に約定した技術が標準を満たしていることを証明するために、濰坊石化製品品質監督檢証センターが 2014 年 4 月 14 日付で発行した「トラッキング檢査結論」及び山東省品質技術監督局檢査センターがそれぞれ 2012 年 12 月 11 日、2012 年 12 月 12 日、2013 年 7 月 13 日、2013 年 9 月 20 日付で発行した「檢査報告」を提出したが、当該書類において、主に被告 T 社が製造したメタノール/メチルエステルディーゼル、M100 アルコール燃料、M100-A 高カロリーアルコール系燃料、M100 メタノールガソリン、MD85 メタノールディーゼル、メチルエステル高炭素ディーゼルなどの製品がサンプリング檢査を経ていずれも適格であったことが記載されている。2015 年 2 月 13 日、貴陽市工業と情報化委員会は、築工信請(2015)22 号書類をもって、省経信委（經濟と情報化工作委員会）に次のとおり指示を求めた。K 社を全省内のメタノール燃料、アルコール系燃料の固定生産・販売企業とすることを申請し、当該書類に添付された「年間生産量 30 トンのアルコールエーテル燃料プロジェクトの實行性に関する研究報告」について、原告は被告から提供された書類であると認めた。

一審法院は本事件の争点について、次のとおりまとめた。

- 1、双方当事者が締結した契約「技術提携協議」の性質は如何に確定するか？
- 2、被告は約定した義務を履行したか否か？
- 3、原告は解約権利を有するか否か、また、返済を求めた全額が認められるか否か？

争点 1 について、原告 K 社と被告 T 社との間で締結された「技術提携協議」からみれ

ば、まず、T社が貴和隆に提供した技術譲渡技術プロジェクトには、動力型メタノールガソリンシリーズなどのオイルと熱エネルギーアルコール燃料、貴州地域におけるK社の独占経営、2年間の技術譲渡サービス期限を含んでいるが、事実上、当該内容はT社がK社に許諾した、約定期日、地域範囲における関連技術の実施に該当する。すなわち、T社は独占的実施許諾方法を通じて、貴和隆がその技術を実施することを許諾しているが、これは技術譲渡の内容に該当する。次に、T社は権利・義務において、自社の1セットの技術コンサルティングサービス、製品調合プロセス指導を提供することを約定したが、これは技術コンサルティング内容に該当する。T社はK社のために、技術者及び製品分析・検査人員に対する教育と評価、技術部の創建、技術者の派遣による実験室構築への協力、省・市級技術センターへの申請資料の作成について約定したが、これは技術サービス内容に該当する。「技術契約紛争事件審理における最高人民法院の適用法律の若干の問題に関する解釈」第22第2項、すなわち、「技術譲渡契約における譲渡人が譲受人の技術実施のために提供する専用設備、原材料、又は関連技術のコンサルティング、技術サービスに係る約定は、技術譲渡契約の構成部分に該当する。これにより生じる紛争は、技術譲渡契約に基づいて処理するものとする」という規定に基づき、双方当事人の間で当該契約により生じる紛争については、技術譲渡契約に基づいて処理すべきである。

争点2について、「技術契約紛争事件審理における最高人民法院の適用法律の若干の問題に関する解釈」第22条第1項、すなわち、「『契約法』第342条に規定する『技術譲渡契約』とは、対外的に技術を譲渡する権利を有するその他の者を含む、合法的に技術を有する権利者が、現有の特定専利、専利出願、ノウハウに係る権利を他人に譲渡したり、又は第三者にその実施若しくは使用を許諾したりするために締結した契約のことを指す。しかし、研究・開発の期待にある技術成果又は専利、専利出願若しくはノウハウに及んでいない知識、技術、経験と情報について締結した契約は除く」という規定に基づき、第1、譲渡人は譲渡技術の合法的な権利者であり、本事件の被告T社が提出した「メタノールガソリン」の発明専利、「メチルディーゼル」の発明専利、「液体燃料静態調合装置」の実用新案専利、「アルコールエーテル燃料合成装置」の実用新案の権利者は、いずれも被告T社ではない個人J、個人Kである。これに対して、被告T社は個人J、個人Kが発行した「授権書」のみ提供しているため、原告K社は当該「授権書」に記載された個人J、個人Kによる署名とその手形の真実性を質疑した。一審法院は次のとおり認定した。個人J、個人Kによる署名の筆跡と手形の紋理が高度に一致することからみれば、K社の質疑にはその合理性がある一方で、「授権書」を証明できるその他の証拠もない。したが

って、一審法院は当該「授権書」の真実性を認定せず、被告 T 社が上記専利の合法的な所有者ではないと判定した。第 2、譲渡人が譲渡する技術は、その譲渡時にすでに研究・開発を完成した専利又はノウハウになっており、本事件の原告と被告は 2014 年 11 月 18 日付で締結した契約において、譲渡を約定した技術には、動力型のメタノールガソリンシリーズ、メタノールディーゼル、メチルディーゼル、高炭素ディーゼル、メチルエステルディーゼル、国家基準調和オイルシリーズ、熱エネルギー型のアルコール系燃料が含まれている。そのうち、メタノールガソリンとメチルディーゼルの専利出願日は、いずれも 2014 年 3 月 19 日で、権利付与公報日はそれぞれ 2015 年 12 月 30 日、2015 年 7 月 29 日である。したがって、双方当事者が契約を締結した際に、メタノールガソリンとメチルディーゼルは、すでにその研究・開発を完成した技術に該当し、当該両技術は専利権付与前にノウハウに該当していた。被告 T 社は双方当事者が約定したその他の動力型と熱エネルギー型の燃料が自社でその研究・開発を完成した専利又はノウハウに該当していることを証明できる証拠を提出しなかった。被告が提出した M100 アルコール系燃料などに係る検査報告は、被告の M100 アルコール系燃料などの製品が合格製品であることのみ証明できるものの、かかる製品がすでに専利権を取得し、又はノウハウに該当するということについては証明することができない。上記をまとめると、原告と被告との間で約定した譲渡技術において、メタノールガソリンとメチルディーゼルは、契約の締結時に譲渡可能なノウハウに該当していたものの、被告 T 社は当該両技術の合法的な権利者に該当せず、双方当事者が約定したその他の動力型オイルと熱エネルギー型燃料について、被告 T 社は両者が自社で研究・開発により完成した専利又はノウハウであることを証明できる証拠がなかった。したがって、被告 T 社は契約の締結時に譲渡契約に約定した技術を譲渡できる要件を備えておらず、かつ契約を履行するための基礎も有しなかった。被告 T 社が原告 K 社のために「実行性研究報告」を提供し、かつ原告の職員を教育したことを理由に被告が契約を履行したと抗弁したものの、一審法院は次のとおり判示した。原告と被告が約定した技術コンサルティング、技術サービスの内容は、関連技術譲渡に係る契約の目的を実現するためのものであり、被告 T 社が譲渡契約で約定した技術を譲渡していない状況下で、原告貴和隆のために提供した「年間生産量 30 トンのアルコールエーテル燃料プロジェクトに係る実行性研究報告」では、被告が契約を履行した根拠とならない。しかも、被告 T 社は原告 K 社のために自ら原告の技術者を教育していたことを証明できる証拠を提出しなかった。

争点 3 について、原告と被告は一方的に解約することを約定し、原告貴和隆が契約を

解約できる要件は、被告 T 社が契約義務を履行しないことにより、原告 K 社に経済的損失などの損害をもたらすことである。本事件の原告 K 社は、契約を締結した後、すでに被告 T 社に対して 35.3296 万円を支払ったものの、被告が約定技術を譲渡できる要件を備えなかったため、原告 K 社は解約権利を行使できる要件を備えていることに鑑み、現段階で原告 K 社が提出した解約請求を支持しなければならない。双方当事者が約定した第一年に K 社から 35 万円を支払うことを約定し、かつ T 社の派遣社員らの生活費用について、K 社が支払っていたため、被告 T 社が主張した原告 K 社の支払った費用のうち、技術提携費用は 35 万円となり、その残額は原告 K 社が支払うべき T 社の派遣社員らの旅費に該当し、一審法院も採用する。したがって、被告 T 社は原告 K 社に 35 万円を返済しなければならない。法院は次のとおり判決を言い渡す。

1、原告 K 社と T 社との間で 2014 年 11 月 18 日に締結した「技術提携協議」を解除する。

2、被告 T 社は、本判決の発効日から 15 日以内に原告 K 社の 35 万円を返済すること。

3、原告 K 社のその他の訴訟上の請求を棄却する。

事件受理费 6599.44 元については、被告 T 社が負担すること。

二審において、双方当事者とも新しい証拠を提出していない。当法院の二審で調査を経て明らかにした事実は、原審判決で認めた事実と一致する。

当法院は次のことについても調査を経て明らかにした。個人 J、個人 K の「授權書」の内容において、「個人 J、個人 K は中通環保燃料有限公司の社員であり、個人 J、個人 K の全ての研究・開発成果及び各種の専利は、いずれも授權を通じて中通環保燃料有限公司に管理させたものであり、その許諾範囲には第三者に対する技術許諾、第三者に対する専利技術の譲渡などを含むが、その許諾期間は 10 年で、許諾者が署名した時点でその効力を生じる。許諾期間は 2014 年 1 月 1 日である。二審開廷において、上訴人は一審判決における係争契約が技術譲渡契約であることを明確に確認した。」

当法院は、本事件の二審における争点が二つであることを認める。1、上訴人契約に約定した義務を履行したか否か？2、被上訴人は契約を解除する権利を有するか否か？

争点 1 について、「中華人民共和国契約法」第 349 条によれば、技術譲渡契約の譲渡人は、自社が提供する技術の合法的な所有者であり、提供する技術が完璧で、誤りなく、有効で、約定した目標を達成できることを保証すべきである。「技術契約紛争事件審理における適用法律の若干の問題に関する最高人民法院解釈」第 22 条では、「契約法第 342 条

に規定する『技術譲渡契約』とは、合法的に技術を有する権利者（対外的に技術を譲渡する権利を有するその他の者を含む）が現有の特定専利、専利出願、ノウハウに係る権利を他人に譲渡したり、又は他人に対してその実施若しくは使用を許諾したりするために締結した契約を指す。しかし、研究・開発を期待する技術成果、又は専利、専利出願若しくはノウハウに係らない知識、技術、経験と情報について締結した契約は除く。」と規定している。『中華人民共和國民事訴訟法』の解釈の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第 22 条では、「当事者は自社の訴訟上の請求に基づく事実、又は相手方の訴訟上の請求を反駁するために基づく事実について、証明するための証拠を提出すべきであるものの、法律に別段の規定がある場合は除く。判決を言い渡す前までに、当事者が証拠を提出できず、又は提出した証拠では、その事実的主張を証明できない場合は、立証責任を負うべき当事者は、不利な結果に対する責任を負うものとする」と規定している。上記の規定に基づき、技術譲渡契約における譲渡人の基本義務は、自社こそ提供する技術の合法的な所有者であり、かつ提供する技術が完璧で、誤りなく、有効で約定する目標を達成できることを保証しなければならない。上訴人 T 社は、係争技術譲渡契約における譲渡人として、自社こそ係争技術の合法的な所有者であることを証明する責任、及び提供する技術が完璧で、誤りなく、有効で約定する目標を達成できることを保証することについて、立証責任を負わなければならない。

先ず、上訴人 T 社が一審で提出した証拠には、「メタノールガソリン」の発明専利、「メチルディーゼル」の発明専利権、「液体燃料静態調合システム」の実用新案、「アルコールエーテル燃料合成装置」の実用新案の発明者、専利権者がいずれも個人 J、個人 K であることが示されている。T 社は個人 J、個人 K が署名した「授權書」のみを提出し、自社こそ係争専利技術の合法的な所有者であることを証明するための根拠にした。当法院はその他の証拠による証明がない状況下で、書面の「授權書」のみで個人 J、個人 K が係争専利技術を上訴人 T 社に譲渡したことを証明できないことを認める。しかも、係争契約の締結日は 2014 年 11 月 18 日であるものの、「メタノールガソリン」の発明専利の権利付与公報日は、2015 年 12 月 30 日で、「メチルディーゼル」の発明専利の権利付与公報日は、2015 年 7 月 29 日である。すなわち、係争技術は技術譲渡契約を締結する前にその専利権が付与されていなかった。

次に、双方当事者が約定した譲渡技術について、上訴人 T 社は自社が研究・開発した専利であること、かつ当該技術が公衆に知られておらず、実用性を有すると同時に、権利者により守秘措置が講じられているノウハウであることも証明することができなかった。

上訴人が一審で提出した M100 アルコール系燃料などの検査報告では、上訴人こそ提供する技術の合法的な所有者であることを証明することができない。上記をまとめた上、一審法院が、上訴人が譲渡技術の合法的な所有者ではなく、上訴人が契約を締結した際に、譲渡契約に約定した技術の譲渡要件を備えなかった認定には、不当なところがない。上訴人の上訴理由は成り立たないため、当法院は支持しない。

争点 2 について、「中華人民共和国契約法」第 93 条第 2 項では、「当事者は一方当事者による解約要件を約定することができる。解約要件が成り立つとき、解約権者は契約を解除することができる」と規定している。「民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干の規定」第 5 条第 2 項によれば、「契約履行の要否に対する紛争が生じた場合は、履行義務を負う当事者がその立証責任を負うものとする」と規定している。本事件の係争契約に約定した解約要件は、契約期間内に一方当事者が本契約に基づくその責任と義務を履行していないことである。上記の規定に基づき、上訴人 T 社は技術譲渡人として、約定に基づいて関連義務を履行したことについての立証責任を負うべきである。

先ず、上記のとおり、上訴人が一審で提供した証拠では、上訴人が係争技術の合法的な所有者であることを証明できないため、契約を履行すべき基礎は存在しない。

次に、係争契約に約定したその他の義務について、双方当事者が締結した技術譲渡契約によれば、譲渡人 T 社は K 社に対して、1 セットの技術コンサルティングサービスを提供する責任を負い、全てのプロジェクトに係る製品の調合プロセスを指導すると同時に、技術者、製品の調合・製品分析に係る検査人員に対する教育、譲受人のための技術部門の創建、派遣技術者による実験室構築への協力、乙の技術社に対する評価、省・市級技術センターへの申請資料の作成などの義務・責任を負うものとする。契約の内容と双方当事者が締結した契約本意をまとめる目的は、譲渡技術プロジェクトが K 社において、完璧で誤りなく、有効で実施の目標を達成できることを確保し、かつ譲渡される技術に基づき、年間生産量が 30-60 万トンのアルコールエーテル燃料プロジェクトを構築・完成し、適格なアルコールエーテル燃料を製造・量販することである。そのうち、実行可能性研究報告を交付することは、T 社の契約義務の一部分に過ぎず、当該部分に対する契約義務の履行のみでは、契約目的の実現を保証することができない。なお、上訴人が上訴状で提出した 1 セットの技術コンサルティングサービスの提供、会社の宣伝資料、技術者の関連教育、製品の調合分析、燃料検査報告の無償提供、製品のプロジェクト報告の発行、被上訴人の実験室の創建に対する派遣技術者の協力などの義務に係る事実について、決して十分で有効な証拠による証明ができないため、当法院は採用しない。したがって、契約の履行過程

の全般からみれば、上訴人は自社がすでに契約に約定した主な義務を履行したことを証明できる証拠を提出せず、双方当事者が約定した解約要件はすでに成立し、被上訴人 K 社は解約権利を有する。上訴人 T 社が主張した、すでに完全に適切に契約義務を履行したという上訴理由には、事実的かつ法的根拠が欠如するため、当法院は支持しない。

上記をまとめると、T 社の上訴理由は成り立たないため、上訴請求を棄却する。一審法院が認定した事実は明確であり、判決結果も正確である。「中華人民共和國民事訴訟法」第 170 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり判決を言い渡す。

上訴請求を棄却し、原判決を維持する。

二審事件受理费 CNY6500 元については、T 社が負担する。

本判決は終審判決である。



## 付録 22 D 研究所と Y 社との間の技術譲渡契約紛争

中華人民共和国最高人民法院

民事裁定書

(2013) 民申字第 718 号

再審請求人（一審被告、二審上訴人）D 研究所

被申請人（一審原告、二審被上訴人）Y 社

再審請求人 D 研究所は、被申請者 Y 社との間の技術譲渡契約紛争案件について、江蘇省高級法院が下した（2011）蘇知民終字 54 号民事判決を不服とし、当法院に再審を請求した。当法院は法により合議体を構成し、本案件に係る審査を行なった。本案件の審理はすでに終結されている。

D 研究所は再審請求において、以下のとおり主張した。

1、二審判決で認定した「D 研究所が Y 社に非真実な技術資料を提供したため、Y 社は新薬証書及び製造許可書を取得することができなかった」と認定したが、当該認定には証明できる証拠もなければ、認定した事実も誤っている。

1) 双方当事者の間における約定に基づき、新薬証書と製造許可書を取得することは、決して双方当事者が技術譲渡契約を締結した共通の目的ではない。新薬証書を申請する段階において、新薬証書の申請資料に問題が生じる場合は、Y 社がその責任を負うべきである。製造許可を申請する際に、繰り返して臨床前の研究内容を提出する必要はなく、臨床研究結果と薬学部分製造開発現場における製造ロットの拡大後の変更資料とデータのみ提出すれば済むのである。Y 社は D 研究所の同意を得ていない状況下で、自ら新薬証書の申請資料に臨床研究実施許可書の申請資料を添付することを選んだが、結局、不利な結果をもたらしたため、Y 社は自ら当該責任を負わなければならない。しかも、薬品の登録申請段階において、仮に真実性に対する誤判が生じた場合、豊かな経験を持っている申請者（企業・団体）は、適時に国家食品薬品监督管理局に訴えると同時に、現場での重複検査を申請することができる。Y 社は新薬証書及び製造許可書を申請する主体及び責任者として、真実性が誤判された状況下で、一方的に責任を転嫁し、告訴の時機を見逃したからこそ、最終的に新薬証書及び製造許可書の申請が失敗した結果をもたらしてしまった。

2) Y社が新薬証書を申請した際の根拠は、2008年4月10日に専門家会議で確定された「研究資料及び図表の真実性に関する判断基準」であるが、当該基準は双方当事者が契約を締結した際に存在していなかった。したがって、当該基準により臨床研究実施許可書の申請資料における真実性の問題を認定することはできず、D研究所の技術上に問題があったと説明することは、尚更できないことである。「審査許可通知書」及び「問合せ回答通知表」において、国家食品薬品监督管理局が指摘したのは、「本薬品申請資料における薬学試験資料に真実性の問題があると判定することができる。」という内容であり、決してD研究所の技術的原因によるものであると指摘していない。D研究所は自ら提供した技術は真実で信頼できるものであることを証明できる根拠を有する。国家食品薬品监督管理局薬品審査・評価センターは、塩酸ロピバカイン原料と注射剤に対して体系的な技術審査・評価を行なった。D研究所は2004年に国家食品薬品监督管理局が発行した塩酸ロピバカイン原料及び注射剤の臨床研究実施許可書を取得した。D研究所が真実な技術を提供してこそ、Y社の申請が江蘇省食品薬品监督管理局による製造プロセス現場確認検査と江蘇省薬品監督検査所によるサンプル検査を通過することができる。行政管理部門による審査・許可過程及び臨床研究実施許可書の取得は、D研究所の技術に問題が存在しないと言うことを説明している。

2、二審判決では契約目的を実現できなかったことを理由に契約を解約する判決を言い渡したが、当該認定は適用した法律の誤りに該当する。D研究所はすでに全面的に契約上の義務を履行し、違約行為が存在しない。技術譲渡契約において、すでに譲渡の目的物は塩酸ロピバカイン原料と注射剤の許可書であり、新薬証書と製造許可書の申請と取得は、Y社の権利・義務であることを明確に約定した。新薬証書の申請、製造許可書の取得は、D研究所が譲渡する臨床研究実施許可書、Y社が支払う技術譲渡費用とは無関係である。新薬証書を取得していないことは、技術譲渡費用を返済すべき理由にならない。

3、D研究所はすでに契約の約定に基づき、臨床研究実施許可書を譲渡し、契約に約定したすべての資料を提出しているが、Y社も契約に約定した技術を掌握し、新薬証書と臨床研究実施許可書を取得した後、Y社は唯一の合法的な権利者になっている。したがって、新薬証書と製造許可書を申請・取得する際のリスクについても、Y社が自ら負担すべきである。D研究所は一審において、契約における後続的な履行部分の解除のみに同意し、契約全体を解除することには同意しなかった。二審判決において、法院は契約を解除させ、技術譲渡費用を返済させると誤ったことを言い渡したが、当該判決はD研究所が負うべき責任を拡大し、D研究所に対して不公平である。上記をまとめると、D研究所は「中

華人民共和国民事訴訟法」第 200 条第 1 項第 2 号、第 6 号に基づき、当法院に再審請求を提出し、一審、二審の判決を取り消し、Y 社による訴訟上の請求を棄却し、かつ Y 社が一審、二審の案件受理费を負担することを命じる判決を言い渡すよう請求した。

Y 社は書面による意見を提出し、以下のとおり主張した。

1、双方当事者が締結した契約の目的物は、塩酸ロピバカインの生産技術であり、臨床研究実施許可書ではない。本案件の契約においては、D 研究所が Y 社による二期臨床研究の展開に協力すること、Y 社の社員に対する技術教育と評価を行なうことにより、本件プロジェクトにおける製剤製造技術と検査・測定技術を掌握させる責任を負うこと、薬品の臨床使用に係る責任を負うこと、Y 社による 3 ロット適格製品の製造、及び江蘇省薬品監督検査所による検査通過を指導し、譲渡品種の技術内容と関連データの真実性と信頼性を保証すること、新薬証書と製造許可書に係る申請・取得・製造に協力することなどを約定している。Y 社は四期にわたって D 研究所に技術譲渡費用 160 万元を支払うものとする。薬品管理法規によれば、臨床研究実施許可書の取得は、臨床試験の始まりに過ぎず、合法的な新薬製造申請手続における一環に該当する。Y 社にとって、仮に新薬の登録ができなかった場合、新薬証書と製造許可書を取得することができず、臨床試験を行なうことでは、経済利益をもたらすこともできなくなる。二審法院は契約の目的について、Y 社が合格製品を製造することであると認めたが、当該判決で認定された事実は正確である。

2、契約において、D 研究所が技術譲渡費用を取得するための前提は、Y 社が製造許可書を申請する過程において、D 研究所が譲渡する技術に瑕疵がないことであると明確に約定している。D 研究所は Y 社に対して非真実な技術資料を提供したため、Y 社は新薬証書と製造許可書を取得することができなくなった。二審法院が D 研究所による違約行為を認定し、契約を解除する判決を言い渡したことには、合法的な根拠がある。

3、薬品データなどを含む申請資料の真実性は、薬品登録申請の前提と基礎でもあれば、薬品登録申請者の法定義務でもある。ここ数年間、薬品登録に係る国家管理方法において、真実性と如実な申請に対する要求は、今まで変わったことがない。臨床研究実施許可書と技術自体に問題があるか否かとの間に対して、完全に同一化してはならない。D 研究所は薬品研究機構として、科学的に実証する態度を持って、真実な薬品研究技術資料を提供すべきであり、これは法定義務でもあれば、職業的責任における最低限の要求でもある。しかし、本案件において、D 研究所は自らの法律と職業的責任に対する違反、偽造・欺瞞による非真実な薬品技術資料の提供について、悔いを感じないだけでなく、逆に関係部門が遅滞なく非真実な薬品技術資料を見付けた事実に当たって、承認もせず、強弁を続けて

いたが、当該やり方は法律と道徳により非難されるべきことである。

4、二審法院が認定した基本事実に関する証拠は十分であり、技術譲渡契約を解除すべきであると言うこと、Y社に技術譲渡費用と相応する利息の返済を請求する権利があることを認定した際に適用した法律も正確である。

当法院は本案件の争点について、①Y社が新薬証書と製造許可書を取得できなかった原因は、D研究所による違約行為がもたらしたのであるか否か、②契約の解除、技術譲渡費用の返済に関する一審、二審判決には、法律の適用上の誤りがあるか否かであると判断する。

争点1について、先ず、双方当事者が締結した「塩酸ロピバカイン原料と注射剤技術譲渡契約」では、「D研究所は係争契約の約定に基づき、本案件のプロジェクトをY社に譲渡し、かつ当該技術プロジェクトに係るすべての資料と臨床研究実施許可書を提供し、国家に許可された製造プロセスと品質標準に基づき、Y社で3ロット製剤の合格完成品を製造することを指導すること、臨床研究に協力し、新薬証書と製造許可書などの申請手続の進行に協力し、かつY社が本プロジェクトに係る新薬証書と製造許可書などの取得手続を行うことに協力すること」を約定している。技術譲渡契約に明記されたプロジェクトの名称は、「新薬塩酸ロピバカイン原料と注射剤臨床研究実施許可書譲渡項目」であったものの、当該技術譲渡契約ではD研究所がY社に対して、技術譲渡プロジェクトに係るすべての技術資料と臨床研究実施許可書を提供すること、及び提供する技術情報と資料について、「新薬総合記載研究資料、新薬薬学研究資料、新薬薬理、毒理研究資料、新薬臨床研究計画及び方案、(市)薬監局新薬受理表及び省(市)薬検査所報告書」であることも明確に標注している。Y社は薬品製造企業として、技術譲渡を通じて、薬品の製造技術を取得し、かつ関係部門に許可された後、合法的に新薬を製造することにより利益を得ることこそ、同社が当該技術譲渡契約を締結した目的である。双方当事者が契約を締結した目的は、新薬証書と製造許可書を取得することであり、臨床研究実施許可書の譲渡のみに限っているわけではない。D研究所はすでにY社に臨床研究実施許可書を譲渡し、かつすべての臨床研究実施許可書の申請資料を提出していると主張した。すなわちD研究所がすでに完全に契約義務を履行し、契約目的を実現したと言う再審請求理由について、当法院は支持しない。

次に、「中華人民共和国契約法」第349条では、「技術譲渡契約における譲渡人は、自己こそ提供する技術の合法的な所有者であり、かつ提供する技術が完全で誤りなく、有効で約定の目標を達成できることを保証する」と規定している。Y社は技術譲受人として、

D 研究所から譲渡された技術の真実性に対して、合理的な期待を抱えていた。当該内容について、双方当事者は契約において、「D 研究所の技術上の原因により、当該新薬の登録申請が失敗した場合、D 研究所は責任が判定された後 10 日以内にすでに受け取った技術譲渡費用を Y 社に全額返済すべきである。…D 研究所は技術内容と関連データの真実性と信頼性を保証する義務を負うものとする」と約定した。したがって、D 研究所は新薬を研究・開発した技術譲渡人として、自ら Y 社に提供する関連技術資料の用途を知るはずであり、かつ当該譲渡品種の技術内容と関連データの真実性と信頼性を保証する義務を負うべきである。しかも、薬品登録の申請者として、申請資料の真実性に対してもその責任を負うべきである。「薬品登録管理弁法」によれば、薬品登録申請者は十分に信頼できる研究データを提供し、薬品の安全性・有効性・品質制御性を証明し、かつすべての資料の真実性に対する責任も負うべきである。Y 社は D 研究所と共同で塩酸ロピバカインプロジェクトに係る新薬証書、製造許可書を申請し、かつ共同で安定性研究実験資料を提出した。共同で申請した資料の出所は、D 研究所が本案件の技術譲渡契約に基づいて提供したものである。当法院は D 研究所が Y 社に真実で信頼できる技術資料を提供し、当該資料は契約における双方当事者の約定に該当するだけでなく、薬品登録申請者としての法的義務にも該当する。D 研究所は契約の約定に基づく義務を厳格に履行せず、Y 社に非真実な技術資料を提供したため、違約行為を構成すると認定した一審、二審判決には、不当なところがない。

そして、D 研究所が提供した証拠では、同所が臨床研究実施許可書を取得し、かつ Y 社に対して、塩酸ロピバカイン原料と経穴注射に係る二期臨床研究を行なうことを許諾した。しかし、一審、二審の事実によれば、国家食品薬品监督管理局薬品審査・評価センターは、提出された申請資料に対する技術審査・評価を行なった上、新薬登録申請における薬学関連資料の真実性の問題に係る技術は、塩酸ロピバカイン原料と注射液プロジェクトの申請資料における関連図表との間のピーク保留時間が同一で、グループ間における一部のピーク保留時間も同一な技術であると認定した。クロマトグラフ分析の経験を持ち、かつ長年の新薬研究経験を持つ人にとって、数枚の図表の中から同時に四つのクロマトグラフのピーク保留時間が同一となる確率は、ほぼゼロに近いと認め、申請資料における薬物安定性研究に係る資料に真実性の問題が存在していると判定する。したがって、塩酸ロピバカイン原料などの新薬及び塩酸ロピバカイン塩化ナトリウム注射液の登録申請は、許可をもらうことができなかった。D 研究所はすでに臨床研究実施許可書を取得し、かつサンプル検査と生産プロセス現場が合格されたことを理由に、その技術に真実性が存在すると主

張した。当該主張について、当法院は新薬の非臨床研究の内容には、調合プロセス、理化学的性質、安定性、薬理、毒性、薬物動態学などの研究が含まれていると判断する。新薬及びその製剤に対して安定性の研究を行なうことは、薬物の使用上の安全性と有効性を確保するための重要な内容である。通常、製造申請を行うときの安定性データは、臨床試験申請時の安定性データの延長であり、新薬申請時にデータの真実性を保証することは、技術譲渡人が負うべき責任に該当する。薬物の安定性に関する研究は、薬品の品質制御研究の主な内容の一つである。臨床試験申請を提出し、臨床実験を行うときは、通常、安定性に対して継続的な考察・試験を行なう必要があるが、その目的は原薬又は薬物製剤が温度、湿度、光線による影響下で、時間の変化法則に伴うことを基にし、薬品の製造、包装、貯蔵の条件及び有効期限の確定のために、科学的根拠を提供することにより、臨床薬品使用の安全性と臨床薬効を確保することにある。臨床研究実施許可書における技術譲渡人としては、延長製造の中の技術データの安定性を保証しなければならない。本案件において、新薬証書と製造許可書を申請する過程に生じる非真実な薬学図表資料の出所は、D 研究所が臨床研究実施許可書を申請した、薬物の安定性研究に係る試験資料であり、当該資料はすでに技術譲渡契約の約定に基づき、D 研究所から Y 社へ提供されている。法定義務と約定義務を負うべき D 研究所が提供した薬学実験資料に真実性の問題が存在していたため、新薬の有効期間、安全性と臨床薬効を確定できず、かつ当該新薬の技術の安定性・信頼性も確定できず、Y 社が締結した技術譲渡契約の目的を達成できずに終わってしまったため、D 研究所は違約責任を負わなければならない。

最後に、D 研究所が「研究資料及び図表の真実性の判断基準」を技術資料の真実性を認定するための根拠としてはならず、かつ Y 社の経験上の不足により、申請の失敗をもたらしたため、Y 社が自らその責任を負うべきであると主張した再審請求の理由も成り立たない。申請資料における図表の数量と類似程度、図表の真実性に対する国家食品薬品监督管理局薬品審査・評価センターの判定は、薬品登録過程において、薬品登録監督管理部門が申請資料の真実性に対する審査を強化し、登録環境を浄化し、切実に公衆の薬品使用上の安全性を保障するために果たした職能を体現している。薬品の研究・開発機構と薬品製造企業は、いずれも公衆の薬品使用上の安全性を確保する義務と責任を負うべきである。D 研究所は技術譲渡人として、薬学研究資料の真実性に問題が生じた場合、Y 社が自ら臨床研究実施許可書の申請資料を製造許可書の申請資料に添付し、申請資料の内容が多すぎると言うことを理由に、Y 社に対して自ら責任を負うことを主張したが、当該再審請求理由において、実質的な問題を回避し、信義誠実原則に違反しているため、当法院は当該主

張を支持しない。

争点 2 について、双方当事者が締結した技術譲渡契約において、D 研究所は臨床研究実施許可書と技術資料を提供するだけでなく、Y 社が合格製品を製造することを指導し、Y 社が新薬証書・生産許可書を申請することなどに協力し、かつ最後一期技術譲渡費用 10 万元については、Y 社が新薬証書と製造許可書を取得し、かつ合格製品を製造した後 10 日以内をその支払い要件とすることを約定した。最終的に Y 社が新薬証書と製造許可書を取得することができなかった原因は、D 研究所が Y 社に対して、非真実な技術資料を提供することにより違約し、Y 社は新薬証書と製造許可書を取得することができなくなり、合格製品を製造することもできず、結局、契約目的を実現することができなかったため、Y 社は本案件の技術譲渡契約を解除できる権利を有する。本案件の契約では「D 研究所の技術的原因より、新薬申請が失敗してしまったため、D 研究所は責任が判定された後 10 日以内に、すでに支払われた技術譲渡費用の全額を Y 社に返済しなければならない」と約定している。一審、二審判決において、法院が技術譲渡契約を解除すること、技術譲渡費用を返還することを命じた判決に適用された法律は正確である。D 研究所が Y 社には D 研究所に対する技術譲渡費用の返済を求める権利がないと主張した再審請求について、当法院は支持しない。

上記をまとめると、D 研究所による再審請求は、「中華人民共和國民事訴訟法」第 200 条の規定を満たさないものである。「中華人民共和國民事訴訟法」第 204 条第 1 項の規定に基づき、当法院は以下のとおり裁定を下す。

D 研究所による再審請求を棄却する。

[特許庁委託事業]

中国ライセンスマニュアル

2019年3月

禁無断転載

[発行]

独立行政法人 日本貿易振興機構

北京事務所

知的財産権部

[協力]

北京林達劉知識産権代理事務所

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、2019年2月時点で入手・判明し得たものです。特に2019年3月に改正された技術輸出入管理条例については反映されておりませんので、ご利用に際してはこの点をご留意いただき、同条例含め、最新の法律・法規等をご確認いただいた上、ご活用ください。